

平成 17 年度

予算特別委員会会議録

平成 17 年 3 月 3 日 開 会

平成 17 年 3 月 8 日 閉 会

塩 竈 市 議 会 事 務 局

平成17年度予算特別委員会会議録目次

【平成17年3月3日(木)】... 1日目

委員長互選	4
議案説明(一般会計・特別会計・企業会計)	6
資料要求	
吉川 弘 委員	3 3
今野 恭一 委員	3 3

【平成17年3月4日(金)】... 2日目

質疑

〔一般会計〕

浅野 敏江 委員	4 0
志子田 吉晃 委員	4 9
中川 邦彦 委員	6 2
田中 徳寿 委員	7 3
伊勢 由典 委員	8 6
伊藤 博章 委員	9 8
福島 紀勝 委員	1 1 2

【平成17年3月7日(月)】... 3日目

質疑

〔一般会計〕

曾我 三三 委員	1 2 8
東海林 京子 委員	1 3 8
吉川 弘 委員	1 5 0
菊地 進 委員	1 6 0
小野 絹子 委員	1 7 0
伊藤 栄一 委員	1 8 2
嶺岸 淳一 委員	1 8 6
佐藤 貞夫 委員	1 9 1

【平成17年3月8日(火)】... 4日目

質疑

〔特別会計・企業会計〕

田中徳寿委員	-----	202
浅野敏江委員	-----	210
中川邦彦委員	-----	217
志子田吉晃委員	-----	225
東海林京子委員	-----	234
曾我三三委員	-----	243
伊藤博章委員	-----	250
伊勢由典委員	-----	258
今野恭一委員	-----	267
吉川弘委員	-----	273
菊地進委員	-----	282
小野絹子委員	-----	288
嶺岸淳一委員	-----	297
福島紀勝委員	-----	301
佐藤貞夫委員	-----	309
採決	-----	312

平成17年3月3日（木曜日）

平成17年度予算特別委員会

（第1日目）

平成17年度予算特別委員会第1日目

平成17年3月3日(木曜日)午前10時00分開会

出席委員(22名)

菊地進委員	田中徳寿委員
伊藤栄一委員	志子田吉晃委員
鈴木昭一委員	今野恭一委員
嶺岸淳一委員	浅野敏江委員
吉田住男委員	佐藤貞夫委員
木村吉雄委員	鹿野司委員
志賀直哉委員	香取嗣雄委員
曾我三三委員	中川邦彦委員
小野絹子委員	吉川弘委員
伊勢由典委員	東海林京子委員
福島紀勝委員	伊藤博章委員

欠席委員(1名)

武田悦一委員

(全会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭君	助 役	加藤 慶教君
収入役	田中 一夫君	総務部長	山本 進君
市民生活部長	棟形 均君	健康福祉部長	佐々木 和夫君
産業部長	三浦 一泰君	建設部長	早坂 良一君
総務部次長兼 総務課長	阿部 守雄君	総務部次長兼行財 政改革推進専門監	佐藤 雄一君
危機管理監	芳賀 輝秀君	市民生活部次長兼 環境課長	綿 晋君
健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦 満君	建設部次長兼 建築課長	佐々木 栄一君
総務部 政策課長	渡辺 常幸君	総務部 財政課長	菅原 靖彦君
市民生活部 市民課長	澤田 克巳君	市民生活部 浦戸交通課長	千葉 伸一君
健康福祉部 介護福祉課長	会澤 ゆりみ君	健康福祉部 保険年金課長	木下 彰君
産業部 水産課長	福田 文弘君	産業部 商工観光課長	荒川 和浩君
建設部 都市計画課長	橋元 邦雄君	建設部 下水道事業所長	茂庭 秀久君
総務部総務課長 補佐兼総務係長	佐藤 信彦君	会計課長	大友 誠君
市立病院院長	長嶋 英幸君	市立病院事務部長	小山田 幸雄君
市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜昭君	水道部長	内形 繁夫君
水道部 総務課長	郷古 正夫君	教育委員会教育長	小倉 和憲君
教育委員会教育 次長兼総務課長	伊賀 光男君	教育委員会教育 次長兼生涯学習 センター館長	渡辺 誠一郎君
選挙管理委員会 事務局長	丹野 文雄君	監査委員	高橋 洋一君
監査事務局長	橋内 行雄君		

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間 明 君	事務局 次長	遠藤 和男 君
議事調査係 長	安藤 英治 君	議事調査係 主査	戸枝 幹雄 君

午前10時00分 開会

香取嗣雄議長 ただいまから、平成17年度予算特別委員会を開会いたします。

本日、欠席の通告がありましたのは、武田悦一君の1名であります。

本日は、正副委員長の互選と予算審議をお願いいたします。

それでは、臨時委員長を年長者である鹿野 司委員をお願いいたします。

臨時委員長と交代をいたします。よろしくお願いいたします。

鹿野臨時委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、年長のゆえをもちまして私が臨時委員長の職務を行います。

委員長が選出されるまでの間、議事をとらせていただきます。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りをいたします。嶺岸委員。

嶺岸委員 正副委員長の選任については、臨時委員長のご指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。以上でございます。

鹿野臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたいとの発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鹿野臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選についてはさよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、今野恭一委員、吉田佳男委員、佐藤貞夫委員、吉川 弘委員、福島紀勝委員、以上5名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時36分 再開

鹿野臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より選考結果のご報告をお願いいたします。佐藤貞夫委員。

佐藤委員 先ほど別室におきまして、5名による選考委員で十分慎重に検討いたしました。そ

の過程の中では、女性の正副委員長の互選も必要ではないかという意見もありまして、いろいろ協議をしたわけでございますが、そこで女性はなかなか出てこないということで、慎重に選考した結果、本特別委員会の委員長には木村吉雄委員、副委員長には志賀直哉委員を推選することに決定いたしましたので、皆様のご了解をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

鹿野臨時委員長 ただいま佐藤委員のご報告のとおり、委員長には木村吉雄君、副委員長には志賀直哉君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鹿野臨時委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、木村吉雄委員長のごあいさつをお願いいたします。

木村委員長 平成17年度予算特別委員会の委員長に就任いたしました。一言、申し述べさせていただきます。

まずもって、皆さんの推挙のもと、浅学非才な私が委員長に選ばれたことを感謝申し上げます。

さて、平成17年度の予算は、一般会計180億8,920万円を初めとし、10の特別会計、二つの企業会計、合わせますと439億6,326万2,000円の総予算額でございます。

審査に当たりましては、市民の生活向上はもとより、各委員の活発な議論がなされると思いますが、志賀副委員長ともども4日間最後まで頑張りますので、よろしくお願いたします。(拍手)

鹿野臨時委員長 次に、志賀直哉副委員長の就任のごあいさつをお願いいたします。

志賀副委員長 ただいま予算特別副委員長に選任されました志賀でございます。

木村さんは私の学校の先輩でもございますし、委員長を補佐して厳しい17年度予算案に向けて皆様の慎重審査を続けたいと思いますので、どうぞ最後までご協力のほどよろしくお願したいと思います。どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

鹿野臨時委員長 それでは、委員長と交代をいたします。よろしくお願いたします。

木村委員長 これより平成17年度各会計の審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第16号ないし第39号の24件であります。

それでは、まず平成17年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまい

ります。

日程については、3月3日、4日、7日、8日の4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は3月3日、4日、7日、8日の4日間とすることに決定いたしました。

なお、本特別委員会は、委員会条例第18条の規定により公開制とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本委員会を公開制とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず最初に市当局から説明を求め、次に、さきに配付しました予算特別委員会審査区分表の順序に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。

なお、説明はポイントをつかんで要領よく簡明をお願いいたします。阿部総務部次長。

阿部総務課長 それでは、私の方から、議案第23号「塩竈市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の内容についてご説明いたします。

番号2の平成17年第1回塩竈市議会定例会議案の16ページ、あわせまして資料番号13の第1回市議会定例会議案資料の14ページ目をお開き願います。

まず、資料の14ページの方からご説明申し上げます。

まず、1番目には、条例設置の目的を掲げておりますが、地方公務員法の改正に伴いまして、地方公共団体における人事行政などの運営状況を広く市民に公表することで公平性・透明性を高めることを目的としたものでありまして、法律でその取り扱いを義務づけされたところでございます。

次に、2番目には、公表までの流れを記載しております。任命権者、具体的には職員の任免や懲戒などの権限を有する地方公共団体の長、また議会の議長、教育委員会、地方公営企業管理者などでありまして、任用や給与など前年度の状況報告を義務づけるものでございます。

また、公平委員会では措置要求の状況、また不服申し立ての状況を毎年7月末までに市長のもとに報告を行わせるものでありまして、市長は報告を取りまとめの上、毎年11月末までに市民に公表するものでございます。公表の方法としましては広報誌に掲載すること、また掲示・閲覧する方法、ホームページなどインターネットを活用することを予定しております。

3番目には、公表の項目を記載しております。従来も給与と定員管理については、昭和56年の事務次官通達によりまして公表を行ってきておりましたが、毎年11月の広報、ホームページを通して実施してきたところでございます。今回は新たに8項目を表示しておりますが、従来の任免や職員数、また給与のほかに勤務時間、また休暇などの勤務条件、あるいは分限処分や懲戒処分、また服務・研修・福利厚生制度など。また、その他といたしましては職員の再就職状況などが公表の項目になっております。

条例案の方では8条で構成されておりますが、ただいま説明いたしました報告の時期、また報告事項、公表の時期、公表の方法を定めておりますが、具体的な公表形態、様式などについては、国・県へ提出する調査表様式の内容をアレンジしながら今後取り組むことになると考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 それでは、私からは議案第24号「塩竈市住民基本台帳カード利用条例」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料 同様の 2 定例会議案、そして議案資料 13 定例会議案資料その2をご用意願います。

まず、資料番号 2の18ページ、19ページをお開き願います。

本条例につきましては、平成18年度の導入に向けまして準備を進めております証明書の自動交付機におきまして、塩竈市住民基本台帳カード、通称「住基カード」と申しますが、それを利用できるようにするために、住民基本台帳法の規定に基づきまして新たな条例の制定をしようとするものであります。

条例の概要でございますが、ここに規定のとおり、条例の第1条に趣旨あるいは利用目的、利用手続等、全体で5条からなっております。

それでは、補足する資料といたしまして、恐れ入りますが資料番号 13、定例会議案資料(その2)の15ページをお開き願います。

まず、住民基本台帳カードについてでございますが、平成15年8月から希望する住民の方々に交付している状況でございます。このカードによりまして住民票の広域交付、あるいは写真付の場合は公的な身分証明書としてもご利用いただいている状況になっております。資料の2番目に目的が記載されておりますけれども、このカードを今回多目的に利用いただきまして、さらなる窓口の利便性の向上を図ろうとするものでございます。

なお、参考といたしまして住民基本台帳法の関係条文と、あと自動交付機で使用できるカード、あるいは交付できる証明書の種類などについても記載いたしておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 それでは私から、議案第25号「塩竈市デイサービスセンター条例を廃止する条例」についてご説明いたします。

定例会議案2の20ページ及び資料13の16ページをお開き願います。資料の方に沿って説明いたします。

16ページ上段に各デイサービスセンターの建設内容を記載しております。

現在、清水沢デイサービスセンターは千賀の浦福祉会に、北浜デイサービスセンターは社会福祉協議会に利用料金法で業務委託しております。

このたび平成12年3月に当時の厚生省から出されました「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担金に係る財産処分承認手続の簡素化について」という通知に基づき、清水沢及び北浜デイサービスセンターと一体的構造である在宅介護支援センターの施設について、業務委託している各社会福祉法人へ無償譲渡を行うことに伴い、当該条例を廃止しようとするものでございます。昨年11月、宮城県に申請を行い、12月21日付で譲渡することに対する承認を受けております。また、県に対しても建設の際、財政融資資金を受けておりますので、同じく11月、譲渡の承認を受けるための報告を行っております。昨年12月、両事業所に譲渡の協議を行い、ことし2月、それぞれ承諾する旨、回答を得ております。今後、本市財産条例に基づいて所要の手続を行い、4月1日付をもって譲渡するため、「塩竈市デイサービスセンター条例を廃止する条例」を提案するものでございます。

また、デイサービスセンターと一体的構造である在宅介護支援センターについても所有が変わりますので、議案第19号により「塩竈市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例」

を提案しているものでございます。

なお、両施設の土地については国の指導もあり今後とも市有地であるため、他の民間事業者との公平性を図る必要から有償による貸与として、その貸付料を財政融資資金の償還財源に充てていく予定でございます。

以上、よろしくご審議願います。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 それでは、財政課から平成17年度当初予算について、一般会計を中心にその概要をご説明申し上げます。

資料 13をご用意願います。17ページをお開き願います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。

平成17年度の一般会計当初予算総額は180億8,920万円、これを前年度と比較いたしますと26億9,080万円、率にいたしまして12.9%の減でございます。前年度の予算には減税補てん借換債11億1,760万円が含まれておりますので、この額を除いた実質的な予算額であります196億6,240万円と比較いたしますと、8.0%の減となるものでございます。歳出全般にわたる見直しにより、大幅な減額となっております。

次に、特別会計につきましては、10の特別会計の予算総額は201億3,458万1,000円、前年度と比較いたしますと1億1,458万1,000円、0.6%の増となっております。

一般会計、特別会計を合わせました総額は382億2,378万1,000円、前年度と比較いたしますと25億7,621万9,000円、6.3%の減となっております。

18、19ページをお開き願います。

一般会計、歳入についての対前年度比較表でございます。主な特徴点についてご説明申し上げます。

費目1の市税は、地価の下落による固定資産税などの減少などから、前年度を2,708万8,000円下回る60億1,631万2,000円と見ております。

費目2の地方譲与税ですが、三位一体の改革に伴う所得譲与税の増額などにより、1億3,500万円の増を見込んでおります。

費目10の地方交付税は、2億2,500万円増の53億4,500万円を計上しております。

費目14の国庫支出金については、越の浦春日線など建設事業に伴う国庫補助金が事業の縮小により減額となったことや、三位一体の改革に伴い国庫補助負担金が廃止、縮小されたことなどにより、6億5,674万7,000円の減となっております。

費目15の県支出金でございますが、三位一体の改革に伴い、国民健康保険基盤安定制度に係る国庫補助金が本年度から県補助金として歳入されることになったことなどによりまして、8,127万円の増となっております。

市税等の減少傾向や歳出面では扶助費が増大するなどの財政状況から、大幅な収入不足が生じております。このため、費目16の財産収入、費目18の繰入金により補てんをしております。

費目21の市債につきましては、建設事業を厳選したことや臨時財政対策債が減少したこと、また前年度の市債に減税補てん借換債を計上していたことなどにより、18億40万円の大幅な減となっております。

次に、20、21ページをお開き願います。

一般会計の歳出につきまして、目的別に前年度と比較したものでございます。詳細につきましては予算説明書によりご説明申し上げますので、ここでは省略させていただきます。

22、23ページをお開き願います。

一般会計の歳出を性質別に分類し、前年度と比較したものでございます。

主な特徴点を申し上げます。

費目1の人件費は、前年度と比較いたしますと2億1,064万4,000円の増となっておりますが、これは宮城県市町村職員退職手当組合への加入により、本年度では人件費に組合負担金5億409万1,000円を計上していることなどによるものでございます。

費目2の物件費は、ワークシェアリング対策事業、身体障害者支援費制度事業、保育所や清掃工場の管理運営費に係る物件費などを計上してございます。

費目3の維持補修費につきましては、道路や市営住宅、小・中学校施設などの修繕費や補修費を計上しております。

費目4の扶助費であります。前年度と比較いたしますと1億3,310万8,000円の増でございます。これは景気の低迷などから生活保護費が増加していること、ひまわり保育園の認可に伴い市立保育園運営費が増加していることなどによるものでございます。

費目5の補助費等ですが、中小企業振興資金融資制度に係る信用保証料補給金、塩竈地区消

防事務組合、環境組合への負担金などが主なものでございます。

費目6の普通建設事業は、前年度から10億5,756万2,000円の大幅な減となっております。これは、これまでの大規模事業でありました越の浦春日線及び下馬春日線整備事業が完了時期を迎えていることや事業の厳選によるものでございます。

費目9の積立金は、前年度から4億5,473万6,000円の減となっております。このうちマイナス4億5,000万円は、退職手当組合への加入により基金への積み立てを本年度から要しなくなったということによるものでございます。

費目11の貸付金は、中小企業振興のための預託金や老人保健施設の整備資金貸付金などを計上しております。

費目12の繰出金は、前年度から2億4,330万円の減となっております。給付費の増加しております老人保健会計や介護保険会計、事業が本格化しております区画整理会計への繰出金が増加いたしました。が、資本費平準化債を活用した下水道会計や公共用地先行取得債の償還期間を終えました公共用地先行取得会計などへの繰出金が減少しております。

以上、歳入歳出予算の概略を説明申し上げましたが、平成17年度当初予算は各部への枠配分方式の継続やメリットシステムを導入するなど新たな取り組みを行いながら経費の節減に努め、事業の厳選と予算の重点配分に努めました。しかし、市税の減少傾向が続いていることに加え、三位一体の改革による前年度の交付税等の圧縮の影響が本年度にも及んでいること、また少子高齢化の進行の中で扶助費や繰出金が増大していることなど極めて困難な財政環境から、財源補てんのために財産売却収入や基金からの繰入金を計上して対応せざるを得ず、またその基金も底をつきつつあるという大変厳しい予算編成となっております。

24ページをお開き願います。

平成17年度一般会計の投資的経費の内訳一覧表であります。前段でご説明申し上げました普通建設事業の詳細でございます。交通安全施設整備工事外18件を計上してございますので、ご参照願います。

次に、平成17年度一般会計予算案の概要をご説明申し上げます。議案資料9をご用意願います。

1ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を180億8,920万円と定めております。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第4条一時借入金でございますが、前年度と同様の35億円と設定しております。

第5条は、人件費の各項間の流用について規定しております。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為の内容でございますが、土地開発公社に対する債務保証外12件の債務負担行為を設定しております。一番下段をごらん願います。退職手当組合加入により、本年度から平成21年度までの5カ年間で加入に伴う一時負担金を支出することになりますので、そのための債務負担行為を設定しております。

第3表地方債でございますが、道路新設改良事業外8件の地方債を設定しております。

次に、平成17年度一般会計予算説明書についてご説明申し上げます。議案資料10をご用意願います。

1ページ、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。歳入につきまして、款別に前年度と比較しております。

3ページをお開き願います。

歳出につきまして、款別に前年度と比較したものでございます。

次に、これらの内容につきましてご説明申し上げます。

6、7ページをお開き願います。

第2款地方譲与税は、前年度から1億3,500万円増の3億8,500万円を計上しております。これは所得譲与税について、三位一体の改革に伴い1億1,300万円の増を見込んでいることなどによるものでございます。

8、9ページをお開き願います。

第10款地方交付税は、前年度から2億2,500万円増の53億4,500万円と見込んでおります。交付税の一部が臨時財政対策債に振りかわっておりますので、前年度との比較は交付税と臨時財政対策債の合計で行う必要がございます。本年度の臨時財政対策債は前年度から2億1,340万円の減でありますので、合わせて見ますと1,160万円の増と、合計ではほぼ同額の計上となるものでございます。

12、13ページをお開き願います。

第14款国庫支出金は17億380万3,000円と、前年度から6億5,674万7,000円減少しております。減少要因といたしましては、建設事業の越の浦春日線、下馬

春日線などの事業費の減によるもの及び三位一体の改革によるものでございます。

16、17ページをお開き願います。

第15款県支出金は、前年度と比較し8,127万円の増となっております。これは、三位一体の改革に伴い国民健康保険基盤安定制度に係る国庫負担金が県負担金として歳入されることなどによるものでございます。

22、23ページをお開き願います。

第16款財産収入、3億2,107万円でございますが、収入不足を補てんするため、財源対策といたしまして2項財産売払収入に土地売払収入1億円、また市で保有しております有価証券の売払収入として物品売払収入2億円を計上しております。

24、25ページをお開き願います。

第18款繰入金でございますが、財源対策として財政調整基金から2億円、市債管理基金から1,800万円、ミナト塩竈まちづくり基金から2億5,000万円の繰り入れを行っております。

28、29ページをお開き願います。

第21款市債は、前年度と比較いたしまして18億40万円の減でございます。本年度に市債を充当する主な事業ですが、越の浦春日線整備事業、老人保健施設整備費貸付金、清掃工場改良事業、中倉埋立処分場整備事業などでございます。また、臨時財政対策債は2億1,340万円の減となっております。事業費及び臨時財政対策債が減少したことに加えまして、前年度に減税補てん借換債を計上していたことから大幅な減少となっているものでございます。

次に、歳出について、主要事業を中心に説明申し上げます。

34、35ページをお開き願います。

まず、2款総務費19億9,785万3,000円でございますが、主なるものをご説明申し上げます。説明の方は主に右側のページにあります事業内訳欄及び説明欄で申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、1項1目一般管理費の事業内訳欄をごらん願います。下から2番目にワークシェアリング対策事業費961万7,000円を計上しております。同じページになりますが、3節職員手当等の欄の説明欄をごらんいただきたいと思います。中段から少し下ほどでございますけれども、退職手当5億409万1,000円を計上しております。これは、退職手当組合に

対する負担金を本年度から計上しているという内容でございます。

次に、40、41ページをお開き願います。

7目企画費の事業内訳欄をごらん願います。内訳欄の中ほどに、市民との協働によるまちづくり事業34万5,000円を計上しております。これは、市民主体のまちづくりに向けて各種講座の開催や関係団体のネットワークづくりを行うものでございます。

42、43ページをお開き願います。

事業内訳欄の(仮称)市民活動支援センター整備事業費250万円でございますが、市民活動に関する情報の提供や団体相互の交流を支援するため、既存施設を活用しながら開設に向けた準備を進めるものでございます。

56、57ページをお開き願います。

2目統計調査費でございますが、国委託統制調査費3,234万円を計上しております。これは、平成17年度国勢調査などに要する経費でございます。

62、63ページをお開き願います。

3款民生費53億604万9,000円、前年度と比較いたしまして2億8,835万9,000円増加しております。これは、国民健康保険会計等への繰出金の増加と市立保育園運営費並びに生活保護費の増によるものでございます。

66、67ページをお開き願います。

21節貸付金に5,000万円を計上しております。これは、市内の社会福祉法人で建設をいたします居住機能と福祉機能をあわせ持った施設でございますケアハウスの整備資金貸付を行おうとするものでございます。

70、71ページをお開き願います。

8目身体障害者福祉費、事業内訳欄の下から2番目になります。重度障害者移送費等助成事業費1,921万4,000円でございますが、これまでの障害者福祉タクシー助成事業の対象者を拡大するとともに、タクシー券助成と自動車燃料費の助成のいずれかを選択可能とし、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

74、75ページをお開き願います。

2項1目児童福祉総務費のうち、事業内訳欄の中ほどになります。認可外保育施設に対する助成費105万3,000円でございますが、これは待機児童ゼロに向けた取り組みの一環として認可外保育施設及び事業所内保育施設に対し助成し、地域の多様な主体による保育の受け

皿整備を促進するものでございます。また、下段にございますファミリーサポートセンター運営事業費652万5,000円は、市民相互の育児についての援助活動のコーディネートを行うためのアドバイザーの配置や登録会員の研修費等を計上してございます。

76、77ページをお開き願います。

2目児童措置費8億7,864万3,000円ですが、前年度から7,258万9,000円の増となっております。この主なる増要因ですが、事業内訳欄の3段目に私立保育園運営事業費3億5,358万5,000円を計上しております。本年4月に保育定員60名で開園いたします塩竈ひまわり保育園の運営費の計上によりまして、前年度から7,640万6,000円の増となっております。

78、79ページをお開き願います。

4目保育所費の事業内訳欄の3段目になります。保育所建設費1,855万5,000円によりまして、清水沢、新浜町、東部の3保育所の耐震補強工事などを行うとともに、下から2段目になりますが保育所耐震診断調査委託事業費90万円によりまして、南部、香津町各保育所の耐震診断調査を行ってまいります。また、病後児保育事業費407万8,000円により病気の回復期にあります児童の居宅に看護師等を派遣し、一時的な預かり保育を行ってまいります。

86、87ページをお開き願います。

4款衛生費17億3,496万8,000円を計上してございます。

1項1目保健衛生総務費の事業内訳欄をごらん願います。3段目に老人健康対策事業費として1億4,598万9,000円を計上してございます。これは、法に基づく健康対策としての肝炎ウイルス検診、各種がん検診などを計上しているものでございますが、本年度は乳がん検診事業に診断制度の高いマンモグラフィを導入するとともに、前立腺がん検診を新たに行ってまいります。

98、99ページをお開き願います。

3目清掃施設費2億5,381万8,000円は、前年度と比較し1億6,929万5,000円の増となっております。これは、中倉埋立処分場の延命化を図るため、焼却可能なプラスチックごみなどを焼却処理するための清掃工場改良工事費6,233万2,000円でございますが、それから埋立処分場に破砕処理機を整備するための備品購入費6,000万円を計上していることなどによるものでございます。

106、107ページをお開き願います。

5款労働費4,504万円でございますが、21節貸付金に労働福祉対策融資事業といたしまして勤労者生活安定資金預託金などを計上してございます。

108、109ページをお開き願います。

6款農林水産業費3億6,394万7,000円でございますが、主なる事業といたしましては1項3目農業振興費の事業内訳欄をごらんいただきたいと思っております。松くい虫対策事業1,998万2,000円を計上してございます。

並びに112、113ページをお開き願います。

2目水産業振興費19節負担金補助及び交付金の説明欄でございますが、水産加工業活性化支援補助金として285万円、21節貸付金といたしまして宮城県信用漁業協同組合連合会預託金1億5,000万円。

並びに114、115ページをお開き願います。

3目浅海漁業振興費、塩竈市浅海漁業振興支援事業補助金300万円などを計上してございます。

116、117ページをお開き願います。

7款商工費3億9,494万6,000円でございますが、その主なるものといたしましては、2目商工振興費の事業内訳欄の2段目でございます、中小企業の経営安定及び育成のため中小企業対策融資事業費2億9,000万円などを計上してございます。また、商業活性化のために繁盛店のモデルケースを創出することを目指しまして、商人塾継続のため19節負担金補助及び交付金の説明欄、下段でございますが、商人塾事業費補助金48万円を計上してございます。

122、123ページをお開き願います。

8款土木費29億4,207万1,000円につきまして、主なる事業を中心にご説明申し上げます。

1項1目土木総務費でございますが、一般住宅などの地震対策を促進するため、13節の委託料に木造住宅耐震診断等委託料を計上して耐震診断士を派遣するとともに、19節に生け垣・板塀等設置補助金などを計上いたしまして、危険なブロック塀などを除去するとともに、生け垣等の設置や耐震改修工事を促進するための助成をしております。

128、129ページをお開き願います。

3目道路新設改良費の事業内訳欄に市道整備事業費3,120万円を計上し、藤倉庚塚線などを整備してまいります。

4項1目港湾管理費の事業内訳欄、3段目でございますが、ヴェネツィア計画推進事業費20万円を計上し、本市の資源を生かしたまちづくりを目指す塩竈ヴェネツィア計画に沿いました市民や地元団体の取り組みを支援してまいります。

138、139ページをお開き願います。

2目公営住宅建設費6,160万円は、梅の宮住宅建設事業でございます。第2期施工期間の初年度といたしまして、12戸を配置する住宅棟などの建設に着手してまいります。

140、141ページをお開き願います。

9款消防費は、7億371万4,000円を計上してございます。その主なるものとしたしましては、142、143ページをお開き願います。

143ページの下段になります18節備品購入費に備蓄用備品738万5,000円を計上し、避難生活に必要な食料などの備蓄倉庫を整備するとともに、19節の説明欄4段目になります自主防災組織育成補助金を計上いたしまして、市民の皆様みずからが災害時に安全確保を図られるよう支援してまいります。

144、145ページをお開き願います。

10款教育費17億8,183万6,000円でございます。その主なるものでございますが、1項2目事務局の事業内訳欄の下段にカメイ子供の夢づくり基金を活用した事業といたしまして、カメイ文庫整備事業費440万円及び感動支援プロジェクト事業費360万円を計上しております。また、小学校低学年児童の学校生活への適応を支援するため、7節の賃金になります。説明欄2段目でございますが、パート賃金500万円を計上し各小学校に教員補助者を配置してまいります。

148、149ページをお開き願います。

2項1目小学校管理費の事業内訳欄下段をごらん願います。小学校耐震診断調査委託事業費2,100万円によりまして、第一小学校と第二小学校の耐震診断調査を実施してまいります。あわせまして小学校の耐震補強事業費800万円を計上し、小学校施設の耐震補強工事に向けた設計などを行ってまいります。

156、157ページをお開き願います。

4項1目社会教育総務費の事業内訳欄をごらん願います。下段になりますが、「塩竈学」ま

ちづくり学習事業費60万8,000円を計上しております。ふるさとの自然、歴史、文化への理解を深める各種講座やシンポジウムを開催するとともに、子供たちを対象に身近な地域の資源を活用した体験学習などを実施してまいります。

178、179ページをお開き願います。

12款公債費24億2,287万6,000円、前年度と比較いたしまして11億4,620万1,000円の減でございます。これは前年度に借換債11億1,760万円を元金償還金として計上していたことによるものでございます。

180、181ページをお開き願います。

13款諸支出金1億4,336万2,000円、前年度と比較して1億9,950万9,000円の減でございます。これは、公共用地先行取得事業会計で償還しておりました先行取得債の償還期間が前年度で終了しておりますので、当該会計の繰出金が減少したことによるものでございます。

184ページ以降につきましては、債務負担行為、地方債現在高、給与費明細に関する調書でございますので、ご参照願います。

一般会計の説明につきましては以上でございます。

木村委員長 千葉浦戸交通課長。

千葉浦戸交通課長 私からは、交通事業特別会計予算について、資料 10の予算説明書で説明申し上げます。

資料の195、196ページをお開き願います。

歳入歳出予算の合計欄ですが、歳入歳出同額の2億3,250万円で、前年度と比較しまして1,750万円の減で計上させていただいております。

次に、199、200ページをお開き願います。

説明の都合上、初めに歳出予算から説明させていただきます。

1款1項1目総務管理費であります。1億7,285万1,000円を計上しております。その主なものとしては、職員の給与や事務所運営費などありますが、平成16年度における甲板員の一部パート化などにより人件費の削減が図られ、平成17年度は2,445万3,000円を減額して計上しております。

次に、201、202ページをお開き願います。

2目運航費として3,811万8,000円を計上しております。運航に必要な燃料や船舶

検査に要する工事費などではありますが、対前年度比較で676万4,000円の増額となっております。その主な要因は、燃料費の値上がりによる増と、船舶検査で5年に1回の定期検査を迎える船舶2隻分の工事費の増によるものとなっております。

続きまして、203、204ページをお開き願います。

2款1項公債費は、元金・利子合わせて2,153万1,000円を計上しております。これは平成8年に建造した「みしお」の償還分となっております。

次に、戻りますが、197、198ページをお開き願います。

歳入予算についてご説明いたします。

1款1項1目離島定期航路収入であります。8,913万8,000円を見込んでおります。その主な収入としては右側の説明欄に記載してありますので、後でご参照いただければと思います。

また、3款1項1目では、一般会計繰入金として1億4,336万1,000円と、対前年度比較で1,291万円を減額して計上させていただいております。

以上で私からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 それでは、国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

同じ資料の211ページ、212ページをお開きをお願いいたします。

まず、212ページ、歳出についてご説明をいたします。

2款保険給付費につきましては37億6,701万8,000円、前年度に比較いたしまして2億1,730万4,000円、6.1%の増で計上しております。

3款老人保健拠出金につきましては10億1,793万4,000円、前年度に比較いたしまして1億4,148万円の減となっております。これは、老人保健適用年齢の引き上げと平成15年度分の精算分が減少したことによるものでございます。

次に、211ページ、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、12月の議会でお認めをいただきました平成17年度医療分の税率改定に基づきまして19億5,142万4,000円、前年度に比較いたしまして3,665万円増として計上しております。

5款県支出金につきましては、前年度に比較いたしまして9,800万2,000円の減と

なっております。これは、前年度当初予算におきまして歳入歳出均衡を保つことから、県広域化等支援基金支出金として1億円の借り入れを計上してはりましたが、今年度につきましては借入金を計上せずに収支均衡を図ろうとするものでございます。

8款繰入金につきましては3億5,698万円、前年度に比較いたしまして1億4,929万6,000円増として計上しております。これは、平成17年度税率改定によりまして保険税の軽減措置が拡大されることによりまして、公費負担が増加することによるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ53億5,380万円、前年度に比較いたしまして1億3,780万円の増として計上させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

木村委員長 福田水産課長。

福田水産課長 それでは、私からは、議案第30号「魚市場事業特別会計予算」につきましてご説明させていただきます。

同じく資料 10の244、245ページをお開きいただきます。

歳入といたしまして、第1款使用料手数料では130億円の水揚げ相当の魚市場使用料、さらに昨年改定させていただきました入場車輛の許可証手数料など8,881万9,000円、さらに第4款一般会計からはルール分のみの繰入金といたしまして4,321万9,000円、第5款諸収入といたしまして1,719万4,000円を計上してございます。

次に、248、249ページをお開きいただきます。

歳出でございますが、まず第1款では市場費1億4,457万4,000円を計上してございます。内容は、説明欄にございますように人件費、光熱水費、各種委託料、次の250、251ページになりますが、工事請負費等でございます。

続きまして、252、253ページをお開きいただきたいと思います。

第2款公債費でございます。542万6,000円を計上してございます。今年度が償還最終年度になります。

次、242、243ページにお戻りいただきたいと思います。

以上、経費の削減等によりまして、歳入歳出総額を前年度よりも1,500万円減額の1億5,000万円とさせていただこうとするものでございます。昨年は、水揚げ金額が100億円回復しましたが、漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございます。業界とともに

水揚げ増に取り組みまして、会計の健全化にさらに努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。以上です。

木村委員長 茂庭下水道事業所長。

茂庭下水道事業所長 それでは私から、下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

お手元の議案資料10番の267、268ページをお開きください。

説明の都合上、歳出の方からご説明させていただきます。

1款総務費でございます。本年度は6億6,999万6,000円、前年度比マイナス399万2,000円でございます。その主なものは268ページ、事業内訳欄に記載しておりますが、職員人件費1億9,011万2,000円、一般管理費、施設の維持管理費等でございますが4億7,838万3,000円を計上しております。このうち、歳出に占める割合の高いものは270ページ、仙塩流域下水道維持管理負担金2億5,882万4,000円であります。

1款2項には水洗化普及費150万1,000円を計上しておりますが、これは改造資金融資に伴います利子補給金であります。

次に、2款建設事業費でございますが、次ページ以降になりますが、資料番号13番をご用意いたします。34、35ページ、一番最後のページでございます。

34ページには、2款建設事業費のうち補助事業と単独事業に分けましてそれぞれ記載してございます。表の から の通し番号と35ページの1図に載せました番号は整合しておりますので、ご参照いただきます。

工事の主なものをご紹介しますと、昨年からの継続であります杉の入汚水枝線、マンホールポンプからの口径100ミリ圧送管約200メートルでございます。引き続き、貞山地区でも汚水整備を予定しております。延長は50メートルでございます。松陽台汚水枝線改築は管の改修工事で、約2,000メートルを予定しております。中央第3貯留管は、港町地区の浸水被害の防止を目的に平成16年度からの継続として計上させていただきました。総延長は150メートルを予定しております。資料に記載しております口径2,400ミリは、認可計画上の断面でありまして、実施に当たりましては矩形断面1,500ミリ×3,000ミリに変更させていただいております。その次が藤倉汚水放流幹線、これは藤倉雨水ポンプ場からの排水を受け持つ幹線で、漁港区域内に排水しようとするものであります。その次が、中央ポンプ場の除じん機設置と耐震補強をあわせて行おうとするものであります。新浜町雨水枝線につき

ましては、平成12年度に完成しました新浜公園調整池に、加工団地処理場西側からの雨水の流入を図ろうとするものであります。600×600の側溝で、延長約100メートルを計上させていただいております。牛生雨水幹線につきましては、種々埋設物の移設が終わり次第着工してまいります。その下段でございますが、雨水情報システムの更新は平成6年度に構築しました一連のシステムの更新を行い、市民の方々に水位情報の提供を行おうとするものであります。その下の下水道貯留浸透施設に関しましては、例年どおりの事業費で約9,000万円の事業を実施してまいります。

単独事業につきましては右側にまとめたとおりでありますので、それぞれの箇所につきまして予定工事の番号の箇所をご参照願います。

2款の建設事業費については以上でありますので、再度10番の273、274ページをお開き願います。

第3款公債費であります。本年度予算は25億1,300万4,000円であります。対前年度費で5,399万2,000円の増額となっておりますが、内訳といたしましては元金返済が6,551万7,000円の増、それから利子額で1,152万5,000円の減額となりまして、また今年度につきましても平準化債4億2,990万円の借り入れを予定してあるものでございます。

最後に、歳入についてご説明いたします。

戻りまして、263、264ページをお開き願います。

歳入の第1款は分担金及び負担金であります。4,671万円を計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料であります。今年度は、使用料につきましては前年度より2,173万5,000円増額の11億1,478万9,000円を計上しております。

第3款につきましては、国庫支出金であります。264ページの説明欄に記載しましたとおり、2分の1補助の一般分で8億円、それから都市水環境整備下水道事業費補助金で事業費ベースで9,000万円でございますので、4億円の補助金と3,000万円の補助金を合計しまして4億3,000万円を計上しております。

第4款は繰入金であります。これも前年よりも3億9,336万円3,000円減額の16億4,920万6,000円の計上となっております。

第5款諸収入につきましては、内訳は説明欄をご参照願います。

第6款市債でございますが、歳出の2款の財源といたしまして10億8,850万円、これ

は266ページ説明欄に記載したとおりであります。

次が、昨年に引き続き導入いたしました平準化債でございます、今年度は額で4億2,990万円と計算されましたので、同額を計上させていただいております。

それから、275ページ以降につきましては、地方債の前年度残額、それから債務負担行為残の限度額、また職員給与等の資料は277ページ以降に記載させていただきました。

下水道事業所からは以上であります。

木村委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 それでは、議案第32号「公共駐車場事業特別会計予算」について説明させていただきます。

同じく予算説明書、284、285ページをお開き願います。

歳入についてでございますが、第1款使用料及び手数料、駐車場使用料といたしまして1,230万円。

第2款諸収入といたしまして20万円。これは、昨年11月より設置した自動販売機設置料でございます。

第3款繰入金、一般会計繰入金といたしまして400万円を計上してございます。

続きまして、歳入でございますが、286、287ページをお開き願います。（「歳出」の声あり）ああ、歳出でございます。はい。

第1款事業費、駐車場管理費といたしまして1,643万円。

続きまして、288、289ページをお開き願います。

第2款公債費といたしまして7万円となっております。

282、283ページにお戻りいただきまして、歳入歳出予算の総額を前年度より350万円を増額させていただこうとするものでございます。増額の主な要因は、現在設置している自動料金精算機等の更新に基づく経費でございます。現在の自動料金精算機につきましては、設置後10年以上経過しておりまして機能の老朽化が著しく、硬貨の詰まり等により利用者にご不便をかけているほか、現在の500円硬貨にも対応しておらず、また昨年11月に新紙幣が発行され、国の紙幣偽造防止対策等の関係から新紙幣の市中への出回りが早く、利用者の利便性の観点から公共駐車場におきましても対応が急がれている状況でございます。

歳出面におきましても管理経費の節減に努め、歳入につきましても昨年の12月よりスタートいたしました「とくとくホリデープラン500」を初め、今後とも利用者拡大に努めてまい

りますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 続きまして、議案第33号「老人保健医療事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

同じ資料の290ページ、291ページをお開きをお願い致します。

まず、291ページ、歳出からご説明いたします。

2款医療諸費につきましては56億8,509万9,000円、前年度に比較いたしまして8,094万7,000円減として計上しております。これは、平成14年10月の医療制度改正によりまして、老人医療適用年齢が70歳から75歳に引き上げられたことによるものでございます。

次に、290ページ、歳入についてご説明をいたします。

老人医療費につきましては一定の負担割合が定められておりますので、1款支払基金交付金、2款国庫支出金、3款県支出金、4款繰入金、それぞれの負担ルールに基づきまして計上してございます。負担割合につきましては、9月までの上期が支払基金が58%、公費が42%、10月からの下期につきましては支払基金が54%、公費が46%となります。そのうち、公費の負担割合につきましては、国・県・市がそれぞれ4対1対1の割合で負担するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ57億350万円計上させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

木村委員長 福田水産課長。

福田水産課長 私から、議案第34号「漁業集落排水事業特別会計予算」について説明いたします。

同じく資料 10の306、307ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてでございますが、接続が終了しておりますので、第2款使用料及び手数料288万3,000円、第3款繰入金、一般会計からの繰入金2,261万3,000円を中心に計上してございます。使用料が落ちておりますのは、浦戸二小の削減分でございます。

続きまして、歳出でございますが、308、309ページをお開きいただきます。

第1款総務費として、施設の維持管理に係る経費682万4,000円。

続きまして、310、311ページをお開きいただきます。

公債費といたしまして1,867万6,000円となっております。

304,305ページにお戻りいただきまして、この会計につきましても経費の削減等に努めました。その他で歳入歳出総額など前年度と比較しまして150万円減額の2,550万円にさせていただこうとするものでございます。

現在、公債費の償還もピークを越しました。今後も維持管理に万全を期しまして、さらに経費の削減等にも努めまして努力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 それでは、議案第35号「平成17年度公共用地先行取得事業特別会計」につきましてご説明申し上げます。

同じく資料 10の314、315ページをお開き願います。

本会計は、公共用地先行取得事業債を借り入れた場合に伴います会計処理及び土地開発基金に關します会計処理を行うために設けているものでございます。

公共用地先行取得事業債につきましては、前年度までに償還を終了しておりますので、本年度は土地開発基金の会計処理のみの計上となります。基金から生じる利子収入と当該利子の積立金を計上しております。

歳入歳出総額それぞれ8万1,000円を計上しております。

以上でございます。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 介護保険事業特別会計予算について説明いたします。

資料 10の324ないし325ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計の事項別明細書でございますが、歳入歳出総額33億5,490万円で、前年の30億1,200万円と比較しますと11.4%の伸びになっております。

次に、説明の関係で歳出から説明させていただきます。

330ページ、331ページをお開き願います。

第1款総務費につきましては6,435万5,000円で、前年比8.18%の減でございます。

332、333ページ、第1款4項1目の推進委員会費でございますが、介護保険高齢者福祉推進委員会にかかわる経費でございます。平成17年度は第3期介護保険事業高齢者保険福

社計画を策定してまいりますので、34万7,000円の増となっております。主に委員報酬でございます。

334、335ページをお開き願います。

第2款介護給付費は32億7,822万9,000円で、11.9%の伸びになりました。

1項1目居宅介護サービス等給付費については、デイサービス、訪問介護等で24.5%の伸びとなっております。これは、認定率の増加に伴う新規受給者の利用増やグループホーム、ケアハウスなどサービス基盤の充実による居宅サービスの利用増を見込んでおります。

1項2目施設介護サービス給付費については老人福祉施設等に係る費用で、1.13%の伸びであります。

336、337ページ、第3款財政安定化基金拠出金であります。これは介護保険事業に赤字が生じる場合、当該基金から財源補てんを行うために県に設置された基金への支出でございます。

338、339ページ、第4款基金積立金については、財政調整基金の運用利子分の積み立てでございます。

340、341ページ、第5款公債費については、介護保険事業特別会計が資金収支上、支出に必要な財源が不足している場合、一時的に資金を調達した際、発生する利子でございます。

342、343ページ、第6款諸支出金及び次ページ、第7款予備費については、前年度と同様の計上をしております。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして326、327ページをお開き願います。

第1款保険料につきましては5億484万5,000円で、1.4%の増を見込んでおります。これは、被保険者数の増加を見込んだ内容でございます。

第3款国庫支出金につきましては、給付費に係る国庫負担金及び調整交付金でございます。給付費の20%の国庫負担金及び調整交付金4.41%を見込んでおります。

第4款支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの給付金の交付金でございます。これは2号被保険者の保険料に当たる内容でございます。給付費の32%が交付されます。

第5款県支出金1項1目は、給付費の12.5%に当たる内容でございます。

2項1目財政安定化基金支出金の交付金は、平成18年度給付費に2,394万円ほどの財

源不足が生じる見込みでございます。第10款市債にて県の財政安定化基金から借り入れを行いますが、不足分の半分が県から交付されるものでございます。

次ページをお開き願います。

第6款財産収入は基金の運用益でございます、財政調整基金の利子収入でございます。

第7款1項1目一般会計繰入金は、給付費と事務費になります。給付費の繰入金は県負担金と同割合の12.5%の内容になっております。

2項1目財政調整基金繰入金9,288万7,000円の充当先としましては、基準額減額と所得基準額変更、単独減免実施などによる保険料の不足と給付費の増に伴う充当でございます。

第8款繰越金、第9款諸収入については、未確定歳入のために科目設定といたしております。

第10款1項1目財政安定化基金貸付金でございますが、先ほども触れましたが居宅サービスが大きく伸び、2,394万円ほど財源不足が生じる見込みでございます。そのために一時的に半分の資金を借り入れ、確保しておくものでございます。なお、この貸付金は第3期以降の保険料にて返済していくものでございます。

以上、終わります。

木村委員長 橋元都市計画課長。

橋元都市計画課長 それでは私から、議案第37号「平成17年度塩竈市土地区画整理事業特別会計予算」の概要についてご説明申し上げます。

資料 9の予算書、それから資料 10の予算説明書に基づいてご説明申し上げます。

資料 9の37ページをお開きいただきます。37ページでございます。

それでは、歳入歳出予算の第1条でございます。

歳入歳出それぞれ5億1,480万円とさせていただくものでございます。

前後いたしますが、第3条の一時借入金を1億円と定めさせていただくものでございます。

次に、40ページをお開きいただきたいと思います。

地方債でございます。土地区画整理事業、限度額が1億4,660万円とさせていただくものでございます。起債の方法、利率については記載のとおりでございますので、後ほどご参照いただければ幸いです。

次に、資料 10の予算説明書の352、353ページをお開きいただきます。

説明の都合上、歳出より説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目土地区画整理事業費 5 億 1 , 3 0 0 万円でございます。その主なるものを申し上げますと 1 3 節委託料 3 , 3 1 0 万円、これにつきましては実施計画書及び事業計画書の修正が国から求められておりますので、それらの修正及び図面の作成となるものでございます。

次に、1 5 節工事請負費 2 , 7 6 7 万円でございますが、これは宅地整地費 1 万 9 , 0 0 0 平方メートルの整地費、それから道路整備といたしましてこれは国道 4 5 号線、信漁連の脇より入ります進入道路の工事でございます、延長が 7 7 メートルほどとなっているものでございます。

次に、1 7 節公有財産購入費 1 億 2 , 3 9 7 万円でございますが、これにつきましては減価補償分の土地の先買いの部分でございます、おおよそ 2 , 3 0 0 平米ほどの購入を考えておりますが、これは交渉で面積が若干動いてくるということが考えられます。

次に、2 2 節補償補填及び賠償金でございますが、2 億 9 , 9 5 9 万 9 , 0 0 0 円でございますが、これはただいま申し上げました 1 7 節公有財産購入費の取得物件でございます家屋移転補償費となっているものでございます。

次に、3 5 4、3 5 5 ページをお開きいただきます。

公債費でございます、1 8 0 万円。これは、利子の分だけの支払いということになっております。

さきに戻っていただきまして、3 5 0 ページ、3 5 1 ページをお開きいただきます。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目土木費国庫補助金でございます、2 億 1 , 6 6 7 万円を計上しております。また、繰入金といたしまして一般会計より 1 億 5 , 1 5 3 万円を計上しております。また、3 款市債につきましては、土木債 1 億 4 , 6 6 0 万円を計上しているものでございます。

次に、3 5 6 ページをお開きいただきます。

地方債の当該年度の現在見込み額でございます。平成 1 7 年度末の見込み額といたしまして、2 億 6 , 9 0 0 0 万円を計上しているものでございます。

以上で、土地区画整理事業予算の概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長兼総務課長。

伊藤市立病院総務課長 それでは、議案第 3 8 号「平成 1 7 年度塩竈市立病院事業会計予算」についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、冊子番号の11番と14番、11番と14番をお手元をご用意したいと思います。まず、11番の方、ごらんいただきます。

11番の1ページ、病院事業会計予算の第2条業務の予定量でございますが、まず(1)病床数といたしまして一般病床161床、療養病床38床、計199床としております。これは、当然前年と同じ許可病床数を示してありまして、実際には実稼働病床としてこれを199床から162床程度にまで縮小しようという案でございますが、これは後ほどご説明を申し上げます。(2)年間患者数から(4)主要な建設改良費までは記載のとおりでございます。

では、2ページの方をごらんいただきます。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

第1款病院事業収益につきましては、医業収益、医業外収益等合わせまして25億1,300万円ほどでございます。これは、平成16年度当初の28億8,000万円に比べますと、かなりの医師の不足による収益の減少というものがございます。しかし、平成16年度決算見込み、今のところは23億5,000万円ほどではないかと見ておりますので、これに比べれば25億1,300万円というのはかなりの収益増の努力を見込んで計上しているということになります。

しかし、支出の方、収益的支出の方ですが、第1款病院事業費用といたしましては29億4,800万円の支出を見込まざるを得ないというところでありまして、この収益差は4億3,000円ほど、これは減価償却等を除きましても3億4,000万円ほどがこの当初予算の上では発生するということになります。

2ページの下の方は、資本的収入及び支出でございます。

この第4条から3ページの下、第9条棚卸資産の購入限度額までについては記載のとおりでございます。この中で、3ページの一番上、第5条債務負担行為におきましては、退職手当組合加入に伴う一時負担金の債務負担を組んでおります。また、第6条一時借入金の限度額につきましては、平成16年度23億円を今回は30億円と定めようとするものでございます。

それでは、続きまして、冊子番号14、予算資料の方をごらんいただきたいと思います。

市立病院再生緊急プランということで、今回お示しをしております。

それでは、14の2ページをごらんいただきたいと思います。

今回、医師の不足等による急速な経営悪化というものがございます。この危機をどのように回避するか、当面の危機回避と、そして将来の自立安定的な経営につなげていくというために

今回緊急プランを策定しておりまして、計画期間はここにありまして平成17年、18年の2年間といたします。

そして、「病院機能の見直し」を行うことと、これまでなかなかできなかった「赤字体質からの脱却」をしなければならないという、この2点を柱としております。

このプランの骨子につきましては、2ページから3ページにかけて(1)から(5)、5点挙げてございます。

まず、一番大事なのが、(1)本院を「塩竈医療圏の消火器病センター」とするという考え方でございます。これは、医療圏の中で各病院が役割分担をし、むだな競合を回避していこうということによって、市立病院の経営改善にもつなげたいという意味でありまして、具体的には消化器系の内科及び外科というものに特化していきたいという考え方でございます。

当然、これに応じまして(2)であります。許可病床ではなく実稼働病床をこの上の考え方に従って一定程度適正化すると。さらに、急性期あるいはオープン病床といったものも設置していくという考え方でございまして、具体的な数字といたしましては許可病床199であります。これを実稼働病床として162まで縮小したいと。この中には療養病床38を含みますので、それ以外の一般病床というのは124ぐらいになります。各病棟の体制はここに記載のとおりであります。

さらに、三つ目といたしまして3ページの上の方であります。今申し上げた本院としての特化の考え方並びに病床の考え方を踏まえて人員の適正化・人件費の縮減もあわせて当然行うということになります。この表にありますとおり、平成15年度につきましては医業収益に対する職員給与費の割合、これは56.3%までいってございましたが、平成16年度は収益の方が大幅に落ち込むということで、この割合はまた大きくはね上がるということになります。これをできるだけ全国の平均50%程度、これを目指していかなければ将来の安定的な経営はないということでありまして、ですから、その手法として退職不補充などだけでなく、手当の見直しあるいは退職の募集など、あらゆる手段を講じていく必要があると。しかも、短期で講じていく必要があるということになります。

さらに、当然のことではあります。4の医師確保・定着に努めること。さらに、5番の地方公益企業法の全適についての検討を進めるということ。合わせて五つの骨子をここにお示ししております。

それでは、最後の8ページをごらんいただきます。

今般の計画、平成17年度、18年度の2年間でございます。どうしても単年度ですぐに収支均衡というわけにはいきませんので、2年間でここにありますような医師の体制、あるいは診療体制、病棟体制などを想定いたしまして、さらにこれに人件費、経費の削減というものも加えまして、一番下から2番目にありますように収支の予測をしております。一番下は繰入金額でありまして、これまで4億円を繰り入れていただいておりますが、これをルール分の2億9,000万円といたし、これを前提として平成18年度については、条件によって幅はございますが何とか収支均衡までもっていきたく、あるいはいかなければ病院の将来の安定的な経営はないというふうに考えておりますので、何とかこれに向けて努力してまいりたいと思っております。以上です。

木村委員長 郷古水道部総務課長。

郷古水道部総務課長 私からは、議案第39号「平成17年度塩竈市水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料 12の1ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数を2万5,650戸、年間総給水量を856万8,340立法メートル、一日平均給水量を2万3,475立方メートルにしております。また、主要な建設改良事業でございますが、第5次配水管整備事業1億9,700万円と、新たに平成17年度から国庫補助事業を活用した老朽管更新事業1億300万円を予定しております。

次に、第3条は収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款水道事業収益は18億6,101万6,000円で、前年度当初比で1.7%、金額で約3,174万3,000円の減となっております。内容といたしまして、第1項の営業収益18億1,942万8,000円は水道料金、水道加入金でございます。第2項営業外収益4,128万8,000円は補助金、受託工事収益等でございます。

次に、支出は、第1款水道事業費用18億5,402万9,000円で、内容といたしましては第1項の営業費用14億8,396万9,000円、第2項営業外費用3億6,426万円などがございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款資本的収入は3億235万4,000円で、内容といたしまして第1項企業債の2億5,000万円は、第5次配水管整備事業及び老朽管更新事業の財源でございます。第

2項の負担金736万4,000円は、消火栓設置費に係る一般会計からの負担金でございます。第3項の出資金2,296万6,000円は、水源開発に要した経費の元金償還分に係る出資金でございます。第4項の補助金2,025万円は、老朽管更新事業の補助金でございます。その他といたしまして、第5項の開発負担金などがございます。

2ページをお開き願います。

支出の第1款資本的支出は7億4,765万5,000円で、内容といたしまして第1項水道改良費、第2項第5次配水管整備事業費、第3項老朽管更新事業費、第4項企業債償還金を計上してございます。この結果、資本的収入が資本的支出に不足する額4億4,530万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんする内容でございます。

第5条は債務負担行為でございます。給水装置工事資金融資に伴う損失補償と利子補給など5件を定めてございます。

第6条は、企業債でございます。第5次配水管整備事業及び老朽管更新事業費について定めてございます。

第7条は、一時借入金の限度額で、1億円としてございます。

第8条は、支出の各項間での流用ができる範囲を定めているものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めているものでございまして、職員給与費及び交際費でございます。

第10条は、棚卸資産の限度額を定めているものでございます。

なお、4ページないし28ページは予算に関する説明書になってございますので、ご参照願いたいと存じます。

恐縮でございます。29ページをお開き願います。

29ページにつきましては、第5次配水管整備事業と平成17年度を初年度とする老朽管更新事業の概要等を記載してございます。

30ページないし31ページは、その平成17年度事業の概要と路線図でございます。

続きまして、32ページないし33ページをお開き願います。

ここでは、藤倉配水池の建てかえについて、その概要、実施工程、平面図及び断面図でございます。

以上で、水道事業会計について説明を終わらせていただきます。

木村委員長 以上で、各会計予算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。

資料要求がありましたら、ご発言願います。吉川委員。

吉川委員 共産党市議団の方から資料要望をいたします。

まず、第1点目は、三位一体の改革に伴う平成17年度の国庫補助負担金と県支出金の削減、及び廃止の内容と影響額。

二つ目は、一般会計の計上経費10%削減の内訳と金額です。

それから、三つ目は、計上経費10%削減を生かした新規事業について。

4点目は、平成16年度の普通建設事業と事業内訳及び平成16年度で終了、縮小する普通建設事業と事業内訳です。

5点目は、区画整理事業の平成17年度の予算と執行内容についてです。

6点目は、市立病院での平成16年度の救急医療の日中及び夜間の受け入れについて。さらに、市立病院の医師の勤務実態と労働基準監督局の勧告内容についてです。

7点目は、平成9年度から平成16年度までの市税決算（見込み）額、人口、個人市民税、法人税の課税客体数と金額の推移。

8番目は、市内小中学校及び保育所の平成17年度的主要な修繕工事箇所。

9点目は、越の浦春日線の今後の道路整備の進め方と道路図面。

10番目は、県内9市の国民健康保険税率一覧表及び総所得金額別世帯平均課税額の比較。

11点目は、本市の国保税の総所得金額別世帯区分の滞納内訳。

12点目は、塩竈市内の特別養護老人ホーム、老健施設、療養型病床の利用状況と入所待機者の状況。

13点目は、仙南・仙塩地区広域水道の契約受水量と現行料金。

14点目は、二次医療圏別救急医療体制（休日等対応状況別）。

15番目は、平成16年救急概要です。

以上です。

木村委員長 ほかに。今野委員。

今野委員 それでは、ニュー市民クラブから資料の要求を申し上げます。

まず、第1点目、平成14年度から16年度の生活保護率推移表。これは、仙台市を除いた県内全市のものをお願いいたします。

2点目、平成15年度から17年度の扶助別支給一覧表。

3点目、平成13年度から17年度繰出金一覧表。これは、地方交付税あるいは総務省の基準内と基準外とに分けていただきたい。

それから、4点目、平成13年度から17年度各種基金、貸付金、預託金の残高比較表。これは一般会計のみで結構です。

5点目、平成13年度ないし17年度各種団体への補助金並びに助成金一覧表。

6点目、平成12年度ないし16年度市内小中学校の不登校者の推移。

7点目、平成12年度ないし16年度離島航路事業の国・県・市の負担額割合と職員数、そして人件費の推移表。

平成15年度ないし16年度塩竈市魚市場駐車場区画数及び入場車両登録台数と金額の調べ。

第9点目、平成12年度ないし16年度職員数の推移表。これは、正職員、臨時、パート、嘱託等の種別ごとに分けてお願いいたしたいと存じます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

木村委員長 ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

ただいま資料要求がありました。当局において内容の確認をお願いいたします。加藤助役。

加藤助役 それでは、一部確認をさせていただきたいと思います。

ただいま吉川委員の方から全部で15件の資料要求をいただきました。

その中で、4番目の平成16年度普通建設事業とその事業内訳ということ、それから平成17年度は終了と縮小する普通建設事業と事業内訳ということで要求いただきました。これにつきましては、平成16年度終了と平成17年度縮小事業として提出をさせていただきたいと思っておりますので、その辺りご了解をいただきたいと思います。

それから、10番目にいただきました要求の中で、県内9市の国保税率一覧表及び総所得金額別世帯平均課税額の比較ということでございます。これは、昨年と同様の資料という形で提出をさせていただければと思います。

それから、次の11番目、同じく本市の国保税の総所得金額別世帯区分の滞納内訳でございますが、これは平成15年度分として提出をさせていただければと思います。

それから、14番目、二次医療圏別救急医療体制、これにつきましては県の方で取りまとめをしている資料のようでございますので、次の平成16年度救急概要については、これは消防チーム組合で取りまとめしておりますので、なお確認した上で対処させていただきたいということでご理解をいただければと思います。

それから、今野委員の方から要求のございました件につきましては、まず1番目、平成14年度から平成16年度の生保率推移表ということでございます。この保護率につきましては、1年の平均をとった形で提出をさせていただきたいということです。

それから、2番目の平成15年度から17年度の扶助別支給一覧表、これは昨年も同様の資料を提出しておりますので、そういった形で提出をさせていただければと思います。これについては委員の方から、総務省繰り出し基準による繰り出しと基準外の繰り出しというふうに分けて出してくれという要求でございますので、このように対処させていただきます。

それから、7番目の平成12年度から16年度離島航路事業の国・県・市の負担額割合と職員数、あるいは人件費の推移ということでございますので、これは平成16年度決算前でありますので、16年度については職員数のみで提出をさせていただきたいということでございます。

それから、最後の9点目の平成12年度から16年度の職員数の推移ということでございますが、これは例年4月を基準月として出させていただければということで対応させていただきたいと思います。

なお、今お願いした形でよろしければ、あす3月4日金曜日の、できますならば午後一番のこの議場で配付という形をとらせていただければと思っております。以上です。

木村委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明4日午前10時より再開いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、3月4日は審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

午後0時10分 終了

平成17年3月4日（金曜日）

平成17年度予算特別委員会
（第2日目）

平成17年度予算特別委員会第2日目

平成17年3月4日(金曜日)午前10時00分開会

出席委員(22名)

菊地進委員	田中徳寿委員
伊藤栄一委員	志子田吉晃委員
鈴木昭一委員	今野恭一委員
嶺岸淳一委員	浅野敏江委員
吉田住男委員	佐藤貞夫委員
木村吉雄委員	鹿野司委員
志賀直哉委員	香取嗣雄委員
曾我三三委員	中川邦彦委員
小野絹子委員	吉川弘委員
伊勢由典委員	東海林京子委員
福島紀勝委員	伊藤博章委員

欠席委員(1名)

武田悦一委員

(一般会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭君	助 役	加藤 慶教君
収入役	田中 一夫君	総務部長	山本 進君
市民生活部長	棟形 均君	健康福祉部長	佐々木 和夫君
産業部長	三浦 一泰君	建設部長	早坂 良一君
総務部次長兼 総務課長	阿部 守雄君	総務部次長兼 行政改革推進専門監	佐藤 雄一君
危機管理監	芳賀 輝秀君	市民生活部次長兼 環境課長	綿 晋君
健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦 満君	建設部次長兼 建築課長	佐々木 栄一君
総務部政策課長	渡辺 常幸君	総務部財政課長	菅原 靖彦君
総務部税務課長	今野 平治君	総務部 防災安全課長	佐々木 真一君
市民生活部 市民課長	澤田 克巳君	市民生活部 浦戸交通課長	千葉 伸一君
健康福祉部 介護福祉課長	会澤 ゆりみ君	健康福祉部 健康課長	阿部 純子君
健康福祉部 保険年金課長	木下 彰君	産業部水産課長	福田 文弘君
産業部 商工観光課長	荒川 和浩君	産業部 港湾開発課長	佐藤 俊行君
建設部 都市計画課長	橋元 邦雄君	建設部土木課長	金子 信也君
建設部 下水道事業所長	茂庭 秀久君	総務部 総務課長補佐兼 総務係長	佐藤 信彦君
会計課長	大友 誠君	教育委員会教育長	小倉 和憲君
教育委員会 教育次長兼 総務課長	伊賀 光男君	教育委員会 教育次長兼 生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎君
教育委員会 学校教育課長	歌野 正一君	教育委員会 生涯学習課長	中川 政則君
教育委員会 市民図書館長	千葉 慎一君	教育委員会 市民交流センター館長	佐藤 直孝君

教育委員会
生涯スポーツ課長 片倉 研一 君
監査委員 高橋 洋一 君

選挙管理委員会
事務局 長 丹野 文雄 君
監査事務局 長 橘内 行雄 君

事務局出席職員氏名

事務局 長 佐久間 明 君
議事調査係 長 安藤 英治 君

事務局 次長 遠藤 和男 君
議事調査係 主査 戸枝 幹雄 君

午前10時00分 開会

木村委員長 ただいまから、平成17年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

本日、欠席の通告がありましたのは武田悦一君の1名であります。

それでは、これより一般会計の審査に入ります。

質疑・意見等についてご発言をお願いします。

なお、ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めて一般会計はおおむね40分以内、特別会計・企業会計はおおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

質疑に入ります。浅野委員。

浅野委員 おはようございます。予算委員会のトップバッターとして質問させていただきます。ちょっと緊張しておりますので、皆さんよろしくをお願いいたします。

では、初めに資料10の41ページからお願いいたします。第2款総務費の中で41ページの下の方ですね。男女共同参画推進事業、83万2,000円の事業費がございますけれども、この男女共同参画推進事業というのは、この間もさまざまな講師の方をお呼びいたしまして男女協働の意識を高めるために講演とか政策をしてるのは大変素晴らしいと思いますが、これはちょっと、資料なんですけれども、塩竈の方で「夫やパートナーからの暴力に悩んでるあなたへ」ということで、このようなパンフレットが塩竈でつくられておりますが、このパンフレットはおおむねどういうところに設置されてるのか教えていただきたいと思います。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 DV対策としまして、一応今年度そのようなリーフレットを一応作成しております。主に民生委員さんを対象にそういったパンフレットを配らせていただきまして、特に民生委員さんを対象にしたDV対策というようなことについての研修の際にそういったリーフレットを使わせていただいております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、ありがとうございます。

公共の施設の方への設置とかはしてらっしゃるんでしょうか。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 いろいろ研修会なり女性団体の集まり等見まして、そういった機会を見ながらDV対策として一応PRもあわせて行っております。民生委員さんについて、一応使わせてい

ただいたということにつきましては、特にDV対策については、そういった相談体制を一応まずしっかりする必要があるだろうというようなことで、特に身近な問題に接する機会の多いそういった民生委員さんたちを中心に、まずそういったリーフレットを中心にそういった相談業務に役立ててもらえればというような形で一応作成しております。

あと、いろいろ機会を見ましてそういった研修会への参加者、あと女性ネットワーク団体の方々へのそういったPRなんかも行っておりまして、あと施設なんかにもそういったパンフレットも一応掲示をしながらPRに努めているところです。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、ありがとうございます。

裏の方を見ますと相談窓口としまして塩竈の社会福祉事務所を初め女性相談支援センター等さまざまな電話番号も書いて24時間体制とかってすごく参考になりまして、手近なところにこのようなものがあれば、やはりひとり悩んでる方たちがどこに相談していいかわからないという方たちにとりまして大変重要なパンフレットになるんじゃないかなと思います。今、課長がお話ししていただきましたように民生委員さん、確かにパンフレット持ってて直接ご相談いただいた方にこれを差し上げるというのはベストかと思いますが、またその方にも相談できない、また民生委員さんがどこにいるのかもわからないという方も確かにいらっしゃると思います。

それで、一つ提案なんですけど、公共施設はもちろんのこと、例えば銀行さんとか郵便局とか市民が常日ごろ利用できる半公共的施設にこのようなものが、パンフレットが手近なところに、カウンターとか目につきやすい場所に置いてあれば本人も取りやすいでしょうし、またそういった方をご存じの方も、あの方にこれを見せてあげたらどうかなという方にも手に取りやすいかと思います。大変装丁も立派なのでお金もかかるとは思いますが、ぜひこのパンフレットをもっと広く市民の方にわかっていただける場所に設置していただければと思ひまして、それをお願いしたいと思います。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 大変貴重な意見をありがとうございました。そういった形で我々の方も今回のパンフレットに限らずいろいろな役所から発行しますそういったパンフレットを市民の方々にぜひ活用していただきたいということで、その手始めとしまして今回玄関ホールの方にそういったパンフレットの提供コーナーを整備させていただきました。また、今、浅野委員から出さ

れましたように郵便局等含めてそういったコーナーを設けましてお互いに、情報コーナーをお互い交互に活用しようというような形で行ってますので、そういったところも利用しながら積極的な一応情報提供に努めてまいりたいと考えております。どうもありがとうございました。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございました。

次に65ページの老人福祉費の中で緊急通報体制整備事業費290万5,000円とございますが、この内容についてちょっと教えていただきたいと思います。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 こちらがひとり暮らしとか、主にひとり暮らし老人なんですけれども、いざというとき連絡先がないという方たちに緊急通報のシステムという器械を設置します。そしてボタンを押したり、あとドアの開閉がなかったりなんかするとすぐこちらの方に連絡が来まして駆けつけるというような、そういうシステムです。約、市内では100名ぐらいの方が設置しております。それにかかる経費と、それから協力員という方がいらっしゃいます。市だけじゃなくて夜間とか土日、そういった方たちの方に連絡が行くようなシステムを講じております。そちらの方たちの謝金も含めた金額となっております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 今お話しありましたように市内で100名の方が今設置されてるってお話しでしたが、ひとり暮らし、それから体の弱いというご老人の方も今かなりふえてると思いますが、この希望人数というのは、今現在まだ設置されてない方たち、例えば待機児童じゃないですが待機老人といいますが、そういった方たちは何人くらいいらっしゃるのかご存じでしょうか。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 待機老人はいらっしゃいません。大体介護状態になりますと今度はケアマネージャーとかヘルパーさんとか、そういうことで定期的に見回るような形になりますけれども、主にこちらの方は自立している方、そしてあと低所得者の方ということになりますので、今社会的にいろんなこういったシステムができてます。そんな高い金額でなくても設置できるようになってますので、そちらの方をご利用いただいているものと理解しております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

この点につきましては、今後もまたいろいろご相談もあると思いますが、やはり民生委員の方たちに極力地域の方たちの把握に努めて今までもいただいておりますが、今後もこのような方たちが、多分悩んでいらっしゃる方もいらっしゃると思います。密接な連絡をとっていただければと思います。

また、同じページなんですけど、老人保護措置費 8,141万5,000円とありますが、これはどのような内容なのか教えていただきたいと思います。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 こちらもひとり暮らしとか身寄りのない方とか、そういった方の保護となっております。一応自立、介護状態じゃなくて自立している方にはなりますけれども、一人で暮らすには大変不安だと、一人ではちょっと生活できない方、こういった方々を介護施設ではない養護老人ホームというのがあるんですが、こちらの方に入所していただいております。大体今38名の方が入所なさっております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

私ちょっと勘違いしてまして、保護措置っていいましたので、例えば徘徊老人とかっていらっしゃるんですよね。行方不明になった方とかって、そういった方たちを保護するというような内容かと思ったんですが、そうではないということが今わかりまして、逆も聞きたいんですが、そういった例えば家を出て帰りがわからなくなってしまったような方たちというのは市内でも、ちょっと関連するかどうかわかりませんが、ちょっとお聞きしたいんですが……。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 徘徊老人のSOSネットワークというものがございます。それで痴呆、認知症にかかられたご老人、そして家族がいつ歩きだすかわからないという方については、前もってこちらの方に登録していただいております。そして徘徊して行方がわからなくなったという場合はすぐうちの方に連絡が来たり、夜間は当直の方から連絡しますけれども、放送局とか警察とか、そういったものにすぐ連絡しまして、割と早く見つかるというケースが多いです。一番多いのは放送局ですね。ラジオなんかで流していただきまして、そしてラジオを聞いていたドライバーが、あの老人じゃないかなという形で見つけていただくと、すぐ警察とかあとうちの方に連絡が来るといって形で保護しております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

これは事前に市の方に届け出を出しているという方に限るわけでしょうか。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 登録していただくということは、年齢とか住所とかこちらでわかりますので、ごく早いんですけれども、登録しなくともそういった相談があればすぐに動けるような状態にはなっております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 これは福祉事務所の方にご相談に伺えばよろしいんですか。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 福祉事務所でなくて介護福祉課になります。介護福祉課の高齢福祉係になりますけれども、まあ福祉事務所の方でもすぐ連携をとってこちらの方に回ってくるようになりますので、連絡いただければと思います。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

今度本庁の方にさまざまな施策として社会福祉事務所の児童関係の窓口とかいろいろ設置されるってお聞きしたんですけれども、そのような総合的な窓口っていいですか部分でこまごまと、これは向こうっていうんじゃなくて、例えばそういった福祉関連の中で対応もお願いできれば市民の方が一応本庁に来てお願いすれば、それも通用するっていうような部分で取り計らい願えませんでしょうか。

木村委員長 大浦社会福祉事務所長。

大浦社会福祉事務所長 お答えさせていただきます。

総合的には壱番館の方で福祉関係については相談におあずかりしているところでございます。17年4月1日から福祉事務所で持ってる児童手当、それから乳幼児、それから障害児、母子・父子家庭に関する医療費等については、本庁の年金課の方で受け付けることとなりますので、そちらでもご相談いただければ総合的な対応をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

次に79ページの保育所費、この中で保育所建設費としまして1,855万5,000円、

これは市長の、こちらの施政方針の中にあります保育所の耐震のための建設費っていいですか、事業費だと思いますが、それでよろしいのでしょうか。

木村委員長 大浦社会福祉事務所長。

大浦社会福祉事務所長 保育所費の1,855万5,000円につきましては、平成16年度に3カ所の保育所、新浜町保育所、それから東部保育所、清水沢保育所の耐震診断を行っております。その結果によりまして危険度が判定されましたので、それに伴う工事費としまして1,800万、それから55万5,000円につきましては耐震のための、例えば保育所にはいろんな家具等がございます。その転倒防止、あるいは天井に設置してあります蛍光灯の落下防止、それらも含めて総合的な耐震の準備をさせていただくための経費でございます。以上です。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

本当に各保育所の所長先生たちがさまざまなご苦労、工夫なされてテレビとかピアノが倒れてこないようにというような部分でご苦労なさってるのを私たちも存じ上げてますので、このような素早い対応が大変喜ばれるかと思えます。とにかく子供の幼い命が地震の際、とにかく集団でいる、そのときに起こった場合、やはり先生方にしても、まず命をという部分で日ごろの危険な箇所というのは何気なく過ごしてる部分において危険なものというのは大変あるのが実情と思えますので、これからもこのような点検、そして措置の方をよろしくお願いしたいと思えます。本当に大変ありがとうございます。

続きまして139ページの土木費の方でございますけれども、市営住宅の管理費に伴う部分で、ちょっと関連した内容ですが、去年ですね、9月の決算のときに私、市営住宅の申し込みの手続の簡素化ならないかということでご質問申し上げましたが、その後何か変化がございましたらお教え願いたいと思えます。

木村委員長 佐々木建築課長。

佐々木建築課長 お答えします。

今いろいろ検討しておりますけれども、なかなかその体制、うちの方でも担当の中で整理しついてないものですから、もう少し時間をおかしいたいて、できれば決算委員会でご質問いただいたような内容も踏まえまして簡素化できるものがあれば簡素化を進めてまいりたいなということで、もう少し時間をおかしいたきたいなと思えます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 今ご相談していただいているようなんですが、例えば随時契約とそれから定期的の契約とございますけれども、そのときに例えば随時で申し込んでたその内容が、例えばことしの2月に一応申し込みして、なかなか当たらないと。6月にまた募集があったときに応募したいと、改めて、そのときまた同じ例えば市営住宅であっても全部書類をそろえなければならないというのが今の現状だと思いますけれども、その辺の例えば2カ月、3カ月で内容がそんなに変わるわけではないと思いますので、そこについてはおおむね、じゃ前に出してもらったもので構わないとかっていう部分においての簡素化、せめてその部分でもなれる状況が、見通しがあるのかどうか、しつこいようですけれどもちょっとお聞きしたいと思います。

木村委員長 佐々木建築課長。

佐々木建築課長 住民票とか、一応法的に有効期間というのがございますので、その範囲内であればそれは可能かと思えます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。じゃ、ぜひご努力の方をよろしく願いいたします。

続きまして155ページの方に、教育費の方に入りますが、各学校で図書購入費というのが小学校も中学校もご努力していただいているんですが、これに関連いたしまして朝の10分間の読書運動というのは今現在小学校・中学校でどのように進んでいるのか、また途絶えてるのか、状況をお知らせ願いたいと思います。

木村委員長 歌野学校教育課長。

歌野学校教育課長 朝の読書運動につきましては、各市内の小・中学校全部の学校で大事なものと受けとめておりまして実施しております。学校によって違いがあるんですけれども、週に2回とか3回とか、朝会とかそれから算数のスキル、技術向上っていうんですかね、そういうのと組み合わせましてやっておりまして、全部の学校で熱心に頑張っております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

やはり子供たちによって本に親しむというのが今現在さまざまな暴力事件とか、それから親子の断絶とかっていう社会問題の根幹となる部分だと思いますので、ぜひ子供たちにはこれからも良書を幅広く読んでいただきながら、心豊かな子供たちの成長、育成に励んでいただきたいと思います。本当にご努力ありがとうございます。

もう一つ、教育費関係で関連した質問でございますが、今地域のサポートの方たちが毎朝毎晩っていいですか、朝夕本当に街角に立っていただきまして子供たちの交通安全からさまざまな犯罪から見守っていただいている状況でございますが、この子供たちのサポーターの方たちは各学校全校にいらっしゃるのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

木村委員長 中川生涯学習課長。

中川生涯学習課長 この子供サポーターにつきましては、1月末現在登録者が433名となっております。皆さんにご協力いただきまして現在活動をしております。全校、全校区それぞれに設置しております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 大変ありがとうございます。

それで、今433名という人数もお聞きしたところなんですが、各学校で子供たちの登校の場所ですね。道路。危険な場所。交通の激しい場所もそうですけれども、人通りが本当に少なく不審者が本当に心配されるというような箇所なんかの点検、またはあらかじめそこを検討されてるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

木村委員長 中川生涯学習課長。

中川生涯学習課長 それぞれの学校でそういうマップをつくっておるところもございます、それぞれにそういうところを調べながらやっております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 やはりお母さんたち、また父兄の方たちがここはちょっとだれもいないよというような場所も何カ所か聞かれた部分もありまして、今度新学期が始まるわけですけれども、改めて学校の授業が終わった後の父兄の方の懇談会とか、また逆に父兄の方へマップっていうか、今現在こういうところにサポーターの方が立ってらっしゃるけれども、アンケートをとっていただきながら、より密接な、例えば学校側では把握してなくても父兄の方から見れば、ここはちょっとだれかに立っててもらうと安心かなと思う場所もあろうかと思しますので、その辺きめ細かく点検していただきながら、またもう一点は各町内会の方に、例えば子供さんが学校に行っていない方でも地域の子供たちは自分たちで守りたいって思ってる方もたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ子供サポーターの方、今433名とおっしゃってましたけれども、もっともっとふえていただけるような啓蒙、ご努力をひとつお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

木村委員長 中川生涯学習課長。

中川生涯学習課長 ちょうど年度末にかかってまいりまして、それぞれの学校で反省会みたいなものを開いております。そういう中で17年度に向けてどういう活動をしたらいいか、よりよい活動をしたいということでそれぞれで工夫を行っております。よろしく……。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。本当に子供たちが学校から帰ってくる、この間教育長のお話しありましたけれども、朝8時何分か過ぎると最後の子供が通ったということで子供サポーターの方たちは家路につくってという状況ですが、本当におじいちゃん、おばあちゃんたちが最後の子供さんが来るのを本当に見届けてるような状況が、ほぼ笑ましく感じられるんですが、今度もう一点、やはり今どういうわけか8時20分近くになっても悠々と学校に向かっている子供たちの姿もまま見られるので、この子たちの出校時間っていいですか、また子供によっては体調不良とか、それから朝どうしても学校に行きたくないという部分で無理からぬところもあるかと思いますが、その子たちがちょうどエポックに入ったような、そういった子供たちの安全については、何かお考えはございますでしょうか。

木村委員長 歌野学校教育課長。

歌野学校教育課長 これは学校でも大変頭の痛いところで、ご家庭のご協力いただいて、登校時刻というのが決まっているものでございまして、それに間に合うように出てきていただきたいという願いは私たちもありまして保護者会等通じていろいろ相談をしてるわけでございます。学校でもおくれたお子さんがいれば事故に遭ったんじゃないかということで、すぐ電話したりとかいろんなことをやっておりますので……。

ただ、そのご家庭によっては、やっぱりお子さんの状態、それからご家族の様子の中ではなかなかきちんきちんと出てこれないというお子さんもいらっしゃるものですから、サポーターの皆さんにそこまでお願いするというのもなかなか難しいもので、職員室ではすぐそういう場合には教員が飛び出していくような格好に、時間まで来ないときには電話をして、それで連絡とれないときにはすぐ飛び出していくような格好にはなっております。

なお、さらに今後も保護者の皆様には呼びかけていくと同時に教職員が飛び出せる体制をしっかりと今後も続けて子供たちを何とか守っていきたいなと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。やはり子供の朝、本当に学校になかなか登校しにくいというか、心の問題の部分もかなりあるかと思しますので、その辺のことはまた先生たちにも丁寧にお聞き取りいただきながら、ただ単に朝起きてくるんだというだけじゃなくて、その辺の心のケアの方も大変でしょうけれども、ひとつよろしく願いしたいなと願うするものであります。

ちょっと早いですけれども、私の質問をこれで終わらせていただきます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 おはようございます。予算委員会の方の質問ですけれども、制限時間40分ということなんで、国会の方でも盛んにやっておりますけれども市議会の方も精いっぱいやらせていただきたいと思えます。

40分なんで、早速質問させていただきます。

まず、初めに資料13、市議会定例会資料その2というやつは17ページですね。ここに一般会計予算、大きく太い字で180億8,920万。そこで、この大枠の考え方なんですけれども、予算を組むに当たっていろいろご苦労されたとは思えます。それで、実質8%減ということなんで大変苦労していただいたと思えますので、本年度の全体的な予算の組み方の全体的な感想、歳入面と歳出面の工夫のところを、こういうふうに工夫しましたというところを当局の方より大ざっぱに、そうですね、できましたら特に財政調整財源状況の方を中心に要点だけ市民の方にわかるようにご説明願いたいと思えます。よろしく申し上げます。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

17年度の予算編成でございますが、大変厳しい財政状況。15年度決算、昨年ご審議いただきましたけれども、15年度決算の段階でも大変厳しい状況であると。それに加えて16年度の状況につきましても扶助費の増大、それから地方交付税の圧縮、そういった影響を受けまして15年度からさらに苦しくなっているという状況でございます。その中で17年度の予算編成というふうなことで進めたわけでございますけれども、予算編成は歳出全般にわたる見直しというふうな考え方で行っております。

まず、費目別に申しますと、まず経常的な経費につきましては、一定の削減枠を定めまして、まあ10%程度でございますけれども、そのような削減枠を設けまして各部、各課で見直しをいただき、ほぼ10%程度の削減が出るというふうなことでございます。

それから、今回減額なったものでは繰出金が減額なっております。これは16年度の途中で資本平準化債ということで議決いただきましたけれども、17年度におきましても平準化債の活用ということで下水道会計の繰出金の減額につながっているというふうなことがございます。一方では社会福祉関係の特別会計に対する繰出金はふえてはいるんですけれども、繰出金全体といたしましては削減できたというふうなことがございます。

それから建設事業費につきましても、大規模事業が越の浦春日、下馬春日というふうな形で終息に向かっているということもございますが、新規の建設事業につきましては、厳選に努めまして建設事業費も圧縮したというふうなことでございます。

そのような取り組みを行いましたけれども、市税の減少傾向、それから交付税、前年並み程度は確保できてるんですけれども、我々どもの考えでは実質的には減額要素があるんじゃないかなというふうにも考えております。そういったこと、それからなお扶助費関係での増などがございまして、ご質問にございました財源調整的な措置と申しますと財政調整基金の繰り入れとか、そのようなことでございましょうか。そのような基金からの繰入金、それから財産の売り払い収入、そのようなもので最終的には補てんせざるを得ないという大変厳しい予算案の形でございます。

財源調整的な措置につきましては、まず財政調整基金から2億円の繰り入れ、それから市債管理基金から1,800万円の繰り入れ、それから特目基金でございまして、ミナト基金から2億5,000万円の繰り入れ、それから財産売り払い収入といたしまして土地の売り払い収入1億円、それから市で保有しております有価証券の売り払い収入2億円、これらが財源補てん措置としてとらえてるものでございます。これを合計いたしますと7億6,800万円というふうな数字になってございます。以上でございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございます。いろいろ工夫されてもらったと思います。

それで、この同じ資料の18ページのところを見ますと、いろいろそれが項目ごとに出ております。そこで費目2の地方譲与税、前年度比較でプラスの1億3,500万ほど、費目6の地方消費税交付金、プラス1,300万、それから費目10地方交付税、プラスの2億2,500万、費目14の国庫支出金がマイナス6億5,600万何がしなっております。そうすると、このような国と市の関係において、このような数字は結局国から税の交付は合計するとふえたのかな、減ったのかなと。手短でよろしいんでお教え願いたいと思います。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 まず、17年度の予算上の特徴といたしまして、今ございましたいろいろな面にあらわれているわけでございますけれども、主な要素は三位一体の改革による国庫補助金から、それから譲与税の方に移動してきたという要素があると思います。

それにつきましてご報告いたしますと、まず国庫補助金関係ですけれども、国庫補助金関係につきましては、16年度におきまして既に1億2,300万円ととらえてございますが、1億2,000万程度が国庫補助負担金の方から削減なっております。それに加えまして本年度は国庫補助金で6,000万程度が削減なっております。それに加えまして県の予算を通じまして交付される間接補助金というものですけれども、それらにつきましても減になってございます。それらの減になった要素が所得譲与税の方にあらわれているわけでございますけれども、所得譲与税の方でその減額分につきまして増額なってるというふうな形でございます。

それから、国庫補助金と県補助金の関係でございますが、国民健康保険の財政基盤安定制度に係る措置なんですけれども、これが税源移譲の対象になったということがございまして、これは一般会計から国保会計の方に繰り出しをするわけでございますけれども、そのうちの財源の2分の1が国から来ると。それから4分の1が県から来るといような仕組みでございました。これが税源移譲によりまして国から県の方に移動いたしますので、国庫補助金の方が保険基盤安定制度に係る国庫補助金はことしから、17年度からなくなると。その分が県の方に税源移譲されておりますので県から市の方に来るといような点がちょっと大きな点としてございます。そういうことで国庫補助金から県補助金の方に移動してる、行ってる分がかなり大きな分があるというふうなことでございます。（「総体として合計としては」の声あり）ああ……。（「後でもよろしいです」の声あり）はい。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 専門的なことでなかなかふえたか減ったかわからないというのが今のこの三位一体改革で、そういうことだと思います。

それで、続いてこの同じページの費目18の繰入金は比較で7億1,400万ほど減ったと、減らしていただいた、頑張ってもらったという考えなのか、あるいは仕方なく減らさざるを得なかったのか、先ほどの最初の質問の調整財源の状況から仕方なくなったのか、頑張ったのかという、それどっちなのか、大ざっぱでよろしいいので感想をお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

基金の繰入金が前年度から減額なってる要素でございますが、一つは退職手当組合への加入によりまして退職手当基金そのものが16年度をもって終了いたします。その関係で17年度は退職手当基金からの繰り入れは要らないような、そんな仕組みになってきたということが一つございます。

それから、もう一点ですけれども、財政調整基金、市債管理基金の状況から来るものでございます。これは16年度で取り崩しをせざるを得ないということがございますので、その残額も残りが限られてくるということでございます。

そういうことから17年度の予算措置といたしましては、16年度末の残高の中に当然納めなきゃなりませんので、そういったことから繰入金の額も、ほぼ16年度末で見込んでる金額相当額を繰り入れてるということから昨年と比べますと減額なってるということでございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございました。

同じく一番下の費目21の市債のところ、これは18億円ほど、大分減りました。これも先ほど言いました下水道平準化債のことも原因になったと思うんですけれども、そのほかにどういいう、主にどういいう原因でこのように18億円ほど大幅に減らしていただいたのかお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 市債につきましては、将来の公債費の負担になるわけでございますので、これまでもできるだけ市債の発行額は抑えるということの方針にしてきたわけでございますが、市債の発行額自体は、やはり普通建設事業費の金額に左右されてまいります。そういったことから市債の発行を抑えるには、やはり普通建設事業費の方をできるだけ財政運営上の視点からいえば圧縮するということが必要になってくるわけでございます。

17年度の状態ですが、17年度におきましては、やはり普通建設事業費の方の減額分というのがやはり大きな要素でして、越の浦春日線、それから下馬春日線に充当していた市債が17年度では大幅に減額になったということでございます。

それから、もう一つの要素は臨時財政対策債でして、臨時財政対策債は交付税等の振りかわりというふうにとらえていい起債だと思うんですけれども、その交付税の全国規模での算定の際に、やはり地方債の圧縮等が行われておりまして、臨時財政対策債については、減額すると

いうふうなことが地方財政計画上で示されておりまして、それに沿った減額をしているということでございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます、いろいろと。

それで、資料10の方に移りたいと思いますので、6ページお願いします。

6ページの地方譲与税というところがあるんですけども、その項目を聞きます。地方譲与税の中の所得譲与税ですか、これは去年、私質問したんですけども、去年から、前年から新設されて本年はプラス1億1,300万ほどに倍増しております。それで、昨年の説明では人口一人当たり5,674円×6万1,000人分と聞きました。そしたらことし2倍ぐらいになってるんですけども、そうするとことしはどういう計算なのかなと。やはりまたこれはそうすると今回は人口割は6万1,000でよかったのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 まず、人口につきましては平成12年の国勢調査時の人口を使用しておりますので、本年度も同様でございます。それから、金額につきましては所得譲与税の対象となる金額が国庫補助負担金の減額分ということですが、それがふえてございますので一人当たりの金額で申しますと3,517円でございます。以上でございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 今たしか人口は毎年変えるんじゃないかと国勢調査ということは、この次の国勢調査のときに人口が減ると、そうすると自動的に減ってしまうという、それまでの間に人口減少対策はしなきゃいけないと思うんですね。それらの交付税もいろいろ人口割で来てるのはいっぱいあると思うんですけども、そこでやっぱり収収対策ということからすると人口減少対策、あるいは人口増加対策というんでしょうかね、何かそういうものですばらしい対策がありましたらお聞かせ願いたいと思います。どなたでも結構です。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 人口増加対策ということでの具体的な内容としまして、まず定住人口増を図るために現在ですと市の施策としては、例えば梅の宮住宅の改築事業とか、あるいは海辺のにぎわい地区における住宅建設、そういった部分などで民間住宅環境の一応整備というのをまず掲げております。

あと、具体的な今度はそういった少子化対策としましては、のびのび塩竈っ子プランに基づきます子育ての支援策、これを17年度から具体的に一応立ち上げようというようなことで、子育て総合支援室を初めそういったポストによって総合的な施策を一応展開していこうと。

あと、男女協働による意識の啓蒙というか、そういった部分がひいては女性の社会進出なり、そういった部分で産業の活性化、ひいては人口増につながっていくだろうというようなことで一応考えております。

あと、企業誘致でありますとか、あるいは総合体系の整備を図っていきながら塩竈としてのそういった地の利を生かしていくとか、そういった部分で塩竈の魅力を引き出しながら人口の一応増加策なり減少化の歯どめ策を一応図っていきたいなというように考えております。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。いろいろ具体的に言って、やっぱり政策的にお答えなってますけれども、私は前に一回この議場で市の職員の方の管理職の7級職以上の方の市内移転要望はということで市長さんにお聞きしたことあったんですよ。そうしたらそれは憲法22条のそういう権利があるからそうはいかないだろうと。けども具体的にやっぱりこういうふうにはここまでなってくると、人口、確かに管理職の方だけでも移動してもらおうと家族の方も含めて400人くらい計算できると思うんですけども、そうすると相当市に税収が入ってくるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の考えと市長さん、まだ同じような考えなのか、一応確認したいと思うんですが、よろしくお願いします。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今担当課長から申し上げましたように、全体としての人口増加策ということについては、一定の政策的な課題として取り組ませていただいておりますが、愛市精神につきましては、それぞれの意識ということになるのかと思いますので、私の方から強要するべきものではないと思っております。よろしくお願いたします。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 そういうことをきょう議論する議会じゃないので、またゆっくり聞かせていただきたいと思ひます。

それで、この資料 10の10ページ・11ページの下の方で土木使用料、そのうちで11ページね、下の方に道路橋りょう使用料、それから港湾使用料、都市計画使用料と3種類書いてあるんですけども、中身の説明を聞きたいなと思ったんですよ。これはたしか決算になる

と雑入の項目に入るのかなと思いましたが、いっぱい使用料稼いでいただきたいという考えがありましてお聞きいたします。よろしく申し上げます。

木村委員長 金子土木課長。

金子土木課長 お答えしたいと思います。

土木で所管してる部分につきましては、道路橋りょう使用料、具体的には説明蘭の中にありますが、道路占用料、それから公共物使用料ということで、道路占用につきましては、主なるものとしてはN T T、それから電力、それから塩釜ガス、こういった埋設物の占用が主なるものになります。あと、公共物の使用料といたしましては駐車場として貸してる部分がございます。具体的には塩竈陸橋の下の空気を駐車場として、駐車場といいますか、町内会の方に管理委託をさせていただいて、その管理委託の中で町内会が運営をしているという中身でございます。あと、うちの分としては3節の都市計画使用料ということで、これは公園の占用料、これもN T T、東北電力等の占用になってございます。以上でございます。

木村委員長 佐藤港湾課長。

佐藤港湾課長 2節の港湾使用料についてご説明いたします。

貞山通1丁目58番地内に2棟の上屋がございます。1棟は昭和24年建築で661平米ございます。もう1棟は翌年、昭和25年建築で937.25平米の上屋がございます。現在は2棟とも港湾関係の企業に使用許可を出しているところでございます。使用料は1カ月1平米当たり61円で、この予算書にあるとおりの歳入があるということでございます。以上です。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 なぜ聞いたかというといっぱい貸し出しできるものを貸していっぱい取っていただきたいと思ったから聞いたんです。それで、ただで貸してたりするところはないかなあと、そういうことで全部市の土地自由に使いほうだいというような駐車場もあるようにお聞きします。それから、逆にいっぱい財産あるのに、せっかくいいところに駐車場つくって貸せそうなところ貸してないところあると。例えばですけども、塩竈二小の北川の梅の宮のところの陸橋の下のあたりなんかは道路沿いのところでうんと広い土地があるんですけども、木だけいっぱい、桜の木だけがじゃまなるくらい大きくなって。そしてそこはもう道路がすぐそばですから完璧に道路に面してるわけですよ。そういうところを市の、上の梅の宮の住宅の方はきょうみたいな雪降ると車が、うんと細いところで急なもんですから下のところに駐車場あったらいいねえと、こういう意見があるんですけども、そういうところを貸し出す方法は何かな

いのか、その辺お考えありましたらよろしく願いいたします。

木村委員長 金子土木課長。

金子土木課長 お答えします。

具体的なところがお示しされましたので、その件についてちょっとお話をさせていただきますと、あそこにつきましては、道路用地になってございます。ただ、一定程度先ほどお話しありましたように桜の木なんかもありますので、地域の方と協議をさしていただくのが1点。それから、あと専用を使うのであればそれなりに道路から出入りする工事をやっていただくようになりますので、そういったものの費用負担等も使っていただく方にご負担をしていただいでやっていくというようなこととなりますので、ケース・バイ・ケースでいろいろご協議をさしていただかないと、すぐにはなかなか返答できないかなというふうに考えております。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 それではよろしく願いいたしたいと思います。後でゆっくりお願いに参ります。

13ページ、これの。公民館の使用料というのが300万と書いてあるんですけども、上の方ね。それから、前に戻るとね、11ページに戻ると市民センターの使用料は6万円って、割合と使用料って少ないんだなあと思ひまして、もっといっぱい使用料をふやすように利用拡大策をお聞きしたいと思ひます。それでね、たしか壱番館はいっぱい、満杯になるくらい入ってると思うんですけども、結果的に使用料は6万円だけなのかなと思ひました。

それから、公民館の方ですね、一、二年前に音響装置よくなって、私もちょっとカラオケやるもんですから、それで前は自前で音響装置持っていけないと音が割れて、そういう音が割れるところでは会議もできないという不評があったんですけども、今は公民館にある施設だけで十分にいい音響が出るんですよ。実験して、実践していい音出ましたので。そういうことでいろいろ公民館ないし市民センター、ああこれは市民センターか、壱番館じゃないのかな。その辺ちょっとあれなので、利用拡大策をお聞きします。

木村委員長 渡辺生涯学習センター館長。

渡辺生涯学習センター館長 お答えします。

公民館につきましては、ご存じのとおり社会教育施設ということで社会教育の振興を目的に設置された公の施設、教育機関となっております。その限りで、それが基本的な使用の主要なところですが、それ以外に市民の方々の集会あるいは今お話しありましたいろんな文化芸術活動を提供するというところで部屋の貸館が発生、対応することになっております。その中

には2通りありまして、社会教育の目的に沿った団体等につきましては減免の措置を施しております。それ以外につきましては使用料、条例に基づきまして徴収いただいと。

参考に昨年の公民館の貸館の件数をちょっとお話しさせていただきますと、全体で1年間で3,297件の貸し出しをしております。そのうち主催が580件、それ以外の市民の方の利用が2,700件ぐらいあります。そのうちに減免の方々は2,000件ということで、約700件が有料になっております。

有料の拡大ということになる、お話の中身になるかと思いますが、公民館の基本的な目的は社会教育施設ですので、それを踏まえながらできるだけお使いいただくと、そして結果として使用料がふえればそれでよろしいと、そういうふうな整理になるかと思いますが、よろしく願いします。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございます。市民センターの方はいいです、私の勘違いなんです。

それで、利用されるときですね、公民館。規制っていうか、例えば商売、宗教活動とか政治活動なんかに規制なんかあるのかどうか、その辺のところ、何か規約とか、あるいは決まりございましたらお願いしたいと思います。

木村委員長 渡辺生涯学習センター館長。

渡辺生涯学習センター館長 今お話ししたとおり公民館は社会教育施設ということで市民の方々の文化の振興、教養の発揚あるいは社会福祉の増進というような目的が規定されております。しかし、その中で特に規制されてる中身としましては、社会教育法の23条の規定がありまして政党、例えば政治団体が独占的に利用する場合とか、宗教活動をするそういう事業あるいは団体には使用が制限されるという中身になっております。

ただし、政党が主催する事業でも党員のみの閉じられたような集会につきましては制限されますが、広く市民に、例えば政策発表会とか、そういう形をとる場合は一応開放するような形をとっておりますので、よろしく願いいたします。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 それを聞いて安心しました。そうすると、うちの方の会派の宣伝になるかもしれませんが、ニュー市民クラブの方で懇談会をするというようなときは、たしか第1回目の去年やる時公民館さんをお願いしたら予約ではよかったんですけども、実際に実施しようとしたらできなかつたもんですから、どういふことで使えませんよと言われたのか根拠を知りたか

っただけです。そういう意味では、そういう今の答えのように全部同じ条件にさせていただければいいかなんですけれども、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続いてこの 10 の 22 ページから 23 ページ、財産売払収入についてお聞きします。

そこに土地建物売払収入ですね、23 ページでいうと土地建物売払収入 1 億円、それから物品売払収入が 2 億円ということでありましてけれども、この説明のところ为空欄なんですよ。それで、1 億円と 2 億円というふうに予算上上がってるんですけども、説明が無記白紙ということなんですけれども、どこか検討してるところがあるのかどうか。

そして、この間終わったばかりの 2 月 25 日の 2 月の補正では 16 年度財産売払収入 2 億 6,000 万円の当初予算、マイナス 1 億 6,000 万補正して 1 億円になってるわけですね。そうすると、このような個々の土地建物売払収入、物品売払収入というところは暫定的な予算なのかなと。足りなくなったら一生懸命売るし、お金が余ればほかからいただいたら、そこは処分しないという考えなのか。あるいはこの予算どおり、これ予算委員会なので、予算どおり執行していただきたいという意味からすれば、安くてもいろんなところ、固定資産税とか市に入ってくるわけですから、市の財産が、極端なことを言ったら半額でも、固定資産税、水道税、いろいろ入ります。長期的にはそのままにしておくよりも市の収入になるわけですから、その辺のところの考え方、個々の予算の取りつけの考え方、ご意見ありましたらよろしくお願ひします。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

この財産売払収入につきましては、可能な限り土地の売り払い等を進めていきたいということが一つと、それからもう一つは最終的に財源補てんを何ともしなければならぬという要請から計上してるというふうな要素もございます。財源補てん措置として先ほどご説明申し上げましたが、財政調整、それから市債管理の両基金につきましては、これは元々財源調整的な目的でもって設けられてる性格が強い基金でございますので、この基金を利用して財政調整を図るということは、これはある程度予想されるといいますか、当然のことであるという部分もございます。また、それ以外の例えばミナト基金からの繰り入れ、それから物品売払収入、これらにつきましては、やはり非常措置的な意味合いを持ってるというふうにご考えてございます。

それで、16年度におきまして10億円を超える収入補てん措置をしております。内訳的に申しますと、財調・市債の両基金からの繰り入れに加えましてミナト基金からの繰り入れ、それから土地の売り払い収入1億円、それから物品売り払い収入ということで計上いたしました。市で保有する有価証券の売り払い収入1億6,000万円を計上したところでございます。

現在の収支補てん措置につきましても、若干ご説明させていただきますと、当初10億、これ合計しますと10億8,000万ほどになるんですけども、その10億8,000万ほどの収入不足額が現時点におきましては7億ないし8億程度まで圧縮してるんじゃないかなというふうに思っております。そういうことから2月補正におきましては、当初計上いたしました物品売払収入、つまり有価証券の売り払い収入ですが、これについては売らないで済む事態になったというふうな判断から減額させていただいたものでございます。

それで17年度のご説明になるわけですけれども、17年度につきましてもこのような7億7,000万に近い財源補てん措置を組んでおりますが、これを何としても圧縮していきたいというふうに考えてございます。なかなか難しいとは思いますが、16年度圧縮した要素としては、一つには平準化債の活用、もう一つには15年度決算が実質収支黒字になりましたので、その黒字要素が16年度に影響したことによって圧縮ができたという面もでございます。そういった面を17年度でもできるだけ大きくするというところで圧縮を図っていきたいという考えでございまして、先ほど申しましたミナト基金からの繰り入れ、それから売り払い収入でも特に物品売り払い収入につきましても、可能な限り圧縮していきたいという考えでございます。

一方、土地の売り払い収入でございますけれども、これは経済活動にも結びつくものでございますし、これはできるだけ1件でも多く売り払いたいという考えでございまして、なかなか経済状況などから困難な状況になってるということでございますが、努力してまいりたいと思っております。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 ご丁寧なご説明ありがとうございます。あと残り10分かな、少々になりましたので、次の質問。同じ本の37ページの委託料がここで初めて出てくるのかな。

37ページの13節の委託料ということで1,339万1,000円ということで5項目載ってますね。説明。それで、これ昨年聞きました、私。そうしたら何かいい方法があるかもし

れないので検討しますということだったんですけれども、こういうことです。もう一回聞きます。

この委託料金というのはここだけじゃなくてほかのところにも全部説明の部分の金額、個別の金額はありません。合計金額はありますけれども。それで、これ入札の関係もあるということなんですけれども、いろいろ入札の問題でもそういう考えもあるかもしれないし、金額をかえって明示した方が、それ以下でやってくれといえればそれまでだという考えもありますから。そうすると、この1,339万1,000万という、これを5で割ったのが下の乗降客調査委託料、そんなに高いわけないなど、こう思うわけですよ。そうすると、こういう100万、1項目100万円以上というのはやっぱり、去年も聞きましたけれども大ざっぱでもいいから、何か書く方法ないのか。あるいは検討してみたほかの市町村はどうなのか、答えいただいてません。それでそういう数字なくて、これで予算審議っていえるのかということも言えます。小さなものだと2万円とかいっぱい書いてありますよ。例えば41ページの玄関マットリース料20万円、これはちゃんと書いてあります。これは委託料じゃないから、契約は契約だけれども委託料じゃないから20万円書いてる。大きな数字を書かないというのがおかしいと思うんですよ。その辺のところの考えございましたら去年と同じなんですけれども、またお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

昨年ご指摘いただきまして説明書の説明欄に委託料、工事費につきましての数字等掲載ということでございます。これについてですが、位置づけ、それから掲載できるかどうか、そういった面について若干ご説明申し上げますと、予算の説明書は議会での予算案の審議の参考にするために提出させていただいてるものでございますけれども、自治法の施行規則等で定めがございます。それで款・項・目・節に区分して行いなさいというふうなところも定めがあるわけでございますけれども、説明欄の記載内容にまでは具体的な定めございませんので、これは市町村で対応は分かれるということでございます。

それで、本市ではこれまで委託料、工事費掲載してきていないんですけれども、他市の状況見ますと本市と同様な市も多くありますが、調べてみたところ、調査したところ、委託料、それから工事費につきまして掲載してる市もございました。それで、これまで掲載していなかったわけございまして、その辺の理由等調査してまいりたいと思いますけれども、主に契約事

務への影響があるかどうかだと思うんですね。その点を確認しまして、あと掲載するかどうか決定していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 それでね、この75ページ見ると、この13の委託料が686万2,000円、電算業務委託料となって、1行だとバレバレなんですよ。これね。一応指摘しておきます。もし隠すのがいいんだったら、ここは隠してほしいと思います。

それから、委託契約の入札との考え方で、できましたら部長さんに聞きたいんですけども、この予算委員会、この予定でいくと3月14日に予算可決した後でないと入札できないということになります。こういう委託契約は。そうすると、4月1日から業務委託、1年間いろんな合計したら何億円か、10何億円か20何億円かなと思うんですけども、そういうものが日にちが短いわけですよ。そうするとぎりぎり、いつも入札日がどこの市町村もぎりぎりなって5日くらい前に、この塩竈市はそういうことはないと思いますけれども、そういうところが結構ありまして本当の意味で競争しようと思って、さあそういう委託業務を競争して何とかしましようと思って1週間前に入札ということでは準備ができないから、仕方ないから高い金額書いて辞退するわけにもいかないからと、こういう状況になったとすると、そういう入札の競争性を高める方法としてはうまくないんじゃないかと、こういう考えがあるんですよ。

あるいは、この予算が成立、もし、今まではないから今回もないとは思いますが、予算成立しなかったら、その入札はじゃできないのかと、こういう考えがありますので、もっと早目にとっても国の方で大枠を決めないと早目にできない。ですから、もし予算決まらない場合は前年度予算で対処すると。委託のところでも同じ金額で対処するというので、例えば1カ月前に入札するとかっていうと競争性が高まると思うんですが、一つの提案ですが、その辺のお考え方をお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 山本総務部長。

山本総務部長 お答えいたします。

我々契約に当たりましては、常に競争性を高めて委託金額を下げると、そして経費の削減に努めるというのが我々の至上命題でございます。したがって、この委託案件につきましても毎年、とりわけ少しでも前年度よりも安くしようということで広く呼びかけて、そして競争性を高めているところでございます。そういった成果が、例えば昨年ですと、あっ今年度、駐車場の委託ということで二百数十万ほど下がったということでございます。

ただ、その契約案件の債務負担をとってるものであればね、それはいいんですけども、ただやっぱり単年度、単年度の契約につきましては、もともと議会の議決がなければいけないということがございますので、その辺の方法で何とか競争性を高めるような方策があれば今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

木村委員長 中川委員。

中川委員 私の方から資料 10に基づいて質問させていただきます。

今、志子田委員の方からも委託の問題で質問されたと思うんですが、私は全体で電算業務の委託料ですね、それについて質問していきたいと思うんですが、まず最初に51ページで、ここに委託料、13節に、まあこれは全体含まれてるんですが、5,789万7,000円。私は総務、民生、衛生、土木で記載されてる分で見えたんですが、総務と民生、約合わせると1億円近くなるんですね。それで衛生費と土木費については、電算業務委託料は記載されてないんですが、庁舎全体で見ると1億円を軽く超す金額になるんじゃないかなというふうに思うんですよ。それで私、多分二、三年前だと思うんですが、この電算業務について質問したことがあるんですが、それから見て、たしかその当時は介護保険も導入されるという時期で相当電算業務が全体がその分としてかかわってきたのかなというふうに思って見てたんですが、ここでどうしようもないので、一応全体調べてみて、記載されてるのだけ見て1億円ぐらいになるのかなと見たんですが、全体でどのぐらいにまずなるのか、それを伺いたいというふうに思うんです。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 電算経費の全体の部分というお話しでした。40・41ページに総務費ということで、そこの企画費の中で住民情報システム、財務会計システム、内部情報システム、地域情報システムというような形で、これは全体から見ると共通的な一応経費として約6,000万ほど上げております。あと、委員今お話しになりましたように、そのほか各課でいろいろ独自の業務分の委託費として一応計上してる部分もありますので、昨年ですとそういった関連部分1億1,000万ほどありましたので、今年度分についてはちょっと集計はしてませんが、約1億円前後になるのかなというような形です。

木村委員長 中川委員。

中川委員 昨年在1億1,000万でことしが1億円ぐらいになるのかなということなんですが、先ほど志子田委員の質問の中でも一般競争入札ということも当然出てくるだろうし、随契

契約でいく場合も出てくるというふうには思うんですが、やはり透明性を持つ意味でも部長の答弁にもありましたように一般の競争入札でやっていけるようにしていくのが必要なのかなというふうには思うんですが、それで今までに電算業務に毎年毎年こういうふうには計上されてるわけですから、全体の取り組みの中で実際は業務の改善になってきてるのかどうか。

それから、もう一点なんですが、それじゃ今の行財政改革の中で職員の負担軽減になってきたのかどうか。それと同時に、じゃその費用対効果はどういうふうになるのか。

それから、もう一点ですが、じゃ国からの今事務移譲がどんどん行われてるわけで、実際の負担の割合というのが高くなってきているというふうには思うんですよ。それで、国からの補助というのがどのくらいあるのか。極端に1億円だとして、その1億円のうち、どのくらいの割合で国から来てるのかどうか、そういう点はどうなんですか。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 まず、電算全体にわたる効果の部分の一応ご質問でしたので、まず市民サービスの向上という部分、まず第1点挙げられるのかなというようにところでスピードアップによる、例えば窓口でいう待ち時間の短縮とか、あるいは正確性の保持とか、そういった部分によって市民サービスの向上がまず図られるだろうと。あと、もう一点、その内部での効果として、まずそういった省力化によっての職員減、あとは特に例えば税関係でいうと制度改正によるいろいろな対応に対するそういった職員定数増を抑制してる部分があるだろうと。ペーパーレスの部分で相当効果が図られてるよというようにところで、環境対策の面でもそういった効果として挙げることができるんじゃないかなと。あと、庁内LANで見られるように役所全体の情報の共有化にも役立っているよというように部分が、まず挙げられるだろうと。

それで、具体的に行財政改善の中でこういった一応効果を上げてきたのかというようにところで、平成10年から一応15年までの一応改善計画の総括ということで、全体的な総括については述べられてませんけれども、個々の業務について何点か一応述べられております。例えば、戸籍事務のOA化につきましては、今言われたような一応効果がそれぞれ見られ、結果的に職員数1名減を一応達成できたと。あるいは税務関係の部分については、一連の電算部分で一応見直し等行われて、それぞれ経費削減なり省力化が図られているというように一応効果等出されております。

あと、国庫補助との、どの程度ちょっと国庫補助なり県の補助なり入ってるのかというような質問だったんですけれども、具体的なちょっと数字は今手元には持ち合わせてはいませんけ

れども、業務開始に当たって、あるいはそういったシステムを当初開発するに当たっては、そういった国なり県なりの一応補助が入ってるという例がございます。ただ、運営につきましては、そういったランニングコストについては、ほとんど一般財源で対応してるというような一応状況になっております。

木村委員長 中川委員。

中川委員 今ね、確かに補助、国からの補助が一定の部分ついてるということなんですが、やはり市の持ち出しというのが相当なってるというふうに思うんですよ。それで、私なんでこう取り上げてきたかという、経費削減はもちろんだとは思いますが、内部努力をされてることも承知しております。

それで、一番はさっきも言いましたように毎年毎年これだけの金額、恐らく1億前後はかかってるというふうに思うんですけれども、その中で努力してる部分と、というのは自治体の末端に行けば行くほどそういう努力をされてるというふうに思うんですよ。それで私、市長にお願いしたいんですが、やはり国から県にこういうものの事務移譲をしていく段階ですから、それが今度は三位一体改革だということであれば国の方にもやっぱりそういう面で、県にきちっと補助をお願いしていくという方向を持っていくべきじゃないかなというふうに思うんですよ。ひとつその辺どうなんですか、伺いたいというふうに思うんですけれども。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今、委員の方からご質問いただきましたように事務移譲というものが今後ますます進んでまいりまして、末端自治体としてはそういったものが過重な負担ということになりかねないので、そういった分野の解消等につきましては、私からも要望してまいりたいと思っておりますが、1点、やはり今全体的にOA化というものが図れておりますので、例えば国、県、あるいは市民の方々との関係ということからしても、やはりどんどん電算というものを導入していかなざるを得ないというような社会状況にあることをご理解いただければ大変ありがたいと思っております。

なお、努力をさせていただきたいと思えます。

木村委員長 中川委員。

中川委員 最後に、この点について1点だけ伺いますが、問題なのは何といても情報の機密保持だというふうに思うんですよ。その点で改めていろいろ示されてきてると思うんですが、今度の個人情報保護を守っていくという意味でも本市として簡単にどういうふうに取り組み

ていくのかですね、今取り組んでる状況もあると思うんですが、改めてその点についてだけ伺いたいというふうに思います。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 まず、情報、個人情報につきましては、それぞれの法令なり、あと市として個人情報保護条例を一応用いながら個人情報を保護してると。

あと、電算で扱うその情報全般に対するセキュリティ対策といわれるような部分なんですけれども、まず1点目には人的なセキュリティとしまして、そのID対策、パスワードをそれぞれ個人個人、職員個人個人に与えることによって、そういった一人一人の、まず個人個人にパスワードを一応与えることによって、そういった人的な管理をまず行っていこうと。あと、物理的な一応セキュリティ対策としましては、電算室に対してだれもが一応入退室できないようなそういった一応整備なり施錠の管理なりというようなところを一応図っております。あと、技術的な一応セキュリティ対策としまして、これはそういったいろいろウィルス対策等含めてハード面・ソフト面で、できるだけ必要な措置を講じてるとというような状況であります。

木村委員長 中川委員。

中川委員 はい、ありがとうございました。

じゃ、次に71ページに入りたいんですが、ここで知的障害者の保護措置費として1,190万と3,000円ありますが、それから73ページに知的障害者支援費制度事業として3億2,209万6,000円ありますが、このまず内容について伺いたいというふうに思います。

木村委員長 大浦社会福祉事務所長。

大浦社会福祉事務所長 73ページの知的障害者支援費制度事業費

3億2,209万6,000円につきましては、知的障害者の施設に入ってる方たちに対する支援費とそれから居宅におられます方々たちの支援費を計上しております。

それから71ページ、こちらにつきましては、知的障害者の福祉費としまして1,225万2,000円を計上しております。主なものは扶助費で1,190万3,000円、知的障害者の保護措置費という形で知的障害者施設の措置費の移動費公費負担分、それから知的障害者通所更生援護施設特別処遇加算金としてそれぞれ計上しております。以上でございます。

木村委員長 中川委員。

中川委員 前の私の施政方針の質問の中で県の方で船形コロニーの施設解体の問題で市長に伺

ったんですが、そのとき市長さんの答弁の中で障害者を地域に帰してグループホームの中で地域に生活の場を設けていくんだというような話をされたのと、それから私、市長さんの答弁を聞いて、やっぱり浅野知事の進めている解体宣言ですね、それが本年の4月から船形学園から始まっていくわけなので、そういう面で問題なのは市の方で受け入れ体制として考えていくんだということなんですけれども、じゃ私も質問の中で、最後になかなか時間なくて聞けなかったんですが、今後ですね、コロニーそのものが解体されて地域に帰ってくるわけなので、グループホームで支援していく体制ですね。問題なのは支援する体制をどのようにつくっていくのか、それから支援者ですね。そこに入る部分に当たる人っていいですか、そういう人たちはどの方たちがっていうと失礼ですが、どういうふうな支援の形になるのか。その2点について、まず伺いたいというふうに思います。

木村委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 お答えいたします。

平成15年にいわゆる宮城県の福祉事業団が船形コロニー解体をするということで、目標といたしましては特別の場所で特別の生活から普通の場所で普通の生活を送っていただくと、そういう趣旨での解体ということでございました。さらに平成16年になりまして宮城県の方では県内の知的障害者施設の解体宣言というのをお出しになりまして県知事の解体宣言があったわけでございます。これを踏まえまして県の方では、いわゆる地域生活移行支援プロジェクト実施プランというものを策定いたしまして進めていこうという内容になってございます。期間といたしましては平成17年から22年までの間に行うという計画でございます。これを踏まえまして県の方ではいろいろ事業メニューをそろえまして実施あるいは支援をしていこうという内容になってきてございます。

具体的な内容といたしましては、いわゆるまずは住まいの場の確保ということになるかと思えます。さらには、日中活動の場の確保ということを進めながら解体をしていこうという内容になっていくかと思えます。具体的にこれを進める実施主体というのは、基本的には先ほど申し上げました宮城県の福祉事業団のいろいろな事業の展開を踏まえまして県内にあります社会福祉法人あるいは医療福祉法人等による事業の展開という形になってくるかと思えます。私も市町村の仕事といたしましては、これらの事業の展開に対する環境の整備というものを図っていく必要があるのかなというふうに思っております。

お尋ねの、いわゆるどういうところが実施主体となって、どういう人的な対応でなっていく

のかということでございますけれども、これはやはり先ほど申し上げましたように基本的には市内にあります福祉法人でのいわゆる展開という形になります。塩竈市、幸いなことに知的障害者の福祉施設、他の市町村と比べましてございますので、それらの事業団、法人の中でやっていくことになるかと思えます。以上でございます。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 前段の部分のご質問にございました。昨年11月でございましたか、10市町会ですね、と浅野知事の意見交換会ございました。その際にこの問題につきまして10市町会の会長であります仙台藤井市長から実情を訴えました。今、部長申し上げましたような対応策、実は平成17年度ですね、仙台市の2カ所ということだけで残念ながら予算がもう手いっぱいというような状況の説明がございまして、やはりそういう方々を迎える各市がすべてそういう対応が必要なのでありますので、ぜひ県の方におかれましては、適宜そういった必要が出た場合に対応していただけるような予算措置ということにつきまして10市町会として申し入れをさせていただきまして、浅野知事といたしましてもそういった解体宣言を出したという責任がある立場なので、そういった要望につきましては善処いたしますというような回答をいただいたところでございます。以上でございます。

木村委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

それで、先ほど船形学園の閉所するというところで、27日に仙台の泉区で役割を終えるということで皆さんで閉所式をやったということなんです、この中でやっぱり知事は解体宣言、まあ閉園をして支障ないがということで入所者にとっては地域で新生活をする門出なんだと。県も、市長さんも言ったように条件整備に努めるということがあるんですけども、問題なのは、その船形学園が1964年に開園してから今までに、この間も話しましたようにおおむね846人が卒園してるんですね。その方たちが3年の入所期間を経て地域に帰ってきてるという、そういうのが歴史的につくられて、18歳以上を対象にして職業訓練とか、それから就労に対する生活の支援を、そういうものをやってきて地域に帰ってきてるわけで、それが閉園して、じゃ地域に帰ってきて地域での受け入れが、問題がどうなのかということであると思うんですよ。それで、今まで船形学園を卒業したからといって必ずしも地域での施設の中に帰ってくるというばかりじゃなくて船形コロニーに逆に入所してるという方もいますし、塩竈のように2つの施設に入ってる方もいると思うんですよ。そういう面で今、この間も県の課長さんに

も伺ったんですが、実際この知的障害の患者さんっていいですか、減少してるんですか、ふえてるんですかっていったら年々、大体横ばいだっていうことなんですね。そうすると、何らやっぱり変わらないんですよ。地域に帰ってきて、地域に帰って生活してるから、それでいいというんじゃないくて、先ほども県の方に要望したりなんかあるとは言っておりますが、何といても地域で受け入れるときには、やっぱりきちっと責任を持って県がそういうものにきちっとこたえられるようにこちらでもやっぱり働きかけていくということが当然必要なんじゃないかなというふうに思うんですね。市長さんの決意を、改めてこういう考えだということは出されてきたんですが、何といても、くどいように言いますが、やっぱり支援者をどういうふうにつくっていったって、2つの塩竈にある施設の方たちだけをお願いしていいというもんじゃないというふうに思うんですよ。やっぱり日常生活をするわけですから、人よりも一つのハンディを持ってる生活の中でやるわけですから、そういう面での支援者をやっぱりきちっと配置していかないと仕事のためにも通う、それから通所に行く、病院にも行く、いろいろなそういう問題のときにですね、やっぱり今のじゃあすなろとか、私、あすなろの方に聞いてみたんですよ。そしたら、今の自分たちの中ではなかなか大変だっていうんですね。それで、できれば増員しないと、多分こたえていけないだろうと。そのためにも財政的にも負担なる部分が出てくるだろうというのも言っていました。だからこそ、なおさらそういう面でぜひ支援する制度というものを、やっぱりやっていきたいなと、いただきたいというふうに思っております。

次に質問していきたいんですが、87ページの衛生費なんですが、ここに老人健康対策事業1億4,598万9,000円と、それから健康推進事業費で217万6,000円というのがあるんですが、これは前にもたしか説明されたと思うんですけども、まずこれについてですね、全体に通じて質問をしたいと思うんですが、この内訳をお願いしたいというふうに思います。

木村委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 初めに87ページの老人健康対策事業費についてご説明申し上げます。

これにつきましては、89ページの中に掲載されております4行目の胃集団検診委託料、前立腺がん検診委託料、子宮がん検診委託料、基本検診等委託料、大腸がん検診委託料、乳がん検診委託料、肺がん検診委託料、肝炎ウィルス検診委託料、こういった事業が主な事業というふうになります。

それから、健康推進事業費につきましては、地域の町内会長等から推薦いただきました健康

推進委員さん等を中心に本市の検診事業等、あるいは健康教育等地域活動を行っていただいておりますが、そういった事業を推進するための事業費となっております。

木村委員長 中川委員。

中川委員 今説明あったように老人健康対策事業で新しく多分前立腺がんの検診委託料が、これが新規になったというふうには思うんですが、それから乳がん検診の委託料の中にマンモグラフィってというのが、これが入るわけですか。その点ちょっと伺います。

木村委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 今年度新たに前立腺がん検診を導入いたしますと同時に乳がん検診につきましては、当初の施政方針のご質問にもお答えいたしましたとおり、マンモグラフィ導入ということでさせていただいております。マンモグラフィと指触診の併用検診というふうになります。

木村委員長 中川委員。

木村委員長 資料 13の28ページに、この実施概要について出ているので、これであるわけですが、ここの中に2歳6カ月児の歯科検診から下に書いてある大腸がん検診までの中で個人負担がないのとあるのと、1,000円から500円までいろいろあるわけですが、問題なのは一番、今、私これ見て重要だなというふうに思うのは、やっぱり介護予防の上からいっても、それから全体、皆さんに受診していただくということが全体の社会的な面での効果というのが大きいというふうに思うんですよ。それで、今自己負担を求めているわけですから、これがどなたでもそんなに大きな負担ではないというふうには思うんですけれども、できるだけ受診できるように個人負担の軽減なり個人負担のかからない部分等できないかどうか、その点について、まず伺いたいというふうに思います。

木村委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 委員ご指摘のとおり、今回新たに導入されました前立腺がん検診と乳がん検診についても、これまでの1,500円から2,500円というふうに自己負担していただく金額がアップしております。これは限られた財源の中でより多くの方に検診を受けていただく、あるいは前立腺がん等新たながん検診等についても受診機会を提供したいという思いの中でやむを得ず個人負担額を設定させていただきました。

お尋ねの減免の関係でございますが、まず一つは国民健康保険の加入者に対しましては、助成制度がございます。自己負担への助成制度がございます。また、市民税非課税世帯につきましては、減免制度を持っておりますので、できるだけその辺については活用をお願いしながら

受診していただきたいというふうに考えております。

木村委員長 中川委員。

中川委員 何といても市民が健康で安心して暮らせる塩竈っていうものを目指す上からも、やはり住民検診、こういうものが大きく開かれるようにされていくというのが大切だというふうに思うんですね。それで、私もいろいろ近所の人に聞いてみたんですが、私の場合、体育館が近いものですから体育館でいろいろ検診を受けたり、そういうので遠くに行かなくとも自分の地域で安心して受けられるという面からいってもこういう機会をやっぱり数多く開いて検診を多くの方に受けてもらうという努力をしていただきたいというふうに思います。

次に伺いますが、119ページの商工費なんですけど、ここにあるのは3項19節の塩釜建設技能者訓練協会助成事業48万6,000円というふうになってるんですが、昨年度から見て補助金が削減されているわけですが、市長が申してる削減率なんですけれども、私が何で取り上げたかという、まず結論から言うと、何といても教育と福祉というのは、やはり余り削減すべきじゃないんじゃないかなというふうに思うんですよ。それで、たしか去年は、この訓練協会に対するのは60万の予算の中で、15年は塩釜が54万で、60万の予算で54万、それから多賀城で30万、七ヶ浜で20万、松島で20万、利府で20万。これ見て144万なんですけど、やはりこの削減していった、どうして削減したのか、まずその本質について伺いたいというふうに、まずそこから思います。

木村委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 商工観光課で抱える補助・助成する団体については、3カ月ないし4カ月ぐらいずつと各団体とお話し合いをしてきまして進めてきた経過があります。現在ですね、生徒数については14名。3年生が3名であります。3年生の中の1名が塩竈。それから2年生は2名、塩竈の方はおりません。1年生は9名で塩竈の方は3名。そういった中で各市町の方からも市の補助金等について、それから県の補助金等についてのいろいろとお話し合いをしまして、今回こういうふうな形にやらせていただいたというふうな経過があります。

木村委員長 中川委員。

中川委員 なぜ削減してきてんのかどうかということをもっと聞いてたんで、まずその点。人数がこうだからっていうんじゃないんで、やっぱりその本質というものをまず私聞いてたので、その点についてどういうふうに考えるのか。

木村委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 基本的には10%から20%という補助カットというふうな形から進めさせていただきますところでありませう。

木村委員長 中川委員。

中川委員 今ですね、ここのかかわってる会員の人に聞いてきたんですけども、実際これ今ですね、48万6,000円でこれが決まったとしても、なかなか協会では大変なんだということなんです。それで、今、校長先生、よく聞いてみたら、校長先生の支払いも当然払えなくなると。それから、いろいろ機材買うにしても自分たちが持ち寄って実際やらなきゃならないと。それから、ことしから塩竈でここまで減らされると多分多賀城さんもほかも減らされるのかなというようなことも聞かれます。

それで、今ね、ここで確かに少ない中でも高校終わって勤めようと思ってもなかなか思うように勤められない。自分で技術を何か身につけたいと思って、改めてこういう訓練協会に来て勉強してる人がいるわけですから、そういう人たちにやっぱり人数とかなんかじゃなくて、一律削減で10%から20%の範囲だって言わないで、やはり塩竈で職業訓練できる場というのはここしかないんですよ。新浜にあった無線学校も、もちろん白石に移転してしまって、ああいう荒れ果てた校舎がただ建ってるという、それでいいのかどうか。やっぱりもう少しそういう面で地元に残って頑張っていけるということであればですね、こういうものを存続をさせる意味でも、削るのは簡単だっていうふうに思うんですよ。だけでも通う子供たちを1人でも2人でもやっぱり多くつくるってことは必要なんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういう点で改めて伺いますが、そういうところをどんなふうに考えるのか。削減したからいいというもんじゃなくて、やっぱりこれからこういうふうにしていくというようなものがあってもしかるべきかなというふうに思うので、その見解だけ、市長さん、どうですか、伺いたいというふうに思うんですが。

木村委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 私の方からお答えをさせていただきます。

この経費の負担につきましては、ただいま10%というふうな枠を担当課長から申し上げましたけれども、基本的には必要なものにはきちとつけるというふうな指示を全体として私どもはいただいております。そういう中で、しかしながら全体として非常に厳しい状況にあるということをお前提にいたしまして、それぞれ担当の者が協議をさせていただいて経過がございます。そうした中で広域行政という観点でとらえた場合に、やはり適正な負担というものがある

のではなからうかという一つの方針が見いだされて今回のような予算計上にさせていただいたという経過がございます。

なお、ただいまご指摘いただきましたような視点も確かにあると考えますので、今後とも推移を十分見守ってまいって対処していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

木村委員長 中川委員。

中川委員 確かに厳しい中だとは言っても、やっぱり先ほども言ったように福祉と教育というのは、やはり削るべきでないというふうに思うんですよ。それで、教育の一環としてこういうものがあるんだということを見た場合に、それで一つの確かに市長さんからの配慮もあったということだとは思いますが、そこまで言うのでしたら、やはり削らないで今後の方向に生かす意味でも思い切って英断を振るうとか、そういうこともあっていいんじゃないかなというふうに思うんですよ。それで、先ほども言ったように検診のことも自己負担の問題ってというのは、確かに国保とかいろいろな減免があるとはいっても命に関わる問題と、そういうことを思っても、やはり福祉・教育というのは削減しないで何とか現状で頑張ってもらえるような努力っていうものをぜひしていただきたいというふうに思うんですよ。最後に市長さん、どうですか、その見解伺いたいというふうに思うんですけども。

木村委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

佐藤行財政改革推進専門監 行革の一環といたしまして平成16年度、補助金の見直しを行ってございます。見直しに当たりますのは、補助金に関する基本的な方針、それから基準というふうなものを作成してございます。そして、運営費補助からできる限り事業費補助への転換というふうなものを図ってございます。さらには充当禁止科目ということで補助金を交付するに当たって交付団体先の使用というふうな中で飲食費、それから慶弔費、それから交際費等に充当することは不適切ではないのかというふうな基準をつくりまして補助金の見直しを進めてきたところでございます。そして、補助金の見直しに当たりますのは、平成14年度に行いましたような一律削減ではなく、あくまでも今申し上げました方針・基準に沿いまして、それから先ほど商工観光課長の方からもお話がございましたが、平成17年度の厳しい予算のフレーム、政策経費の2割削減というふうな制約を踏まえまして各課では改めて補助金の必要性、優先性、有効性について検討したところでございます。午後から補助金の一覧、13年度から17年度までの補助金の一覧が出ていくかと思っておりますけれども、その中では増額している補助金もございまして、同額で継続している補助金、そして精査した中で一定の削減を行っている補助金、

それぞれございますので、なおそれらをごらんの上いろいろご意見をいただければと思います。
以上です。

木村委員長 中川委員。

中川委員 私、また何で問題にするかっていうと、2年連続で10%ずつ削減してんですよ。それが必要なもの、事業としてどうなのかということいろいろ判断された結果、削減したと思うんですが、先ほど言ったように今、塩竈から1人ないし3名通ってきてるとはいつても、やっぱり存続して子供たちが受けられる環境を整えるってことも新たな生徒をふやしていくことになってくると思うんですよ。だから、単純に削減するというのは、先ほども言ったように教育とか福祉とかの分野にどういうふうに厚く持っていくかということが、やっぱり一番今求められてるっていうふうに思うんですよ。くどいようですが、教育全体にわたって、一覧表、確かにこれから出てくるとは思うんですけども、それはそれでまたいろいろ議論の場があるというふうに思うんですよ。けども私は今まで示された資料の中で削減していくというのがいいのかどうかということ言ってるわけで、そういう面での政治的な判断というのはこれからますます求められてくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。その点でぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

木村委員長 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

志賀副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

要求しておりました資料について、助役から報告をお願いいたします。加藤助役。

加藤助役 昨日の委員会におきまして提出要求のございました資料につきまして取りまとめをいたし、お手元にご配付、16ということでご配付をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

志賀副委員長 質疑を続行いたします。

田中委員。

田中委員 午後の1番目ということで質問させていただきます。あと、丁寧な委員会資料をつくっていただきましてご苦労さまでした。

まず、10の189ページからお伺いしていきたいと思います。順不同になるかもしれま

せんが、よろしく申し上げます。

ことしの一般会計予算で起債残高が対前年度比 8 億 4 , 9 0 0 万、起債が減少に転じました。起債残高が。ということは、塩竈市の財政が借金の払い始まったということだと思っております。これが後年度物すごく財政楽にする第一歩が始まったと思っております。ただし、基金と財産売り払いにより 7 億 6 , 8 0 0 万の資産をなくしております。ということは、プライマリーバランス的には基礎的収支はプラス 8 , 1 0 0 万ということです。一般会計はそういう状況に置かれたということは、そういうことを念頭に置いて財政を、予算を編成していかれたのかどうかお聞きしたいんです。よろしく申し上げます。

志賀副委員長 答弁。菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。プライマリーバランスに関する私どもでとらえているものについて、ちょっとご説明したいと思います。

まず、プライマリーバランスですが、歳出から公債費を除いたもの、それから歳入の方から市債の収入を除いたものということの差し引きを見るということで借入金に关します歳入歳出を除いて歳入、除いた歳入歳出がきちんと賄われているかということを見るものというふうに理解してございます。ですから、借入金に関する収支を除いて歳入の方が上回っていればよりいいというふうな見方になってくるわけですが、国の方では、このプライマリーバランスの回復ということを目指して財政の好転を図ろうとしているわけですが、自治体にとりましては、国と違いまして借入金そのものは普通建設事業費に充当する借入金ということが原則でございますので、実際に国のように国債発行によって借入金をする、建設事業に充てなくとも借入金をするという仕組みには原則的になってございません。その関係で普通建設事業費の額に借入金は採用されるということになってくるわけでございます。

それで、ことしの場合ですけれども、建設事業費の圧縮によりまして借入金も圧縮しております。それで 17 年度当初におけるプライマリーバランスですけれども、歳入の方は市債を除きますと 170 億円ほどになってまいります。それから歳出の方ですが、公債費 24 億ほどございますけれども、それを除きますと 156 億円ということで、公債費の償還金の方は大体横ばいから近年建設事業費抑えておりますので、数年後には減少に向かう可能性あると見てるんですけれども、横ばい。ただし、借入金の方は大幅に減少ということでございますので、プライマリーバランスの方は好転してるというふうな、数字的にはなってくるわけでございます。以上でございます。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

結局そうすると市の歳入は170億、歳出は150億前後で組んでいくとそれほど苦もなくいくんですけども、事業費がかなり義務的経費がものにありますから、そこに組む苦しさがあるわけですよ。そうすると、正直な話を申すれば歳出を150億以下に抑えることが塩竈市の財政が安定的に推移するということになってくるわけですよ。それが基本に掲げていくことができるかどうかは財政の好転させる仕組みだと思います。だから市長は1割削減と言われたことがここにきてくるわけなんですよ。今は基金が残高が底をつき、そういうもので市債を減らしていく、ただし事業費が膨張していく中で事業費をどう150億前後に抑えていくかが財政の課題のためお聞きしたんです。要するに起債が償還されて残高が減るということは、一般の会社においては再建の始まりなんです。その認識がないと財政を企業会計という形でとらえるわけにはいかなくなってくるわけですよ。要するに官公庁の会計では当たり前のことでも今21世紀に来てデフレ社会の中で、その仕組みを根本から見直さないと物が始まらなくなってきたということでお聞きしたわけです。物の考え方は、確かにプライマリーバランスは基礎的収支という形ですけども、その借金の額を頭に描きながら歳出の抑制を考えていくことが一つの見識だと思います。そういう意味でお聞きしました。

では、順を追って質問していきたいと思います。

まず、単純をことからお聞きしていきたいと思います。ページ4ページの固定資産税の件についてお伺いします。固定資産税が減少した理由を教えてくださいたいんです。

志賀副委員長 今野税務課長。

今野税務課長 お答えいたします。

固定資産税減の原因は地価公示価格の値下がりによるものでございます。以上です。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 公示価格は毎年固定資産税の反映されるんでしょうか。お聞きしたいんですけども。

志賀副委員長 今野税務課長。

今野税務課長 平成12年度の税制改正によりまして毎年公示価格の変動に伴って土地に対する時点修正を行うようになっておりますので、毎年、今10年以上下落しておりますので、毎年下がっております。以上です。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

次に、先ほど志子田委員さんもお聞きしましたけれども、ページ22ページ、財産収入のところなんですけれども、財産売払収入として3億計上されてるわけなんですけれども、この1億円の不動産売却と2億円の物品売払収入は、ことしは100%を目指すのかどうかお聞きしたいんです。

志賀副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

先ほどの志子田委員への答弁でも若干触れましたけれども、まずその物品売払収入は市で保有する有価証券の売り払いということですので、非常措置であるというふうに考えておりますので、でき得る限り17年度の執行過程を通しまして売却には至らない状態までもっていきたいという考え方でございます。ただ、それが非常に難しい財政状態になってるということも事実でございますが、目指してるところはそういうことでございます。

それから、土地の売り払い収入ですが、やはり市の歳入確保という観点からは重要性を増しておりますし、売り払いを通じた経済活動の何らかの貢献ということも考えられるわけでございますので、土地売払収入につきましては、1件でも売ってまいりたいという考えでございます。一応予算計上する際に候補地等を想定してございますけれども、市内で3カ所程度、3カ所から4カ所程度、面積では1,300平米程度一応候補地として挙げているところでございますが、15・16につきましては、やはり土地の取引そのものが非常に現在の経済環境を反映しまして不活発であるということや、それからもともと売り払い可能な土地が限られているということもございましてほとんど売り払いできないという状況でございます。17年度に当たりますには、そのような状況を踏まえまして、これまでの取り組み方を少し変えるべきところは変えまして、例えば周知方法であるとか、どこまでできるかわかりませんが、価格の設定の仕方であるとか改善を図りまして売り払いにつなげていきたいというふうに考えてございます。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。頑張って1件でも多く土地を売る作業を続けていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に43ページの(仮称)市民活動支援センター整備事業費の250万の計上について内容

をお聞きしたいんですけども、よろしく申し上げます。

志賀副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 それでは250万の内訳について簡単にご説明をさせていただきます。

まず、この中の大きなものにつきましては、臨時職員の賃金ということで半年ほど見込ませていただいております。さらに需用費、消耗品関係、それから役務費として電話・テレビ・インターネット、そういったもの、あと公用車のリース、それから備品、そういったものを一応見込ませていただいております。以上です。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 場所は確定してるのでしょうか。

志賀副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 平成16年度に実は中心市街地の方にないかということで遊休施設、具体的には旧徳陽跡地なども一つの視野に入れながら、そこを使えないかとかいろいろ検討させていただきました。ただ、なかなか、市長の一般質問の答弁にもございましたけれども、思ったより改修費がかかってしまうということであそこを使う形には至ってないんですが、じゃそうした形で今のままでいいのかというのも一つの問題点でございまして、現在、市民活動推進室というのが市民課の一角にございますけれども、実際には来客があっても満足に座る場所もない。それからいろんな情報提供しようと思ってもスペースがなくてカウンターに資料を並べてるような状況。そういったことで、できれば今年度、やはり半年ぐらいの期間をもちまして、この市民活動のいろんな団体の方のご意見なども伺いながら、たまり場的など申しますか、どっか一角をまず使ってスタートしていきたいと。

で、この市民活動支援センターというのは、設置基準等一切ございませんので、県内的な事例を見ると物すごく広いところもあればワンルームで出発してるところもあるということでございますので、そういった設置基準がないのも一つの強みといたしまして、狭くてもとにかくみんなが集まれる、集まりやすい場所を何とか工夫していきたいということで、いろいろな方のご意見も今後伺って設置場所を決めていきたいというふうに考えております。以上です。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。頑張って市民が活動しやすい場を提供していただきたいと
思います。よろしく願いいたします。

次に3款、63ページ、国民健康保険事業会計特別繰出金について、特別会計繰出金につい

てお伺いします。

ことしの予算案では繰り入れが3億5,698万となっておりますけれども、16年9月の国保会計の繰り入れの財政見通しは3億700万なんです。どうしてたった5カ月ぐらいで5,000万の金額の相違が出てくるのか、よろしくお伺いします。

志賀副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 繰り出しについてご説明申し上げます。

国民健康保険会計への繰出金は国民健康保険の保険基盤の安定制度に係る繰り出しが主なものでございます。それで、保険基盤安定制度の繰り出しでございますけれども、これは国民健康保険税の軽減等を、軽減措置等に伴いまして変動してまいります。それは税率の改定でありますとか、それから応益割・応能割、そういった税の負担の配分がどうなっているかによって変わってくるわけでございます。それで16と17の比較でございますが、17年度は対象となるその金額の方が増加しております。そのことによりまして繰り出しがふえているということとであります。

なお、繰り出しの財源でございますが、これは行政の方で応用措置をすべきという、そういった措置でございますので、国・県、16年度までは国・県だったんですが、17年度からは県から4分の3が補助金として入ってくるということでございます。以上です。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 説明はわかるわけです。財政見通しということは積算根拠をきちっと証明しなければ値上げの検定、判定材料にならないということですよ。そこが問題なんです。5,000万の値上げをするのに5,000万円の繰り入れが入ってくるんでは値上げしなくたっていいじゃないですか。そこなんです、問題は。それに対する答弁がないから言ってんですよ。去年、昨年値上げするために会議を開き条例をつくったわけじゃないですか。その額が5,000万以下のはずです。繰り入れがことし5,000万円、予算で半年後に5,000万ふえるのがわかるのであれば、あゝ値上げしたから上がってくるのか。でも、そういう説明をきちっとしなければ市民に説明つかないじゃないですか。そこなんです。いつもきちっとした物を出して真摯に検討しなきゃいけないものを、数字が5,000万も違うんでは大きいんじゃないかと思うんですよ。それをお聞きしたいんです。よろしくお伺いします。

志賀副委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 国保会計の部分でございますので、若干ご説明をさせていただきます。

先ほど財政課長の方から保険基盤安定ということで5,000万ほどふえたということで、2月の補正でもそういう措置をとらせていただきました。国保税率の改定をお願いする際に見通しを立てた部分につきましては、基本的に15年度決算をベースに財政見通しを立ててお示しをしてございます。それから、国保の基盤安定につきましては、その分は国庫補助金等で医療費の分が国庫補助金になりますけれども、一定割合その基盤安定の分は控除される関係上、基本的に国保財政上さほど影響がないという判断のもとにこのような見通しを立てさせていただいておりますので、ご理解を願いたいと思います。以上でございます。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 数字的には理解するんですよ。説明を受ければ。ただし、なぜそのときにそういう判定材料を組み込んだ財政見通しを上げられないかというのが問題なんですよ。一つの物を決めて、今真摯に国保財政の健全化を論じてるときに、当局から出される財政見通しが狂うのは非常にまずいんですよ。

志賀副委員長 田中委員、あと特別会計の方で中に入って……。

田中委員 じゃ、そういうふうにします。わかりました。

次、行きます。次に100ページ、清掃工場の工事についてお伺いいたします。清掃工場の、燃焼してからとめるまで、どのくらいの期間連続運転するのか教えていただきたいんです。

志賀副委員長 綿市民生活部次長。

綿市民生活部次長 連続運転ですけれども、2週間に1回点検しますので、連続運転は立ち上げてから約10日から12日間連続運転しております。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

それで、私がある人に、専門家にお聞きしたところ、炉というものは一度立ち上げたらきちっと連続燃焼させていかないと傷みが激しいんだそうです。炉は高温と冷却によって傷むわけです。そうすると、消したりつけたりしていくと炉を傷めて補修費がかさむわけです。そういうことをどのくらいまで連続運転を検討なさっているのかお聞きしたいんです。

志賀副委員長 綿市民生活部次長。

綿市民生活部次長 今塩竈市清掃工場は約年間2万8,000トンの中で可燃ごみ等の部分についても、かなり減量化をしておりますけれども大量のごみを焼いています。ただし、平成14年に改良工事して、その性能が上がっております。そういった意味でちょうど2週間に1回程度立

ち下げて、そこで点検して清掃していくというやり方の今のローテーションは、今はベターじゃないかということで判断しております。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 そこで、そのベターなときに14年に工事して改良したものが17年の、ことしの予算に改良工事があるのか教えていただきたいんです。

志賀副委員長 綿市民生活部次長。

綿市民生活部次長 これにつきましては、改良工事の内容は資料 13の30ページでわかりやすく説明させていただきます。

30ページに清掃工事の改良事業の断面図が載っております。これは12月補正のときにも1,900万ほど補正させていただいたときに、ちょうど16年度施工という部分が両側に4面ずつありますけれども、今回17年度の施工箇所が右側に4面ほどあります。炉内の耐火物の乾燥帯と燃焼帯を2面ずつ補修していくわけです。この理由は、今度中倉埋め立て処分場の延命化の問題もありまして実際には18年度から今まで燃やしてないおもちゃとかバケツとかハンガーとか、そういったプラスチック製容器包装以外のものを可燃物と一緒に混燃していくことが必要になります。そのときにプラスチック等をさらに燃やすことになれば、今850度から950度で燃焼してダイオキシン対策しておりますけれども、そういったカロリー性の高いものが投入されますと1,200度まで上がってしまいます。そうすると今の炉が傷んでしまうわけです。そのために、その下の方にもありますけれども炉内の水噴射装置とか、あとダイオキシン対策で塩化水素を脱着させるために消石灰の噴霧装置とか、そういった工事を踏まえて進めていって、その工事を進めることが今混燃対策工事の予算を計上してる内容です。以上です。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

それで、2週間に1回、要するに10日前後で炉をとめたりつけたりするということは、どうも傷みもありますけれどもダイオキシン対策上好ましくないと思うんです。ダイオキシンは要するに0度から上がっていくようですね、燃やすということは。炉の温度が。そうすると、もう100度超えると物は燃えるわけですね、ある程度ね。燃焼点の問題で小さな紙とか何かは100度あれば燃えますから。そうすると、その燃焼効率の温度が低いときに発生する温度はダイオキシンが発生します。なお燃焼してもある程度の温度帯にいかなければダイオキシ

ンはコントロール下に置けないんですよ。そうすると常にそういう問題を抱えながら炉を運転されるよりは、ずうっと連続運転1年間やって、年2回しかつけるのと消すのがなければ、それでダイオキシン対策になるんじゃないかと。結局は年に50回ぐらいつけたり消したりしてるわけですよ。その温度の下がり方・上がり方の時点でダイオキシンが発生します。それを考えてほしいんです。集塵対策、いろいろダイオキシンありますけれども、炉でやっても完璧はないそうです。温度の一定化においてしかダイオキシン発生抑制はできないということは、そういうことも検討課題として立ち上げて、100度・200度・300度・400度ぐらいまでダイオキシンの発生のナノグラムを調査してほしいんですよ。そういうことが環境にやさしい行政だと思うんですよ。ただ、高い温度のときだけ安心だ、それは法律はそうです。でも、現実の世界でそうでない場合があったときに、それを常に慢性的にやっていけばシステムの見直しが常に行われなわけですよ。そういうことを念頭に置いて運営していただきたいんです。これは要望ですけども、よろしくをお願いします。

次にページ123ページ、土木費なんですけども、生け垣・板塀等設置費補助金54万とブロック塀等除去費補助金の内容をお聞かせいただきたいんです。

志賀副委員長 佐々木建設部次長。

佐々木建設部次長 これは昨年からやっておりますけれども、震災対策事業の一環で通学路沿いの危険なブロック塀等除去するという目的にいたしまして実施してる内容でございまして、生け垣、それから板塀等の設置費補助金につきましては、これはその前段に、その下のブロック塀等除去費補助金というのがございます。これでその危険なブロック塀所有者の方に撤去をしていただきまして、その撤去した後に今度は生け垣とかそういった軽量なもので再設置する場合の助成ということで、ブロック塀の除去については除去する費用の助成金、それから生け垣等については再築する場合の助成金ということで計上してございまして、17年度はそれぞれ10件ずつを予定してございます。以上でございます。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

続きまして129ページ、ヴェネツィア計画推進事業20万とマリゲート利用推進事業1,358万1,000円についてご説明願いたいんですけども……。

志賀副委員長 佐藤港湾開発課長。

佐藤港湾開発課長 最初にヴェネツィア計画推進事業についてご説明いたします。

既に報告させていただいておりますけれども、昨年の3月、16年の3月におかげさまで塩竈ヴェネツィア計画を取りまとめることができました。現在、この取りまとめました内容について実現へ向けた取り組みが行われております。

具体的にお話しさせていただきますと、計画の取りまとめに協力いただいた13の市民団体に現在塩竈ヴェネツィア協議会を設置し、各団体が独自に取り組んでおりますまちづくりに関する情報の共有化を図っております。また、県事業であります北浜緑地化護岸整備事業、それから防潮堤整備事業について、この協議会の方から代表5団体が県との協議に入っております。このように取りまとめた塩竈ヴェネツィア計画の内容の実現に向け一つ一つ作業が進められております。

このようなことから、今後、このヴェネツィア協議会を長く続けていくことが必要であると。構成団体の方から会費制で協議会の運営を行っていくことが必要であるとの考えが示されました。市としてもこれに対応するために今回予算を組んだものでございます。具体的な使い道としましては、各団体が行っておりますまちづくりに関する支援、それからヴェネツィア協議会の会費等に充てられるものと考えております。

続きまして、マリゲートの共益費1,358万についてご説明します。

まず、市と塩竈港開発株式会社の間でマリンドート塩竈に関する管理運営業務委託契約を結んでおります。さらに、この契約ごとに同社と共益費の負担についての覚書を結んでおります。これに基づいて支出しております。算出根拠は塩竈港開発株式会社が負担をしております施設全体の管理費、具体的には警備料、清掃料、廃棄物管理料、そういったもの6項目がございますが、これらを現在入っているテナントの利用面積、それから市民コミュニティ施設面積の合計で割りかえしまして坪単価を出しております。現在の坪単価は1カ月3,300円で市の負担分として326.6坪でございます。これを掛けますとこの予算の額1,358万1,000円になるということでございます。以上です。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

次に繰出金について、資料16の繰出金について説明を受けたいと思います。繰出金の総額35億8,227万円のうち……（発言者あり）18ページです。28億5,406万9,000円が基準内の繰り出しだそうです。そうすると、基準外の繰り出しは7億2,820万1,000円ということを示されてるわけです。そうすると、この中で基準外と

いうのは交通会計、下水道会計、公共駐車場会計、漁業集落排水会計の4会計であります。そうすると、塩竈市の財政を健全化していくということは、この会計の基準外繰り出しを減らしていくことになるわけです。そうすると、一番大きいのが下水道なわけです。そこでお伺いしたいのです。たしか前、14年のころだと思います。私がまだ議員になる前の話ですけども、下水道会計は値上げをしました。そう記憶しております。それで、今後どのようなことをお考えなのか教えていただきたいんですけども。

志賀副委員長 茂庭下水道……（発言者あり）

田中委員 特会はこの次ね。この次します。

志賀副委員長 一般会計の質問をお願いします。

田中委員 わかりました。じゃ、見解はこの次お伺いします。済みません。

次にですね、去年、総務教育常任委員会で近江八幡市に視察に行きました。そのとき近江八幡市には島がありました。琵琶湖だったと思いますけれども、その琵琶湖の中に島だっけか、その島に一つの市営汽船っていうか、船が行って、そのほかに渡船事業があったんですよ。島の方が渡船をやっててくれて、近江八幡市のその説明をなさった方は補助金は3年間でカットなんだと言ってるわけですよ。

志賀副委員長 田中委員、これも離島で……。

田中委員 違う違う、補助金なんだ。これは離島航路の赤字じゃないんです。

志賀副委員長 はいはい。

田中委員 その離島航路の話をしたのは、離島航路の渡船の運営費、3年間しか補助しないというルールを持ってるそうです。塩竈市は、ことし補助金、先ほども聞かれましたけれども、中川委員から。その補助金に対する考え方をちょっと教えていただきたいなと思ひまして今質問したわけです。よろしくをお願いします。

志賀副委員長 佐藤総務部次長。

佐藤総務部次長 先ほど中川委員にもお答えいたしましたように平成16年度、補助金の見直し方針をつくってございます。その中で特に補助金を3種類に分けてございます。一つが政策的な手段としての波及効果をねらった奨励的な補助金、それから法律等によって定められている補助金、これを負担的補助金と区分しました。それから市の仕事を交付先の団体に肩がわりしてもらえよう補助金、その3種類に区分したところでございます。ただいまご質問にございました補助金に対する期限、期間というふうなものは、その政策的手段というふうなもの

がたえず効果的なものなのかどうかというふうな検証が必要だということで、これらにつきましては3年、長くても5年というふうな期間を設定いたしまして、その期間ごとに改めて今申し上げましたように補助金の内容、効果、効率化、そういうところを検証しながらあり方というふうなものをたえず検証していきたいというふうに考えてございます。以上です。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

そこです、建設部の、この資料16の21ページの建設部の62番ですか、番号で。中心市街地活性化推進支援事業費補助金が増額されます。その理由をお聞かせください。

志賀副委員長 橋元都市計画課長。

橋元都市計画課長 それでは私からご説明申し上げます。

この中心市街地活性化推進支援事業の内容でございますが、本市の中心市街地活性化に意欲的に取り組んでいる団体に対する補助金でございます。平成16年度におきましては、ペイドリーム実行委員会というところから補助申請がありまして、その団体は市内の青年男女80名を越すボランティアを募って塩竈の町に活気を取り戻したいとの発意によりダンスパーティを中心に地元の食材を生かした出店などを行っているものでございます。塩竈の持つ新たな人材を生かしていただいている団体と考えております。今回は特に午前0時に打ち上げ花火などを行いましてイベントも定着しつつあるということでございます。今年度は本町のまちづくり推進研究会よりもまた提案がありますので、そちらの方も平成17年度より追加してまいりたいという考えを持っております。したがって、今回20万ふえて50万という状況でございますので、よろしくお願いいたします。

志賀副委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

次に資料16の17ページでお伺いしたいと思います。この資料によりますと、1番のところなんですけれども、14年度から16年度生活保護率推移表があります。塩竈市が生活扶助の予算が10億5,000万、当初予算で計上されております。1つは要望です。10億5,000万の予算を1行で書かないで、何とか考えてもらえないかと。どこのページ見ても、たった1行で書いてあるのは、10億の金を、この生活保護費だけなんです。扶助費だけなんですよ。それにここに書いてあるような内訳ぐらいいは載せてもらえないのかと。結局1億以上は、いわゆる10億もの金を、予算何百ページある中で当初の歳出の中で15分の1です、

事業費としては、その15分の1をたった1行で書くのでは、ちょっといかがかなと。

それと、もう一つあわせて質問しますのは、塩竈市の生活保護率のパーセントですか、この高さですよ。これを是正していくことが大切だと思われま。その是正策としては、ただしこれが悪いといってるわけではないんです。生活が困窮になったとき塩竈市は市民のために生活を支えるという概念はすばらしいものがあると思います。ただし、その概念の当てはまる人はよろしいんですけれども、これからなる可能性のある人たちにとっては、予算が窮屈になりはしないかなと考えるわけですよ。そのときに国の方でも就労支援の考え方が生活費の中に入っているので来年度は働ける人あるいは各家庭一人一人の中にカルテが存在すると思われまけれども、そのカルテを活用し、仕事を与えていただきたい。そしてその仕事の中に、この資料の一番最後に職員数の推移が載ってるわけですよ。そこにパート職員数224名の方々の人数があるわけですよ。その一定規模をあるいはことし何十人という方が退職されます。その人たちの仕事をこういう形で埋めるのであるならば、その生活、健康だけでも仕事の都合、商売の都合でそのような方々をあっせんする制度を積極的に取り入れて生活の安定を図り、一時的に役所の非常勤のパートでやらせて、次に市内・市外の仕事に世話をす、そういうつなぎ方、ワークリレーですかね、そういう考え方を導入する気があるかどうか、1点だけお伺いしたいと思われま。よろしくお祈いします。

志賀副委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長 お答えさせていただきます。

今ご質問のあった生活保護の自立支援につきましては、平成15年、国の方で社会保障審議会福祉部会に生活保護制度のあり方に関する専門委員会が設置されております。その報告が昨年の12月に出ております。その報告の内容につきましては、自立支援プログラムを導入すると。それは生活保護受給者の就労支援に当たるものだということです。福祉事務所とハローワークの連携を密にするという形になります。それから、就労支援のメニューの中ではナビゲーター、これ全国で52名設置するそうですけれども、そのナビゲーターによる就職の支援、それから生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施、こういうものをやりながらできるだけ自立支援を図っていきなと。また、その支援を拒否した方には生活保護の停廃止等も国の方では考えていくんだというこれまでにない強い姿勢で生活保護の自立支援を図っていきなと。以上でございます。よろしくお祈いします。（「ありがとうございます」の声あり）

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 それでは、私の方からも条例、まず最初に条例について質疑を行いたいと思います。

2番、塩竈市議会定例会議案の2番に議案16号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例というのが提案されております。この中では第2条の2の第1項に「災害派遣手当」の次に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第2条の2第1項において同じ。)」、こう

いうことで加えらるということになっております。そこで、この提案が出ておりますし、資料
でいいますと13の資料ナンバー、第1回市議会定例会議案資料の2のところそれぞれの
対照表が出ております。それで、今回のこの武力攻撃事態法に対する手当について、提出に至
った法的な根拠について、ひとつお尋ねをしたいと思います。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長 今回ご提案申し上げております一般職職員の給与に関する条例、この中で武
力攻撃災害等派遣手当ということで新たに追加されております。この根拠は自治法に基づきま
して自治法の204条に職員に対し支給できる給料・手当について定義づけしております。そ
の関係で今回改正に至っておるんですが、その大きな要因となったものは昨年6月に法律改
正がありました武力攻撃事態等における国民保護法、これの改正によりまして附則第3条でこ
の改正を求められておまして、それに基づいて今回案として改正をしていきたいということ
でございます。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 昨年のこの法律に基づいて、204条ですね。武力攻撃事態法の関連で地方自治法
204条が変えられたと、こういうことですね。そこで、現時点でこれは今年度の当初予算に、
この手当については含まれているのかどうか確認をしたいと思います。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長 予算としては計上しておりません。同様に努力攻撃ばかりじゃなくて災害派
遣手当というものも制度化されておりますが、今回当初の予算の中では反映はしておりません。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そこで、条例本体そのものの提案提出だということではありますが、それで何点か再
度お聞きをしたいわけですが、これは例えば今後の国、県の動向との関係で、この条例を基本
にしながらいわば整備といいますが、この関係でいろいろな条例等が出されていくというふう
に判断してよろしいのかどうか、その辺についてお尋ねします。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長 今回、昨年の6月の法律の改正ということで、この武力攻撃に関するさまざまな法律改正が昨年あったようでございます。当然その根本となる自治体の関係、役割、あとそれに伴います公共施設等の扱いについても、また別な法律が定められたということでございます。今後、予定として17年度は各県単位でこの辺の計画といたしますか、取り扱いについてプランを定めたり条例化をしていくと。その後、引き続いて18年度以降から各自治体でそのような取り組みが出てくるというような情報は得ております。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 それで、この問題については今度の県議会、今開かれております宮城県議会の中で国民保護法の関係で関連する条例が提案されているようであります。3つの条例案ですね。国民保護協議会条例案、国民保護対策本部条例案、緊急対象事態対策本部条例案、つまり県議会ではこの条例が提出されて、一定、どうなるかわかりませんが、いずれにしてもこの問題について県議会では今付されていると、こういうことであります。

それで、この問題で、この条例の「含む」というふうを考える、「含む」ということですね、明記されておりますが、これ「含む」というのは、もう一方では義務づけがないというふうにとらえていいのかどうか。自治体に対する義務づけはないというふうにとらえていいのかどうか。その辺の解釈といたしますか、見解をお聞きしたいと思います。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長 職員に対する給料・手当については、すべて条例事項で定めるという根本原則がありまして、今回災害派遣あるいは武力攻撃に伴う災害派遣、これらによってその手当の支給が出た場合、何を根拠条例とするかということで今回改正をしたいということでございます。ただ、今回改正します派遣手当でございますが、これは当該市の職員に対してということではなくて、あくまで塩竈が何らかの災害を受けたときに国あるいは他の自治体から職員が来て災害の復旧なりさまざまな取り組みをしたときに派遣された職員に対して、その滞在費の一部として支給する手当ということでございます。以上でございます。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 予算の方もありますからこの程度にとどめておきますが、いずれにしてもこの点で県議会の方にもこの点で白紙撤回をしてほしいと、撤回をしてほしいということでの動きなどもそれぞれいろいろ平和団体などが展開をしておりますので、この辺は今後の推移を見ながら

そういった点についてご紹介申し上げたいと思います。

予算について何点が触れさせていただきます。16ページのところ、16番ですね。ごめんなさい、失礼しました。16番、資料ナンバーの予算委員会特別委員会の資料で三位一体改革の影響額というのが触れられております。これは既に議員各位のところでも質疑が展開されておりますが、16年度が1億2,000万、そして今年度が国の関係で1億8,000万、県の関係でも出捐金18万ですか、18万ぐらいなのかな。合計で県支出金も含めるならば1億9,000万という影響が出ておるようではありますが、それで過般の吉川委員の質問の回答の中で私はちょっと少し腑に落ちないなというふうに思ったのは、こうした三位一体改革のいろいろな動きがあることは我々も基本的には承知をしてるところではありますが、回答の中で基本的には賛成なんだというふうに言っております。そして「国があって地方がある」と。やはりこれはですね、私はやっぱりゆゆしき認識なのかなと、市長自身のとらえ方の上で地方自治体は何たるかについて、必ずしも我々の地方自治体を踏まえた考えとはいささか違うのではないかというふうに感ずるところなんです、改めて市長の「国があって地方がある」というのはどういうことなのか、改めてお聞きをしたいと思います。

志賀副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 私自身は日本国民だと思っておりますので、そういう意味合いでお話をさせていただきました。日本国民であり宮城県民であり塩竈市民であるという意味で申し上げたつもりでございます。よろしくお願ひいたします。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 国民のことを聞いているわけじゃないんですね。やっぱり自治体そのものがどういうものかと。これはやはり改めて地方自治法、きのう読み返してみると、地方自治はみずからを治めるという立場で地方自治の本旨というのを定めております。そのいわば前提は憲法に定められておるわけでありまして。戦前は憲法下、旧憲法下において県あるいは市町村について法律に基づいて制定されてる。自治権はなかったわけでありまして。しかし、今日の時点では、この憲法に基づく、いわば地方自治の憲法上の制度として認められてるわけでありまして、確かに国はあります。今も国があるわけでありまして、やはりそういう点で地方自治、みずから治めると、こういう点でもやはり地方自治に対する市長の認識が違うというふうに私自身は思っておりますし、改めてこの点については、そういう指摘をまずしておきたいというふうに思います。

もう一つですね、そういう三位一体改革の関係で国税と地方税の矛盾があるというふうにお答えになっていたように聞いているわけですが、そこで改めて今、国と地方の関係で国の税のいわば扱い方、それから国と地方の事業の仕方について、どういうふうな割合になっているのか、これは財政課長の方にちょっとお聞きをしたいと思います。

志賀副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 国の方で三位一体改革を進める過程の中でそういった資料等も出してるものもございます。その資料を見ますと税財源としては国の方が3に対し地方が2であると。それに対して最終的な支出の方は国が2に対して地方が3であるというふうな結果になってると、この税財源が4割しかないのに実際の支出が6割であると、その差を埋めるために交付税であるとか国庫支出金であるとかが国から地方へ移行されてると。これをできるだけ1対1の関係に近づけるような方向でやっていくというふうな、そのような意味合いでの資料等がございます。以上でございます。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 国の税、租税の関係でいいますと79億だそうであります。あゝ79兆円です。失礼しました。国税が45兆円、それから地方税が33兆円、ところが実際の事業ベースになるとこれが逆さまになるんですね。国の事業ベースでいいますと57兆円なのかな、そして地方の歳出の分野で事業ベースが、たしか93兆円と地方がいわば負うところが、事業の割合でも比較的多くて、こういう点でも今三位一体改革の議論がされていろいろとやられてるわけですが、改めてこういう国と地方の税の配分といいますか、こういう点でも国のやり方について私自身は疑問を持ってるし、これをやっぱりよしとするわけにはいかないけれども、市長の考えの中では、これは基本的に賛成ということですから、やはり市長の認識はそういった点でも食い違っているのではないかというふうに思います。

そこで、地方交付税について、どういう展開になってるか、今現在ですね、どういうふうな展開になってるかお聞きをします。地方の財源調整と、そして地方の財源配分という点でも非常に役割は重大であります、その点で国動向についてお聞きをします。

志賀副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

17年度の地方交付税の動きでございますが、地方交付税は臨時財政対策債という制度が発足してから交付税の振りかわり的な意味合いで借り入れを許可されているものでございますが、

交付税の性格としましては、その両者合わせまして把握するという仕方がいいのではないかと
いうふうに考えてございます。そうしますと、17年度の交付税と臨時財政対策債合わせた額
とそれから前年度の額を比較いたしますと、大体ほぼ同額でのごときの場合は計上になるわけ
でございますが、ただ実質的な意味合いで申しますと、やはり地方歳出の足切りの影響は受け
てるのではないかとというふうに受けとめております。それは17年度の予算額を試算した際に、
これは総務省の方で推計はこういうふうにしなさいというふうな指針的なものを出してありま
して、それに基づいてるんですが、それによりまして交付税の算出の際の投資的な経費につい
ては、本市に当てはめると大体9,000万ぐらいになるんですけれども、そのぐらいの割
合で落としなさいと。それから、経常的経費につきましても落としなさいというふうなことで、
その金額を1億円を少し超えるぐらいなんですけれども、そういった金額がいわゆる地方歳出
の圧縮としてとらえていいのではないかとというふうに見ております。

結果的に同額になっておりますのは、交付税の方では、その算出の際に公債費の算入等は、
そういった制度的に認められてる分がございまして、それが本市の場合、歳出の方に計上され
るわけですけれども、それが実質的にふえてるということがございまして、それからもう一つ
市税収入が減少しておりますので、市税収入の減少分が交付税でカバーされるという仕組みが
ございまして、結果的には同額程度になってるということございまして、実質的にはやっぱり
1億程度の減少はしているのではないかなというふうに思っております。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 実は3月1日の衆議院の総務委員会というところで麻生大臣の関係で地方交付税に
ついて財源補償機能について我が党の吉井議員が質問しております。過般、小泉首相が財源調
整機能について全般的に見直し、縮小を行うと、これは国会の本会議で答弁をしております。
しかも麻生大臣自身が財政諮問会議の中で三位一体改革の中で地方交付税の財源調整機能につ
いて言葉をなくすということで、これは重大だということで改めて聞いているわけですが、麻生
総務大臣の、この交付税の必要額については、全体として必要な団体を3分の1ぐらいにした
いという重大な答弁をしております。つまり三位一体改革のこの改革というのは、私は改革の
名に値しないと。よく市長が地方分権だと言われるけれども、さっき税の関係でも国は先ほど
言ったような関係になっておって、実際は地方に事業の割合をシフトさせていると。こうい
う点でも財源調整機能を本来果たすべきものを削るというのは言語道断だというふうに私自身は
思っておりますし、改めてこの三位一体の点での市長の考え方についてお聞きを再度したいと

思います。

志賀副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 答弁の中で再三申し上げたかと思いますが、基本的な三位一体改革の趣旨といえますか、地方自立というものが今後各自治体に求められるということは、逆に今委員の方から前段で地方自治という意味でご質問あったかと思いますが、それが今からの行政の流れであるというふうに私、ご回答申し上げまして、そういった中で本当の意味で地方自立改革が実現できるような改革であれば、これは我々は大賛成ですということを申し上げました。そういった中で、残念ながら、今、地方が要望させていただいていることが十分実現されてないと。そういったものにつきましては、今後しかるべき機会を通じてきちっと申し上げていきたいということを私、ご回答させていただいたかと思いますが、今もその気持ちは変わっておりませんし、先ほど来ております国税・地方税の比率の問題でありますとか、あるいは地方交付税の調整機能でありますとか補償機能が、特にこういう東北と首都圏という差が歴然とあるわけでありますから、そういった機能が十分発揮されるような改革ということに今から取り組んでいくものというふうに理解いたしてるところであります。以上でございます。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 しっかり言っていただきたいんですね。やっぱり地方自治体として少なからずこの塩竈市の市政全般にも、また県内のそれぞれの市町村のそれぞれの首長も恐らくそういうことで考えは、この点でも国にしっかり物申すという立場をしっかり踏まえていただきたいというふうに思います。

予算編成の関係で、時間もそれほどありませんので、資料に基づいて何点かお尋ねをしたいわけですが、一つは10%削減ということで資料、資料は16番のところに経常経費10%、こういうふうに資料が載っております。一般会計の経常経費10%削減の内訳と金額ということで17年度は1億1,000万ぐらいなのかな。1億1,000万ぐらいの金額で経常経費の削減を行ったと。そして、削減の内容については、施設の管理とか事務経費とか継続的な事務などなど、こういうものをいわば削減の対象にしたんだと。

一方、それを踏まえて10%削減を生かした新規事業が2ページのところに1から32まで触れられておるわけですが、一つはこの10%削減の中で、去年は5%でした。ことし10%ですが、これはやはり市民のサービス内容に影響が一つは及ぶ性格のものなのかどうかお聞きしたいと思います。先ほど中川委員が建設事業の補助金の20%削減の中で、いやこれは厳し

いんだということではいろんな当事者のさまざまな叫びといいますか、この問題について触れられておったわけですが、一般会計全般の中で、これはどういうふうな影響を当局として考えして予算を組んだのか、削減の内容に至ったのか、その辺の立場についてお聞きしたいと思いません。

志賀副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

昨年から行っております枠配分なんですけれども、枠配分につきましては5%削減、昨年は経常的経費5%削減、ことしは10%削減というふうなことで各部課にお願いしたわけでございます。

その一つの考え方は、かなり厳しい状況の中で従来やっていた、例えば節ごとに削減率を定めまして需用費なら需用費を何%削減してくださいというふうなやり方ではなくて、やはり一番現場、施策の先端におります各部各課で事務事業全体の見直しをすると、そのような過程を通してでなければなかなかこれ以上の削減は望めないというふうなことがございまして、昨年からは枠配分方式というものを取り入れたわけでございます。

その考え方でございますけれども、まず経費につきまして、やはり一律10%というわけにはいきませんので、経費を区分しております。一つは公共事業関係費といいますか、普通建設事業関係、それから義務的な経費ということで、例えば扶助費であるとかそういったものにつきましては、やはりその削減枠でいくというわけでございせんので、そのまま見ざるを得ないというような部分。それから政策的経費ということで、これは具体的には実施計画という作業があるんですけれども、その対象としての経費ということなんですけれども、新規のものであるとかそれから政策的の強いものというふうな一応のくくり方でございますけれども、そういった政策経費、そういったものについては、別途っていいですか、通年方式で査定していくということでもあります。それ以外のものにつきまして、例えばということで資料にありますような施設の管理費であるとか事務経費、それから継続的な事務事業というのは結果的に残るわけでございますけれども、こういったものにつきましては、各部各課で事務事業の見直しをしていただくと。その中で、例えば目的は継続すると、市民サービスを提供するという目的は同じでございますけれども、ただそのやり方を変えるとか、そういった手段について検討するとか、そういった取り組みを促すという意味もございまして枠配分でするところでございます。

ですから、そのような方針に基づきまして各部各課ではいろんな工夫なり努力なりをしてい

るというふうに思っております。そのような結果としての10%の削減に17年度は結びつけていただいたというふうに思っております。以上でございます。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 いろんな理由の中で述べられてるわけですが、やはり市民サービスのやり方を変えると。いろんな見直し10%の中で突き詰めていくとこういうところも出てくるわけですね。先ほど補助金の話が出たりしましたが、いずれにしてもこういう点でも財政危機の中で地方自治体が本来持つべきスタンスというのは財政危機だからこそ市民の要求にこたえていく財政運営が今必要でないかと。やはりこう、そこが今財政運営の中でも問われているのではないかと。いうふうに思います。

そこで、今回の中で16・17年度普通建設事業が大きく削減されているわけですね。縮小されております。3ページのところに普通建設事業、大幅に変わっていると。それから民生費、土木費、教育費なども書かれております。それで、この廃止の中身については事業のほぼ、普通建設事業でいえば廃止の縮小なんだろうが、例えば16年とですね、私、予算書比べてみて歳出の分野で、ここの資料には出てきておりませんが、例えば住宅改修老朽化事業というのが44万削られたり、寝たきり介護の予算が40万円削られたり、それから短期宿泊費が10万円削られたり、それから去年鳴り物入りで出てきたナイトケアがいつの間にか、ことしはもう既に予算の上からも消え去っているということとか、それから衛生費の中でも健康の集い16万円が削られるとか、在宅寝たきりの痴呆の方への予算が削られるとか、全部で拾ってみてもざっと200万ぐらいなのかな、そういういわば民生費と衛生費の中で16年度予算と比べてみるといろいろなところで細かく随分削られたのかなというふうに思うわけですが、こっちの方の資料に出たものは、それはそれとしている理由があるんでしょうが、改めて16年度との比較で民生費、衛生費、こういう分野。それから衛生費の中でも、例えば中倉なんかもすっかりなくなっているし、そういう点でも、その点で細かいところが結構削られて、これはまあ言ってみれば最も福祉の分野でのしわ寄せが押し寄せているのかなと思うんですが、その辺はどうだったのか。16年度との比較で予算書見た中でそういうふうにかがえるので、その点について、至った経過についてお聞きします。

志賀副委員長 答弁だれ。大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長 福祉関係で今ナイトケアのお話が出てきましたけれども、ナイトケアについては、制度を支援費の中で対応するということですので、そちらに平成16年度変えまし

た。そういう意味では17年度削除したということにはならないので、よろしくお願ひしたい
と思います。

志賀副委員長 何だい、もう少しあったべ。答弁だれ。綿市民生活部次長。

綿市民生活部次長 中倉の今名称出ましたのでお答えします。

中倉の清掃施設費の方で委託料とかそういった部分にちょっと項目がえがされておりますの
で、報告します。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 ちょっと何となく回答にならないんですね、今の話を聞いてるとね。ナイトケアそ
のものはもう既に、いわば予算措置も前年ちゃんと掲げられたのになくなったと。やはり予算
書見ても今言ったような項目がずうっといずれ削られているわけですから、その辺はどうだっ
たのか。つまりそういう廃止に至ったあるいはなくしたといういわば基本的な財政運営という
か、市のやっぱり基本的な立場をお聞きしてるわけです。細かく事務的なものを聞いてるわけ
じゃないんです。その復活できるのかどうかですね、改めてお聞きしたいと思います。

志賀副委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 お答えします。

今回事業を整理する中である程度制度内容、今ちょっとご答弁、答弁にありましたように、
ほかの事業と一応制度上一緒になったとか、あるいは事業的に経常的経費に移してる部分もあ
ります。そういった部分で若干ちょっと見えなかった部分だったのかなと。今出されました事
業につきましては、今年度も昨年度に引き続き一応継続している事業になっております。以上、
説明を終わります。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 継続をしてるということですね。確認してよろしいわけですね。はい。その辺につ
いては、改めて引き続き私どもの議員団の中でも今度の予算委員会の中で議論深めていただ
きたいと思います。

さて、そこで改めて今回の土木費の中で改めて予算を見ましたが、土木費の中で何点かお尋
ねをしたいんですが、時間もさほどありませんので.....。

一つは、前段補正、前段の初日の中で議論になった中で、土木費の中で、ページ数でいうと、
失礼しました。137ページのところに.....（「10番の137」の声あり） 10ですね。

10の137ページのところに土地区画整理事業の繰出金1億5,000万がございまして。

前年で1,080万ですが、前年はたしか1,080万だったと思います。その中身ですね、
どういうものなのか、内容をお聞きします。

志賀副委員長 橋元都市計画課長。

橋元都市計画課長 この一般会計繰出金の中身につきましては、市の負担の裏負担の分になっ
ておりますので、補助金、それから起債、それから市の負担という状況での位置づけになっ
ております。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 これは後で特別会計の中で議論をしていただきたいと思います。今言ったような中
身だということは確認をさせていただきたいと思います。

それから、何点かあとちょっと別な項目でお聞きをしたいわけですが、一つは10番のとこ
ろでページ数でいいますと45ページのところに交通安全施設整備工事の1,400万が盛り
込まれております。そこで、これはどういう内容なのかお尋ねをします。

志賀副委員長 金子土木課長。

金子土木課長 1,400万ということで工事請負費でございますので、うちの方でお答えし
たいと思います。

交通安全施設整備工事はいわゆる反則金を原資にして県から補助金として入ってくる中身で
す。そういった意味では使い道も一定程度限定をされております。具体的に言えば、区画線だ
ったり、あとカーブミラー、あるいは道路照明灯、そういったものの設置の費用として加えて
おります。以上でございます。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 それで、今言ったような内容なわけですが、例えば段差の解消っていいですか、そ
ういうものの該当するのかどうかですね。例えば昔つくった、うちの清水沢団地なんかそうな
んですけれども、道路と車道の関係で二、三十センチぐらいあるのかな。20センチぐらい段
差がありまして、そういうところで交通安全対策上使えるものなのかどうかお尋ねします。

志賀副委員長 金子土木課長。

金子土木課長 県の方ともいろいろ協議を進める内容かとは思いますが、例えば横断歩道のと
ころの切り下げとか、そういったものには十分対応していけるんじゃないかなというふうに考
えてます。ただ、全線にわたって切り下げをするというのは、この事業ではちょっとなじまな
いかなというふうに考えております。以上でございます。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 横断歩道とかそういうところの部分の段差についてひとつ、私の方も一般質問でもこの間2回ぐらい取り上げておりますし、ぜひ16年度の予算の中でもそういうところもよく見ていただいて、お年寄りが結構難儀してるんですね。高いところの段差があるところを歩くという点でも。それから、最近では電動、何だっけ、電動何とかっていう車ですね。障害者の方が乗って道路の車道の方向を走って、やはり危険だということがよく確認、そういうことがありますので、ひとつその辺については、ぜひよろしくお願いをしたい。

それから、立ったままで済みません。時間もありませんので、ページ数で127ページのところで、ああ失礼しました。間違いました。127ではなくて137ページ。ごめんなさい。10番ですね。10番の137ページのところです。そこでですね、駐輪場費というのが計上されております。委託料がございますが、13節委託料、これはどういう内容なのかお尋ねします。

志賀副委員長 金子土木課長。

金子土木課長 これは説明の中にございますように清掃業務委託料、これは主に駐輪場設置してあります本塩釜駅、西塩釜駅、東塩釜駅の駐輪場の清掃並びに整理整頓をやってございます。それから、施設管理業務委託としては駐輪場そのものの運営に当たる部分の委託をさせていただいております。あわせて施設整備点検委託料につきましては、自動券売機、それから消防整備の機器点検に充ててございます。以上でございます。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 それで、例えばトイレ清掃委託料では、これどのぐらい実施されているんでしょうか。駅の関係でですね。

志賀副委員長 金子土木課長。

金子土木課長 済みません。具体的にじゃお話をさせていただきます。

清掃業務委託は週1回、基本的には月曜日ということで当たってございます。各駅2時間程度、1名の方が各駅2時間で6時間をやっていると。

なお、この中で西塩釜にあります自由通路、それから東塩釜の東口と西口を結ぶ通路、それからしおかぜ通りの一部、この辺もあわせて清掃をさせていただいてるところでございます。以上でございます。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 自由通路という、その本塩釜、西塩釜、そういうところに自由通路っていうのがあ
るんだということですね。

そこでちょっとお尋ねしたいんですが、3月1日から西塩釜駅が駅員配置が無人化になる
ということで、そういう話が出たわけですが、これまでの市の対処についてお聞きをしたいと思
います。

志賀副委員長 芳賀危機管理監。

芳賀危機管理監 それでは私の方からお答えさせていただきます。

JRの方から市の方に昨年暮れに3月1日のダイヤ改正ということでお見えになりまして、
その中で西塩釜の無人化っていいですか、そういった形が話がありまして、それを受けて1月
に、1月の26日ですか、市長・議長の連名でJRの方に要望書を提出したところです。その
後、ちょっと新聞等にも出ましたけれども、それで2月の16日に関係者、JR、警察、学校
関係、それからあと駅を利用しようとする町内会、16の町内会なんですけれども、その方々
と意見交換会ということで意見交換をいたしまして、今回の西塩釜の取り扱い、それらについ
て防犯も含めていろいろ協議をしたところでございます。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 その話が出まして私ども大変心配しまして、党議員団として2月のたしか7日だっ
たと思うんですが、JR本社を訪れて、その前段に市長とか議長も行っておりますので、その
点については、その労を、取り計らっていただいたことについては、大変感謝を申し上げたい
と思います。

そこで、この交渉の結果、労使双方の交渉の結果、7時40分から10時10分までの時間
帯で駅員は配置しましょうということになったようですし、そのほか午後は巡回をするという
ふうな方向でのJR側の意向だということなわけです。

ただ、市民の利用者の中で、言ってみれば来年ダイヤ改正になった時点で果して午前中の配
置がどうなるかというのは、これは確証はないですね、はっきり言いまして。だから、何を言
いたいかというと、今回の対処については、非常に素早く、昨年末そういうことがあって情報
つかんで交渉されたことについては、市の対応については感謝申し上げますわけですが、これが
来年の3月1日の時点でまた無人化になってしまうということになると大変ゆゆしき問題だと。
で、あそこは女子高の方々が100人利用されてるし、1日900人ですね。町内の方々も、
やはり無人化になると困るんだと。あそこは陸橋方式ですから橋のようなつくりですので、い

ろんな事件がやっぱりあっても非常に無防備だっていいですかね、危険な箇所なわけでありませう。そういう点で今回の交渉での申し入れ等々もございませうが、ひとつ継続してやっぱり時期を待たずについていいですか、働きかけをひとつ進めていただきたいというふうに思うわけですが、その辺について、JR側のあくまでもそれはいろんな考えになるわけですが、防犯等々だけではなくて市の対応についてお聞きをしたいと思ひます。

志賀副委員長 芳賀危機管理監。

芳賀危機管理監 来年度のということなんですけれども、相手はやっぱり企業ですので、それぞれ戦略があつてやつてるといふことで、ただ利用者は市民ですので、市民の安全といふことで、そういった形で意見交換会はさせていただいたんですけれども、最終的には我々も皆さんが各町内会の代表の方が来て確認をさせていただいたんですけれども、それぞれ警察機関、学校機関、それから防犯協会、町内会等はそういった防犯については、さらなる追加、例えばパトロールとかそういった形で行うと。また、あとは各個人がやはり自分の身は自分で守るといふ形の自衛精神っていいですか、そういったこともぜひ行ってほしいといふことでやつておりました。以上です。

志賀副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 それでは、私の方からも予算審議をさせていただきたいと思ひます。

それで、今、伊勢委員さんの方から最後に西塩釜駅の件、防犯に関して質疑がされたんですが、それに関して私もちょっとお伺ひしたい点あるもんですからちょっとお伺ひするんですが、あれども、あそこの西塩釜駅の通路部分、あそこの財産権といふのはどっち……。今のお話だと、どうも危機管理監のお話だと民間のJRさんの方が抜本的に防犯対策しなきゃないといふふうなお話しなんです、私のどうも考えだとちょっと違ふような気がするんでね。通路部分の財産権といふのはどういふふうになつてるか、ちょっとお伺ひをいたします。

志賀副委員長 金子土木課長。

金子土木課長 西塩釜駅の通路につきましては、錦町側、それから佐浦町側、あの階段と一番上の通路、極端に言へば約半分側、本塩釜側なんです、それについては市の財産といふことになつてます。下馬側と駅舎そのものについては、JRさんといふようなことで協定を結ばせていただいております。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 私もそのように聞いてたんですね。ですから、今回の防犯対策考えたときに、

よく地域の方々がおっしゃるのは、地下鉄のようにある一定期間、時間になれば別に駅に行く方は要らないわけだから、向こうに、何ていいますか、佐浦町から反対側に向けて行くという通路として課長がどうしても必要なんだっていうんだったら別ですけども、そういう利用者も少ないのであれば、やっぱり夜間の安全対策ということからいけばああいう地下鉄のようなそういうシャッターをつけるとか、それからもうちょっと明るくするために行政としてどう対応するんだということが、この予算の中に出てくるのかなと思ってたんですけども、そういったことは、この予算の中にどっか入ってらっしゃるのかどうか、必要な予算としてね。教えていただければと思うんですが……。

志賀副委員長 芳賀危機管理監。

芳賀危機管理監 お答えいたします。

予算上については、今回の新年度予算には入ってございません。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤（博）委員 そういうお考えがないのかどうか、ちょっとお伺いをします。

志賀副委員長 芳賀危機管理監。

芳賀危機管理監 例えば東塩竈の駐輪場、あそこは一部有人で管理しておりまして、あと最終の電車が行った後、30分ぐらいでシャッターが閉まるというような、そういったやつも、イメージ的にはそういったことだろうと思うんですけども、ただあそこの西塩竈の自由通路については、大分前から歴史的っていいですか、高架線前からあそこを通り抜けしてたっていう形で自由通路ができたので、ただ単にとめちゃうというのもなかなかその辺ちょっと難しいので、ただ今回こういった今までと情勢が変わってきてますので、当然その辺も踏まえてちょっと研究していきたいなというふうに思っております。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤（博）委員 ぜひ地域の方とよくお話しただいて、そういった市がかかわりをこうやって持ってんだということもちゃんと地域の方にお話をいただいて、自助、それはそのとおりなんですけど、何か自助の、自助・共助の次には公助というのがあるそうでございますので、ぜひそういったところを具体的に、厳しい予算だっってそういうことをやるために予算っていうのがあるわけですから、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思います。

それでは、あと具体的にちょっと予算内容含めて審議に入りたいんですが、まず資料の10番の歳入の方からちょっとお伺いをしたいんですが、市税収入の部分、市税の部分で昨年度と

比較をしますと、4ページ・5ページですね。歳入ですから4ページ・5ページをまず見ていただきたいんですが、市民税の個人市民税の部分でまずお伺いしますが、均等割と所得割の計算式、これが若干違ってきてんのかなと思うんですが、その辺ご説明をいただければと思うんですが……。

志賀副委員長 今野税務課長。

今野税務課長 昨年度と比較しまして算出方法を若干変えております。均等割につきましては、実人員等それから税制改正によって奥様方に対する分を計上させていただいております。それから所得割につきましては昨年の税務統計、いわゆる県に報告する概要調書の中で、この計算式が一番妥当だということで算出しております。以上でございます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 昨年度と比較すると均等割の分がやはり、収納率を見ても確かにことしは相当高目に収納率を見てるようですので、金額として見ればおおむね増加傾向というか、昨年度と比較してもやはり市民税は1,400万の増収を見込んでるわけですから、そういった意味ではお話しいただいたことはちょっとわかるっていうか、ふえていくのはわかるんですけども、ただこの部分で均等割が随分ふえてるなって気がしたんですよ、ちょっと見て。昨年度と比較すると。その辺均等割というのはやっぱり相当市民にとっては影響が起きやすい部分なんで、ちょっとその辺のご説明をもう一回いただけたらなと思うんですけども。

志賀副委員長 今野税務課長。

今野税務課長 均等割を見ていただけるとわかるように均等割につきましては税率3,000円であります。2万782人というのが実績、実数でございます。これに昨年の税制改正によりまして夫婦共働きの奥様に対する均等割が17年度は半額課税されることになりました。それが1,500円。それから共働きで課税対象となる人数が約3,908名と試算して計上させていただいております。よろしく申し上げます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 わかりました。

それで、ちょっと引き続きお伺いしたいんですが、法人税を見ますとことし、施政方針見てもどこ見ても本市の現下の状況、大変厳しいということなんですが、それにもかかわらず収納率は16年度で97.9%を当初見込んでたと思うんですが、本年度だと99.7%、大変高い収納率、これは施政方針にもあったとおり国民健康保険と市税の徴税体制を一本化して徴税

対策を高めるからこれだけ収納率が上がってくるんだということなのかどうか。その辺予測である程度立てなきゃいけないんでしょうが、これぐらいやっぱり企業活動っていうのは高まって収納率が高まるという認識でよろしいんでしょうか。

志賀副委員長 今野税務課長。

今野税務課長 法人市民税につきましては、いわゆるほかの税目と違まして法人みずからが申告納付する制度となっております。以前から収納率は99%台を推移しておりますので、無理して上げた収納率ではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 そうすると16年度までは少し余裕を持っていたということですね。そういうお話しですとね、まずね。今回はどうしても予算的に厳しいんで収入、やっぱりぎりぎりもう最初から組まなきゃいけないんだということをこういうところから言いたかったんですよ、今野課長ね。

ということで理解したいと思いますが、次に固定資産税の部分でちょっとお伺いしたいんですが、固定資産税ですね、やっぱり固定資産税は95%前後っていうのがやっぱりぎりぎりの線なのかなという部分でね、まず見受けられてんのかなと思うんですが、一つの企業っていうのは家屋、土地の方じゃなくて家屋の方ですね。家屋の方が、何ていうんですか、計算式の中で、この5ページの資料でいくと家屋の説明のところに括弧があって、これは961億何がし×100分の1.4ということですね。その後のマイナス3,500万というのが出てくるんですが、これは16年度ですと1,300万くらいだと思うんですが、今年度何でこういうふうになっているのか教えて、上がってるっていうか、それがマイナスになってるわけですから低くなるのかと思うんですが、なぜこのようになったのか教えていただければと思います。

志賀副委員長 今野税務課長。

今野税務課長 このマイナス3,500万円の中身でございますが、地方税法の規定によりまして新築住宅は3年間2分の1減額することになってます。それが収入でございますが、生活保護の減免とか、そういう内容でございます。マイナス部分については、以上でございます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 そうしますと、わかりました。減免分とそれから扶助費の部分ですかね、生活保護の部分での減免があったものを今回少し余計に見てるということですね。ということで、考え方は。

志賀副委員長 今野税務課長。

今野税務課長 16年度の予算書を持参してないのでちょっとあれなんですけれども、例年とさほど変わってないと判断しておりますが.....。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 予算書、これコピーしてきたんですけれども、16年度ですと1,396万6,000円を見てるんです。今回は3,500万を見てるわけですから相当そういうマイナス部分、減税というか免税しなきゃいけない部分を多く見てるということで確認してよろしいんでしょうか。

志賀副委員長 今野税務課長。

今野税務課長 済みません。後で調べて報告、詳しく報告させていただきます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 特にこの固定資産税、本市にとって大変重要な財源なんですけど、前年度と比較してもマイナスの今のところ見通しが3,000万ほど出ておりますので、そういった点でもこういうところ一つ一つチェックしていった方がいいのかなと思ったものですから教えていただこうと思ひましてあれしましたんで、後でまたちょっと詳しく教えていただければと思いますので、お願いしたいと思ひます。

そういったことで、次にお伺ひしたいのは、私も前からちょっと気になっていたんですが、地方税の目的税の一つとして都市計画税というのが、資料で言えば10番の6ページ・7ページにあるんですが、この都市計画税の本市での目的、改めてちょっと教えていただければと思うんですが.....。

志賀副委員長 今野税務課長。

今野税務課長 都市計画税につきましては、いわゆる下水道などの都市機能を整備するために課税する税金であると認識しております。塩竈市内全域都市計画区域に編入されておりますので、市内全域に対して都市計画税を課税させていただいております。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 財政課長にお伺ひしますが、この都市計画税は基本的には一般税ですよ。目的税とはいえ、こういう意味でいうと。そこは財政段階で特別の目的税に対して本来の、目的税というのは目的があって税をいただいて、それを活用するわけですから、そういった視点というのはどのようにお持ちになられてるか、ちょっとお伺ひします。

志賀副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

都市計画税についてですけれども、目的税ということでどのような事業に充てられてるかということについての一応チェックをしてるっていいですか、確認をしているというふうな形でございます。都市計画税の充当されるべき事業として区分されてございますので、その中では街路、公園、下水道、区画整理事業、そういったものに充てるべきとされていることとございますので、そういった事業費にどのくらい充当されてるかというふうなことを見ております。

16年度で申しますと、都市計画の事業費が大体60億程度でございます、これには償還費も含んでおります。市債の償還費も含んでおりますが、60億程度でございます、その一般財源、要するに一般財源が24億円程度でございます。それに対しまして都市計画税が充当されてるわけでございますけれども、充当割合としては大体2割程度というふうに考えてございます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 そういうことをいろいろ考えていくとですね、例の、これは特別会計にもあるんでしょうけれども、平準化債の活用ということを相当そろそろ慎重に考えていただかないと、当たり前のように発行されたんではちょっといろいろおかしいなという部分ありますので、これはまた別の機会にいろいろ議論させていただきたいと思いますが、やっぱりせっかく都市計画税って目的税ですから、今これからの税制考えたときに、多分こういう目的税の取り扱いの仕方というのが大変重要になってくるんだと思っておりますので、その辺気をつけていただかないと地方分権、三位一体改革の中で交付税から一般税として地方に来たときに本当にこれまでの、国が国の事業なり県事業やめて市町村でやりなさいよとなったときに一般財源として来るわけですから、そういうときに本当にそういうものに、市町村がきちっと目的を決めてちゃんと充てながら事業ができるかどうかということが、やっぱりこういうところも勉強しながら、今の市町村がどういうふうに行われてるのかということが大変重要になってきますので、ぜひこの部分含めて今後また議論したいと思っておりますので、ぜひ教えていただるところは教えていただきながら前向きに考えたいと思っておりますから、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、ちょっと飛びますが、10番の189ページの起債残高の調書のところで、今臨時財政対策債、大変本市の重要な財源、残念ながら赤字市債が重要な財源に変わってるわけですが、これは将来どのように返還、元利を償還なさっていくのか、その辺のお考えをちょっとお

知らせください。

志賀副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 臨時財政対策債につきましての償還ですけれども、これにつきましては、10年間程度で償還していくということになります。それにつきましては、その年度の交付税の方の需要額の方に100%算入されるというふうな仕組みになってございます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 ぜひ、交付税で入ってきますので、お金色分けして計算した数字で入ってくるんでしょから、そういうのは財政課でよくわかりだと思いますので、間違いなく入ってきたときはほかに使わずに返していただければと思いますので、よろしくその辺お願いをいたしたいと思います。

それで、次は条例の改正なり、その辺についてちょっとお伺いしたいんですが、私もですね、まず議案第16号一般職の給与、職員の給与に関する部分でちょっとお尋ねをしたいと思えます。

それで、これは先ほど伊勢委員さんの質問で中身はわかりました。今回は例の武力行使なんかの災害等が発生したときに本市に影響があつて、それを助けに来てくれる公務員さんに対する手当の出す根拠をつくるということですよ。そういうことで確認してよろしいでしょうか。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長 先ほどお話ししましたように本市の職員ということではなくて他の自治体から受け入れる職員に対する手当ということでございます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 それでちょっとこれ関連してお伺いしたいんですが、私どもたまたまこの間新潟の震災を受けた場所の十日町市とかいろいろなところに仲間の議員さんいらっしゃるんですが、そういう方からこの間情報いただきまして、大変なんか専門的な技術者が復興に向けて不足をして、それに対する派遣依頼を今いろいろやってるんだという話があったんですが、そういったものは本市に来てますでしょうか。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長 今回、全国市長会の方を通じまして市長会、全国の中で協力いただける自治体について、それぞれ土木分野、あるいは農業分野とか何人というような方針を持っており、それにあわせてどの程度ご協力できるかという問い合わせはございました。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤（博）委員 本市ではどのように回答なされてるんですか。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長 道路関係で1名派遣を考えていきたいということで回答は申し上げております。それで、先日、全国からどの程度集計上がったかという情報が出たんですが、55名、中越地震の関係では必要とされておるんですが、全国から102名というような応募があったわけでございます。それで、全国市長会の方からは今週中にお願いする自治体についてご連絡したいということで来ておりますが、まだ問い合わせはございません。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤（博）委員 期間はどれぐらいの期間ということで想定されてるわけですか。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長 1年以内という形で要請されております。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤（博）委員 なかなかあの地域、今一生懸命復興に向けてやられてるようでございますが、大変まだどこに、何ていうか、そういう被害を多く受けたところに派遣されるんでしょうから、なかなか生活的にもまだまだ不便なところがあって、皆さん被災者の方も大変苦労なさってる。そういうところに応援に行かれるわけですから、そういうときに市の職員さん一人を、まあ行くとなった場合に、これは行くとなったらぜひ、市長が元気でぜひ行ってこいということで市長からぜひ任命もらって行っていただければいいなと思うんですが、そのときにやっぱりお一人の方が長期にわたるとなると、やっぱり家族のこととかですね、いろいろありますでしょうから、そういった場合、短い期間とか、何か交代ができるものであれば交代しながらとか、そういったこともぜひ考えていただけたらと思うんですが、そういったことはいかがにお考えなられているのでしょうか。

志賀副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 このたびの中越地震等の被害に遭われた皆様方には本当に心よりお見舞いを申し上げますが、既に本市におきましては、水道事業の復旧でありますとか下水道事業、あるいはその他につきまして既に職員が何次かにわかって復興活動に従事してきておりますが、その都度私の方からもねぎらいとかはさせていただいたつもりでありますし、今回も1年間という大変長い期間になりますが、やはり災害復旧事業というものの継続性を考

えますと途中で交代というのはなかなか難しいかと思えます。受け手側でも途中で変わられるのであればというような条件がつくかと思えますので、もし本市に派遣依頼がありました場合に、職員には1年間頑張ってもらいたいというようなことを私から申し上げようと思っております。以上でございます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 ぜひその場合、市長、たまに携帯なんかで電話してやって頑張ってるかと励まして、行ったきり、あとどうなってんだろうということじゃなく、ぜひその辺責任持って対応をしていただければと思えますので、よろしく願い、もしそういう事態になりましたら、また議会にも報告いただきながら、私どももぜひお見送りをしたいと思えますので、よろしくご対応してください。

次に、議案の第18号塩竈市の市税条例の一部を改正する条例についてお伺いをいたしたいと思えます。この改正は見るところ若干の文言の改正なのかなと思うんですが、その辺確認をしたいと思えます。資料13の3ページあたりだとわかりやすいのかと思うんですが.....

志賀副委員長 今野税務課長。

今野税務課長 今回の市税条例の改正につきましては、登記法の改正による文言の改正となっておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 それで、これで資料出されまして、私も改めてちょっと、せっかくこの54条の部分が出てまいりまして、その5項の部分でも文言の修正の部分があるんですが、その中に土地区画整理事業の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律というのが平成9年にできたということでここに書いてあるんですが、これちょっと関連で申しわけないんですが、ご説明いただけたらと思いましてお願いをいたします。

志賀副委員長 早坂建設部長。

早坂建設部長 たまたま今準備しておりませんので、早速今取り寄せて、この内容をご報告させていただきたいと思えます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 これを見る限りは密集地区の防災だと、ばあーっと全部が火が出れば燃えてしまうとかいろいろあるんでしょうから、そういった危険を事前にきちっとなくすためのまちづくりのようなことなのかなということで考えてみたもんですから、そうすると本市でいきま

すとそういう密集地区がどうしても多いのかなと思ったものでしたら、ぜひ都市計画税も全市で払っておりますので、そういった財源使いながら、ぜひそういう、自助・共助までいいんですが、公助の部分というのがなかなか財政難理由に具体的にまちづくりの中に出てこないという、残念ですので、そういったことを政策としてまとめていただけたらと思うんですが、いかがなものでしょうか。

志賀副委員長 早坂建設部長。

早坂建設部長 資料は持っておりませんが、この平成9年の密集市街地における防災街区の整備促進に関する法律、これは例の淡路大震災で震災の際に多くの密集市街地が焼失をしたという中で、あの地区を多くが事業手法として区画整理事業でやられたというときに、この法律がつくられまして制定されまして、この法律の内容に基づいて土地区画整理事業があの淡路一帯の、阪神淡路大震災のあの被災地の整備が行われた、そのための法律というふうに考えておるところでございます。いわゆるそういう面ではこの区画整理事業の手法といいますのは健全で安全なまちづくりにも役立つ事業手法の一つであるということをひとつご報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 ぜひ予算ない中では、きちっとそういったこともやっぱりそろそろやられる時期にも来てるんじゃないかなと思っておりますので、それがひいては固定資産税なんかのやっぱり固定資産の下げどまりということも含めて評価したときに、やっぱりきちとしたまちづくりしていけば、逆にその評価が上がっていった基幹税である固定資産税とか、そういったものがまたそういったことによる誘導施策によって若い世代含めて塩竈市に居住しようということで個人市民税がふえていったり、そういうふうな多くの波及効果があるかと思っておりますので、ぜひそういうまちづくりということを具体的にご提案いただきますように。

そういったことで、地域計画なんかも必要であればそういったこともつくる努力を役所の方からぜひきちっと、そういった課もあるようでございますので提供していただいて、皆さんがそういうものがあんだと、自分たちでこうやっていったらこういうふうに役所も手伝ってくれるんだという計画でしょうから、あの地域計画っていうのは、ぜひそういったことが具体的になるようにご要望を申し上げたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

それと、あと具体的にちょっと何点かお伺いをさせていただきたいと思っております。資料 13 番の25ページのファミリーサポート事業についてお伺いいたします。

私は、これ基本的に第1期目の子育て支援の部分としては病後児保育に関して、第一歩としては、私、これはこれでいいと思ってます。ですが、一方で今の核家族化というのが進んだときに、介護保険始まる時もそうだったかもしれませんが、なかなか家庭内にほかの方が入るということに抵抗示す方というのは、大変心配をされた部分もあったかと思うんですが、そういった意味で、ただあれは時間で回ったり、それから家事制みたいにして一定時間いてあげたりっていうのがあるわけですね。ただ、このファミリーサポートの場合、今病気の子供がいるわけですよ、まだ学校とかなんかに行けない。そういう場合、親御さんが勤めであれば大体8時間とか8時間半、それぐらい家をあけるわけですが、その間ずうっとついてるということですよ。よろしいんでしょうか。

志賀副委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長 基本的にはそのような形でファミリーサポートを進めていきたいと考えております。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 確かに地域の、その対象の要望としては、でき得れば次の段階ではそういう施設整備ということも念頭に入れてくれという要望もあるかと思しますので、その辺も次の段階では進めていただけたら大変助かりますので、やっぱりそういうことを具体的に、両方選べるような、そのかわり施設になったら少し負担は高いよとか、運営費だってコストですから、行政側もコストですから、コストに対してやっぱり見合った分をいただかなきゃない、いただいて僕は当然だと思うんです。そういうことを含めてちゃんと考えていただければなと思しますので、その辺、もしご回答があればよろしくお願いします。

志賀副委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 病後児保育事業につきましては、先ほど次長の方から説明した内容のとおりでございます。基本的に看護婦資格を持つ者を保育を必要とする家庭に派遣してやろうということでございます。おっしゃるとおり要望といたしましては、施設型の要望もございました。例えば利府町あたりでは民間の病院に委託をいたしまして、そういう保育をやっておりますし、全国的に見ますとそういう施設型での対応もあるというふうに聞いております。まず、私もいわゆるファミリーサポートセンター事業あるいは病後児保育事業、のびのび塩竈っ子計画の取っかかりと申しますか、最初の計画の5年間ということで、まずはこういう形でやらせていただいて、やった内容を今後解析なり分析なりしまして、それらの資料に基づいて、ま

たその後の対応を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 これに関してですね、私は行政全体としていろいろ考えときですよ、これは質問するわけじゃないですから。今度市立病院の緊急プラン見ますと、今まではベット数が相当あくわけですね。市立病院。そういった部屋を一層そういった部分で活用するというのも、逆に言えば病院の収益性を高める。同じ税金がいったことになるのかもしれませんが、それだっって新たに何かをつくってどっかでやるよりは、そういった場所も確保できれば預ける方にしてみれば近くにお医者さんもいたり、それだけ高度な医療を提供できるところもあるわけですから、せっかくだったらそのあいたところをあかしておかないでそういうふうなところに視点を変えるという横のね、やっぱりこれはコーディネートなんですよ、行政っていうのは、基本的に。それは一人一人大変優秀なことをやられてんだと思うんです。でも、やっぱりどうせだったら今はもうやっぱり全体的にですね、コーディネートされた目的の中でやるべきですので、残念ながらそういったところ今の塩竈市では若干弱いようですので、やっぱりそういう政策をちゃんと立てて、それに対してやっぱりみんなが、職員さん能力あるわけですから、そこに向かって「そうだ」って進むような役所づくり、僕はしなきゃいけないんだと思うんですよ。

大手の自動車会社を再建したカルロス・ゴーンさん、社長さん。やっぱり最初会社に行ったときですね、何で売り上げ上がらないんだって質問すると、デザインが悪いんだとか営業が悪いんだとかってね、そういうふうにもうばらばらでみんな責任をなすりつけ合いするんですけど。でも、それがだめなんだと。やっぱりこの会社、5年で黒字にしたいんだということで、やっぱりそういう目標をぼーんとつくって、そこにみんな向かうわけですよ。そういうやはり今役所も体制づくりが必要かと思しますので、ぜひそういったところ、今回これなんかちょうどそういった点では活用なんか大変しやすいかとも思しますので、ちょっとご検討いただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、もうちょっと時間あるようですので、ちょっとまた歳入というか歳出の全体にちょっと戻らしていただいて申しわけないんですが、資料10番の3ページにあります、これ私、最近予算、歳出なんか見るときによく財源内訳を注意して見るようにはしてるんですが、そういった中で一般財源の比率というんですかね、それが16年度と比較するとそんなに減ってないんですね。幾らか減ってますよ。金額で言ったらこれだと2億ぐらいですかね、減ってるんですよ。16年度と比較すると。そうすると、これは思うんですけれども、一般財源というの

は基本的に本年度、先ほど歳入のところで見ました税収上がってきますわね。そういう市財ということでいいんですよね、考え方はね。そうすると、今確かに地方分権ということが進んでも、でも一方でまだ国が財源をきちっと持って中央集権的な、財源的に中央集権的なものを権限も含めて持ってるわけですから、今一生懸命国も何かもうどんどん自分たちの仕事をつくるために大変ですよ。もう予算もこんななんだぞ、こんななんだぞってどんどんやっていますけれども、そういったときにたまたま実施計画も今回出されて中身見させていただいて、3年間ぐらいの予定というか計画が、具体的な事業計画などの数字が出て財源内訳も載ってくるんですが、これ見ると結構単費、要は一般財源を担保とした事業割合というのか大変高いような気がするんですが、その辺行財政改革の中で具体的にはどのように今後なさるのか。

その辺というのは、さっきの補助金の問題含めて大変基本的な部分だと思うんです、私。確かに補助金だって減ったりなんかしてたって体育協会のところの補助金見ると、たしかあそこに委託運営するときに500万からだんだん減って行って、最後はゼロになると。委託運営しながら、施設運営任せながら、何ていいますか、NPOとして地域のスポーツ振興のために役立ってもらうんだっていう、たしか私どもご回答いただいたと思うんですが、これを見ますと、この実施計画見てもずうっと100万ずつ3年間堅持していくという計画になるわけですよ。だからこういったことが今度どう政策が変わったのかという説明がないんですよ。そういったところは説明をちゃんとする部分が必要なのかなと思ったもんですから、ちょっとその辺お聞かせいただけたらと思ひまして……。

志賀副委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 実施計画、今回3カ年分一応出させていただいておりますけれども、一応18年・19年とまだまだ国の財政見通しも不確定の要素が強い状況にあります。そういった中では実施計画、そもそもローリングしていかなくちゃいけないというような部分なんですけれども、今現時点で18・19というような部分、ちょっと担保できる部分、確たるものがないので、現時点でのちょっと見通しというような形で一応とらえさせていただければと。

あと、お話に出ました事業実施に当たっては、できるだけ国の制度なり、そういった制度の適用、補助制度の適用を受けて実施を実現してまいるといのはいろいろ基本に考えていきたいと思ひます。

志賀副委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 最後に今のご回答いただいておりますが、市長はたしか施政方針含めて18年度

には指定管理者制度を活用しているんな施設の運営を委託しながらいろいろやっていくという方向性を出されたわけですから、そういった視点でいけばこういったことというのは重要なことに、積み上げになっていくわけですので、実施計画というのは長期総合計画の部分をもっと具体化するためにこういったものを出しますよと、3年ローリングで出しましょうと言ってるわけですから、その先はですね、17年は何とか見れるけれども18年はちょっと、これ書いてあっけど、まだ半分だよでは、ちょっと私ども大変、どう行政を見ていったらいいかわかりませんので。聞くところによれば、予算というのは大体2カ年分ぐらい見越してつくるらしいです。というこれまで財政を経験なさった方が言ってるわけですから、17・18はまず何とかかんとか予算組めるということを踏んでやられてるのかなと思うんですが、決算もそういう前提でやられてるんでしょうが、ぜひそういう不安をことをおっしゃらずに、政策はやっぱりきちっと、全庁の職員さんがどういうふうな目標に向かって仕事をしていったらいいかという目標をつくるころだと思いますから、責任持って、ぜひバイオ・ディーゼルだけじゃなくてほかの部分もちゃんとやっていただければと思いますので、ご要望申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

志賀副委員長 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの会議における答弁漏れについて税務課長から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。今野税務課長。

今野税務課長 答弁させていただきます。

ページ5ページの固定資産税、現年度課税分、家屋の分マイナス3,500万円が昨年度1,396万円より約2,000万円ふえた理由でございますが、昨年までの計上の仕方はいわゆる生活保護での市税条例による減免プラス前年度に新築された家屋の減免分だけを計上し、前2年分の計上分は課税標準額の方に既に組み入れて計算していたものが、今年度からやはり3年分、新築家屋3年分減免分を掲載した方がわかりやすいということで説明もしやすいということでことしから変えた内容でございます。よろしくご理解のほどをお願いします。

木村委員長 質疑を続行いたします。福島委員。

福島委員 それでは、予算説明書 10の早いページの方から順に進めさせていただきたいと思います。

まず、4ページ・5ページの関係で歳入、市税、これで軽自動車税。この部分が大変、車庫の関係等々に規制がないと、このことと、それから税金が安い、そして結構今は性能もよくなって普通車並みだと、こういうことで大分購入台数がふえているかと思うんですが、この辺1年間の動向を見た場合、どのような増加傾向になっておるのか、状況をお知らせいただきたいと思うんです。

木村委員長 今野税務課長。

今野税務課長 軽自動車税の増減でございますが、今日の経済上、今委員がおっしゃったような理由でもって軽自動車が増加しております。課税台数は……（「どのくらいふえてるか。前年対比何%ぐらいとか」の声あり）去年は6,000万でございましたけれども、ことは6,630万、約710万ほど伸びております。

木村委員長 福島委員。

福島委員 数字の関係で増加傾向はどうであったのかということでお聞きしたんです。

それで、続いて限られた時間ですので進んでいきます。6ページの関係で市たばこ税がございます。これで1,300万のマイナスの予算を組んでおられるようですが、大変喫煙される方々には苦しい時間になったり、いろいろ大変だと思います。この辺のたばこの収入減、これは最近どのようになっておるのか。数字的にでなく状況をお聞かせいただきたいと、こう思います。

木村委員長 今野税務課長。

今野税務課長 平成16年の7月にたばこ税を改正していただきましたけれども、健康志向により年々たばこの消費本数は減っております。そういうことによる予算の計上となっておりますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

木村委員長 福島委員。

福島委員 関連しますところの117ページ、ここの事業の内訳に載っております塩釜たばこ販売協同組合の販売促進助成事業、ここに数字的に載っておりますが、今答弁いただいた部分とあわせてここの事業の進捗状況等々、相反する、反比例になる部分があるのか、あるいはこれが促進に向けてまだ頑張ってくださいよと塩竈市から1個でも2個でも買ってくださーいよという形の方で進んでいる数字なのか、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

木村委員長 今野税務課長。

今野税務課長 たばこ組合に対する補助金につきましては、商工観光課所管でありますので、よろしく願いいたします。

木村委員長 失礼しました。商工観光課長。

荒川商工観光課長 商工観光課に関する補助金については、先ほど申し上げたとおり各団体といろいろな形でお話し合いをしてきまして数字も出してきました。基本方針として、基本方針というか、たばこ組合の基本方針について、もっと具体的な一般市民に対しての事業を拡大してほしいというような形の要求も、要望も出しております。例えば未成年者に関して売らない・すわせない・買わせないとか、そういったことも含めて市民にはわかるような活動をすべきじゃないかというような形で話し合いもしてきまして、今回の減額の金額になっております。以上です。

木村委員長 福島委員。

福島委員 なかなか庁舎内のこの橋渡しもあんばいよくいって、右側から左側へバツと飛んでくるね、いいタッチワークだと思います。ぜひお互いにその辺の連携は、今のようなタイミングで進めていただければ幸いだなと、こんなふうに思います。

それで、規制緩和等含めてなんですが、例えば若い女性の方々が持ち方によっては、たばこは女性にとって動くアクセサリよと、こういうこともあるようなんですが、そうしたところの規制緩和に伴う販売店の出張所なり何なりの部分でどの程度増減があるのか、把握なさってるのであればお聞かせいただきたいと思います。

木村委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 販売額、ちょっと私の方でもちょっとわかりませんが、会員数から見ますと若干、ずんずんと減ってきております。自動販売機を設置してるところまでも入ってるし、大きなところであればパチンコ屋さんとか遊戯場さんの方にたばこを入れてる方々もいるんですけども、義務的じゃなくて加盟しなくてもいいというふうな形ですので、人数も会員もはっきりしないような状況であります。

木村委員長 福島委員。

福島委員 その自動販売機その他の関係もわかります。それから納入業者の動きもわかります。その場合、例えば娯楽施設に入る部分の大量の数量については、どのような形でどこの部分に余計税が入ってるのか把握なさってますか。

木村委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 これたばこ組合の方々とお話ししたときにちょっと聞いた話なんですけれども、やはり地元納入者が入れているところから買わないと市税は落ちないというふうな話でした。

木村委員長 福島委員。

福島委員 確かにそのとおりで、それぞれそのグループが大変上から下まで仕切っている関係でよその方にお金流れないと、こういうことになっておるようです。塩竈にも結構人の集まる場所があるんですが、なかなかそういうところには税収に結びつかない、こういう残念な状況になっております。何とか別な方向、いい方法で税収に結びつくものがあればと、こんなふうにお互いに考えていきたいなと、こんなふうに使っております。

立ったついででございます。委員長、お許してください。

11ページ、11ページの下から2行目のところ、公営住宅使用料の過年度分ということで、ここに数字が載せられております。1,198万1,000円、これは何世帯がこのような状況になってるのかお尋ねをいたします。

木村委員長 佐々木建築課長。

佐々木建築課長 滞納の件数でございますけれども、まだ今、年度途中でかなり動いておる関係で正確なちょっと課税、今の時点では私のところでは把握しておりません。申しわけございません。

木村委員長 福島委員。

福島委員 あわせてなんです、次長ね、今の関係とあわせてなんです。139ページ、ここに市営住宅の入居者の明け渡し請求に対する訴訟等の委託等々が載っております。こういう部分については、何件くらいあって、先ほど前段に質問した部分とあわせてなんです、これがどのような形で今次長のところで件数として押さえておられるのかお尋ねいたします。

木村委員長 佐々木建築課長。

佐々木建築課長 先ほど滞納件数につきましては、本当に大ざっぱな数字でよろしければ、現在私どもで把握しているのは16年度今現在、今現在っていいですか、12月ごろの数字なんです、約320件ほど。そのうち初期滞納者っていいですか、3カ月未満、この方々が約230件くらいおりますので、これらの方々の初期滞納をできるだけ防ぐという一つの方向と、それから長期滞納者からの回収という両面で今、滞納額の削減に取り組んでいるというこ

とでございます。

それから、もう一方の17年度でお願いしております訴訟の委託につきましては、今の件数的にはちょっと訴訟費用が今なかなか明確になりませんが、件数としては私ども6件ほど予定しております、そのうち3件程度は和解になるという予想で一応予算上は計上させてお願いしておるという状況でございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 大変つらい立場におありかと思いますが、余り遠慮すると、結果的に後手後手に回って、つらい思いで別な商売人をお願いせざるを得ないと、こういうことになるかと思えます。それで、今現在、最高どのくらいの、長期の方で最高どのくらいの家賃滞納金額、最高、お知らせいただきたい。

木村委員長 佐々木建築課長。

佐々木建築課長 これも12月末現在ということでひとつご理解をいただければよろしいかと思うんですが、月数の方では9年と9カ月でございます。それから、額でいきますと約200万円と、これは月数の方と額の方は同一でございません。

木村委員長 福島委員。

福島委員 大変厳しい入居の条件をクリアなさせて入居なさせていると思うんですが、その際の保証人なり、いろいろな部分がおありかと思うんですが、そういう方々との接触等は、この方々の部分、積極的になさっていると思いますが、その辺の苦勞の部分もお聞かせいただきたいと思えます。

木村委員長 佐々木建築課長。

佐々木建築課長 当然保証人の方をつけていただくというのが条件でございますので、こういった滞納者の方につきましては、早期に保証人の方にもこういった事情をご説明申し上げながら、ぜひ入居者の方へ滞納の解消についてのご指導をお願いしたいということでご協力をお願いし、最終的には保証人の方にもそういった債務の負担をお願いするような結果になるということもあわせてお願いをしながら、なおこの3月1日には滞納整理の要綱等も定めさせていただきながら今般の訴訟の部分の委託料も計上させていただいておりますので、なおその辺については、先ほど申し上げましたように初期滞納者の解消とそれから長期滞納者の解消と両面合わせて進めていく方向でこれからも努力をしてみたいということでございますので、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思えます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 大変ご苦労さまですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの11ページでお尋ねをした、その少し上に乗っていきまると斎場の使用料で金額が載っております。この辺について、それぞれ大変気候の関係でも左右されるでしょうし、それぞれ苦労なされた方がこの世を去るに、大変残念な結果なんです、最終的にここでお世話にならざるを得ないと、こういうことなんです、この使用料の部分では昨年とそして新年度のとの対比の部分では、どのくらいに見ておられますか。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 では、答えさせていただきます。

平成16年度の当初予算では2,916万9,000円、ほとんど横ばい状態、ここ数年を見ましても若干の微増傾向というような状況になっております。あと、各年度につきましては、実際にかかった経費を使用料で差引いた残りを2市3町でご負担いただくと。これは実際に死体って表現、余りいい表現ではないんですが、一応死体の件数でもって案分をして精算をしてみると、そういう実態でございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 それに関連いたします。27ページの斎場の運営費負担金、これで今説明、前段にありました部分、これと関連させますと塩竈以外の1市3町の部分でそれぞれお知らせいただければ幸いです。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 その斎場の運営負担金、これは先ほど申しましたが、2市3町で負担をいたしております。おおむね割合でいきますと41%.....(「2市3町」の声あり)2市3町、失礼しました。2市3町で負担いただいておりますが、おおむね41%が塩竈という形になります。12%が3町、それから多賀城が23%、これはあくまでも実績でございます。これやっぱり各年度若干変更がございますので、変更した場合は、その都度精算をしているというような実態でございます。以上です。

木村委員長 福島委員。

福島委員 そうしますと、今の説明いただいた部分を次のページに照らし合わせてみますと、94ページですか、94ページの第4款衛生費の中の下段、斎場の管理費、ここの数字と今前段に2カ所の部分の数字をお聞かせいただきましたが、これの関連はどのようになりますか。

使用料の部分、それから市の負担の部分、そして斎場の管理費の6,810万ですか、この部分との関連性をちょっとご説明いただきたい。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 ここで上がっております斎場管理費と申しますのは、上段に人件費が分かれておりますので、人件費と合わせた両方の額、約6,700万ほど、これが斎場を運営するのに1年間に必要な額ということになります。で、それに対して使用料、遺体1件当たり幾らというような、市内ですと1万5,000円、あるいは市外の方ですと3万円となってるわけですが、そういった使用料を引きまして残額が出ます。これは運営の赤字分ということになるんですが、それを2市3町で案分をして負担をしていただいていると、そういうやり方をとっております。以上です。

木村委員長 福島委員。

福島委員 ありがとうございます。

それでは37ページの、ここの事業内訳に載っております、下から3行目の部分で地域放送活用事業、この項目があるようなんですが、この中身についてお知らせいただきたいと思えます。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 ちょっとお待ちください。特に市政情報、地元の放送局にお願いしまして1日2回ですか、放送していただくと、そういった一応放送活動をお願いしている内容であります。

木村委員長 福島委員。

福島委員 もうちょっと具体的にお知らせいただけますか。塩竈の場合、どこどこをどういう形、そしてテレビを通じるのか、FM放送なり、そういう部分でどのように市民に伝わるようにしているのかお尋ねをいたします。

木村委員長 山本総務部長。

山本総務部長 まず、ベイウエーブでは市の行事ですね、市の行事、行事を枠をとって放送してございます。それから、マリネットにつきましても市の行事とか、そういったものを周知しているということで地元のメディアを使って市の行政情報を流してるという状況です。以上です。

木村委員長 福島委員。

福島委員 そのように答弁いただくとわかるんです。例えば休日の場合は、どこのお医者さん

がどうですよと、そういうやつとかマリゲート、どういうやつを、催し物をしますよということですうっとチャンネルで流してるね。そういうことでお知らせいただければすぐ、比較的私も感じやすい体質ですから、ぜひお知らせをいただきたいと、こう思います。

続きまして117ページ、失礼いたしました。123ページです。失礼いたしました。

123ページで、先ほど田中委員が質問した部分で答弁がありました、約10件の部分でブロック塀等の除去補助。そうしますと、この数字で割っていくと非常に少ない金額。私道整備、狭隘道路整備の部分なんかですと、後退して道路に提供していただく地主さんにご協力をいただいたという部分では、たしか最高20万だかの金額になるわけなんですけど、先ほどの田中委員に対する10件のやつで80万のやつでいくとずうっと差がついてしまうんじゃないかと思うんですが、この辺は何か理由があるんですか。

木村委員長 佐々木建築課長。

佐々木建築課長 このブロック塀の事業につきましては、ご案内のとおり県の事業と連動してございますので、県全体の事業枠の中でどうしても1件当たりの助成費というのが上限額が定められてございますので、一応これまでの実績の中で私どもは1件当たり生け垣につきましては5万4,000円の10件と、それからブロック塀の除却については8万円の10件という形で予定をさせていただいております。

ただ、この件数につきましては、県内の全体の実施件数の枠があれば、さらに私どもの塩竈市の中でも要望がございましたら、そういった枠の範囲の中では県と協議をしながら調整をさせていただくということで、昨年度も実は10件からプラス10件して20件で予算補正をお願いしたわけでございますけれども、最終的には今のところ15件という形で5件ほど余ったような状況もございましたので、今年度も、17年度も当初10件で予定をさせていただいて、その状況を見ながら、必要であればこの辺については補正をお願いするという予定でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

木村委員長 福島委員。

福島委員 大変弾力的に、その辺要望があれば評価をしていただけると、非常にやはり親切心のある行政だなと、こういうふうに理解をしていきたいと、こう思います。ぜひきょうのようなお天気にあっても、その温かさを忘れず、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

前後して申しわけございませんが、先ほど申し上げた117ページの、ここの部分で中小企業振興資金の保証の関係、この部分の状況についてお知らせをいただきたいと思います。

木村委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 先ほどの資料16の方をごらんください。19ページの下の方に預託金というふうな形で一覧表になってますので、そちらの方がわかりやすいと思いますので、こちらの方で説明させていただきます。

私ども商工の方で関係ある部分については、東北労金の一般の預託、それから勤労者生活安定資金の預託、飛びまして中小企業振興資金、それから小口の資金ですね。商工組合、それから信用金庫預託と1、2、3、4、5、6件であります。

その中で委員がお尋ねの部分については、まず振興資金については、ここの金額の中の2億5,000万、それから1,000万、この金額になっております。それから、小口基金も同様であります。それから、信用金庫については商工振興の一般預託となっております。東北労金については労働福祉一般預託、それから勤労者の生活安定資金、それから振興組合の方では商工一般の預託となっております。内容はよろしいでしょうか。（「結構です」の声あり）

木村委員長 福島委員。

福島委員 その金額の内容でなく別の内容でお尋ねをいたします。商工会議所、今、ああ、中小企業の関係の融資の部分、わかりました。

その2行下のところの商工会議所の中小企業相談所運営助成事業、この部分でどのような機構体制になっておって、そこに配置されてる人方、そして実際に相談に訪れた方々、1年間でどのように報告を受けていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

木村委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 商工会議所にあります企業相談所は相談所長1名、経営指導者が5名、うち1名が主任指導員、それからうち1名が主任の指導員、それから指導補助員2名、あと専任職員が1名、そういうふうな形で相談を行っております。

相談内容については、巡回や窓口相談業務、それから広域連携による指導体制の確立、それから集団指導等やっております。15年度の実績としましては、3,000弱の相談件数だそうであります。それは巡回も含めての数であります。以上であります。

木村委員長 福島委員。

福島委員 今報告いただいように大変件数的に私どもが想像してる以上の件数になってるのかなと、こんなふうに思っております。それだけこの景気の底冷えがまだまだ続いているのではないかなと、こんなふうに思っておるところです。ぜひ地元のそれぞれ苦勞なさってる方々の

援助を、ぜひそうした方々のお力添えで支えていただければ幸いだなと、こんなふうに思います。

それから、先ほどのブロック塀の除去費の関係に関連をいたしますが、昨年、ちょうどあと1カ月ぐらい過ぎたころの時期だと思いますが、三小学区の通学路の関係でいろいろ多賀城の方々にもお世話になりましたし、区長さんにもお世話になりました。地主の方々の大変ご配慮によってあそこ安心してずうっと通らせていただけると、こういう運びになったわけなんです。前段の話の運びの中で道路の危険箇所を少し整備をしていただいたり、生け垣をつくっていただいたり、防犯灯をつけてもらったりと、こんなふうになったんですが、ああした危険箇所、あそこは多賀城の部分で除去してもらいましたが、小中の全校の部分で教育委員会としてどの程度の危険箇所、通学路の中でね、万が一震災なんか来た場合、危険だなあと、こう思われる部分、どの程度把握なさってますか。

あわせて、今度、部長ね、総務部の方で防災安全課の方も合わせてどの程度、今一生懸命それぞれの地域に土曜・日曜出かけて、それぞれ防災対策、そして自主防災の立ち上げに一生懸命奔走してもらってますが、実際にどのようにそれぞれ別な立場で把握なさってるかお尋ねいたします。

木村委員長 歌野学校教育課長。

歌野学校教育課長 学校の通学路の安全ということに関しましては、それぞれのPTAで夏に危険箇所の調査、こういうことを実施いたしまして、そこで明らかになったものを教育委員会の方に要望が来ると。教育委員会としては、交通安全に係ることであればそれぞれの課、例えば道路に関するものであれば建設課、そういうところと一緒にお願いすると、こういう体制になってございます。ただ、ブロック塀等に関しましては、これ個人の持ち物もありまして、ある程度の調査はしてるようですけれども、そこまではなかなか手が及ばないという状況でございます。以上でございます。

木村委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 お答えします。

現在、急傾斜地の危険箇所は81カ所ということになっております。それぞれの地域で危ないところ、そういったところは今防災研修会、地域のところに回りまして一緒になって建築課の職員、それから消防署の職員、私たちと各地域防災マップをつくる時に役立てるような、そういうパトロールをしてお互いに認識をして、その地図に入れて安全を確認し合うという方

法をとっております。少し時間かかりますが、ことしが正念場だと思ひまして一生懸命取り組んでいきたいと思ひます。以上です。

木村委員長 福島委員。

福島委員 特に今佐々木課長の方から答弁いただきました。それぞれの地区でそのような指導を受けながら今やっていますが、まず教育長の方には小中学校の学区内の通路、この辺についても、結局安全策、その他のサポーターなりいらっしゃいますので、そういうところ、あるいは防犯協会の皆さんなり、各町内のそういうところから情報をもらいながら、ぜひ安全な通学路を確保していただきたいなと、こんなふうと思つておるところです。

なお、ブロックの部分については非常に、今佐々木課長の方から答弁ありましたが、難しさはあります。じゃ、取るだけは協力するけれども、その後なじょしてくれんのかなと。そして、もし生け垣が五、六年たって今度道路の方に伸びたり屋敷の方に伸びたとき、そういうところの剪定なり何なりの部分はこれから考えてもらえるのかな。協力もらうにも、その辺の答えが、私どもある程度行政の今後の対応もお聞きをしながら、今後の課題になりますが、そんなところも含めてひとつそれぞれの立場の中でご検討いただければ幸いです。まず安全最優先と、こういうところからいけば多少金かかってもやむを得ないんじゃないかなと、こんなふうと思ひますので、ぜひそういうところのご配慮もお願いをしたいと、こういうふうに要望しておきたいと思ひます。

次に学校関係の部分で147ページと151ページにまたがりませんが、それぞれ款項目の部分で若干離れておりますが、浦戸小中学校の乗船料、これが147ページの方とそれから151ページの2カ所載っております。それぞれ中身が違うのか、そして面倒見ていただける方々の人数はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

木村委員長 歌野学校教育課長。

歌野学校教育課長 私の方からは147ページの乗船料について説明させていただきたいと思ひます。

これは浦戸小中学校の併設に伴ひまして児童生徒の6カ月の定期使用料と、こういうことでございまして、児童、桂島・野々島間1万9,160円、10人の年2回と、それから石浜・野々島間1万9,160円、一人年間です。それから生徒の方は同じく1万9,160円ですけども、6人分と、これが桂島・野々島間でございまして。それから石浜・野々島間が同じ額で4人と、それから特認校制度による塩竈市内からの通学定期ということで児童生徒、これ2

分の1補助という考えでございまして4万5,360円の4人分、それから同じく生徒の分です。これも4人として予算計上、今のところさせていただいております、同じ額でございまして。それから遠足の時の行事の参加、遠足及び行事の参加の乗船料でございまして、これが460円・17人、小学校でございまして。中学校が900円×16人ということで計上してございまして。それから引率の保護者の分乗船料ということで、これは820円×20回、済みません。浦戸二小・820円×20回、それから浦戸中学校・900円×30回と、こういことで乗船料合計として161万2,000円と、こういことでございまして。

木村委員長 福島委員。

福島委員 次は141ページの一番下段にございまして防災対策事業、この関係の中身とあわせてまして143ページの下から2行目の婦人防火クラブ連合会の補助金、この関連とあわせて状況をお聞かせいただきたいと思っております。

木村委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 お答えします。

防災対策については、今回備蓄倉庫等の見直し等行っております。さきの阪神淡路大震災、新潟中越地震、一番問題になりましたのが避難所の運営と備蓄倉庫、備蓄でありました。私たちは宮城県沖地震が50%は確率が1月1日時点で上がっております。10年内の確率ですが、そういったものにできるだけ早く対処したいということで前倒しをしまして、そういったものに対策をしていきたいというふうに、まず大きな1点であります。

それから、自主防災組織、そういったものも見直しをいたします。そういったものの補助もある程度要綱を見直しして地域の町内会の皆さんにそういったものも対処していくということでもあります。

それから、婦人防火クラブについては、婦人防火クラブが茶の間からいろんな防災防火を啓蒙していくと。また、今回自主防災組織という中で婦人防火クラブの位置づけが大変大きなものになっております。町内会の自主防災組織と婦人防火クラブが中に入っているいろんな災害対策を一緒になって守っていくというのが基本的なねらいであります。以上です。

木村委員長 福島委員。

福島委員 婦人防火クラブの関係につきまして必ずしも数字的に満足できる数字ではないのではないかなと、こんなふうに思っております。諸会議に出て必ずしも自家用車があるわけではなく、公共交通があるわけではなく、そうならば自然とタクシーなり、あるいはどなたかをお願い

して会議に出席、あるいは帰ると、こういうことで費用も出てきますので、そういうところもひとつ考えておいていただきたいなと、こう思います。

それから、最後になります。127ページ、あと1分30秒ですね。除融雪の関係です。きょうもこのように降って大変です。それぞれ建設部の皆さん、手際よくそれぞれの箇所に融雪剤を準備しておるようです。帰るとき、ぜひ1袋ずつ持って帰ってくれよと、こういう気持ちの早坂部長の顔のようですから、そういうところも私どもも対処していきたいなと、こんなふうに思っております。

そこで、私どものこの市道の中でどの程度の路線のところと、そして今除雪されてる区域とこれから面積的にふやしていく路線等お考えあればお聞かせをいただきたいと思えます。

木村委員長 金子土木課長。

金子土木課長 それではお答えしたいと思います。

除融雪の具体的な路線数でございますが、除雪につきましては18路線、延長で24キロを予定させていただいております。融雪につきましては、35路線・30.3キロ、それから18路線の除雪をして、その上さらに融雪をやるという部分、除雪につきましては北部が大体主になるかと思えます。融雪につきましては、そういった意味では夜間の凍結等に対処しなきゃなりませんので、坂道、それからあと幹線道路、それからバス路線などを主にやってございます。そのほかに砂缶をそれぞれの坂道に340カ所ほど設置してございますので、市民の皆さんのお手伝いをいただきながらやっているところでございます。

残念ながらこういう財政状況でなかなか予算も伸びませんので、今のところは何とかこの中でやっていかざるを得ないかなと。ことしにつきましては、特に雪も多いということもありまして若干苦勞しながら頑張っているところでございます。以上でございます。（「委員長、雪の関係、一つこれだけ言わせていただきたいと思えます。お許しいただきたいと思えます」の声あり）

木村委員長 福島委員。

福島委員 よろしく願います。

先ほどの、いろいろ説明いただきました。そして、実は先だつての専決処分関係でも注文つけました。こういう状況のときこそみんな、当局もそして我々も地元へ帰るときもそういう歩道も含めてなんです、ぜひ除雪等々にお力添えいただきながら事故、けがのない、そして安全に通行していただくようお願いをしたいなと。特に市長ね、一人で雪かきするんでな

く市長が範を示せば仲間が皆来てやると、そのくらいの意気込み、みんなで持っていただきたいと、このことを特にお願いして終わらせていただきます。大変特別の配慮ありがとうございます。

木村委員長 お諮りいたします。本日は、これで会議を閉じ、3月7日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議は、これで終了いたします。

午後3時55分 終了

平成17年3月7日（月曜日）

平成17年度予算特別委員会

（第3日目）

平成17年度予算特別委員会第3日目

平成17年3月7日(月曜日)午前10時00分開会

出席委員(22名)

菊地進委員	田中徳寿委員
武田悦一委員	伊藤栄一委員
志子田吉晃委員	鈴木昭一委員
今野恭一委員	嶺岸淳一委員
浅野敏江委員	吉田住男委員
佐藤貞夫委員	木村吉雄委員
鹿野司委員	志賀直哉委員
曾我三三委員	中川邦彦委員
小野絹子委員	吉川弘委員
伊勢由典委員	東海林京子委員
福島紀勝委員	伊藤博章委員

欠席委員(なし)

(一般会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭君	助 役	加藤 慶教君
収入役	田中 一夫君	総務部長	山本 進君
市民生活部長	棟形 均君	健康福祉部長	佐々木 和夫君
産業部長	三浦 一泰君	建設部長	早坂 良一君
総務部次長兼 総務課長	阿部 守雄君	総務部次長兼行財政 改革推進専門監	佐藤 雄一君
危機管理監	芳賀 輝秀君	市民生活部次長兼 環境課長	綿 晋君
健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦 満君	建設部次長兼 建築課長	佐々木 栄一君
総務部 政策課長	渡辺 常幸君	総務部 財政課長	菅原 靖彦君
総務部 税務課長	今野 平治君	総務部 防災安全課長	佐々木 真一君
市民生活部 市民課長	澤田 克巳君	市民生活部 浦戸交通課長	千葉 伸一君
健康福祉部 介護福祉課長	会澤 ゆりみ君	健康福祉部 健康課長	阿部 純子君
健康福祉部 保険年金課長	木下 彰君	産業部 水産課長	福田 文弘君
産業部 商工観光課長	荒川 和浩君	産業部 港湾開発課長	佐藤 俊行君
建設部 都市計画課長	橋元 邦雄君	建設部 土木課長	金子 信也君
建設部 下水道事業所長	茂庭 秀久君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	佐藤 信彦君
会計課長	大友 誠君	教育委員会教育長	小倉 和憲君
教育委員会教育次長 兼総務課長	伊賀 光男君	教育委員会教育次長兼 生涯学習センター 館長	渡辺 誠一郎君
教育委員会 学校教育課長	歌野 正一君	教育委員会 生涯学習課長	中川 政則君
教育委員会 市民図書館長	千葉 慎一君	教育委員会 市民交流センター 館長	佐藤 直孝君

教育委員会 生涯スポーツ課長	片倉 研一 君	選挙管理委員会 事務局 長	丹野 文雄 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局 長	橘内 行雄 君

事務局出席職員氏名

事務局 長	佐久間 明 君	事務局 次長	遠藤 和男 君
議事調査係 長	安藤 英治 君	議事調査係 主査	戸枝 幹雄 君

午前10時00分 開会

木村委員長 ただいまから、平成17年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

伊藤博章委員より遅参する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

これより3月4日の会議に引き続き、審査区分1一般会計の質疑を続行いたします。曾我委員。

曾我委員 おはようございます。

17年度の一般会計の7点にわたって質問したいと思います。時間は40分ということで一つの問題が5分程度になるかというふうに思いますので、聞いていることに対して簡潔にご答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず第1点は予算説明書の67ページ高齢者生きがい活動支援通所事業費でございます。

これは当局の13の資料の中にも今回新たに高齢者生きがい活動支援通所事業を行うことの内容が示されております。そこでまず伺いたいのは、現在行われている桜ヶ丘に次いで2カ所目というふうになるのか。それから平成17年度この新しく北浜で行うことによって登録者、通所者、通所回数などどの程度ふやす考えなのか。そして当然送迎バスなど指導員やヘルパーの体制も必要になってくるのではないかというふうに思いますが、その点についてどう考えているのか。

もう1点は老人福祉センターとの共同利用という点では浴室とかトイレとか、あるいは機能訓練、診療というか診療所ではないですが、医師を派遣している部屋もあるようですが、こういった点がどのように対応していくのか。その点についてお伺いします。

会澤介護福祉課長 お尋ねの生きがいデイサービスでございますが、今回桜ヶ丘に加えて老人福祉センターにも拠点をふやすということでございます。ただ現在通所者が20名ほどいらっしゃるんですけども、大変介護に陥る前の方たちに効果を奏しているということでできるだけ、今週3回実施しているんですけども、週1回それぞれ3回に分けて、生きがいデイサービスを行っております。その方たちに2回とか、将来は3回でも利用していただけるように拠点をふやしてその体制を整えようというものでございます。

登録者はその時点その時点で大分違ってきます。特に心身ともに機能が衰えてきている方でございますので、介護状態になれば介護サービスを受けられる。介護状態に陥る前の方でございますので変動がございますが、ほぼ20名前後今登録されております。通所回数は先ほども申し上げましたけれども、まず現在は1回、そしてせめて2回希望される方は2回できるよう

にという形での今回の増所となっております。ただ現在の登録者数がそれだけ少ないので、まず軌道に乗る間老人福祉センターの方を中心的にやっっていこうと思います。

そしてなぜその老福センターに持っていくかという理由なんですございますが、あちらは元気老人の方が自分たちで通っていけるところでございますが、こういった施設もあってこういうふうには元気に活動しておられる方がいらっしゃるということで、その虚弱老人たちに刺激を与えてほしいということで、そういう目的もございます。また通所に当たっては送迎バスを戸口から戸口まで出しますが、北浜の方が非常に効率よく送迎できるということもございます。また老福センターを委託している社会福祉協議会、この生きがいデイの方も社会福祉協議会の方に委託しているわけでございますが、こちらの事務局があるということでさらに協力体制がすぐにとれるのではないだろうかということもございます。

老人福祉センターとの共同の利用ということでございますが、昨年11月に老福センターの利用者の方々と懇談会を開きましてその旨を伝えております。そして虚弱老人ですので2階までは上れないので、1階部分を二、三名の方が常時利用しておられる方がいらっしゃるんですけども、その方たちには今回2階ヘルプステーションの方をきちんと整備してそちらの方でご利用いただくということを了解得ております。それからおふろの部分なんですけど、おふろは生きがいデイの方たちには使っていただいてません。主に生きがいデイの方は手作業とか趣味、演芸、踊りとかそういったもので日常の機能回復を図ることが目的ですので、おふろまでは介護と違いましてサービスしておりません。診療関係の方なんですけど、あと機能回復訓練室なんですけども、私の担当の方ではございませんけれども、今までどおり変わらずに行っていくということでやっていきたいと思っております。以上でございます。

木村委員長 曾我委員。

曾我委員 桜ヶ丘に次いで北浜が2カ所目になると。ただ答弁の中で、当座その元気な方々が向こうにいるので桜ヶ丘の方は元気老人だと。この北浜に来て弱い方たちを20名ぐらい考えているので、当座いろんな形での交流や刺激を与えるように、つまり桜ヶ丘の部分はこの北浜が始まることで、どの程度かはわかりませんがそちらに移して一緒にしてやるということと受けとめていいのか。その点について確認しておきたいと思っております。

それからトイレなんですけど、私実際にまだ行っていませんが、小野委員が行って見たら押し入るようなトイレになっていると。高齢者にとってはなかなか入りづらいようなトイレになっているようだから、ぜひ活用する面ではその辺の改修も含めて十分検討されるようお願い

したいということであります。

それから続きまして、乳幼児医療費の助成について伺いますが、予算説明の75ページになっております。

4,215万1,000円ということで前年度よりも若干ふえているように見受けられます。この乳幼児医療費の助成拡充問題は何度かこの議会でも取り上げられてきたのですが、ぜひ多賀城並みに外来の部分を、今塩竈では3歳児までなんですけど4歳までの拡充を考えておられないのかどうか。それから所得制限ということでの制限があるわけですが、ぜひ私は塩竈の少子化対策の上でも所得制限を撤廃すべきだというふうに考えていますが、今現在その所得制限を受けられていてこの医療費助成を受けられない子供さんは何人ぐらいいると考えているのか。それから宮城県がことしの10月1日から乳幼児医療費の窓口負担をしなくてもいいようにするというふうになってございますが、その辺がこれらの予算の中に盛り込まれているのかどうか。その点についてお伺いしたいというふうに思います。

木村委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 乳幼児医療費の助成につきましては、これまで他市町村より優先して塩竈市がやっていた事実がございます。そういう意味では今後新たな見直し等については現在のところ考えておりません。そういう中で今後乳幼児医療費については現物支給という形で対応していきたいと考えています。以上です。

木村委員長 曾我委員。

曾我委員 県の対応は10月1日からですからそういう点での対応もよろしくお願ひしたいのですが、引き続き……片方では前年度に入院した場合の給食代がなくなっていました。そういうものも含めると、それらの予算はもう削られているわけですが、ぜひ乳幼児医療費の拡充に盛っていただけないかと。これは強く要望しておきたいというふうに思います。それから、時間がなくてはしょってしまったんですが、先ほど生きがいの方の回答の方もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 済みません。老人福祉センターのトイレ改修の方については69ページの老人福祉施設の11節需用費の修繕料の中で、最大うちの方で努力しまして何とか少ない額でございますけれども、最低要件だけでも整えようとして予算化しております。それから桜ヶ丘の方なんですけれども、こちらは今まで占有していた部屋があきますので、また再開するまで

の間は地区の方たちに自由に使っていただきたいと考えております。以上でございます。

木村委員長 曾我委員。

曾我委員 よろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、公立保育所の運営事業費についてお伺ひいたします。これは…… 79 ページです。済みません。

これが去年より三位一体改革で公立保育所の運営事業費の国庫負担分がなくなりまして、運営事業費分というのは所得譲与税というふうに見込まれることになりましたけれども、所得譲与税として見られたといっても実際にその分がきちんと国が負担すべき分を盛っているのかということがなかなか見えないわけでありまして。それでことしも公立保育所の部分の税源移譲の分がさらに減らされたというふうに聞いているわけですが、塩竈市の公立保育所の運営事業費を見ますと15年が1億3,000万、16年度が1億1,000万、17年度が1億900万と、15年からどんどんどんどん公立保育所の運営費が減っているように思うわけですね。それで別の保育所の耐震化とかいろんなことではやっているものの、毎日毎日子供を保育している現場がこういう運営費を減らされて一体どうなっているのかということが心配なわけでありまして。私はこれまで何回も取り上げてきましたように、保育所の保育士の体制が一体どうなっているのかと。正規の保育士とパートの保育士の割合をずっと取り上げてまいりました。今回17年度のこういう予算を見ましても大変その割合が心配されますし、当局が出しました6のパート職員の人数もずっと書いていますが、パート職員が今や16年度で224名と。こういうことで、本来はやっぱり正規職員でやるべき部分がいろいろ削減削減の中で、例えば保育所のあたりがそういったことになってはしないかというふうに心配するわけですが、その点についてお伺ひします。

木村委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 まず1点目の補助金等につきましては、これまで三位一体の中で16年度から公立保育所の運営費削減されたというのが現実でございます。今後につきましてはまだ三位一体の中身が詳細まで知らされてきておりません。そういう中で今後今のところの見通しではどうなるか、まだちょっと予測がつかないところでございます。ただいずれにしても三位一体が別な部分で、例えば民生関係では生活保護の負担金の切り捨てとか、あるいは児童扶養手当の削減というのが出てきていますので、そこら辺については地方6団体と国の方でのせめぎ合いといひますが、その中で変わってくるのかなと思っております。

それから保育所の保母さんの数でございますけれども、来年度は正職員は39名、臨時職員は29名と、68名で対応させていただきます。それから実質的な保育所に申し込んだ子供さんにつきましては、16年度665名に対して今回は685名ということで20名ほどふえております。ただ今まで公立保育所、私立保育所合わせて10カ所でやっておりますが、平成17年度4月からは塩釜ひまわり保育園が一つふえてきていますので、その中で今後保育に当たっていきたいと思います。よろしくをお願いします。

木村委員長 曾我委員。

曾我委員 今人数を言われたわけですが、公立保育所のクラス担当、クラスを持つ保育士の中でクラスを持っている保育士が何人いてその中でパートの保育士さんは何人になっているのか伺います。

木村委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 保育士さんの数につきましては国で定めております児童福祉施設最低基準という形で乳児については子供3人につき1人以上、それから満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳……（「それではなくて……」の声あり）そういう形で設定していますので、十分国の基準に合致した形で配置はしております。それからクラスにつきましてはパート職員さんにつきましては、クラス13名という形になっております。正規職員につきましては45名という形で対応させていただいています。

木村委員長 曾我委員。

曾我委員 平成15年度では46名に対してパートが11名でした。パートさんがクラスを持っている比率というのが23.91でした。今度は45名に対して13名ということですからパートの比率がさらにまた上がったということになると思います。そういう点で、頭数ではそのとおり基準でやっていると思いますが、やっぱり責任ある子供たちの安全を含めて対応する上ではきちんとした対応をすべきだと、この辺は厳しく指摘しておきたいというふうに思います。さらにそういう点で市長には、三位一体改革がきちんとした税源移譲がされればそれは私は賛成だと言うかもしれないけれども、現実には幾らそういうことを思っても現実の今の保育所の体制を見てもどんどん去年よりことし、予算が税源移譲といっても必要な分はよこされないと。その分は結局薄手の体制でとらなければならないという。しかも保育所の場合は市の独自の負担もどんどんふえていくという矛盾を見ましても、とても三位一体に期待する方が私ほど

うかしているのではないかというふうに思うわけですが、ぜひこの辺は厳しく指摘しておきたいというふうに思います。

続きまして住民検診の方に移らせていただきますが、これは89ページ、今度は乳がん検診で特に新たなマンモグラフィーを導入すると。このことによって一体予算がふえているのかと。それから自己負担はどうなっているのか。市立病院ではそういったマンモグラフィーによる検診ができるような体制があるのか。それからそのマンモグラフィーによって、これまで市内の医療機関にいろいろ依頼していると思いますが、実際にマンモグラフィーを導入して十分な体制で受けられますよというふうになっているのかどうか、その辺について伺います。

木村委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 平成17年度より、これまでの視触診による乳がん検診からマンモグラフィーを導入した検診に変わるというふうになります。これはがん検診に係る指針の改正等もありまして、地元医師会等と協議を行いながら検診体制について整えてきたものでございます。お尋ねの予算上の部分でございますが、これにつきましては指針に基づきまして対象年齢の変更等がございます、全体の予算そのものは前年度より若干下回るものというふうに予想しております。ただマンモグラフィーを導入したことによりまして約一・七、八倍ぐらいの単価がかかってまいるというふうに予想してございますので、自己負担につきましてはこれまでの1,500円から2,500円というふうに、これまで同様大体3割程度の自己負担をお願いしているところでございます。また検診体制のお尋ねでございましたが、塩竈地区二市三町の5病院においてマンモグラフィーの撮影を行うという予定になっております。うち塩竈市民につきましては、できれば塩竈市内にある3病院で割り振りながら実施してまいりたいというふうに考えております。お尋ねの市立病院に関してもその実施機関の3病院の中の一つというふうになっております。本年隔年受診ということで行ってまいりますけれども、本年初めての体制ということで十分に注意しながら検診体制そのものについては行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

木村委員長 曾我委員。

曾我委員 結局マンモグラフィーといったけれども予算は下回ると。それから自己負担がさらにふえると。これで乳がん検診を充実させることになるんだろうかと。多分住民検診表がいつて幾ら幾らの負担だとなれば、去年と比べてふえれば逆に抑制になってしまうのではないかというふうに思うものであります。ですからその辺は機械が改良されて充実されるのはいいんだ

けれども、すぐ飛びつかないで十分に住民の負担と照らし合わせて検診が充実するような方向で考えていくべきではないかということを目指しておきたいというふうに思います。

続きまして救急医療の問題について質問したいと思います。

救急医療については103ページです。ここに休日急患診療費の中の事業内訳のところいろいろ載っております。105ページにわたって二次診療病院協力謝礼金というのも載っておりますが、前段私は救急夜間の問題を質疑しました。その中で結局課長や市長が答えたのは、三位一体改革の税源移譲によって夜間救急の助成がどれだけになるのが見えないと。それから医師会などの受け皿の問題もあったし、保健所などクリアすべきハードルが幾つもあって、そういう中で1月には塩竈医療圏の救急夜間に対する助成は打ち切られたと。市長は、私は県から話をされていないと。救急告知病院の協力をもらっていると。こういう6点にわたっての回答だったというふうに思います。

そこで今回資料を求めました。救急医療の実態を書いている資料を求めたわけですが、

16の5ページ……じゃない、ごめんなさい、14ページ。宮城県には10の医療圏があると。その中で塩竈の医療圏があって休日夜間は9時から4時まで日中やっています。そのほかのところはずっと休日夜間空白であります。在宅当番医制も空白です。二次救急医療、手術やその他の関係ですが、このところが黒く塗られているわけですが、ここの休日夜間、平日夜間、これらが全然体制がとられていない。これはほかのところと比べると一目瞭然、夜間の救急がとられていない、おくれた地域だということがわかると思いますが。それで救急告知医療機関にお願いしているからそれで何とかなっているというふうに答えていたと思うんですが、では塩竈の救急医療の実態はどうかと。15ページにあります。救急の概要。塩竈市の管内のは上に書いていますが、出動件数6,158、搬送人員が6,011。塩竈が下に書いてございますが出動件数が2,264、これが全体の36.7%を占めています。搬送された人員も2,171で36.1%になっていると。これは下の月別の救急搬送を見ますと月に513回出動していることになります。このように毎月毎月1回から2回以上は救急車が市内を駆けめぐっているという状況にあります。

それでこの予算の中に、この搬送先の6病院が後の16ページに書いてございますが、これらに救急で運ばれた患者さんを見ている6病院に対して具体的な公的支援がこの予算の中に入っているのかどうかお伺いします。

木村委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 議員ご指摘のとおり 16の資料のとおり、輪番制の夜間救急体制につきましては塩竈医療圏につきましては体制がとられていない状況にあります。これはこれまで仙台医療圏に含まれていたということで、1医療圏に対して補助体制が夜間については仙台地域において、日中については塩竈の地域においてという一定の住み分けがあったという中で、輪番制の夜間の補助体制についてはとり得なかったという状況になっております。それを補うための部分として県の補助制度として公的病院等特殊診療部門運営事業補助というものがあまして、これについては塩竈市にある中心的に救急医療を担っております病院に対して県から補助が出ている状況になっておりました。また二市三町におきましてもその県補助に対する上乘せ分とか独自の補助制度として、県が補助した金額の4分の1の額を助成してきた経過がございます。

木村委員長 曾我委員。

曾我委員 だからないんですよ。6病院では運ばれるたびに一生懸命、医師、看護婦、検査技師、全部整えてやらなければ命を救えないと。そういうことを頑張っている。ところが資料の5ページを見てください。例えば市立病院でもそういう救急とかの体制をとるにはもう限界があるということで、例えば労働基準監督署から是正の勧告を受けているんです。これはほかの病院もそうです。もう寝ないで24時間とか、泊まり明けでもそのまま対応するとか、大変な奮闘をしているわけです。そういうことに本当は行政が責任を負うべきではないかと。話がなかったからとかそういう問題ではないと。一体行政はこういった救急搬送に対してどういう責任をとるんだと。このまま17年間は放置して告知病院に任せているからいいんだということにはならないと私は思います。そういう点で改めて市長の見解をお伺いしたいところですが、多賀城市長さんはこの議会中に、やっぱりそういった整備をするのは行政の責任だと答えているわけです。そういう点で改めて市長の見解をお伺いし、この二市三町の救急に対する、何と言うんですか、市長の責任は大きいと思いますのでぜひその辺はお願いしたいというふうに思います。

木村委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 お答えいたします。

14ページの資料をごらんいただきたいんですが、いわゆる救急医療体制について夜間の部分、平日休日含めまして夜間の部分、塩竈地区、真ん中辺ですけれども塩竈と黒川地区が対応していないという状況でございますけれども、これはいわゆる9医療圏の中で上の仙台と塩竈

黒川が一体となっていたという中で、先ほど担当課長がご説明申し上げましたけれども（「それはわかっている」の声あり）救急医療体制についてはいわゆる仙台あるいは市内の6病院をお頼り申し上げてきたという経過にございまして、こういう体制でやってきたということでございます。（「それはわかっている」の声あり）休日の昼間につきましては休日急患診療センター、これは二市三町で負担してやってきておりますけれども、これの対応があると。これのバックアップ病院として6病院、これについても対応してきている。現在対応できていない状況が休日の夜間と平日の夜間ということで、これは私どもはやはり二市三町として早急に立ち上げる必要があるなということを思っております。初日の答弁でも申し上げましたけれども、昨年11月以来私ども二市三町の事務レベルで精力的に協議を行ってまいりまして、答弁で申し上げたとおりの問題点はあるけれどもぜひこれを早急にクリアして立ち上げを図ってまいりたいということでは事務レベルでの意見は一致してございます。ただ費用負担の部分であるとか、あるいは受け皿の問題等整えなければならない問題がいろいろありますので、これは若干時間はかかるかと思っておりますけれどもぜひ早急に立ち上げてまいりたいというふうに思っておりますのでご理解賜りたいと思っております。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 曾我委員からこの救急医療についての見解を求められましたので、私の方から考え方をちょっと説明させていただきたいと思っております。

仙台医療圏という中で二市三町が仙台市医療圏にかなり負担をお願いしてきたというのは事実かと思っております。そういった中で平日の夜間あるいは休日の夜間ということにつきましては救急告示病院、本圏域6病院であります。そういった病院にかなりの役割をお願いしてきたことでもあります。先ほど議員の方から塩竈市立病院の実情、資料16の5ページに医師の方々にかなりのご負担をお願いしてきていると。夜間明けの医者の方々が引き続き平日の業務に従事していただくという大変厳しい環境の中で取り組みをしていただいているということについては、我々も大変恐縮をいたしております。そういった中で県の方では改めてこういった告示病院の補助金を打ち切るというようなことが先日正式に発表されました。私も新聞等で拝見いたしました。そういった中で今後輪番制等の導入も視野に入れながら、二市三町の首長の中でこういったことについて真剣に話し合いをしていかなければならないと思っておりますし、3月末には二市三町の広域連絡協議会がございまして。そういった中で救急医療の問題について問題提起をさせていただき、今後の対応等について話し合いをさせていただきたいと

思っております。私の方からは以上でございます。

木村委員長 曾我委員。

曾我委員 救急医療の方をよろしく願いたします。

113ページの水産振興協議会運営費補助金にかかわって質問させていただきます。

これも減額されましたけれども、76万円を補助するということになりますが、これまで水産振興協議会も含めましてですけれども、魚市場の再開発、その中にはAゾーンの魚市場の水揚げのところの岸壁のところの魚市場の改修と、もう一つはBゾーンの水産物の流通センターの事業という二つが掲げられてきたと。なかなか本体というか水揚げの部分の再開発が、水揚げ減の中で展望が見えないという状況にあったかと思うのですが、ただやっぱりこれは塩竈の水産を振興させる上でどっちが欠けてもうまくいかないのだろうというふうに思います。そういった点で改めて今後の魚市場の、聞くところによりますと卸売機関の一本化に向けたそれぞれの下でのいろんな取り組みもされているやにも聞いていますし、それから背後地の問題もこの実施計画を見ますと76ページに19年度に初めて3,800万の予算がついております。これまで地元の水産業振興を図るためにということで魚市場地域の再開発事業にかかわる企業立地促進条例というものもつくってまいりました。これで5年間にわたる施設建設に着手した場合に一定の固定資産税を減免するという問題もありましたけれども、それらのことがどういうふうになっているのかわかりやすくご説明していただければと思います。

木村委員長 福田水産課長。

福田水産課長 水産振興協議会の補助金について現在どのような使われ方をしているかご説明させていただきます。

議員ご指摘のとおりAゾーンの部分につきましては、現在衛生管理、さらにはマグロのブランド化に取り組んでございます。このような形でAゾーンについては、行政ができることもあられるけれどもまずみずから、我々がやっていくということで積極的に取り組んでいただいております。さらにBゾーンにつきましても、これも水産振興協議会としまして独自と言いますか、積極的に取り組むということで動いております。お尋ねの市の補助金につきましては固定資産税の減免ではなく、納めていただきました固定資産税相当分を補助金という形で支出するというように動いております。このBゾーン、地域の水産加工の振興には大変重要な施設でございますので、できるだけ早期に完成できるように進めていきたいと考えています。以上です。

木村委員長 曾我委員。

曾我委員 個々の業者が集合しているところですから非常に利害関係も出てくるだろうと。そういう点で個々に走ってしまわないように、そういった位置づけをきちんとしながら、やっぱり全体が底上げになるような取り組みになるようにぜひ頑張っていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 私からは最初に 10の29ページからお尋ねいたします。

第21款の市債についてですが、その中で老人施設整備貸付金、これについては1施設ということなんでしょうか。それから何施設があるのかどうかということですね。去年は1億3,100万、ことしは5,000万円ということでもかなり減っているようなんですが、いろいろ新聞ざたになったあの事業所もあったようなんですけれども、これは市が結局借りてそれを業者といたしますか、事業者に貸してやるという意味なんでしょうか。そういうことだと思うんですが、やはり県との前にも県の補助金関係で問題になっていたと思います。あの問題がどのようにしてなっていくのかということは今見通しはあるんでしょうか。それからはっきり言って未解決のままでいろいろ建てる、開設する。そんなときに約束だからとやらなければならないんだということではなくて、やっぱり市民の税金の中からそういうものがされるわけですから、どうぞ本当に大丈夫なのかどうなのか、しっかりと審査、チェックというものをに入れてやっていただきたいなというふうに思うんです。お年寄りの方はいろんな施設、塩竈での施設を見ても今問題になっている事業者の施設を見ても、約半分以上は塩竈のご老人がお世話になっている施設ですから、私はそういうところへの補助とか貸付金とかそういうのをご支援していくのは当たり前だと思いますけれども、その中でもきちんと運営されている、法にのっとってきちんとされているのかどうかということが本当に大事なことだと思いますので、その辺についてしっかりけじめをつけてやっていかないと今後とも周りにも示しがつかなくなると思いますので、その辺について今後の見通し、現在の進行状態、そういうものについてお伺いしたいと思います。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 まず17年度に予定しております老人保健施設整備貸付金についてご説明させていただきます。

月見ヶ丘の方に一応予定しておりますケアハウス、定員30名、あとヘルパーステーション、デイサービスセンター、そういったものを含めた老人施設に対する今回の貸付事業となっております。

ります。これは今まで話しに出てきました16年度以前にいろいろやられている事業とは別に、今年度新たに出てきた事業というようなことであります。またいろいろお話ありました以前貸し付けている部分を含めての件ですけれども、指導機関である県ともいろいろ連携を取りながら、社会福祉法人に対しましてそういった運営に対する指導を一応行わせていただいております。またふるさと融資につきましては、出されております償還計画がありますのでその償還計画に沿った償還をお願いしていると。現在内容的には償還計画どおり償還はされているというような状況にありますので。またいろいろ新聞等でも出ている部分もありますので、そういった部分につきましては先ほど言いました県なりあと関係課と連絡を取りながら対応していきたいと思っております。以上でございます。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。

それでは今度は34ページ、総務費の中の総務管理費、一般管理費の中で、ワンコインバスについてまだ予算計上されていないのかどうか。前回はこれについては担当課長さんから補正予算でこの問題についてはやるんだというふうになっているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 ワンコインバスのお尋ねでございますけれども、前回同様に今年度につきましても当初予算では計上させていただいておりません。これは前回もお答えさせていただいておりますけれども、まず宮城交通の決算に基づいての運行コストというものがはっきりいたしません。これは1キロ幾らで走るというものが大体9月決算でもって出してまいります。さらにあと収益でございますが、その運行コストに対して収益が上がった分の残りについて補助対象で考えていくということございまして、これらにつきましては当初から2月補正で対応させていただいております。今回についてもまして試行でございますので6カ月間ということで、その後の考え方もございますので今回も補正対応を予定させていただいているという、以上の状況でございます。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 予算的なところはわかりました。せっかくワンコインバスが今運行されていて、大変皆さんも市民の方々も喜ばれている。そして高齢者の方々が大変外に出てくるようになった。これは本当にいいことだなというふうに思います。皆さんが喜んで乗り込んでくる。私は

これを見てよかったなというふうに思います。毎時間同時発のこういう出発時間が定時間になっているという部分が非常に魅力的なようですけれども、やはりいろいろ皆さんからも苦情があるんだろうと思います。バス会社の方にも、あるいは市の方にも寄せられているんだろうというふうに思いますけれども、やっぱり私が乗ってみても走行時間の時間がちょっと長すぎるのではないかと、間合いがありすぎる。停留所と停留所の間の間合いがありすぎて、バスのドアを開けっ放しにしてお客さんを待っているようなこともありますし、いらいらして乗っている方もあるんですね。前は40分で循環していたわけですから、私はこの辺なんかは詰められないのかなというふうに思います。今後いろいろ皆さんから寄せられている問題が、皆さんもたくさん持っていると思いますけれども、やっぱり電車への乗り継ぎ時間とか、やっぱりマリゲートとか市場に行っていないのは不便だとかいろいろ言われていると思います。こういう点も今後きちんとやってほしいというふうに思います。それでアンケートをとるというふうになっていますけれども、いつごろからどういう形でとっていくのか。どこが主体的にやっていくのかということをお尋ねいたします。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 ではお答えさせていただきます。

今回試行に際しまして1周60分という時間設定をさせていただきました。これによりまして高齢者の方々、私も含めてなんですがなかなかバスの時刻というのは覚えられないということで、そういったことで同時刻に出発する設定をさせていただきました。ただ反面そういったことで従来は45分ぐらいで回っていたコースに杉の入地区を足して60分にしたわけですが、何カ所かで調整時間というものを設けさせていただきました。これはバスというのは交通事情によりましてしょっちゅうおくれたり云々というのがございました。それが意味ではバスが嫌われてきた要因の一つでもあるんですけれども、そういったことをできるだけ停留所に決まった時間で出発できるということを考えまして、今回少し余裕のある時間設定をさせていただきました。これにつきましてはやはり長すぎるのではないかとということで、これは特に通勤時間帯に乗られている方からの苦情が多ございましたので、通勤時間帯についてはちょっと見直しせざるを得ないのかなということで宮交には申し入れをさせていただいております。あとアンケートをいつごろということで、これにつきましては今宮城交通と協議をさせていただいておりますけれども、アンケートのとり方、内容、これについても早急にできれば実施していきたいというふうに考えております。以上です。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 アンケートについては私は今から始まってもいいのではないかとこのように思うんです。というのは、バスの中にアンケート用紙をつるしておくとか何かをやって、そして次にまた乗るときにそれを箱にでも入れられるような小さな箱を設けておいて、次に乗ったときにうちで書いてきてそこに入れられる。そういうふうにやれば皆さんがたくさん入れてくれるのではないかとこのように思いますので、そういう実施の仕方をぜひ今からでも私はやってほしいし、そうするとどういう傾向かというのがもう早く見えてくるのではないかとこのように思いますので、よろしくお願いいたします。

木村委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 貴重なご意見ありがとうございます。早速宮城交通と協議を持つ予定にしておりますので、今言ったご意見についても早速提案をしていきたいというふうに考えています。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 早速お返事いただきましてありがとうございます。

同じく35ページのワークシェアリング対策事業費についてお尋ねいたします。

ことしの募集人員は何人なのかということですね。それから16年度の期限切れとなった人たちは結局今後どうするんだろうかというふうに、まさかその人たちが無職でいるわけにもいれないというふうに思うんですが、そういう点でもしわかればどのように今後していくのか。よろしくお願いいたします。

木村委員長 阿部総務部次長兼総務課長。

阿部総務部次長兼総務課長 ワークシェアリングの17年度予算の対象人数は8名ということで予算計上させていただいております。あとワークシェアリング、1年間の雇用契約でやっておりますが、16年度も5名の方が利用されましてうち3名の方は年度途中で就職のために離職しております。あと残りお二方についても就職が決まった方、あと引き続き就職活動を実施されている方がいると聞いております。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。続きまして、75ページ民生費の児童福祉総務費の中で放課後児童クラブについてお尋ねをいたします。

今年度の申し込み人数は幾らになっているのでしょうか。クラブの定数に対する配置と、それから職員配置、そして申し込みが余ってしまって、余ってというか入れないで待機児童が出

ているのかどうか。

木村委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 なかよしクラブについてご回答申し上げます。

平成17年度につきましては278名の申請に対しまして262名を4月1日から受ける運びになっています。現在待機が16名出ております。この待機16名の方たちにつきましては7月までにその半数8名ほどを対応させていただきたいと思います。残る8名につきましては祖父母の方が同居している、あるいは親御さんが休職中であるということで、一応待機には入っておりますけれども即対応する状況にはなっておりません。また近年なかよしクラブ等の申し込みがふえてきておること実態としてあります。そういう中で今後できるだけ待機児童をなくすような形で努力させていただきたいと思います。以上でございます。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。1クラブ大体定数が30人ぐらいだったと思いますけれども、そのクラブによって違うんだと思います。60人というところもあると思いますけれども、結局加配でクラブに入っている部分もある。それでやっと待機が16人になっていると言いますか、若干少ないように見えますけれども、その中で7月までに半数対応したい。そして祖父母が同居していると。親が休業だと。祖父母の同居の関係でかなりお年寄りの方々が小さいお子さんを見る。特に小学校1年生、2年生というのは、幼稚園、保育所のはきは施設に入っているわけですからそういう点では本当に安心だったんですけれども、学校に入ると特に遠出をする子供さんがいるんですね。もう何と言うんですか、4月、5月になると季節もよくなりますから遠出したくなって新しいお友達ができて遠出してしまう。うちにてお年寄りの方が大変心配している。でもどこに行ったかわからない。そういう心配がありますのでぜひ私は待機ということではなくて、もっと本当に待機16人だけではなくて、やっぱり加配の部分もあるわけですから、かなりぎしぎしすし詰め状態になっているんだと思います。そういう中で先生方も大変苦労してらっしゃると思いますので、今後やはり子供たちが本当に勉強から開放されてゆったりとクラブの中で過ごせるような、そして親が安心して働きに出られるようなそういう体制というのをぜひとってほしいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

木村委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 なかよしクラブの定員につきましては現在255名になっております。平成17年4月1日からは262名ということで、各クラブとも定数を大

幅に上回っている現状にあります。その中で今不審者情報なんかがかなりありますので（「そうです」の声あり）うちの方としましては新しく新1年生に入る方を最優先という形で考えております。そういう中で3年生で祖父母同居の方あるいは休職中の方というご家庭もおりますので、そういう方々の協力を得ながらできれば初めて学校に入る子供さんを優先して対応させていただいておるという状況でございます。以上でございます。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。本当に不審者とか大変社会的に心配なことがたくさんありますので、新聞の記事のような事件が起きてからでは遅いのでぜひそういう点で、塩竈もかりこのごろ学校からいろいろお便りをもらってくるのを見ますと、あるいは町内会などでも回覧がありますけれども大変不審者がうろうろしている状態というのがありますので、本当に何かがあったら大変ですので、ぜひそういう点ではクラスをふやすということで市長のお考えもお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今担当次長からご説明させていただきましたとおりでございます。まずは新入学1年生といったような方々を最優先に取り組みさせていただきたいということでありますし、それからこれは私の感想ということでお聞きとりにいただきたいんですが、やはり子供さんとご父兄の方々になるべく接触していただく時間を多くとっていただくというふうなことを、各家庭でも許される環境の中でお取り組みをいただければより健やかにお子さまはお育ちになるのかなというそういう気持ちも持っておりますので、そういったことを組み合わせながらできる限り要望にお答えをしまいたいと思っております。以上でございます。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。続きまして、77ページ、児童福祉総務費の私立保育園運営費補助金、77ページの上から5行目に1,315万1,000円。それからその下の款項目が変わりますけれども、児童措置費の中にも私立保育園運営事業費3億5,358万5,000円というふうになっています。合わせると3億6,673万6,000円になるわけですが、一般的に見て私がぱっと見たときにどこが違うのかなと。補助金と事業費だと言われればそれまでなんですけれども、中身としてどのように違うのか。

木村委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 最初の私立保育園運営費補助金1,315万

1,000円につきましては、各私立保育園が特別保育をやっている部分について、塩竈市としましてそれぞれの保育に合わせまして補助金を出しているという内容でございます。それから20節扶助費の私立保育園運営費3億5,358万5,000円につきましては、運営費のほか各私立保育園で延長、それから乳児保育、それから地域活動という形で保育をしていますので、それに対する運営費として扶助費で出しております。以上です。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 私は上の運営費補助金、これが例えば長時間保育とかそういう「特別」という中身なのかなと思ったんですが、下の方に入っていると申しますと、上の方の特別保育に対する補助金という「特別」は何ですか。

木村委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 例えば各保育所での少子化対策関係も、事業費に対して塩竈市独自でそれぞれの保育所に対して補助金という形で出しているものが1,315万1,000円という形になっています。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 少子化対策ですか。中身についてはもう少し詳しく聞きたいところですが、時間の関係がありますので次の次のページです。79ページ。これは病後児保育事業についてお伺いいたします。

おととい、さきおとといですか、23番議員からも質問があったと思いますが、病後児保育の中身で、結局自宅において病後児の保育をするんだと。それを担当するのは看護婦さんだと。うちに行って時間的にはどうなのか。それから子供さんの食事はどうするのかとか、看護婦さんを何人お雇いになるのかわかりませんがそういう中で1人だけの看護婦さんで間に合うのか。例えばはしかがはやっているとかインフルエンザがはやっているとか、そういう状態のときにどうするのか。非常に心配になってくるんです。それについてお尋ねいたします。

木村委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 病後児保育につきましては、この17年度の予算では2名の看護師さんを配置するという形で考えております。それから病後児保育の方につきましては.....時間数に合わせてそれぞれ要求される方の状況によりまして対応させていただきたいと考えております。病後児保育につきましては一応病気の回復期にある子供の一次預かりという形で家庭に対して派遣を考えておるということでございます。以上でございます。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 看護師さんがずっといるわけではないんですね。時間的にいらっしゃるということですか。例えば市立病院でやっている訪問看護みたいに、そういうふうにするのか。例えばお母さんが働いているからそういうものをしてほしいという中身だと思うんですけども、どうなんでしょうか、その辺。だれもいないうちに行って子供さんを見ているというのは、これはベビーシッターではないのかなというふうに思うんですが、そういうことができるのか。むしろお母さん方は看護師さんがうちに来てやってもらっていいとは思いますが、そのためにうちもお掃除しておかなければならない、何しなきゃならないとか、かえって私は大変になってくるのかなと。お母さんが休んでいるところへ行くのか。その辺はどうなんでしょうか。中身をどう考えてこの病後児保育を、私はきちんと皆さんがどういう方向でやるのかということを考えて出してきたと思うんですけども、どうですか。

木村委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 お答えいたします。この事業は基本的にファミリーサポートセンター事業と連携を取りながらやっていくということでございまして、ファミリーサポートセンター事業というのは保育を受けてもいいよという人が登録する。それからそういうサービスを受けたいという人が登録する。その間をセンターの中で市がコーディネートしていくという制度ですけども、その中に看護婦資格を持つ方も複数名登録していただきまして必要に応じて居宅に派遣、あるいは預かり保育をしてもいいよという登録メンバーがいればそこで預かり保育をしていただくという内容になってございますので、サービスを受ける立場の方がどういう保育をお選びになるのか、それらを判断しながら事情に応じて対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 これらの1番中身なんですね。居宅にするのかとかファミリーセンターみたいなところに預けるのか。あるいは保育所でお預かりしながらやるのか。この間の伊藤委員のあれですと、病院のところでやったらいいんじゃないかというのも一つの案だと思います。でも子供さんはたまにしか見ないというか、初めて見る子もいると思うんですけども、その看護婦さんだけでやられるというのと、保育所で自分が受け持たれている先生の顔をちらちら見ながらときどき声をかけてもらって、そして安静に見てもらっているというか、私はむしろ保育所の中にそういうのがあった方がいいのではないかなというふうに思うんですが、例えばうちで預

かったりなんかした場合に急変したりというようなこともないとも限らない。そういうときに本当に責任問題になってくるんだと思うんです。やっぱり市立病院に近い香津町保育所で拠点としてやるとか、あるいは自分の行っている保育所でそういう部屋を一つ設けてやるとか、そういうことがないとお母さん方もちょっと安心して預けられないんじゃないかなというのがありますし、専門的な医療知識のない方ですと本当に難しいと思うので、そういう点ではぜひもう少し練って本当に安心して預けられる体制にしてほしいなというふうに思います。

木村委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 まず急変に対する対応でございますが、これは基本的には看護師という資格を持つ専門の者を派遣するというところでございます。もし急変した場合にはまず原則的には、市で保育所に対しまして医師の資格を持つ者を委託医としてお願いしてございますのでそれとの対応、あるいは必要であれば各病院との連携ということになるかと思えます。保育所に預かるとか病院に預かるとかという話が出ましたけれども、預かり保育は基本的に登録したメンバーのお宅での預かりということで現時点では考えております。伊藤委員にもご説明申し上げましたとおり、この何年間かやってみてその中でそれらのデータを分析解析しながら今後の施設での対応というものも検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 くれぐれもお話し合いをしてお母さん方がどういうふうに望まれているのか、やっぱり1回預かったら子供さんですから、お母さんが帰ってくるまでその看護師さんは移動するわけにはいかないわけで1日8時間見るとか10時間見るとかというふうになりかねないわけですから、お母さん方と一緒にいながらご指導してやるというのとはまた全然違うんだと思うので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

次、123ページ、時間がないので急ぎます。123ページの生け垣・板塀等設置補助金、ブロック塀等除去費補助金、これについては20軒から実質的には15軒ぐらいしか去年はなかったということなんですが、これは別々に、例えばブロック塀を除去してそして今度は生け垣を植えるというときに両方がもらえるのかどうなのかということをお尋ねします。

木村委員長 佐々木建設部次長兼建築課長。

佐々木建設部次長兼建築課長 お答えします。まず除去については除去の制度で助成が出ると。それから再築いわゆる生け垣とかあるいはフェンス等で再度そこに設置をするという場合にも

これも助成制度がございます。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。それでは144ページ、145ページ、教育費について伺います。

教育費の総額と言いますか、かなりことしは1億2,000万くらい削減されているわけですね。こういう中で中身がまずいろいろあるんだろうというふうに思いますが、特に私は役務費の通信運搬費についてお尋ねいたしますが、大体教育委員会の事務局とそれから小学校、中学校、これを見ただけでも大体100万以上の削減がされているわけですが、これは間に合うんでしょうか。どうですか。

木村委員長 伊賀教育次長。

伊賀教育次長兼総務課長 これにつきましては、昨年度の一応実績を見ましてこういう予算にさせていただいております。基本的には通信運搬費この70万ほど組んでおりますが、この中でやらせていただいております。以上です。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 通信運搬費でいろいろあると思います。電話代だとかファックスだとかいろんなのがあるんだと思いますけれども、その中で特に手紙の問題なんですけれども、子供さんに手紙を渡してくる。例えば学校のいろんな行事があります。運動会とか入学、卒業、そのときに子供さんに持たしてくる。家族の分はいいですね。お母さんに対してPTAからとかPTAの役員さんをしている人とかそういうのはいいんですけれども、例えば町内会長さんとか私たち議員にもいただくわけなんですけれども、子供さんが持ってきてたまたま忘れていた子供さんもらっしまいますね。そしてぎりぎりになってから持ってくる。あるいは届かないとかそういう部分もあるんです。それでお母さんと子供さんがぎりぎりになってから、きょう本当はこういうのがありましたと。そういうことでお届けする方へ菓子折りを持って謝りに来られたと。とてもこっちが恐縮してしまったというような話も私は聞きました。子供さんもその前にお母さんにどんなに怒られたのだろうと本当にかわいそうな気がします。私はたくさんいろんな行事があつて学校でもいろいろお呼びするわけですから、この人たちにいちいちお手紙を出すのは切手を張って出したら大変な金額になるというのはわかります。それから子供さんにいろいろ何かお仕事をさせよう、地域の方と顔見知りになるようにというそういう思いで学校でやっているのかどうなのか。その辺をお聞きしたいと思います。

木村委員長 歌野学校教育課長。

歌野学校教育課長 学校で確かにお子さんを通じていろんな文書をお願いしている経緯がございます。一つには先生ご指摘のように経費削減という部分が一つ、それから2点目としましてはやはり今こういう時代ですのでどのお子さんがどこにいるのかもなかなかわからない部分の中で、やはり地域の皆さんと顔なじみになっていただくという意味では非常に大事な部分もあるのかなと思っております。ただ大事なもので非常に重要なものについてはできるだけ郵送みたいな格好にはさせていただきますけれども、交流の意味も含めまして地域の中の交流、教育力の向上そういうことも考えていただきますと、やはりある程度お子さんを通じて渡させていただく部分もあってもしかるべきかなと思っております。ただしかられてかわいそうだという部分もあるんですけれども、小さい子はまた別にしても頼まれた仕事をやるというのはこれも教育の一環の中で、しかられることもある意味では勉強だと考えております。やはり必要な部分については必要なことを子供たちに教えていながらやっていきたいというふうに思っております。ただし繰り返しますけれども、重要なものについては郵送ということで各学校に指示してまいりたいと考えております。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 しかられる部分も教育というのもわかります。ただ全然皆さんに該当しないで特定の子供だけがしかられなきゃならないという部分もありましてというふうに思います。それで子供さんで今心配なのは、さっきのなかよしクラブと同じように学校を帰って来てそのままそのうちに届けるというときに本当に不審者に遭うようなことはないのかなとか、そういうことも心配されます。それからいただく方でも、私なんかは特にですけれども、いないことが多いものですから、あるいはうちに犬がいたりしてポストにポンと入れていってありがたいの一言も言えなかった。どのお子さんが持ってくるのかもわからないというような状態もあるんです。ですから本当にコミュニケーションというのがないままになっていて本当に役立っているのかなというのがありますし、ぜひそういう点では重要な書類、私は全部学校から来るのは重要だと思います。ぜひそういう点では予算をとっていただいて、できるだけ早く速やかに確実に皆さんのところにお届けするように。それから例えば卒業式だとか入学式、いろんな行事に行きますと後からありがとうございましたと丁寧にお礼状もいただく。そういうのまでは郵送しなくてもいいのかなというふうに私は思いますので、ぜひその点も皆さんでお話し合ってください子供さんの本当に荷重にならないようにぜひお願いをしたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

それから救急搬送のことで資料をいただきました。それによりますと塩竈市の場合……ごめんなさい、引き続きで。委員長、ごめんなさい。済みません。平成16年度の出場件数が2,264件。そして搬送人数が……これは人員ですからあれなんですけれども減っているんですね。2,171。回数の方が余計になっている。出場件数が余計になっている。この辺というのはどうしてこうなったのかな。うちで応急処置をして乗らなくてもよくなったのか、あるいはもう既に死亡していたのかとかいろいろあると思うのですが、その辺はどうなんですか。

木村委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 119番を電話します。その場合すぐに救急車が到着いたします。それで病院の方に搬送しなくてもよしいというときにこの人数になります。以上です。

木村委員長 東海林委員。

東海林委員 わかりました。同じく資料の17ページ、生活保護保護率推移表。これでは各市が出ていますけれども、その中で塩竈が保護率が1番高いと。10.81%。これについては塩竈は日本で1番住みやすい町になりつつあるから皆さんが申請をして安心して暮らせる体制になっているのかどうか。塩竈は特別に何か理由があるのか。それから白石、角田、岩沼、仙南といわれる地方が生活保護者が少ない。これは塩竈より住みやすい場所なのか、何と申すんですか、保護率が少ないというのは何か理由があるのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

木村委員長 大浦社会福祉事務所長。

大浦健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 生活保護の保護率についてお答えさせていただきます。

まず生活保護につきましては生活困窮者の方の住所要件、これが1番重要でございます。その市に生活保護受給者の住所があるかどうかというのが最優先でございます。そういう中で塩竈市は住めるような住宅が結構あるということだと思います。それで名取市、角田市等につきましてなぜ保護率が低いのかという形になると思いますけれども、そこら辺についてはやはり住宅が受け入れるスペースがあるかどうか、そういうことにかかってくると思っております。以上でございます。（「ありがとうございました」の声あり）

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 私の方からも質疑をさせていただきます。資料 10の予算説明書99ページになりますけれども、廃棄物適正処理推進費2億5,381万ほどついておりますけれども、先ほどの市長に対する施政方針の中で、私は本市の清掃工場のダイオキシン排出基準、本市の場合5ナノグラムという基準でしたけれども、これとの比較で大型炉の新設炉、これが0.1ナノグラムが排出基準だと。それで50倍ということと言ったんですけれども、市長は方針と同じ小型炉の新設炉1ナノグラムとの比較で5倍ではないかという内容だったと思うんですけれども、その辺について一致させておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

木村委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 新設炉の0.1ナノグラムなんですけれども、これは4トン以上の新設炉の基準です。既設が14年度12月1日からは1ナノグラムなんですけれども、本市の清掃工場は1時間当たり3.75トンなわけです。ですから中型炉みたいな形になりますが、それが新設炉で1ナノグラムで既設の場合、今基準がされている場合は5ナノグラムなわけで、これは5倍ということです。それともう一つは2トン未満もありまして、これは新設は5ナノグラムで既設の場合は10ナノグラムで、これはもっと基準が大きくなっています。以上です。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 三つぐらいの炉の大きさに分かれているというふうに思います。私がここで述べたいのは、結局大型の新設炉の場合0.1ナノグラムというこれは国際的なそういう基準になっていると。ですから小さくて既設炉だから相当排出ガスを多く出したということでは大きな問題になるわけなので、国際的な新しい基準にという形で努力していくべきではないかというふうに思うのです。ですから確かに温度が高くなればやはりダイオキシンが少なくなるとは言えますけれども、しかし冷やす段階でそういう際にダイオキシンが発生する可能性があるということで完全には取り払うことはできないわけなので、その辺でご努力をお願いしたいというふうに思います。

あと東部衛生の搬入ということで、その時期がいつごろになって市民への徹底がいつごろになるのか。その辺の時期についてお伺いしたいというふうに思います。

木村委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 今の宮城黒川ブロックの広域化まで過度的な対応をしているわけなんですけれども、実際に宮城黒川は平成23年を目標にして今動いているわけです。今中

倉は3.4年、つまり16、17、18年度、19年度の途中でもう満杯になります。それで延命化を考えているわけで、まず一つの対策としては今第1期工事にあります。これは資料を見ていただくとわかりやすいので13番の29ページ、中倉埋立処分場整備事業というのがあります、この中で括弧書きで切替柵のかさ上げ概要図というのがあります。今その切替柵というのが海拔70メートルのところでありまして、これは切替柵の満杯状態です。今使っているのが海拔75メートルのところまで最終処分をしているわけです。そこを実際切替柵雨水と雨水の幹線が入っているんですけども、そこを5メートルかさ上げしますと約1万2,000平米の2年間の埋め立て容量が生まれます。そういう意味でその部分をまず工事して、堰堤をつけましてそこで2年間を延命すると。それから下の方に不燃ごみのフローがありますけれども、破碎機を購入しまして破碎処理していきます。そうすると容量が3分の1等になりますのでそれでもやはり2年の延命ができると。ですから3年プラス切替柵の2年分とそれから2センチ四方の破碎をしていきますのでそれでも2年ということで、何とかこれからは7年ぐらいはそのまま延命していきたいということが基本です。ですから東部に対するのもそこまでぎりぎり頑張ってそちらの方で処理していくという方針です。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 わかりました。とにかく努力して7年間ぐらい延命させて、それ以降あと東部衛生に入っていくと。その辺で市民への周知徹底ですけれども、その辺については7年後になるのか。それともいつになるのか、その辺をもう1点きちんとお答え願いたいということと、さっきの3月に広報と一緒にゴミ収集カレンダーがずっと各家庭に配布されました。あともう一方保存版として「ごみの出し方虎の巻」とありますけれども、これは何ページにわたっているんですけれども、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物とこれが中の方にありますけれども、そしてさらに次のページをめくってまた燃やせる、燃やせない、資源物というふうにあるので、きちんと全体がわかるようにすれば1枚で見られてあと保存するときは畳んでおくというような形で、そういうことでもっと市民に本当に知っていただくということでその辺の工夫がなされる必要があるのではないかとこのように思いますけれども、その辺でご意見があればお伺いしたいというふうに思います。

木村委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 最初に市民への広報の件ですけれども、18年度の4月からは破碎したりプラスチック製容器包装以外のハンガーとかバケツとかおもちゃとかそういったも

のも燃やしていきますので、混焼対策を17年度中にして破砕機も予算的には17年度で購入する予定で計上させていただいています。ですから12月までにはごみの収集の方法を決定して1月2月には各町内会に入りまして説明させていただいて、18年の4月からはもう東部同様の混焼対策、破砕対策をしていきます。ですからそういった意味では先ほどの「ごみの虎の巻」、私も手元に持っていますけれども1枚でわかりやすいようにということなんですけれども、実際にこれはいろいろ内容は数ページに載っていますけれども、実際に家庭でお使いになるときはこの1ページの表をここに丸い穴があるんです。ここに画びょうでとめておいていただいて、1枚で見られることが基本になっています。それであとはそのほかに容器包装の内容とかがありますので、利用の方法についてはもうちょっと周知徹底していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 18年度からそういう取りかかるということですが、あと保存版についてもやはり掲げておいても中の方が見れないという点がありますし、いろいろ分別についてもプラスチックなんかについても1番最後に出てくるので知りたいものを前の方に持ってくる。そういう面でやはり1面にして見れるというのが利用しやすいのではないかというふうに思いますので、ぜひご検討のほどをよろしくお願いいたしますというふうに思います。

続いて同じ10の予算説明書の85ページになりますけれども、生活保護扶助費が10億5,000万円ついておりますけれども、これについては昨年の6月3日ですか、経済財政諮問会議で生活保護の見直しについて次のように述べております。「社会経済情勢の変化などを踏まえ、加算等の扶助基準の見直し。それから保護の適正な実施に向けた地方公共団体の取り組みの推進など制度、運営の両面にわたる見直しを行い、平成17年度から実施する」と。「特に雇用施策と連携しつつ就労及び自立を促す」と。このように述べておりますけれども、質問ですけれども、給付の削減では70歳以上の人に支給される老齢加算、これは平成16年度に続いて引き下げるというふうになっておりますけれども、本市の場合はどのような額になるのか、それについて一つと。あともう1点は地方自治体の福祉事務所とハローワークの連携ですね。それによって就労支援事業をこの17年度から行うということですが、とりわけ塩竈地区のこの管内のハローワークというのは本当に求人倍率が1番低いという状況になっているので、その辺での取り組みも大変ではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてのご見解があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

木村委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 まず最初に平成17年度からの生活保護者の就労支援ということでの観点からご説明させていただきます。

まず平成17年度から厚生労働省の方では生活保護制度のあり方に関する専門委員会の報告書に基づきまして自立支援プログラムを平成17年度から導入するという形になっています。これにつきましては議員さんご指摘のとおり、福祉事務所とハローワークの連携強化をするという形になっています。この連携強化の事業内容につきましては就労支援コーディネーターによる就労支援、全国で100名ほどのコーディネーターを指定しまして就労支援を図っていくんだという形になります。それから就労支援のメニューの提供ということで就職支援ナビゲーターという就職支援、全国で52名ナビゲーターを配置する予定となっています。それから生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施ということで、就職の準備段階として基礎的知識あるいはマナー等に関する訓練をやるんだと。実際に就職に必要な具体的な技能知識を習得させるという形でのメニューが組み立てられています。これも訓練については費用は無料という形になっております。それからハローワークにおける職業相談、紹介ということで個々の受給者の対応に応じて四つほどのメニューが用意されているようでございます。一つは先ほど申し上げましたけれども、ハローワークにおいて就職支援ナビゲーターによる支援。それから2点目につきましては公共職業訓練の受講あっせん。それから民間での教育訓練の受講干涉するんだということになっています。この訓練費用については生活保護の生業扶助の活用を図るようになっております。それから雇用等について一般雇用施策を活用しながらハローワークにおいて職業相談とかに当たっていくんだというのが自立支援プログラムの内容でございます。また被扶養世帯の高校就学に対する費用につきましては、今まで特定の高校就学という形になってはいますが、高校就学をすることによってこれも費用について生活保護の中で見ていくんだという内容になっています。それから老齢加算につきましては確かに昨年一定程度の前進がありましたけれども、三位一体の中でまた生活保護全体が不明確な部分もありますので、そこら辺については今の生活扶助の中で制度に合わせて考えていきたいと思っております。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 それでは給付の削減についてはまだわからないということですね。あとは全国的にも100名のコーディネーターとか、それからナビゲーターの52名という配置というのはあ

りますけれども、ただそういう中で本当に塩竈地区管内というのはやはり非常に、一定中年高齢者になるともうなかなか仕事も見つからないということで大変ではないかというふうに思いますけれども、その辺で本当に担当におかれては大変だと私は感じます。それで昨年11月の三位一体改革に基づいて政府、自民党、公明党の与党合意では17年度、18年度の国庫補助負担金は3兆円程度廃止縮減すると。それに伴って税源移譲をおおむね3兆円規模で行うと。そういうふうに決めたわけですがけれども、しかし3兆円の税源移譲のうち対応する国庫補助負担金の廃止縮減では8割は決まったんですけれども2割が、6,000億円になりますけれども、これが対象としては決まらなかったと。ただこの削減対象の候補にされたのが生活保護、それから児童扶養手当とか公立文教施設など、こういうのが対象となったということなんですよ。ですから生活保護費も国庫補助負担金が一般財源化にもしなったとするならば、本市のような場合財政力が弱くて生活保護率が非常に高いと。そういう自治体にとっては、結局一般財源化されるということに伴って福祉の方に予算が回ってこないのではないかという心配をするんですけれども、それについての担当としての見解があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

木村委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 生活保護関連につきましての三位一体につきましては、これまで確かに平成16年度から生活保護の負担率を4分の3から3分の2にするということで国の方では考えておりました。その後地方6団体の中で、生活保護は日本国憲法に定めております「最低限度の生活を営む権利を有する」という項目があります。それを受けて生活保護法というのが出てきておりますので、これは地方の負担をふやすのではなくて当然国の方で見るべきだというのが地方6団体の考えであったと思います。その中で平成17年度当初からは生活保護につきましては1年先送りという結論が出ておりました、今の段階で平成17年度末あたりにまたそういう生活保護の削減あるいは児童扶養手当の削減等が出てくると思っております。そういう中で地方6団体の方では、去年は民間保育所の運営費を削減するという形でお互い国と地方との、何と言いますか、せめぎ合いと言いますか、そういう形で今後進んでいくだろうと思います。そういう形で17年度についても今の時点ではまだ不透明なところがありますので、今後国あるいは地方の動向等を見きわめながら対応していきたいと考えております。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 所長が言うとおり、本当にこれが一般財源化されたら大変な状況がありますので、やはり生活保護というのは憲法の25条で本当に国民が文化的に生活をしっかりできるという立場から国の行うべき仕事として進めるということが大事だというふうに思います。先ほど言われたとおり4分の3が3分の2になればもう11%の国の方ではそれを負担しなくていいし、それが2分の1になればもう33%も減ることになるわけですね。だからこそやはり地方6団体が非常に国に対してしっかりした意見を言っているというのはそういうことだというふうに思います。そういう面で今の三位一体改革の中での生活保護、その辺での問題について指摘しておきたいというふうに思います。

あと続いて資料の16、2ページの財政についてですけれども、この中で一般会計の計上経費、10%削減ということでは前年度16年度と比べまして1億2,945万ほど削減になっていると。一方の下の方計上経費10%削減を生かした新規事業についてということで載っておりますけれども、これでは3億2,096万と。ですから一方10%削減に対して、この新規事業では約2億円ほどふえているという状況になっております。しかし、予算全体としては実質8%減っているわけですから、そういうことからすればこういう約2億円ほどふえているという違いについてはなぜなのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 お答えします。財政状況が厳しい中でできるだけ市民生活に直結する事業につきましては確保しようということで、今回予算を組まさせていただいております。具体的に申せば、例えば震災対策あるいは産業活性化なり中心市街地の活性化策、あるいは子育ての支援策、そういった検診事業に関する充実ですね。あと学校教育の部分で特色ある学校教育の充実などなど、そういった部分をできるだけ確保しようというようなことで予算を組まさせていただきました。結果としましては、計上経費でその削減しました1億3,000万をその政策経費の方に埋めるというような形の結果になりましたけれども、建設事業等を含めて全体の傾向から見ますと、ハード面からソフト面へというような形での政策の転換等を行いながら、市民生活に直結する部分についてはできるだけ確保したということになっております。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに震災対策とかやっぱり本当に緊急に予算化しなくてはならないという状況がありますけれども、ただ今回出していただいた資料を見ますと、例えば新規事業の7番延長保育事業ということで新規として南部保育所でも行うということで3,064万ほどついており

ますけれども、しかし前年度の16年度を見ますと2,880万ほど予算がついているんですよ。ですから下手をすると3,064万、これが丸々ふえたような見方をしてしまうのではないかというふうに思います。それから21番の乳がん検診マンモグラフィ導入事業ですね。これも先ほど曽我委員が述べたとおり1,098万ほどついておりますけれども、しかし平成15年度の決算で見ると1,287万。新規事業が導入される前の額からすれば逆に減っているんです。ですからその辺で正しくわかりやすい資料の提出をしていただきたいというふうに思います。

続いて3月5日の河北新報を見ますと、仙台市と東北6県の今年度の当初予算、これがいろいろ資料として出ていましたけれども、いずれもとにかく緊縮型と報道されております。本市の場合は昨年度というか16年度、17年度いずれも新聞報道では単なる緊縮型ではなく超緊縮型というふうに報道されているんです。ですからこの問題を考えますと、確かに今の財政難というのはわかりますけれども、本当に国の方においては財政構造改革ということで国とともに地方の財政もどんどん減らしていく。やはり17年度についても歳出を減らなさいという指導もあったと思いますけれども、そういう面でほかの自治体以上に超緊縮、超がつくというやり方というのは歳出を極端に減らしていくということと、あとそれとあわせて予算とか職員の重点配分の選択と集中というやり方ではないかというふうに思いますけれども、簡潔に市長の見解があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 結果として今回の予算編成が超緊縮という形になったということにつきましては、私も同様の認識で今回予算のご提案をさせていただきました。むしろ本来であれば平成16年度ももう少し切り込むべきであったという反省をいたしておりますが、今の塩竈の歳入構造であります。これは新聞等でも報道されておりますが、税収が残念ながら年々先細りということでもあります。今年度も60億円余を計上させていただいておりますが、これは歳入がこれ以上上がってくるという見通しが今の時点で果たして立てられるかということでもあります。今後我々当然のことではありますが、例えば企業誘致でありますとか既存の企業の活性化といったようなものを図る。あるいは定住人口の増加ということも我々の非常に大切な課題だと思っておりますが、そういう中から何とか今後税収増につながるような施策を積極的に展開をさせていただきたいと思っておりますが、平成17年度の現時点ではこれは精いっぱいであるというふうに考えておりますし、そういった中で当然行政側もその痛みをきちんと理解しながら我々も

身をただしていくべきだと考えておりますし、市民の皆様方にも大変厳しいご負担をお願いするケースが出てくるかと思っておりますが、そういった中で選択と集中という中で極力そういった水準を維持しながら何とか財政運営に努めてまいりたいといったようなことが私の所感でございます。よろしくお願いいたします。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 ひとつ国の方においては17年度予算というのは16年度と同じように交付税が削減されて全国的に地方自治体が厳しい状況になっているという状況にありますけれども、その辺では国に対してしっかりものを言っていくと。あとぜひこの間も私も強調してきていますけれども、議会に対しても財政の実態をもっといろんな機会あるごとに資料を示していただいて議会ともども論議を深めていきたいというふうに要望しておきます。

続いて 13の資料その2、16ページになります。この中で議案第25号塩竈市サービスセンター等の状況についてと。今回施設の無償譲渡が提案されております。建設費は土地購入価格も含めると清水沢においては3億866万と。それから北浜のサービスセンターは3億4,862万と。こういうふうになっておりますけれども、現在の建物の価値がどのぐらいにそれぞれなっているのか。それから二つ目に起債残高、これが幾らになっていて、それから三つ目に年間の支払い、これがどのぐらいの額になっているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 まずサービスセンターの現在の価格ということでございますけれども、清水沢サービスセンターが建物本体の経費が1億2,000万ほどありましたけれども、償却率がこちら65年なんですね。それで0.035%ということで計算しまして現在7,580万ほどの価値があると。それから北浜サービスセンターですが、こちらは平成12年に建てられましたので割と償却率は少ないんですが、当時の本体価格の部分が1億4,000万ほどございましたが償却率が0.059%で現在1億380万ほどになっております。起債残高でございますけれども、清水沢については6,897万8,000円ほど。それから北浜については1億6,265万4,000円ほどになっております。毎年清水沢については602万……失礼しました。600万2,810円、これを年2回、1,200万ほどになりますけれども毎回償還しております。それから北浜についてはこれも年2回で1回当たり630万2,550円になっております。償還年度は清水沢については平成23年度、北浜

については平成31年度になっております。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 今言われたとおり清水沢の施設については7,580万。それから北浜については1億380万という価値があるということですが、清水沢の施設を運営している千賀の浦福祉会ですね。この福祉会については黒字決算で行って資金残高が8億円と聞いておりますけれども、実際そのような額になっているのか、その辺を第1...お聞きしたいと。それから今回の無償譲渡ということになっていますけれども、その辺で有償ということは考えられなかったのかどうか、その辺が2点ですね。あと今回そういう無償譲渡という考え方というのは民間の株式会社と違って社会福祉法人ということでの譲渡の対象となるという考え方なのかどうか、その辺について伺います。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 千賀の浦福祉会の黒字額といたしまして今議員さんがおっしゃいましたけれども、私の口からその辺は一事業者の経常黒字ですのではっきりとは言えませんがほぼそれぐらいになるのかなとは思いますが。ただこれは清水沢デイサービスセンターだけの黒字決算ではなく、千賀の浦福祉会というのは二市三町の中に特養4施設、それからケアハウス1施設、それからデイサービスセンターは10施設持っています。それらの総じた額でございますので、清水沢に限ってそんなにたくさんあるというものではございません。

それから有償による譲渡を考えられなかったのかということなんですけれども、今回議案の説明の際にも申し上げましたけれども、国の厚生労働省からの通知に基づいて譲渡するものでございます。「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担金に係る財産処分承認手続きの簡素化について」という通知でございますが、これは何に基づいて出ているかと言いますとゴールドプラン21が出ましたけれども、それに基づいて「社会福祉施設の確保については現存の社会福祉資源の有効活用が重要課題になっている」と。「そのために社会福祉施設等の財産処分の簡素化を図る」というものに基づいて出ているものでございまして、その内容を簡潔に申し上げれば「補助金を受けている場合」施設が建てた際ですね。「施設の無償譲渡による社会福祉法人への譲渡または貸与でかつ同一事業を継続するときには大臣にその旨を報告を行えば承認するものとし、補助金を受けている場合でも補助金返還は生じない」として簡素化されているという内容でございます。これに基づいて譲渡するものですから今回は有償は考えられない。有償の場合補助金返還が出てくるということでございます。それから

譲渡の対象というのも先ほど申し上げましたとおりに社会福祉法人であるということ。そして千賀の浦福祉会そして北浜を委託しています社会福祉協議会は、この介護保険制度が始まる際に果たして黒字でやっていけるのかという大変な冒険がございました。その中でまず在宅福祉の三本柱といわれる訪問介護、それから通所、ショート、そのうちのまず通所を委託利用料金法でそれを委託されてそれを請け負ってやってきたわけです。そういった中でいろいろ職員体制も整えてまいりましたし、この中でほかの社会福祉法人に譲渡するかというと、今までお願いしてきた経過もございますのでまさかそちらの社会福祉法人をつぶすわけにもいかない。ですからこれまでどおり同じ内容でサービスをしていただくためにも2法人に譲渡するという考えに立っております。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 厚生省の通知だと言われました。それで我が会派として県の情報開示に基づいて千賀の浦福祉会に対する平成14年とそれから15年、2年間に行われた指導監査の結果調書をいただきました。その中で15年の結果調書に基づくと、パート職員に対する賃金、これが一部規定と相違しているので規定どおり取り扱いを行うこととか、あと入所者に対する処遇の問題では栄養素の所要量に対してビタミン類の一部とそれからカルシウムが不足しているので食材の使用量の見直しを行うことと。こういうことなど結構数多く指摘されているんですね。ですからそういう点でどのように認識されているのか、お伺いいたします。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 こういった介護福祉サービスをしている法人に対しては毎年1回ぐらいずつ指導監査が入ります。この指導監査は介護保険法に基づく指導監査と社会福祉法に基づく指導監査と二面から調査されるわけでございます。確かに委員さんがおっしゃるとおりに14年度は大変改善項目が多く指摘されました。特に社会福祉法人としての指摘事項が多かったようでございます。15年度の指導監査実施調書を見ますと14年度に指摘された分についてはほとんど改善されていると。ただ委員さんがおっしゃいました内容については口頭で簡単な形で指摘すればその場でわかってもらえる内容だということで私どもは確認しております。またこういった指導結果調書がうちの方には来ていなかった。塩竈市の方には来ていなかったのどうして来なかったのかということで県の方に尋ねましたところ、改善命令を出す前に改善されたということが認められた。それからそれも文書で出すほどの改善内容ではないということで確認しております。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 14年度からすれば15年度は改善されてきているということだと思いますけれども、しかし私が先ほど言ったのは15年度の指摘であって賃金の問題とかあと入所者に対する処遇の問題、こういうことは絶対あってはならない内容だというふうに思います。そういう面では本市も今度譲渡した以降についてもぜひしっかりといろいろな意見を、改善に向けて努力をしていただきたいというふうに思います。そういう点と、あと人事についても聞くところによると天下りがあるのではないかとされていますけれども、その辺についても今後襟をきちんと正していくことは正していただきたいというふうに思います。あと最後になりますけれども、200万円の土地代、これが200万になった根拠についてはどういうふうになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 土地代については有償貸与という形で進めております。協議会の説明では約200万ぐらいになるのではないかと申し上げておりましたが、多賀城市と歩調を合わせて計算はしております。基本的な考え方としましては税務署から出されている相続路線価格、そちらに本来ならば6%掛ける額が年額の貸与額、賃貸料という形になりますけれども、社会福祉法人であるということで多賀城市の方に減額の規定がございまして4%ということになっております。それに塩竈市も合わせまして4%を掛けた額で出させていただいています。清水沢は路線価格1平米当たり3万9,000円、それが1,200平米でございますので、187万2,000円ほどになります。それから北浜が路線価格が4万8,000円、それに4%...失礼しました。面積が978.11平米でございます。これに4%を掛けて187万7,000円ぐらいの金額になっております。以上でございます。

木村委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

志賀副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査区分の1の質疑を続行いたします。菊地委員

菊地委員 私から質問させていただきます。

まず資料 10の23ページの第16款財産収入の1節の土地建物貸付収入1,637万2,000円とあるんですが、この件に関してどこどこなのか。そして何カ所ぐらいなのか、その辺をちょっとお知らせ願いたいなと思っています。

志賀副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。貸し付けしている土地の主なものということで答えさせていただきます。

有償で貸し付けしております土地の方ですけれども、一つには仙台北法務局の塩釜支局が建っている場所について市の方の土地でございますのでこれは有償で貸し付けしております。そのほか県の施設でありますと警察官の派出所の塩釜駅前でございますけれども、そういったものにつきましても有償で貸し付けをしております。そのほか主なものとなってまいりますと、町内会の方に駐車場の用地としてお貸ししている場所があるんですけれども、7カ所ほどございましてそれに対する貸し付け料が多くなっております。大体主なところはそのようなところでございます。以上でございます。

志賀副委員長 菊地委員。

菊地委員 ありがとうございます。いろいろ貸しているということなんですが、以前北浜の土地の件で質問した件があるんですが、住所でいうと北浜1丁目12あたりのところなんですが、塩竈市の市有地ですね。そこに何か建物が建って住んでいると。近所の人は駐車場を借りるのに1万円も払っていますし、もちろん固定資産税を払っていると。その方は全然払っていないというふうな住民からの問い合わせがありまして、たしか決算委員会か予算委員会でも以前質問したんですが、その件どうなっているかお聞かせ願いたい。

というのはやはり先ほど前段で申しましたとおり、駐車料金1万円で近所の方が払っていて、その方はずっとただでないかというふうなのがありまして、それを以前にこの議会の中で質問したことがあります。そうしたら何とか当人たちと話し合いをしたい旨を言ったんですが、それから多分大分たっていると思うのですがいまだに解決していないと。というときもせっかくあのときも公正公平にやっぱりしなくてはだめではないかというふうな思いがあったんですが、その辺をどうするのかなど。そしてましてや塩竈の財政は厳しい。厳しい財政の中でちょっとでも財産収入があればと。また以前途中で聞いたんですが、経過では売買、買ってもらうというふうな話までなったそうなんですが、その後全然そういう動きがないと。売れば財産収入があって、もちろん登記もされまして固定資産税等も入るのではないかなと思いますので、先ほど

というか前日以来各委員さんが市営住宅の家賃の未収入の件でも長いのだと何年とあるんですが、やっぱり行政側は何年もかけて取っているのかなと逆に思いますので、本当に正直に払っている人が何か報われるような行政であってほしいなと思いますので、その辺の考え方、今後どうするのかお答え願いたいと思います。

志賀副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 多分ご指摘の件は北浜地区の区画整理の残地の部分だと思います。今、手元に資料がございませんので当議会中に改めて口頭で申し上げます。以上です。

志賀副委員長 菊地委員。

菊地委員 ではよろしく願います。

続きまして35ページ、先ほど東海林議員さんも聞いていたんですがワークシェアリングの件です。先ほど8名の方で流れがどうのこうのとなっていました。それで我々ニュー市民クラブで資料を要求して、本当にすばらしい資料を出していただきましてありがとうございました。それでこのワークシェアリングの件なんですが、例えば今年度予定している方は臨時職員になるのか、非常勤嘱託になるのか、それともパートになるのか。どの区分に入るのかお知らせ願いたい。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長兼総務課長 今回追加資料で出しました12年度から16年度の職員数の推移表。この中で大きく四つに分けておりますが、その中の1番下、パートの方の区分でございます。

志賀副委員長 菊地委員。

菊地委員 パートだということで今確認しました。それでこのずっと見ていますと行財政改革の一端として職員の皆さんから給与2年間減額してもらって、本当に苦しい思いを皆さんなされたのではないかなと思っています。その時期と照らし合わせますと、職員さんが減らされて給与も減らされて、それでこの臨時職員さん、パートの関係の金額が、これには人数しか書いていませんが、金額からすると大体13年、14年、15年と5,000万ずつぐらい上がっていたのではないかなと思って前にも質問しました。それで私はやっぱり小さな予算で大きな効果を上げるのが行政の最大の役目ではないかなと思いますので、少ない人数の職員さんで一生懸命今までの行政を頑張れば何も1億円も給与カットされなくて済んだのではないかなと思うのですが、その辺の考え方がどうなっているのかなと。職員さんも減らされる、給与も減ら

される。だけれども臨時職員、パートさんがいっぱいふえてくる。そしてその費用が

5,000万ずつ上がっているということはなかなか職員さん自体がどう考えているのかなと思うものですから、その辺の考え方……ただ減らした分をこうしたんですよ。たしか前に戻りますが、ワークシェアリングだって時間外給与を充ててするんだよというふうになっているんですが、その信念というか前からのあれはなっているのか。こう見ると何かパート職員さんではなかった……ごめんなさい、時間外手当を回すと言った割にはまた時間外手当がもとに戻っているような感じがしますので、その制度をつくる時だけのものだったのか。それとも違うと。そういった意味でワークシェアリングで本当に働きたくても働けない高校生なんかを救おうという思いの信念が貫き通されているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長兼総務課長 職員数の関係で、正職員とかあと臨時職員の関係、今回お示しした資料から見ますと職員が減になると同時にその反比例してパートの人数がふえているような形には見えます。ただ一般職員の定数削減につきましては業務の合理化あるいは効率化あるいは業務の委託化など、そういう中で取り組んできております。一方臨時職員として必要とする配置の考え方でございますが、今回お示ししておりますパートの部分にも一部事務補助とあとそれ以外には、例えば保育士とか保健師とかあるいは看護師とかそういう専門的な知識経験が必要な業務ということで、それぞれその事業の特性に合った形で配置をしております。今回パートの部分についても14年度から若干増加したような形には見えますが、これにつきましては放課後児童クラブの身分をこの時点で整理をしまして、パート職員という形で配置をしてきた結果ここが増加しているような状況でございます。あとワークシェアリングの関係ですが、当時から時間外勤務手当を縮減した中で、財源を生んだ中で就職支援活動をやろうということで、平成14年からワークシェアリングを実施してきております。これまでも時間外の縮減、前年比から10%削減ということで大分ここ数年努力はしてきておると思います。ただ時間外手当の中に一部災害とかによって出勤した場合、そういう災害の手当の部分もあわせて記載されておるものですから、年度間で見ますとどうしても災害が多かった時代若干時間外勤務手当として増加したような状況にはなっておりますが、これまで時間外縮減ということで努力しているところでございます。

志賀副委員長 菊地委員。

菊地委員 ありがとうございました。災害というときは当然時間外手当が大幅にふえても、議

会で決算のときには理解すると思いますし、その辺はいつも年がら年中災害ばかりあるわけではないのもっと計画的なかつ能率的な仕事をしていただければ。せっかくパソコンだなんだと入りましてそれで残業が多い多いと言っても、費用対効果という意味で違うのではないかなと思いますので、そういったなぜできないのかなという、せっかく何千万も機械を導入してそれでまた時間外労働が多いんですよというのでは、本当に市の職員さんが安心して働けている状況ではないから時間外があるのかななんて思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと飛びますので、済みません。資料を要求しておりました関係上、資料 16の22ページ、この表を見てわかるとおり本当に教育委員会さんのご努力のたまものかなと思ひまして、不登校児が平成14年あたりから見ると3分の1に減少していたと。本当によりよい教育環境の整備及びこの子供たちに携わった先生方のご努力があったのかなと思います。本当に感謝申し上げます。

それでやはりいろんな事情があつて不登校になつたと思うのですが、このように減つたというのはやっぱり小倉教育長の就任してすぐにやられた事業なのかなと思つて本当に感謝申し上げます。本当にすばらしいなと思つています。そんな意味でけやき教室とか、また私もたまたま本町の公民館分室の方に行きますと子供たちの声が聞こえています、それと関連してその不登校が減つてきて不登校の子供が全部けやきに行っているわけではないと思いますので、その辺の通われている子と通われていない子供の対処の仕方などをお聞かせ願ひれば、家庭もこういう先生方がいっぱいいるんだなと安心して学校に送り出していただけるのかなと思いますので、ぜひともご説明願ひればと思います。

志賀副委員長 歌野学校教育課長。

歌野学校教育課長 説明させていただきます。

まずけやき教室の方は現在23名の子供たちが通っております。この子供たちは学校に今行けない子供たちの中では、けやき教室に来れるという部分だけでも大分いい方かなと考えてございます。この子供たちですけれどもけやき教室に来まして登校、学校に通えるようにという指導もしております、大体26%ぐらい、例年このぐらいが学校に復帰できるということでございます。それから中学生の方が多いんですけれども、この子供たちもけやき教室で勉強して高校に進学していくわけですけれども、進学率はその年によって違いますけれども大体7割から9割、平均して8割程度は高校に進学して、そちらの方で元気に頑張っているという状況でございます。それから今ありました不登校児童生徒の推移の中で1番大きく今年度がかつ

下がったものにつきましては、各学校の先生たちが一生懸命頑張らせていただいていると。小倉教育長就任以来予算的には外から引っ張ってくるお金を使ってということで、文部科学省の委託事業等、これは問題行動支援とかそれから学力推進とかそういう部分を積極的にとりまして、県の事業も積極的にとりまして、その事業をとりますと国や県のお金で教員が、教員というか補助者の方が配置されるものですから、その方たちは学校の中で不登校の子に積極的にかけたり、その頑張りを見てほかの先生たちも夜の7時ころから、これは三中の例ですけれども、夜の7時ころから親御さんと一緒に来てもらって学校教員全員でその子供たちの勉強の面倒を見て上げると。午前中から来なくても夜の7時からそういうふうに来て登校みたいな格好で面倒を見て上げますよという努力、それはもう市内全部に広がりまして、自分たちでも何とか頑張る範囲の中でやっていこうというそういう結果の集大成がここに出ているのかなというふうに考えております。ここまで来たものですから限りなくゼロに近づけていきたいということで、なおさら一段の努力をしているところでございます。以上でございます。

志賀副委員長 菊地委員。

菊地委員 どうもありがとうございました。先生方が昼夜を問わず子供のために、それも個人的な子供のために一生懸命頑張って、全体の学校のために頑張っているというのは本当に素晴らしいなと思っております。そういう気持ちを住民の方にもわかってもらえればいいのかと思っております。

それで今ゆとりの教育云々が騒がれています。そんな中で先日ある社会教育主事さんの講演がありまして、ちょっとお話を聞いてきたときにいろいろ議論になった点、疑問に思っていることがあります。例えば小学校でも中学校でも道徳の時間というのがあるのでしょうか。あるとすれば週何時間ぐらいなのかちょっとお聞かせ願えればと思っております。

志賀副委員長 歌野学校教育課長。

歌野学校教育課長 道徳の時間は週1時間でございます、年間35時間、これは最低線としてやっております。

志賀副委員長 菊地委員。

菊地委員 そういうふうに決まっていると。それはそれでいいんですが、聞くところによりますとその道徳の時間に限って自習が多いというふうに聞くんですね。そうすると何なのか。それが日本の教育をだめにした根本ではないかなと、こうその会議で言われましたので、塩竈市の学校ではそんなことはないと思いますけれども、確認をしていただければなと思っていま

す。それは後で確認して報告をいただきますので、委員長にお願いしておきますのでよろしく
お願いします。片方では道德教育ですよと言って、親を大事にしないでと言って自習時間だ
というのではちょっと寂しい思いがありますので、ぜひともお願いしたいと思います。

次に資料 10の71ページ、民生費についてです。

この中で一般質問とあと前の委員さんからも質問があったんですが、船形コロニーさんが浅
野知事さんの解体宣言がなされているいろいろ市長さんにもどうなるんですかと聞いていた議員さ
んがいました。それで私もやっぱり重要なことだなと。だれもが安心して住める塩竈を目指
すのであればやっぱり福祉の充実が1番でなかろうかなと思っております。市長のお話ではグ
ループホームとかそういう意味で県の指導を仰ぎながら進めてまいりたいというふうなお話が
ありました。では、それはそれでやっぱり市長の目指す住んでよかったな、住みたくなる町に
するためには塩竈市として受け入れ態勢が必要ではないかなと思っています。そんな中で財政
課長さんにお伺いしますが、今年度のこの予算の中でどの部分はその船形コロニーが解体して
入ってくるやつの準備としてあるのか。金額は幾らぐらいあるのかなと思うんですよ。財政課
として。

志賀副委員長 大浦健康福祉部次長。

大浦健康福祉部次長兼社会福祉事務所長 グループホーム等が必要だということは受け入れに
ついては施政方針の回答でも申し上げています。その中でグループホーム等につきましては、
10番の70ページに……済みません。72ページに障害者支援費制度事業費というのがござ
います。その中で知的障害者支援費制度事業3億2,000万ほど計上させていただいていま
す。当然グループホーム等で入られる方々には、この支援費制度の中で対応させていただき
たいと思っております。以上です。

志賀副委員長 菊地委員。

菊地委員 この金額で対応するので、例えば住みなれたこの塩竈でというとハードの部分のグ
ループホームの場所はどこなんですか。ないと思います。ですから私が言いたいのは、そうい
った今までの支援費制度をそれに充てるというのは流れからしてわかるんです。ただその受け
皿をしますよというふうな塩竈市としてグループホームの母体となるところをどこにお願いす
るのか。また例えば船形コロニーから帰ってくる方が、間違っていれば申しわけないけれど
50人ぐらいだというふうなお話だったと思うのですが、その50人の方が皆さん本当にグ
ループホームで対応できる方々なんですか。その辺をお知らせ願いたいんです。そうでないと、

授産施設に行ける方だったらいいんです。グループホームでみずから自立して努力してもらう方だったら本当に拍手を贈って応援したいなと思うのですが、そうでない方もいるのではないかなと思いますので、その辺の障害者の区分というか程度なんかを、もし人数、年齢だって、例えばバリバリ働ける人がいるのか。それとも逆に、聞きますと介護保険の方に移行するような方もおられるやに聞いていましたので、その辺の人数と年齢とあともし障害の区分なんかがある程度わかるのであればお知らせ願いたい。そして塩竈市としてその対応をどうするかというのをお示ししていただければ、本当に市長が目指す本当に塩竈に住んでよかったと言える生活になるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

志賀副委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 お答えいたします。施政方針に対する質問の際にもお答えしましたけれども、基本的には県のプロジェクトの実施プラン、17年から22年までの間でやっていくということでございます。この中でまず塩竈市での受け入れ態勢でございますが、基本的には住まいの場の確保、それから日常生活の場の確保ということになりますけれども、住まいの場の確保といたしましてはグループホームということになるかと思えます。グループホームにつきましては現在塩竈市では、まだ無認可ではございますけれども藤倉に1カ所設置してございます。これは市内の社会福祉法人の、何と言いますか、バックアップで立ち上がっている施設でございます。それから来年度17年度にもう一カ所塩竈市内で立ち上がる予定でございます。先ほど委員の方から50何名というお話がございましたけれども、船形コロニーそのものには塩竈市から7名の方が行ってございます。県内で50数名ということですが、これが段階的に年度的にどういうふうに地域におりてくるのか、まだ見えない状況でございます。そういう中で市といたしましては住まいの場の確保、それから日常活動の場の確保、これは授産施設であるとか厚生施設あるいは養護施設等が考えられますけれども、この3施設とも塩竈市では基本的には整っていると考えられますので、問題はやはり住まいの場の確保ということが1番重要になってくるかなというふうに思っております。以上でございます。

志賀副委員長 菊地委員。

菊地委員 よろしくどうぞ。宮城県全体では50数名、それで塩竈は7名だと。その7名の方、やっぱり基本的にその方々の生活しやすい状況下に努力をしていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

あと福祉関係でいうと、公民館さんに一つお願いがしてあったと思うのですが、玉川の公民

館が2階で催しがありますと高齢者の方または障害者の方で、なかなか公民館のホールと聞いただけで行きたいのは行きたいのだけれどもあの階段を考えるとよそうかなとそういうふうな感じの方がおられます。そんな意味でやっぱり公民館の役割として地域住民、市民の交流の場だと思うので、そういった昇降施設というんですか、エレベーターとかそういうものの考えは前たしか検討してまいりますというふうな答弁をいただいていたと思うのですが、その後どうなったのか。本当に住民のサービスのためのする気があるのかないのか。その辺ははっきりさせていただきたいなと思います。そうでないといろんな公民館を利用したいと思っても、場所が場所だけに集まりやすいんですよ。駅の近くで。だけれどもそのものがちょっと手を加えればもっともっと利用しやすいという宝の山を生かしきれていないのかなと思いますので、今後どうするのか。本当に高齢者や障害者のためにも使いやすい公民館にするのか、その辺の決意をお伺いしたいと思います。

志賀副委員長 渡辺生涯学習センター館長。

渡辺教育次長兼生涯学習センター館長 お答えします。前にも公民館のバリアフリーについてはご質問いただきました。公民館は昭和51年の建物ということもありましてかなり老朽化、さらに現代に合うようなバリアフリー化が十分になされているとは思っておりません。それでエレベーターの問題ですけれども一定程度予算もかかるということで、それ以外につきましても例えばトイレの洋式化の問題とかいろいろ課題がありました。それで一つ一つ解決していこうということでことしはとりあえず、今年度ですけれども洋式のトイレを1階、2階にそれぞれ4個ずつ設置させていただきました。エレベーターにつきましては一定程度大きな金額がかかりますので、財政当局とも一応担当としましては要望しておりますけれども、計画的に実施したいということで要望はしておりますが、全体の予算の問題もありますのでなかなか難しいのが現状です。ただ運用としまして公民館の大ホールで障害者の方々の集会、お集まりする機会がある場合は、できれば事前に言っていただきましてエスパの方のホールで開催することも一定程度運用の中で対応していきたいと考えております。現実に高齢者の大学を公民館で主催しておりますが、公民館でかつてはしていたものを今はエスパのホールで開催するような工夫もしておりますので、ぜひご協議いただければと思います。よろしく申し上げます。

志賀副委員長 菊地委員。

菊地委員 協議する前にそういう整備がされていれば皆さんが自由に使えるのではないかなと思いますので、財政当局に振られたみたいですがけれどもそんな意味で行政側は縦割りでこうな

っていると。本当にこの辺の財政の職員さんが1番重要なんですよね。ですから市長さんが目指している本当に住みたい町、住んでよかった町、本当に安全で安心して暮らせる塩竈にするためにやっぱり財政さんにもっと頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

あともう1点だけ聞いて終わりたいと思います。

資料 10の101ページ、委託費の中で今回の新規事業だと言うんですが、施設運転管理業務委託料というのがあります。委託料の中の項目の下から3行目ですか。これはどういう事業をするのか。そしてこの事業をすることによって今までの従来の職員さんがどうなるのか、その辺をご説明願います。

志賀副委員長 綿市民生活部次長。

綿市民生活部次長兼環境課長 この施設運転管理業務委託料は、清掃工場が今4班体制で4人ずつで四×四、十六名体制であります。日勤が3名で19名です。そのうち1班を委託していくという形でその予算を計上させていただいております。17年度はそれで清掃工場の1班分ですから4名削減していくということです。以上です。

志賀副委員長 菊地委員。

菊地委員 4名削減だと。それはそれでそういった判断で……いろんな業務委託があるので、委託してその後の職員さんはどうなるのかなというのだけが心配になりましたので聞きました。

あとその下に備品購入費というのがあるんですが、6,000万円。これは何なんですか。

志賀副委員長 綿市民生活部次長。

綿市民生活部次長兼環境課長 これは先ほどもご説明しましたが、中倉埋立処分場で破碎処理をしていきます。そのときに破碎機とそれから選別機、そういった三つの機械をその予算の範囲内で整備する予算です。

志賀副委員長 菊地委員。

菊地委員 備品費となっているからね。私は機械義務費とかというんだったらわかったんだけど、備品というと例えば事務用品の備品とかそういうふうな感じにしかとらえなかったものですから、車両だったら車両とか、なぜ備品なのかなとその辺の考え方がわからないんですよ。ですから機械用品とか、そういうふうな表現の仕方だと言われればそれまでなんですけれども、余りにも大きいかなと。総務費に備品費というのがたしか8万だかしか載っていなかったんですよ。それでここに来て備品費で6,000万円というから、何なのかなと。聞いては

わかっていたんですよ。破碎機等だというのは。でもやっぱり表現の仕方としてちょっともっと……せっかくなっているんだからわかるような説明というかそういうのをした方がいいのかなと思っています。そんな意味でこれから清掃工場、埋立処分場、大変な時代に入ってくると思っています。今後もなお一層引き締めまして市民のために頑張っていたきたいと思います。以上で終わります。

志賀副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 先ほど答弁しなかった部分についてお答えいたします。

ご指摘の件は北浜1丁目でありますいわゆる北浜第1区画土地区画整理事業に伴う残地の部分ですね。59年に事業者から市が仮換地指定通知を受けまして普通財産に切りかえてございます。その中に調べましたら大正年間からずっとその当該地に住み着いている方なわけでございます。それにつきまして当然普通財産でございますので有償による賃貸あるいは払い下げということで交渉してまいりましたが、残念ながら現在に至るまで整っていないという状況でございます。ただし委員ご指摘のとおり長期間放置するわけにはいきません。昨年の暮れにも価格を提示してございますが合意には至っておりません。したがって今後、現在お住まいになられている方については当然法的な手段等々も検討しながら結論を早期に導き出していきたいということです。以上です。

志賀副委員長 菊地委員。

菊地委員 今部長さんの方から法的なものと。やっぱりこの質問してから本当に大分なるんですよ。ですから、議会と当局の信頼関係で我々議員さん、委員さん、本当に市民の負託を受けて市民のために一生懸命頑張ろうと。市長は市長で市民のために一生懸命やろうと。お互いに思っているんですからこの辺のやりとりのあったことに関して、忙しいかもわからないんですが、でも市民のために事務手続き作業というのは速やかにできるものはしてもらわないと。ですからその近所の住民の方から、さっきも言ったけれども、駐車料金1万円を払っているんだと。片方は……でしようとなったら、やっぱり塩竈市は何をしているのかなという声がかかるのではないかなと心配したものですから。決して私も質問を投げたわけではないんですが、どうなっているのかなと。忘れたところに、オリンピックと同じぐらいに質問していたんですが、なかなかなかったというので。よろしく今後ともお願いいたします。終わります。

志賀副委員長 小野委員。

小野委員 私の方からも何点が質問させていただきます。

最初に議案第16号、既に伊勢委員が質問しておりますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の中で第2項の2「第1項中、災害派遣手当の次に武力攻撃災害等派遣手当を含むを加える」ということについて条例が提案されているわけですね。これは大変な条例なんですね。今回実はこの16号がなぜ出てきたのかということについて、おとといですか、回答では「地方自治法の一部の改正に伴って所要の改正を行う」ということで出されておったわけですが、もともとこの条例の背景には去年の6月に成立しました有事関連7法があると。その中の一つが国民保護法でありまして、その国民保護法には「武力攻撃等事態における国民の保護のための措置に関する法律」というのがありまして、地方自治法の一部改正ということで第3条に「地方自治法の一部を次のように改正する」ということで204条の第2項中に先ほど申し上げたような項目を加えるということを出されておって、そして地方自治法にも204条で災害派遣手当の後に括弧で「武力攻撃災害等派遣手当を含む」というのが出されているわけです。これは「または退職手当等を支給することはできる」ということで義務的規定ではないというふうにも受けとめているわけですが、これを今回この時点で提案されたというのはどういうことがあって提案したのでしょうか。その趣旨をお伺いしたいと思います。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長兼総務課長 今回の提案の大きい理由は、先ほどお話に出ました自治法の改正に基づくということでございます。自治法の中には地方公共団体の職員の給料手当等どういう費目があって何を根拠に支給するかというのが、この204条の方にうたっております。その中でも支給すべき手当等給料等についても、各自治体の条例で定めなければならないという内容でございますので、今回はその上位法令に伴う措置ということで条例提案させていただいております。

志賀副委員長 小野委員。

小野委員 そこでお伺いするんですが、自治法の改正があったので条例も改正するということが出されているわけですが、それでは武力攻撃災害等派遣手当、これは何を想定して考えたのでしょうか。実際にこの条例を改正するに当たって、自治法が変わったからただこうするんだという観点でやっているのか。その辺の考え方をお聞きしたいということです。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長兼総務課長 今回の見直し、その204条を見直しする大きい理由が、先ほど出ました武力攻撃等事態における国民保護法に基づくということでございます。当然災害等派

遣手当の下に改めて従来の災害等派遣手当と同じような意味を持つ、効力を持つ手当を支給する根拠法令ということでこの手当を含むということに定義されるわけでございます。その災害等派遣手当というのは市の職員が例えば……（「わかります。説明聞きましたから。前回の声あり）それで災害等派遣手当ということで、今回支給すべき根拠として一応定めるということでございますので、根本的な法律の問題については国の中で十分論議された中での法案施行ということでございますので、ご理解をいただければと思います。

志賀副委員長 小野委員。

小野委員 今ご答弁がありましたようにこの中身は大変な中身なんです。災害等派遣手当と同じようにこういう手当を含むというようなことで段取りをしたという趣旨はそうなんでしょうけれども、この中身は先ほど言いましたように去年の6月の時点で有事関連の7法案が自民党、公明党、民主党の賛成多数で強行されたと。その結果を受けてこういう事態が生まれているということです。今伊勢委員からも質問がありましたように、質疑の中でありましたように、宮城県はこの保護法を受けて関連3法案というのを提案しているわけですね。恐らく塩竈市もそういう点では来年あたり、それにちなんだ法案が出てくるのではないかとということも危惧されております。そういう点で私はこういう問題については条例でポンと出してくるということではなくて、やっぱり必要な論議ができるような状況をつくっていくべきではないかと。そういう意味では随時必要な担当の常任委員会等々のかかわりなんかもありますから、ぜひそういったことをお願いしておきたいというふうに思います。そういう点で今回のこの16号の議案というものについては私どもは賛成することはできないということを申し上げて、次の質疑に入りたいと思います。

それでは次に、先ほど来曾我委員の質問の中で検診関係の乳がん検診でマンモグラフィーの問題が取り上げられました。そこでお聞きしたいんですが、私も思い返せば議場に出て間もなく乳がん検診の問題を再三取り上げまして、そして実は古い話ですが、今の保健センターができた時点で、場所がなかったので初めて対ガン協会のバスに来ていただいて2年間そこで検診を実施し、その後は民間のお医者さんに、市立病院を含めてですが、お願いするという医療機関にお願いするという状態だったというふうに記憶しているわけです。それで最近はいろいろ進んできて先ほど資料の中でも出されていますが、今回検診の指針が変わったということを出されておりますね。マンモグラフィーと視触診の併用検診に変更されたことに伴い対象年齢を40歳以上、隔年として実施するということですね。ですから、そういう点では従来30

歳以上が乳がん検診というものを実施していたものが40歳からになるということによって心配していますのは、その10歳の開きの30歳代の人たちの方々の検診は一体どういうふうになるのかということが、今回は入らないわけですからそれが非常に心配だったというのもありましたし、そういう点でこの新しいマンモグラフィーと並行したような取り組みが行われる必要があったのではないかとということで質疑したと思いますので、それについてお答え願えればと思います。

志賀副委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回がん検診実施の指針改正によりまして対象年齢が40歳以上に変更となりました。これにつきましては、なぜ30歳以上の部分がはずれたのかということでございますが、これは死亡率減少効果がある検診を推進するという観点からがん検診実施についての指針が改正されておりますが、その中で40歳未満につきましては現在のところ住民検診として有効性がある検診方法が確立されていないということがございます。これはこれまで行われてまいりました視触診のみの検診では効果がないという国の報告に基づいての指針改正というふうに取り扱っております。今後いろいろなデータがそろってまいりますれば今後としては超音波等の手法も出てくるかとは思いますが、現在のところは有効性がある検診方法がないということで、今後私も保健センターといたしましても、乳がんにつきましては唯一自己検診のできるがんでございますので、自己検診の手法というものについて健康教育が非常に重要になってくるのかなというふうを考えております。しこり等の異常を感じた場合についてはやはり医療機関にいち早く、住民検診を待つことなく受けられるようなそういった部分での健康教育とかそういった部分について推進してまいりたいというふう考えております。以上でございます。

志賀副委員長 小野委員。

小野委員 そういう意味では今まで受けてきた検診の仕方では効率が悪いというのか効率がなという否定的な状況だろうと思うんですね。そういう点でこのマンモグラフィーという新しいレントゲン関係ですか、これができたことによって非常に精密にはなってきたということだと思えます。それはそれとして当然必要なことですから、ぜひそれはやっていく必要があるというふうに思っているんです。問題は、残念ながらまだまだ乳がんが亡くなっている方も多し、それからかかっている方が非常に多いんですね。そういう点でやっぱりいち早く早期発見をする上でも、その自己検診というのものもあるのかもしれませんが、ひとつ早く検診の仕

方、安心して検診が受けられるように、そして女性が安心して健康的な生活を送れるような状態をつくってほしいというふうに思うわけですが、そこで2年に1回という検診の仕方なんですけれども、新しいマンモグラフィーによる検診では2年でいいというふうに出ていると思うのですが、これも医学的にそういうことで発表になったんだらうとは思いますが、過日新聞を見ていましたら一度マンモグラフィーを受けた方がちょっと斑点のようなものがあるというのが気になったようなんですけれども、しかし今どうこうというわけではないというふうに言われて、何しろ隔年になっているものですから2年目で受けたと。そのときはもう既に遅くて、手術をしてその方は助かったようでもありますけれども、新聞記事によりますとね。そういうことですが、結果的にそれは本人の責任だと言えどもそれまでかもしれませんけれども、しかし2年に一遍だということによってそういう問題点も起きるのかなというふうにも思うんですね。その辺のところも含めて十分今後も検討していく必要があるのではないかとこのように思うのですが、これは厚生省の指針で大丈夫だということですか。その辺についてお聞きしておきたいと思います。

志賀副委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 お答えいたします。確かにマンモグラフィーを受けて経過観察ということになったというお話でございますけれども、その場合はできれば住民検診ということを持たずにやはり経過観察ですので定期的にお医者様の方に行かれて観察していくということが、そういった意味での事後指導、そういった意味での健康教育が私どもに課された課題なのかなというふうに考えております。

志賀副委員長 小野委員。

小野委員 ぜひ充実した検診をさらに望んでいきたいということをお願いしたいというふうに思います。

それでは次に教育委員会関係で、学校の補修関係についてお聞きしておきたいというふうに思います。資料 16の7ページに平成17年度市内の小中学校修繕箇所調べというのを差し出させていただきました。私はここで実は前に、去年の6月議会に杉の入小学校のトイレの改修の問題について実情を訴えさせていただきました。市長さんの方から夏休み期間には、おかげさまで下水道はきちんと整備されました。2階のトイレを改修するというお話を承ったわけですが、諸事情があってそれができませんでした。それでそういうふうになっているうちに今度は杉小の体育館の壁が落ちてくると言いますか、そういう状況があってこれまた急に整備をしなければ

ならないということになりました。そういう点で今の設備費関係が、学校の補修関係ですね、小学校が2,630万、中学校が1,505万8,000というふうなことで、この中で出されていた資料の7ページの分野を全部やろうとしているのかどうか。最初そのことをお聞きしたいと思います。

志賀副委員長 伊賀教育次長。

伊賀教育次長兼総務課長 それでは私の方からお答えさせていただきます。

まず杉の入小学校という固有名詞が出ましたが、教育委員会といたしましては枠配分の予算でありましたので教育費全体費の中で最も必要な事業と、それから最小限でもできる事業とに一応振り分けある程度整理を行ってきたところであります。したがって、修繕・補修等工事等につきましては当然ながら小中学校からの要望をお聞きし、優先順位をつけて行っているところであります。まず第1に、前にも申し上げましたが児童生徒の生命の安全確保にかかわるもの、あるいは次に学校運営管理にかかわるライフライン、そして環境整備という順に予算に配慮しているところでございます。

そして今回この資料の確認でございますが、小学校の場合ですと23件補修があります。それに係る経費といたしまして1,040万円を計上しているところでございます。中学校につきましては補修箇所と修繕箇所といたしましては15カ所、これは690万円という形で計上させていただいております。合わせまして補修工事、これは全体の管理費になるわけなんです、小学校の補修工事については2,630万、中学校につきましては1,505万8,000円を計上させていただいております。全体的には昨年度と比較いたしまして小学校110万円の減額となりますが、ことしの予算では3%マイナスとなっております。中学校につきましては小学校と違って比較的施設が新しいものですから今回500万円を全体的に減額いたしまして、前年度と比較しますと約11%マイナスになっておりますが、そういったような事情から今回予算を組ませていただいております。一応その予算の範囲内でこの箇所を全部補修あるいは工事の施工をしまいたいというふうに考えております。

志賀副委員長 小野委員。

小野委員 前の時点で去年の決算のときにも資料をいただいて、小学校、中学校のそれぞれの施設改修5カ年計画というのをわざわざ教育委員会で立てたんですね。それがなかなか実っていない。今回出されている資料の中でも予算を減額して使わざるを得ないというのが出ているわけです。しかもさっきも言いましたように潮風の強いような杉の入小学校や二中などでは思

いもしなかったような状況がやっぱり出てくると。擁壁がだめになるとか、そういうことで新たに負担がふえてくるという部分もあるわけです。そういう中で子供たちにとって必要な環境を整えてやるという、私は何度も杉小のトイレの問題を出しますけれども、そういう点で今どき中に入るのに押して入るんですよ。小学校の子供たちはだんだん体が大きくなっていくからとても身動きができないという状態だということも、この間改めてまたお伺いしてお聞きしました。まさにそういう点ではトイレの改修は一般的な補修事業と考えるとだめなんです。なぜなら三小とか二中そして玉中と大規模改修をやってきました。これが一番いい方法だったわけですよ。だからこれができないとしたら、ではどういう方法でやればいいのかということを考えなくてはならないんです。文部科学省では、去年も私は言いました。これはかつて浅野議員も言ったことがありましたけれども、400万から補助がつくようになっているんですよ。従来2,000万のやつを400万からつけられるようになったわけです。ですからやっぱりトイレの改修については、今回玉川小学校の改修が入っているようでありますけれども、やっぱり自分たちが使うような気分で対処してほしいと思うんです。子供たちが使っているから、それは子供が物言わないからと思ったら大間違いです。そののところについて別枠で考える、そういう考えはないのかどうか、見解をお聞きしておきたいというふうに思います。

志賀副委員長 伊賀教育次長。

伊賀教育次長兼総務課長 今回教育委員会といたしましても玉川小学校あるいは第三小学校の耐震補強関係の工事をしなければならないと。やはり市長がおっしゃっているとおり選択と集中、その考え方も必要となってくるのではないかとこのように考えております。私どもといたしましては基本的に、先ほど議員がお示した5カ年計画の見直しを必要に応じてというふうに行いまして、学校運営に支障がないように修繕工事に努力しているところでございます。なお、例えば16年度ですか、玉川小学校の校舎の壁がやはり若干でございましたけれども崩落があったと。そういったところに臨時的に出る経費もございます。ですから計画は計画であって、あくまでも子供たちの命を大事にするということを考えればその危険箇所を最優先にさせていただきたいというのが我々の考えでございます。以上でございます。

志賀副委員長 小野委員。

小野委員 恐らくそういう壁が落ちてくるというような状況、玉川小学校でもそうだったと思うんですが古くなってきて、あるいは地震が再三起きている中で出てきているというのがあるかもしれません。ですからそういう点ではそういう大きな分野のものについては災害の何かで

考えられないかとか、そういうことも全市を挙げて考える必要があると思うんです。そして何
度も言うようですが、教育委員会に幾ら言っても教育委員会ではそれしか答弁できないんです。
金がないですからね。そう言われてしまいますから。だからそこで市長にお伺いするんです。
やっぱり教育という子供たちのこの環境を守る上で、教育予算も同じように削っていくという
ことではなくて、必要な分についてはきちんと出すと言っているわけですからそういう点で、
例えばトイレなんかも、何度も言うようですけれどもやっぱり思い切った考え方を変えてやら
ないとだめだというふうに思うんですね。そういう点を含めてどういうふうに今後この問題に
ついて対応しようとしているか、お伺いをしたいと思います。

志賀副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 学校の環境整備についてお答えをさせていただきます。

今次長がご答弁させていただきましたように、我々は学校の安全性確保といったようなこと
が喫緊の課題ではないかと考えております。特に本当に小中学生のお子さんたちが学校の中で
安心してということが我々に課された最大の課題ではないかということでは、耐震強化といっ
たようなことをまず喫緊の課題であるというふうに議会の答弁でも申し上げてまいりましたし、
今後できるだけ早く小中学生の方々が学校で安心して勉強できる環境づくりといったような
ものに取り組んでまいりたいと思っておりますし、今議員の方からご質問いただきました案件
につきましても、一つ一つが学校の教育環境整備にとって必要だというふうには我々理解いた
しておりますし、いろいろご提言いただいておりますこと何一ついらないものはないわけであ
ります。ただ残念ながらそういった中で、我々に与えられた予算環境の中で何を優先すべきか
という選択をせざるを得ないというような関係につきましても、議員の方にもよろしくご理解
いただきたいと思います。なお、学校教育環境整備につきましても私どももできる限り
の努力をさせていただきたいと思っておりますし、知恵を絞ってまいりたいと考えております。
以上でございます。

志賀副委員長 小野委員。

小野委員 この問題での最後ですが、6月議会で市長は「公共下水道の切りかえを行うことに
しております」と。これは直りました。「児童生徒の勉学に支障がない夏休み期間を選んで2
階のトイレ便器の交換でありますとか床の改良工事を実施してまいりたいと考えております」
と答弁なさったんですね。ですから私も胸を張って学校にもお伝えし、地域住民の方にもお伝
えしました。しかし、この分野については何ら手がつけられていない。教育委員会でも胸を痛

めて何とかいろいろ手をつけようとしているようでありますけれども、そういう実態なんです。やはり諸事情があってできないのはわかるんですよ。であれば次のときにどうするかと考えなくてはならない。ところがほかのところが出てきてしまったからそれができない。これではいつまでたってもできないのではないかというふうに思いますので、そのところをひとつきちんと対応していただきたいというふうに思います。

時間の関係上、次は土木関係で越の浦春日線に入りたいと思います。

10の129ページに地方道整備事業で越の浦春日線8,031万2,000円というのが、8,000万ですね、計上されております。やっとここまで来ました。まさに長い間、財政が大変かかっていた問題でありますけれども、今回は、8,000万のうち半分が市の持ち分ということになって国から半分くるということであります。いよいよもってこの事業が今年度で閉鎖するわけですね。そうなりますといよいよ残りの2キロ区間の整備が近々の課題になってきます。そういう意味では資料を提供していただきましたが、資料16の9ページです。私がここで申し上げたいのは、国の方では……いや県の方ではこの道路整備に当たっては残された区間の1.38キロメートル、1,380メートルを後期事業として

18年から22年までやると。そして今おかげさまで暫定的に道路拡幅工事をしていただいています。そこを含めた600メートルの区間は23年以降の着手路線となるということが依然として出ているんですね。私はそこでなぜそういうことになっているのかという点でいろいろ、時間もないですからお聞きしていたところ、要するに地方道整備とやるのとそれから都市計画でやるのとでの違いですね。それで都市計画でやる分野は地域の民間の開発を含めて、600メートルの区間はその地域の民間の開発でやってもらうということを含めた、それを拝見しながら都市計画の方で進めたいと。したがってその計画の見通しが全然ないわけですね。ですから23年度以降なんていうことで、この路線はしおりトンネルからつながって行って初めて45号線だって生きてくるんでしょう。45号線から来てまた途中で切れて、また今度からしおりトンネルからというのでは、この道路は生きてこないわけですよ。それで地元の人たちとのいろいろ話をしました。地域の開発はなかなか開発業者は前に見通しがあったような話をしていたところでも今はないということでもあります。したがって皆さん方は地方道整備で一気に18年から入ってほしいという要望が強く出されております。その趣旨を酌んでいただいて県の方に積極的に、これは地方道整備で一気に整備をしてもらうように働きかけていただきたいというふうに思うわけですが、どういうふうにお考えになっているのかお聞きしたい。当然18

年度の県道認定、来年になれば県道認定に間違いなくなるような手だてもそろそろ取っているんだらうというふうに思いますが、それらを含めてお答え願いたいと思います。

志賀副委員長 橋元都市計画課長。

橋元都市計画課長 それではまず越の浦春日線の600メートル区間の予定期間が明記されていないということですが、これまで私たちもこの宮城県の土木推進計画の中で協議させていただいた経過がございます。初めにこの1,380メートル区間、県道整備でする事業区間ですが、これは議員ご承知のとおり5カ年やそこらで完了する事業ではないということは、これは非常に大規模な工事ということをご理解いただけたと思います。そういう区間の期間の中でこの都市計画区間も着手していただけるということでの要望を私の方はしております。したがって完成する時点におきましては、1,980メートルの施工区間についてはおおよそ同時期になるのではないかとというような要望を私たちの方では出してありますし、それらのニュアンス的な回答を受けているということがございます。

もう一つには県道整備事業で一気にとということですが、やはりこの都市計画事業、県道整備事業につきましては、これはD I D地区とD I D地区外とのやはり各同じ国の地方整備局の中でも補助の対象地域が違っております。そういう部分では今のところちょっと難しいということで、これは同じ県の事業の中で進めていただくということで、私たちとしては最後には一括して完成を見たいという考えを持ってあります。

それから県との協議はどのようになっているのかということですが、これまでは本課、要するに県の本庁と話しておったわけですが、昨年の10月より地元の出先機関でございます仙台東土木と実務的な協議に入っているということをご報告してまいりたいと思います。以上でございます。

志賀副委員長 小野委員。

小野委員 今の話ですと、地方道整備は18年度から22年度までの間に事業着手することなんです。22年になるかもしれないと、極端な話はね。そういうふうな話なんだらうというふうに思うんです。そういう意味では市民様に待っているのは、当局もそうだと思いますが、18年から早く県道にして着手してほしいということなんです。それは市長としては実際いろいろ手がけてきた関係上、今は部署が違いますからあれですが、18年の事業認可をとれば、即そういう整備に入れるものかどうかということをお聞きしておきたい。それから先ほど課長が、後期の600メートルの区間は23年度以降の同時着手だというよう

な話をしていますけれども、ここでは23年度以降での着手路線だというふうに出ているんですね。要は続きを、今まで塩竈市がやってきた続きをやるというのが当然のことだと思うんです。だからそういう整備をやってほしいということです。先ほども言いましたが、今暫定整備をおかげさまでやっていただいております。しかしそうはいつでもいつまでもそのままがいいというわけではありませんから、その辺を踏まえてお聞きしたいということです。

志賀副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 お答えいたします。越の浦春日線につきましては、私どもも再三県の方に早期着工ということについてお願いに上がっているつもりでありますし、私もかつて自分がこういう道路整備を担当いたしましたもので、その当時の考え方等につきましても県の方にただしながら早期に着工というようなお願いをさせていただいております。

理由はただ一つであります。この路線は45号とそれから三陸自動車道を直接連結する路線であります。例えば45号沿いに今後地震等があつて45号線が通れなくなったというときに、その代替えの役割を果たすのは仙台松島線であり三陸縦貫自動車道であろうというふうに考えております。そういったことでこの地域がより緊密な連携を図りながら災害等の対応を相互支援という形で続けていくためにも大変重要な路線であります。またこの絵でござんいただいてもおわかりのとおり、塩釜魚市場から発生する貨物をやはりこの道路に載せていち早く高速交通体系に載せるというようなことが、今後水産業界の活性化にとって大変大きな役割を果たすのであろうというふうに考えております。私といたしましても全力をもって、この路線ができるだけ早く着工されるようにあらゆる機会をとらえましてお願いをしていきたいと思っておりますし、本市がこの交流ふれあいトンネルと言いますか、越の浦春日線に着工したときのいろいろいきさつがあるはずであります。私も胸の中に一つ一つ入っておりますが、そういったことに塩竈市が誠意を持って取り組んできたということについても県にはぜひご理解をいただきながら、塩竈市の置かれた環境を理解いただきたいということでなお今後一層頑張つてまいりたいと思っておりますので、議会の皆様方にもよろしくお願いを申し上げているところでございます。

志賀副委員長 小野委員。

小野委員 ひとつぜひよろしくお願ひしたいと思います。

時間の関係で1点、水路の問題で、今回河川敷が科目設定だけしているんですね。これは3年間科目設定をしているという状況です。例えば吉津の庚塚水路、その青葉ヶ丘に通り抜け

るところがいつも狭くてあそここのところを早く改修してほしいということが前から再三言われているのだけれども、なかなか整備ができないでいるという状態があります。水路整備について従来は少なくとも2年に一遍は組んでいたはずなんです。その前は5、000万ずつ組んでその後は4、000万になって、それから隔年度というふうになったわけですがけれども、それが3カ年間組まれぬ。この事態をどういうふうになっているのかお聞きしたいというふうに思います。

それから大変資料を出してもらっていて触れられないのが残念なんですけれども、一言だけ。

16の6ページに平成9年度から16年度まで市税決算額の推移表を出していただきました。まさに1番市税が上がっていた平成9年のときの77億の時期と16年度の決算見込みの時期13億もダウンする。実際17億ですか、17億もダウンするという状況で、しかもいろいろ人口も出ています。人口は2、675人も減っているとか。あるいは大変なのが課税の客体数が減っているということですね。これは税金を納めたくても納められるような状態になっていないという人たちが減っている。それからもう一つは、法人税が事業者数はそのままだけれども法人税も相当減っていますね。結局塩竈のおかれている市民の生活実態の大変さというのがここにあらわれていると思います。特にことし減税額が半額になりました。そのことによって、税務課長さん、時間があつたら答えてほしいんですが、そのことによって例えば今まで非課税だったのが課税になってしまう。そのことによって国保税やあるいは介護保険料や市民生活、住宅関係もそうです。市民生活のかかわりの分が今まで非課税で対応できたのが課税になったことによっていろいろ負担増がふえてくる。こういうような実態がこの表の中に出ているわけです。そういう点で非常に塩竈市民の置かれている実態というのは大変痛いところに来ているというふうに思います。そういうことを踏まえてやはり市民の福祉や本当に市民が安心して暮らせるような状態をどうつくっていくかということが大きな課題だろうと思います。そのことを申し上げて、私の質問を終えます。回答する時間がありましたらお願いします。

志賀副委員長 金子土木課長。

金子土木課長 それでは私の方から河川の部分について短い答えになるかと思いますが、させていただきます。

まず一つは河川の整備事業費、科目設定だけということでございますが、なかなか単独事業の投入が難しいということで起債等々も勉強させていただいているところなんです、まだそちらの方が不十分な段階であるということが一つあります。なお、維持管理につきましては橋

梁の方の維持管理費の中で最大限やっていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

志賀副委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 私からも二、三質問させていただきます。

今年度の予算を見ますと180億8,920万、本当に大変厳しい予算でございます。そんな中。市長を初め職員の方々が本当にご苦労されて組まれた予算だと思いますが、各委員からはいろんなご質問があったようです。その中でこの180億、この予算も組まれておるんですが、このお金も大変大切だと思います。収入役さんも何かしゃべりたいようなので、この4月ペイオフ全面解禁に備え金融機関が破綻したと。金融機関より塩竈が破綻するかもしれませんが、そんなとき預金とか借入金を相殺できるよう契約確認とか変更しておるものかどうか、ちょっとその辺をお尋ねいたします。

志賀副委員長 大友会計課長。

大友会計課長 お答えいたします。本市のペイオフの対応策としまして公金の安全それから保全等を考慮の上、条例それから要綱などを定めているところでございます。

志賀副委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 現在二、三日前の新聞なんですが、政令指定都市では約100%がそんなことで金利のかからないところとかいろんな分散して処理してあるようですが、市区町村について今のところ大体49%、半分くらいがまだそういうことに処理していないというふうに乗っておったんですが、その辺で塩竈市としては一つの金融機関なものかどうか、もし差し支えなければちょっとお尋ねしたいと思います。

志賀副委員長 田中収入役

田中収入役 私からお答えいたします。今お話のとおりこの4月からペイオフ全面解禁になるわけです。私ども公金という形で市民の税金も含めましてお預かりしております。そんな中ですべて名寄せされまして元本1,000万とその利子の部分しか保護されないというのが4月以降の問題になります。全庁挙げてこれらの対応につきまして検討し、一定の組織も助役を中心につくっておりますし、4月からの対応として今お話にありましたとおり決算用の預金という形で保護される部分もあります。さらには借金の分が相殺されるという制度もありますので、いろんな内容を駆使し公金の保全に努めてまいりたいということで考えております。さらには自然災害のように物は壊れないんですけれども、仮に銀行が破綻するという事態になれば地域

としても大問題ですので、17年度いっぱいをかけまして金融機関破綻時の対応マニュアルという形のものをつくりながら、地域的な対応も市として十分にしていってまいりたいというふうに考えておりますので、なおよろしくご理解いただきたいと思います。以上でございます。

志賀副委員長 伊藤栄一委員。

伊藤（栄）委員 それを聞いて安心しましたので、本当に大事なお金ですから当局もいろいろご苦労されておることだと思います。

さて、今回の一般質問も災害とか自主防災ということで大変いろいろ各委員から質問されておりました。その中で資料10の21ページになるんですが、木造住宅の耐震診断助成事業という項目が載っているんですが、皆さん方の耐震診断するのに幾らかかるのかという部分で、補助があるものかどうかということをお聞きに来られることがあるものですから、ちょっとご当局でこの辺の内容についてご説明いただきたいと思います。

志賀副委員長 佐々木建設部次長。

佐々木建設部次長兼建築課長 震災対策事業の内容で助成等の内訳ということでご質問でございますけれども、まず前段にご説明させていただきますけれども、16年度までやっておりましたいわゆる木造住宅の震災対策事業のメニューと17年度のメニューが一部変わってございます。その理由は、一つにはこれまで行ってきました国の木造住宅に対する震災対策事業の補助メニューが原則廃止になりまして、新たに17年度からの補助のメニューといたしまして住宅外の建築物の耐震化事業とか、それから住宅の耐震改修工事助成事業に対する補助金が統合されまして、いわゆる統合補助金といたしまして住宅建築物耐震改修等事業補助金として新たな仕組みがなされました。そのことによりましてまずメニューが変わるということと、それからこれまでの阪神淡路とかも踏まえた震災の事例、それから調査研究の検討結果も反映されて一部診断方法のマニュアルが見直しをされたということ。それからもう1点が診断希望をなされる方々の費用の負担の軽減を図りたいという三つの内容で17年度から見直しがなされるということで、具体的には16年度でまず最初に木造住宅の耐震診断士派遣事業ということで、これは費用が1軒当たり3万円で市民の皆さんには3,000円のご負担をお願いしてきたと。それからこの診断士派遣事業を受けまして、今度は2段目に精密診断と改修計画の策定ということでもう一遍診断士を派遣して現況を調査するという内容で、これも費用負担が1万7,500円以上のうちの一般市民の方には1万7,500円以上をご負担をお願いしてきたということなんです、これら二つの事業を17年度は木造住宅診断助成事業という形で、

費用的には今検討されておりますが1軒当たり16万8,000円、そのうち市民の方には8,000円の負担をしていただくと。16万円は国県市と三者で負担をしていくという内容に大きく変わったわけでございます。これが大きく変わった内容でございます。

それからあともう1点の改修工事等の助成事業、これは事業費の限度の90万円でその3分の1の30万円を助成するという内容についてはこれは16年度同様17年度も継続して行います。それからもう一つの柱であります危険なブロック塀等の除却事業とそれから新たに設置します生け垣、塀等の設置事業につきましてはこれは16年度同様17年度も継続して助成をさせていただくという内容でございます。以上でございます。

志賀副委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 ありがとうございます。これは16万8,000円のうち個人が8,000円とお伺いしたんですが、あと木造ではなくコンクリートの方は2階、3階建てのコンクリートの場合はどんなふうになっているのでしょうか。

志賀副委員長 佐々木建設部次長。

佐々木建設部次長兼建築課長 現在の事業メニューの中では、あくまでも木造の戸建ての住宅というものが対象で、それ以外は対象になってございませんのでよろしくお伺いしたいと思います。

志賀副委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 わかりました。それから先ほど小野委員から越の浦春日線でご質問がありましたが、私もちょっと質問させていただきたいと思います。

10の127ページ、しおりふれあいトンネルの管理費なんです、1,566万。この管理費が塩竈だけで負担するのか、利府も入っておるものか、ちょっとお伺いします。

志賀副委員長 金子土木課長。

金子土木課長 利府と塩竈で負担するというので、負担割合につきましては延長割ということになっていまして、塩竈市が53%、利府が47%ということになってございます。以上です。

志賀副委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 負担割合はわかりました。それとあと先ほどの小野委員ともダブるようにもなると思うんですが、23年から着工というふうなこともお聞きしたんですけれども、まず最初にその18年からということは我々議員としてはみんな予定しておったわけでございますが、

地方の財政関係いろいろありまして、まず着工期間が5年ほど延ばされて18年から22年というふうにお聞きしております。さらには街路事業である一部をやるというふうな話で、これも小野委員からの質問の中でもなかなか地元は決まらないというふうな話もあるんですが、あのような大工事の計画は少なくとも10年くらい向こうに到達するまでかかると思います。そうすれば、あるいは45号線、越の浦の方、向こうからもし取りかかれるのであれば向こうから取りかかってもいいのではないかと。ということはあそこには仙石線、それから東北本線、ダブルの立体交差があります。その辺を見ますと必ずしもこちらからやらなくてはならないということでもないし、もしいろいろの今までの経過もあるでしょうけれども、市長さんのひとつご意見として45号線の方からできるだけかかってほしいというふうな県当局の方へアピールできないものかどうか。どうしても今の交流ふれあいトンネルの方でなければいけないというような何かわけがあるものかどうか、その辺をちょっとお伺いします。

志賀副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 初めに確認なんです、18年度から22年度までの間というのは、実は土木行政推進計画の後期という期間が22年度までになっておりますので、土木行政推進計画の後期までの間のどの年次から着工いたしますということでここで18から22と書いたのだと思います。それで18年度からということについても何度も繰り返しておりますが、17年度補助金受け入れ後に県道編入すると。県道に編入なって初めて県が乗り込む要件が整備されるということで、残念ながら18年度以降でない到着工できないということでもあります。それから恐らくはこの道路は高架橋になるのだと思っております。というのは国道45号の上をまずはまたぎます。それから仙石線、東北本線も上を越えて行くわけでありまして、ここに書いております1,380メートルという後期事業区間全体が恐らくは高架橋というような形になるというふうに思っておりますが、そういうことであれば議員の方からご質問のようにどこから手をつけてもよろしいのかと思っておりますが、県の立場からしますとできるだけ短期間に集中して一定の効果上がるようにということであるかと思っております。具体的には一部手をつけたところが暫定供用開始をされながら、越の浦春日線全体としての利活用が図れるような場所がどこかというところになってくるのかと思っておりますが、その辺につきましては今私、ここからだというふうな申し上げ方ができるような基礎知識がございませんので、その辺もひっくるめまして県の方にはできるだけ早くまず形を見せてほしいと。塩竈市民は首を長くしてこの路線が全線開通することを心待ちしているということ、あらゆる機会をとらえて県の方に要請活動を行

ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

志賀副委員長 伊藤栄一委員。

伊藤(栄)委員 わかりました。ちょっと話が戻るようになりますが、やはりあそこの路線は今のところこちらの吉津側から行っても、途中経過したから一部供用というわけにはいく場所がないと思うんですね。そんな関係で現地を見て私もいろいろと全部把握しておるわけではないんですが、あと先ほどの小野委員のように地元の街路事業もなかなか決まらないということであればそれだけの時間稼ぎというわけではないんですが、やっぱり45号線から来ますよと。向こうから仕事が始まっていますよと。早くやるのかやらないのか決定しなさいという叱咤激励にもなるのではないかと思いますので、ぜひひとつ45号線からでも早期発注で着手できるようにご当局のご配慮をいただきたいと、かように思って私の質問を終わります。

志賀副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 私の方からも質疑したいと思います。

まず37ページの文書管理事務1,931万2,000円の内訳、仕事の内容どういったものか教えていただけないでしょうか。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長兼総務課長 文書管理費の内訳でございますが、ここには旅費から負担金までの内容がございます。まずそれ以外に例規は今現在データベース化されておりますので、その書きかえ等含めた委託料等がこの中に含まれております。

志賀副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。ありがとうございました。

そこでお聞きしたいのは、今情報公開制度が4月1日から法律で定められて個人情報保護法とかが相当厳しくなっておりますので、その中でもいわゆる文書の管理と言うんでしょうか、そういった管理の指示決定は総務課で行うんでしょうか。各担当課部がいろいろありますよね。いろんな字句とか文章とかの管理、そういった一切の文書の管理はだれが責任を持ってやるんでしょうか。

志賀副委員長 阿部総務部次長。

阿部総務部次長兼総務課長 保存文書のそれぞれ年限がございまして、1年間の短期で廃棄処分になるような雑件、庶務関係のつづり、あと重要な部分については永年保存ということで、本庁の地下に書庫がございましてそこに保管されてございます。当然毎年さまざまな書類の出

入りがございますので、総務課を中心に各課の方に連絡、伝達しながらその取り扱いをしているところでございます。

志賀副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。その管理の中でよく一般企業なんかでお話を聞くんですけども、そういった箇所から情報が漏れているのではないかなというような指摘もありますので、その辺の管理については本市としては絶対大丈夫だと言えるんでしょうか。

志賀副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 お答えします。まず住民票につきましては過日ご質問がありましたとおり、それぞれパスワードを持ちましてセキュリティに努めてございます。それから市でつくったいわゆる一般文書につきましては先ほど次長が答弁したとおりでございますが、今委員がご指摘されているいわゆる情報漏れ等につきましては、これは厳に管理に努めているわけですが、そういった事実があれば当然これは関係法令に照らし合わせて処分の対象になるということでございます。以上です。

志賀副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。徹底してその辺は管理をお願いしたいと思います。

それでもう1点お聞きしたいのは字句の管理なんですけれども、実は障害者の方からお話しされたんですけども、障害の「害」という字、これは先進地域ではひらがなに変わったと。例えば協議委員会の障害児童とか、あるいは福祉事務所の障害関係の文書とか字句とかというのがありますね。これは「害」という字が非常に妨げると。あるいはいい意味ではとられていないということで字句に関して、例えば近隣では仙台市がもう既に障害の「害」という字が漢字からひらがなに直されたというふうに聞いておりますので、本市としてもそういった気配り、心配りというのが大事でないのかなと思いますので、いかがでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

志賀副委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 お答えいたします。障害者のいわゆる障害の「害」の字、現在「公害」の「害」の字を使用してございますけれども、私どもが調べたところによりますと、もともとこの「害」の字ではなくて、いわゆる電気の配線なんかに使います「碍子」の「碍」の字を使っておったというふうに聞いてございます。この「碍」の字は「妨げる」とか「隔てる」とか、あるいは「支える」とかという意味らしゅうございまして、現在の「害」の字とは若干意味合

いが違っているということでございます。これを他の自治体等では「害」の字を漢字ではなくてひらがなの「がい」に直してお使いになっていらっしゃる自治体もございます。私どもとしましては現在基本的には厚生労働省でもいわゆる漢字の「害」を使っておられますので、現行で使っていく分には差し支えはないのかなと思っておりますけれども、いずれにしろ他の自治体の事例等もいろいろ調査いたしまして、今後の検討の課題にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

志賀副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 よろしくお願ひします。というのは私ども会派で各福祉の先進地域といわれるところを回るんですけれども、ほとんどひらがなに直っています。そういった意味でもうちは直すべきだなと思ひますので、よろしくお願ひします。

次に壱番館周辺とそれから壱番館の環境の整備についてお聞きしたいと思ひます。

まず45号沿いの壱番館沿いの歩道なんですけれども、これは強化のれんがで張ってあるんですけれども、それから北側の県道沿いの歩道、これも同じように施工されてあるんですけれども、これは例えば除雪の際とかあるいは軟化の関係上相当欠けているんですね。がたがたになっていて万が一転ぶと、鋭利に欠けているものですから非常に危険な状況になっているのが数カ所というよりも相当の数があります。そういった点でこの辺の対処の仕方と言うか、対応の仕方と言うか、考えているんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

志賀副委員長 金子土木課長。

金子土木課長 ちょっと現場の方を確認しないままにお話しして大変恐縮なんですけど、多分歩道板の話かと思ひます。歩道板の方はあそこは残念ながら市の管理にはなっていませんが、そうはいつでも市民の方が通るわけでございますので現場の方を確認させていただいて、それぞれ担当の機関の方に早急にご連絡し補修させていただきます。以上でございます。

志賀副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 ありがとうございます。ぜひ早急な対応策をお願ひしたいと。これはうちの町内会長も危ないなということをして言っていました。それから北側は非常に凍って滑りやすく万が一手がいったとき完全に切れるというような状況でございますので、よろしくお願ひします。

それからそれに関連して、あその歩道は駐輪の関係がございまして。前にお話ししていわゆる駐輪禁止ですよという看板も張ってあるんですけれども、子供さんは言うことを聞くんですけれども大人が置くと。私も注意するんですけれども「ちょっとだけ。銀行に行ってくるだけ

だから」というような状況で置かれると。残念ながらちょっとだけではないんですね。

あわせて今回の産業建設の委員会、協議会の中で、いわゆる海岸どおりのトイレ、本当に二十数年間の懸案でこのたび新しくしていただけるということで、本当にありがとうございました。町内会こそ喜んでおりますし、だけれどももう一つは完成するまでちょっと期間が長いものですから、子供たちの駐輪、春休み、夏休み、この辺の問題はないんだろうかというご質問がありまして、早速きょう話す機会がありましたらお聞きしたいというふうに言ってきましたので、ぜひその辺大丈夫か大丈夫でないかだけ教えていただけないでしょうか。

志賀副委員長 金子土木課長。

金子土木課長 ちょっと的外れかもしれませんが、うちの方でもあそこはトイレの工事にあわせて道路の工事もしますので、その際にはいろいろ配慮しながら取り組んでいきたいというように考えております。多分トイレの工事の方も同じような取り扱いになろうかと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

志賀副委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 現在設計委託中のところなんですけれども、今煩雑に自転車とかが止まっておりますけれども、新しく大体55台ラック付きの整理整頓できやすいラックを予定しております。これはあくまでも予定なんで、どちらからも、北浜沢乙線側からも闇市側からも入れるような形で考えておりますので、環境的にはすごくきれいになるんだと思います。以上です。

志賀副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 ありがとうございます。私はそこで駐輪の関係で心配しているのは、子供さんがしょっちゅう来るんですよ。置くときに置くのはいいんですけれども、乱雑に置かれるものから通れないんですね。子供さんの力で。特に女の子。自転車が重なってしまうと通れないということがありましたので、その辺の配慮の方もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

あわせて今度壱番館のバス通り側についてちょっとお聞きします。

壱番館ができて、それからうちの福祉関係の事務所が2階に行ったときに私が質問したんですけれども、いわゆる車いすで来られる方はどこから入ったらいいんだかというふうにお聞きしました。国道側から、例えば車で来たときにおりても入れられません。車を止めるのであれば歩道の上に止めて車いすで通るほかないと。あるいはバス通り側に行ったら階段を使っていると。こういうような状況で4年、5年たってもまだそれの手当てがないと。こういうように私は言いたいんですけれども、その辺はどういうような状況において今後どうされるのか、ちょ

っとお聞きしたいと思います。

志賀副委員長 佐藤市民交流センター館長。

佐藤市民交流センター館長 壱番館管理運営委員会の建物敷地内になりますので、前段私も昨年4月に移動した中でその辺の状況を確認しております。ただお話を聞きますと、一応北側の入り口の部分になりますけれども階段部分と市道部分のスペースがほとんどない状況なものですから、その辺構造的な問題として残っているというふうなことを聞いております。若干時間がかかっていますが、ただいまお話をいただきました関係で建設関係の担当者の方とその辺確認をさせていただく中で今後対応を考えていきたいと思いますので、よろしく時間のほどをちょうだいしたいと思います。

志賀副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 私はなぜ言ったかと言うと、議員になって2期目のときの最初の方の決算委員会の中でこのお話をしました。というのは、車いすで来た人が上がれなくなっていると。太い前後が同じタイヤであれば上がれるんですけども、そういうような状況で非常に厳しいなど。どこに行くんですかと聞いたら、図書館に行くんですと。だけれども上がれないと。こういうような状況があって、これはまいったなと思って私なりに押して上げたことがあるんですけども、ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

もう1点は、話が変わりますけれども、環境の問題についてお聞きしたいと思います。

まず菰川がボックスカルバートになりまして、宮町川だけが水路の状況に今なっております。それで一般企業の方がEM菌をずっと流していただいて相当きれいになったし、においもとれました。今後それを終わった時点でどうするのかという質問をされるんですけども、それ以降については、今EM菌を流していただいたわけですね。その状況の水質の検査とか、あるいは小魚とかプランクトンの繁殖とかそういったものまで調査をして情報として受けているのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

志賀副委員長 福田水産課長。

福田水産課長 宮町のEM菌の取り組みについて若干説明させていただきたいと思います。

確かに委員おっしゃるとおり民間の事業者の方がボランティアというか、効果があるということを実験的にやらせてくれということをお願いされました。水質等については水産課の方でチェックさせていただいてもらってますけれども、効果が出ているというふうな話は聞いてございます。ただ小魚とかほかの部分の影響等についてはちょっと調査をしていない状況ではご

ございますけれども、湾内の水質等については我々浅海漁業者の方もこれは非常に興味を持っていますので、この実験結果について特に水質の部分については今後とも追っかけて調査していきたいと思います。今後の展開については、ちょっと民間の方はどのようなお考えを持っているのか、それは今後お話しして効果的であるのであれば何らかの今後も続けるとかそのような話になるかと考えてございます。以上です。

志賀副委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。地元のそういった詳しい方に聞くと、ボランティアでやっているんですけれども1週間に一遍チェックしているんですけれども、カキ、自然につくカキまで生息範囲が広がってきたと。それから小魚あるいは冬場でシャケがことしも上がってきたというふうに聞いていますし、私自身も45号線の陸橋の下で確認もさせてもらっていました。それからオオガイ、ボラの子供、それからウナギまで上がってきているというような状況です。ただもう1点ぜひお願いしたいのは、もう少し上流から流せないものかと。もっと上から流せばもっと効果が出るのではないかと。特に塩竈神社の三角池、あそこにも投与をしてほしいということです。それから浅海業者の方にお聞きしたんですけれども、それらの状況についてはむしろ生育が順調でコンブなんか日本一のコンブでないだろうかと言われるぐらいの生育がよくなっているのが状況でございますので、いいものはどんどんどんどん推し進めていっていただきたいと思います。

以上です。以上で終わります。

志賀副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐藤委員

佐藤委員 大変皆さん真剣に当初の予算を心配しながらいろんな角度から質問があったようがあります。私もこの際17年度の当初の予算について何点かご質問申し上げたいと思っているわけでありませう。

まず当初の本年度予算の概要でこの間施政方針が述べられ、さらに予算案の骨子が具体的に

説明なされました。その中では平成17年度は大変厳しい状況下の予算編成となりました。行政コストのさらなる縮減を図り、限られた財源の重点的、効率的配分に努めましたと、こう述べられておるわけでありますが、一見してそうかなと思います。具体的に特徴的なものがまずあるのかどうか、その辺を。

もう一つは、その一方で資料を見ますと新規事業、10%削減をしたいいわゆる新規事業を述べられておるわけでありますが、これは単年度とそれから継続であると思いますが、単年度ならば理解できますけれども継続の場合はこれは後年度の予算……いろんなある意味どのような影響を及ぼすのか。その辺も考慮した上での予算編成だったと思いますが、まず特徴点を教えていただきたいと思います。

木村委員長 山本総務部長。

山本総務部長 全般的なことでございますので、私からご答弁申し上げます。

まず議員ご指摘のとおりです。本年度の予算編成に当たりましては過去にないくらいの厳しい状況下にありまして、新年度予算を事務的に編成作業が始まった昨年の10月時点では市財の財源不足が9億円という状況の中でありました。さらにまた昨年暮れの段階でいまだ国の三位一体改革の具体的な中身がなかったと。まだ見えてこなかったという大変厳しい状況が、最終的には経常経費10%削減を基本とし、各部にゼロベースでの枠配分方式をとらざるを得なかったということでございます。その結果総括のときに申し上げましたとおり、経常経費で1億3,000万の財源確保をしまして、それを政策的な財源に振り向けたというふうなこと。そして不足を来した2億数千万については基金を取り崩さざるを得なかったということでございます。

その中で市長が施政方針で述べておりますように、まず震災対策、それから子供たちの命を守る教育環境整備、それから少子化時代に対応したいいわゆる子育て支援、そういったような長期計画をベースとした緊急かつ優先課題を、各部の主体的な判断のもとで今回優先的に予算措置させていただいたということです。今年度の問題でございますけれども、これは先ほど言いましたように長期総合計画の中で今回実施計画をご配付させていただきましたが、その中から厳選した中身で来年度以降継続していくものは継続していくと。またある事業の中身をまた見直ししながら続けていく。そういったわけであくまでも事務事業1件1件を精査しながら次年度以降また考えていくと。そういったような時代に現在立ち至っていると。それで今の中でことしつけたから、では来年もかということは確約はできない状況にあります。以上です。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 確かに当市の財政は今までないくらい大変な状況になっている。来年度も予算編成をどのようにしてやるか全く大変だろうなど。いわゆる基金も底をついてしまったと。どうやって資金調達をするのか。この予算を見ますと大変厳しくて今年度以上に来年度予算編成はさらに大変な事態を迎えるなど。

そこで去年の9月議会で決算上明らかになった財政支出とか経常収支比率、この辺は16年度決算を後2カ月後に出納閉鎖は終わるわけですが、どの程度に落ちつくのか。経常収支比率が92.8%ですか、財政力指数は0.57ですから、この辺はどのように変化するのか。さらに悪くなるのか。その辺の状況をどういうふうに見ているのか。まずわかったら教えていただきたいと。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。経常収支比率はやはり決算段階で統計的な分析をし得ないとなかなか出てこない数字なんですけれども、現在傾向としてとらえておりますのは、16年度におきましてはやはり歳入面の影響が多く出るのではないかというふうに思っております。経常収支比率は分母の方に経常一般財源、分子の方に経常的経費でございますので、歳出歳入どちらも影響するわけですが、16年度におきましてはやはり経常一般財源の方、市税収入が15年度に比べますとやはり落ちてまいりますし、それから三位一体改革による交付税等の影響ということもございまして、歳入面での影響が大きい年になるのではないかなと思っております。金額的にはちょっと正確ではございませんが、3億円前後の影響はあるのではないかなというふうに思っておりますので、そうしますと分母の方で3億円減るとすれば3ポイント近い影響がそこで出てくるということでございます。あと歳出につきまして、今後16年度の決算を見ながら歳出面での影響がそれに加わってくるということでございます。以上でございます。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 大体わかりましたけれども、ただこの予算説明書を見ますと、まず具体的にお尋ねしますが、地方消費税交付金、これは5億5、500万。かつてこれは平成9年度から創設されたあれですが、当時10年、11年ごろは大体6億予算計上していたという経過があったと思うんですが、ことしは昨年よりも1、300万ふえて5億5、500万だということですが、確実にこの辺の見通しが、いわゆる苦しくてこれだけ見込んで計上したのかどうか

よっとわかりませんけれども、その辺の見通しをどう思っているのか。

さらには地方交付税等臨時財政対策債、これは8ページですか。予算書の地方交付税がことしは53億4,500万円。昨年と比較して2億2,500万円ふえているわけですが、一方で28、29ページの臨時財政対策債が逆に2億1,300万減っているわけですね。これは国税との関係があるんだらうと思いますけれども、これでもってバランスをとってこういう形にしたんだらうと思いますけれども、かつて臨時財政対策債が平成15年には12億計上した経過があったわけでございます。その前の年が6億2,100万ですから次の年に6億2,100万ふやして倍にして臨時財政対策債を組んだという経過があったわけでございますが、この辺との兼ね合い、どうせあの当時はそういうふうな平成14年の6億2,100万が15年に倍になって予算計上したのか。そして今年度は去年より2億1,300万、これは国税との算定との関係はあると思いますけれども、この辺の関係をひとつ教えていただきたいと思っております。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。まず地方消費税交付金に関してでございますけれども、地方消費税交付金は前年度と比べまして若干増額で計上させていただきました。これは16年度の決算見込みの方なんですけれども、前年度で課税免除事業者の段階が変わったというようなことも影響しているのではないかと思うんですけれども、16年度の当初予算に比べますと5,000万ほど増の大体6億円ぐらいで16年度は決算できそうでございます。そういうことでその金額をベースにいたしまして地方財政計画上の伸び率、これは17年度では減少すると見ているわけございまして、7.8%減ということで地財計画上は見えておりますので、16年度の決算見込みからその数値を落としたという金額でことしは計上させていただいたということでございます。

それから交付税の関係でございますけれども、臨時財政対策債の方ですが、臨時財政対策債の金額がかなり上下しております。これは交付税の方とそれから臨時財政対策債の方に交付税の方が分かれてきたというふうな形に近年なっております、その割合でございますが、この割合は国税五税にリンクしている分でございます。この国税五税にリンクしている分と、それから地方財政の不足額というのは国税五税にリンクしている分だけでは賅えない状況でございますのでそこからはみ出る分と言いますか、国税五税にリンクしないけれども財源対策上、地方財政対策上措置が必要な分に分かれるわけでございます。この臨時財政対策債といひますの

は国税五税にリンクしてきていないと言いますか、国税五税で賄えない部分の措置でございますので、最大いきましたも本市では12億円まで臨時財政対策債がなったわけでございますけれども、その際には地方歳出上での不足額というのがそこまで拡大したということでございます。それをピークにいたしまして、臨時的な措置としてのその臨時財政対策債の金額というのは徐々に減ってまいりました。17年度も減ったわけですが、これはうちの市の場合はまだでございますが、地方全体としましては地方税収入がある程度好転に向かいつつあるということ。それから地方歳出全体が交付税改革の中で地方歳出の圧縮が行われるということ。そういったことからその不足額自体が圧縮されてございますので、臨時財政対策債の方でカバーされる分がその分だけ減ってきているような傾向にございます。そういったことから臨時財政対策債は今回は減少しているということでございます。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 臨時財政対策債が地方自治体で認められたのは平成13年度からですね。あのときは2億5、000万組んだわけですね。次の年、二・何倍組んで次はまた倍予算組んで……どうしてこんなに乱高下するのかなといろいろ思っておったわけですが、それなりの事情があって地方財政対策上のいろんなテクニックがあるんだろうと思いますが、やはり余りにも変化が激しいと一体どうなっているんだろうと思いますので率直に聞いてみました。しかし、いずれにしてもこの予算というものはずっと見てみますと、基金をみんな取り崩していますから来年度どうやって予算編成するのか。そのためにいわゆる新行財政改革推進計画等を今やろうとしているわけでございますが、いつごろまでこれが出るのか。議会に示すのか。その辺の考え方をひとつ教えていただきたいと思います。

木村委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

佐藤総務部次長兼行財政改革推進専門監 行革の取り組みにつきましては、施政方針に対する答弁ということで市長の方からも一定程度のご回答を申し上げているところでございます。繰り返しになりますけれども、現在平成17年度の極めて厳しい財政状況とこれをベースにもう一度5カ年間の収支の見直しを行っているというところでございます。さらに個別行動計画、それからスケジュールの前倒し等の検討を新たに加えて取りまとめを進めているというところでございますが、その中でも何といたしても行財政健全化のアクションプログラム、行動指針というものが極めて作成上難渋していると。来年度以降、約10億の収支差を何とか数値目標を設定して収支均衡を図っていかなければいけないと。この金額の大きさ、本年度の予算規模

181億の約5%を上回る金額。それから税収にしてみれば60億の15%を上回る金額になってございますので、これをどうにかして収支を均衡するための数値をまとめなくては行けないということかなり時間がかかってございますけれども、年度内の作成を目標に取りまとめに努めてまいりたいというふうに考えてございます。年度内というのは平成16年度内ということでございます。以上です。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 わかりました。平成16年度というのももう3月ですから何とか早く示して、市民の前に公表して、これだけやるんですよということをやっぱり明確にしてほしいなと。それに基づいて17年度のいろんな予算の対応も、あるいは執行もかかわってくるんだろーと思いませんから、十分ひとつ取りまとめを急いでほしいと思っています。というのは、私はずっと見ていまして、新しい市長が誕生して去年の敬老祝金で100万を10万円にしたと。大変な決断だと思っんですよ。改革のスピードはああいうふうにするものだなと、私はつくづく評価をしたわけなんです。やっぱりこれでなければ、10万円であれば財政再建できませんよという発想が、あそこで出たと私は思っんですよ。したがってそういう発想でやっぱりやらなければ塩竈の財政改革は進まない。そういう意味で私は大変な決断をしたと思いますから、そういう決断をしていただいてそして塩竈の財政改革はこうやってやるんだという見本をぜひ示してほしいと。それでもってやはり塩竈市は本気になって財政再建に取り組んでいるんだという形で、県も隣接の市町村いわゆる広域行政をやっている面からも評価が得られるだろうと思っんですから、ぜひ積極的にやってほしいと思います。

歳入を含めて質問を申し上げましたが、歳出について1点だけ。何ページだっけな。

102ページですね。休日急患診療についても午前中質問がありましたけれども、塩竈の場合は休日急患の場合は医師会館でやっているわけですね。歯医者さんは自分の診療所でもってやっていると。特にこの四、五年……五、六年前から一方で介護の認定は消防でやっている。認定をやっているわけですね。出席委員の報酬というのはお医者さんは大体1万2,000円ぐらいですか。この休日診療の歯医者さんとか、あるいは医師等のやつはどれぐらい支払いをしているのか。さらには平均患者はどれぐらい、歯医者さんはどれぐらいで。それからセンターに来られる患者さんは平均どれぐらいでどういう対応をするのか。9時から5時までになっていますけれども、どういう実態なのか。ひとつ教えていただきたいと思っんです。

木村委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 まず初めに休日急患センター、休日、日曜日とか祝日の部分です。その部分についての人数でございますが…… 1日49人と…… 済みません。二市三町で休日急患センターについては運営しておりますが、平成15年度で2,888人が受診している状況でございます。また休日歯科診療につきましては在宅で輪番制で行っておりますが、平成15年度は1日平均受診者数が5.6人になっております。また休日急患センターの報償費に関しましては、医師、看護師、薬剤師等それぞれ地域医療対策…… それぞれにつきましては…… ちょっとお待ちください。医師が10万1,000円。薬剤師が3万2,000円。看護師が1万5,500円等になっております。以上でございます。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 大体わかってきましたけれども、たまたま平成3年でしょうか、医師会館、センターが落成したとき。あのとき2億ぐらい市で出したのかな。ほかの市町村も出したんだらうと思いますけれども。それから比較をすると当時発足した介護認定のお医者さんの報酬はたしか1万2,000円だったと思いますが、ちょっとバランスがとれないのではないかなと思うんですけれども、この辺はやっぱり財政が苦しいから医師会に協力を求めるくらいのをあれをしてほしかったなど。でもその中で、いろんな協力謝金とかありますけれども、償還利子及び割引料200万円、休日救急運営事業費精算還付金、これは去年なかったんですね。この辺は。ですからそういう意味でどうしてこういうふうになったのか。その辺の経過もひとつ教えていただきたい。教えていただければ幸いです。

木村委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 今回精算還付金ということで計上させていただきました。休日急患診療センターについては休日診療の診療報酬とそれから二市三町からの分担金と、それで運営しております。そこで二市三町から分担金というのをいただきながら運営しているところでございますが、診療報酬が上がった場合にはその分については精算して還付するという形になっております。これまでにつきましては前年度の分につきましては翌年度、分担金をいただく際に精算しまして相殺しておりましたが、やはりそれでは正常なやり方ではないのではないかとということで、いただくものとまた還付するものについては別々の歳入と歳出という項目での計上にさせていただいております。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 大体わかってきましたけれども、休日センターに行っているお医者さんは大体10

万1,000円だと。歯科医師はどれぐらいになっているんですか。自分の診療所でやるという……その辺は比較してみてどうなのでしょう。

木村委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 申しわけございませんでした。歯科医師の場合についてはいわゆる診療報酬そのものが、お客様がいらっしゃればそのまま入ってくるということで、当番に当たる部分で3万幾らについては当番医にお支払いするというので、あとそのほかについては診療報酬で賄ってもらおうというシステムになっております。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 委員長。実はこれはかなり高い金額を払っているわけですから、そういう面では親切にしかも積極的に対応をやってもらわないと、やっぱり9時からきちんと5時までやってもらう。そういういろんなシステムを今後十分やっていただいて、十分な対応をしているかと思えますから。というのは、介護認定に比べたら随分……あれは大体2時間ぐらいかかっているんです。消防でやる。出てきて。たしか当時は1万2,000円だったと私は記憶しているんですが、今はどれぐらい入っているかわかりませんが、そうしますとバランスがとれないのではないかなと思いますから、その辺も改善していただければ幸いです。終わります。

木村委員長 お諮りいたします。ただいままで審査を行ってまいりました審査区分1一般会計についてはこれで一応の質疑を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、審査区分1一般会計については一応の質疑を終了いたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明8日午前10時より再開し、審査区分2企業、特別会計についての質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

午後3時35分 終了

平成17年3月8日（火曜日）

平成17年度予算特別委員会

（第4日目）

平成17年度予算特別委員会第4日目

平成17年3月8日(火曜日)午前10時開会

出席委員(23名)

菊地進委員	田中徳寿委員
武田悦一委員	伊藤栄一委員
志子田吉晃委員	鈴木昭一委員
今野恭一委員	嶺岸淳一委員
浅野敏江委員	吉田住男委員
佐藤貞夫委員	木村吉雄委員
鹿野司委員	志賀直哉委員
香取嗣雄委員	曾我三三委員
中川邦彦委員	小野絹子委員
吉川弘委員	伊勢由典委員
東海林京子委員	福島紀勝委員
伊藤博章委員	

欠席委員(なし)

(特別・企業会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭君	助 役	加藤 慶教君
収入役	田中 一夫君	総務部長	山本 進君
市民生活部長	棟形 均君	健康福祉部長	佐々木 和夫君
産業部長	三浦 一泰君	建設部長	早坂 良一君
総務部次長兼 総務課長	阿部 守雄君	総務部次長兼 行財政改革推進 専門 監	佐藤 雄一君
危機監理監	芳賀 輝秀君	市民生活部次長兼 環境課長	綿 晋君
健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦 満君	建設部次長	佐々木 栄一君
総務部 政策課長	渡辺 常幸君	総務部 財政課長	菅原 靖彦君
市民生活部 市民課長	澤田 克巳君	市民生活部 浦戸交通課長	千葉 伸一君
健康福祉部 介護福祉課長	会澤 ゆりみ君	健康福祉部 保険年金課長	木下 彰君
産業部 水産課長	福田 文弘君	産業部 商工観光課長	荒川 和浩君
建設部 都市計画課長	橋元 邦雄君	建設部 下水道事業所長	茂庭 秀久君
総務部 総務課総務係主査	大山 貴之君	会計課長	大友 誠君
塩竈市立病院長	長嶋 英幸君	塩竈市立病院 事務部長	小山田 幸雄君
塩竈市立病院 事務部次長兼 業務課長	伊藤 喜昭君	塩竈市立病院 事務部医事課長	渡辺 一郎君
塩竈市立病院 医療福祉部医療 福祉情報企画室長	山本 邦夫君	水道部長	内形 繁夫君
水道部 総務課長兼 経営企画室長	郷古 正夫君	水道部 営業課長	鈴木 清君
水道部 工務課長	鈴木 幸寿君	水道部 浄水課長	黒須 精一君

監 査 委 員 高 橋 洋 一 君 監 査 事 務 局 長 橋 内 行 雄 君

事務局出席職員氏名

事 務 局 長 佐久間 明 君 事 務 局 次 長 遠 藤 和 男 君
議 事 調 査 係 長 安 藤 英 治 君 議 事 調 査 係 主 査 戸 枝 幹 雄 君

午前10時00分 開会

木村委員長 ただいまから平成17年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

これより審査区分2、特別企業会計の審査を行います。

発言の一人の持ち時間は、申し合わせにより、答弁を含めおおむね30分以内となっておりますので、ご協力お願いいたします。

質疑に入ります。田中委員。

田中委員 おはようございます。

予算委員会、最後の最終日です。よろしくお願いいたします。

まず最初に、資料10、211ページ、国民健康保険事業特別会計についてお伺いしたいと思います。

まずこの会計の問題に入る前に、国保会計の財政見通しをつくられて半年たって今年度予算についての審議が行われておるわけです。16年9月に作成された財政見通しで、繰入金の額と老人保健拠出金の額が半年たつと5,000万円から6,000万円違ってくると。まずその2点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の増額によりまして、保険税軽減分が増加をしたことによる増分でございます。

それから、老人医療拠出金につきましては、過年度負担金精算分が年々減少してございます。16年度見通した部分が当初は約8,900万円ほど過年度分が精算があるのではないかとこのふうに見通してございましたが、17年度につきましては、ほぼ過年度精算分が100万円程度におさまるのではないかとこのような見通しが立ってございますので、このような予算計上になってございます。以上でございます。

木村委員長 田中委員。

田中委員 そこで質問なんです。

財政見通しによって国保税の値上げを決定するわけですよ。出と入りで1億円違うと物の考え方が変わってくるわけですよ。そこが多分これから一番大切なことだと思うんですよ。確かに半年前読めないと、では読めない事情があるならそれをやはり議会にかけて物を考えていく時代が来たのではないかと。議会と当局は車の両輪であれば、片方の車だけが加速度をつけて

いっても走らないわけですよ。そういうものを議員に示していかなければ、これからはうまくこの非常事態乗り切っていけないのではないかと、それでおれが聞きたいんですよ。この財政見通しを財政当局はわかって提出しているのでしょうか。1点、財政課長、お願いします。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

今回の税率の改定等についての財政課長への情報提供は当然されてございますので、保険基盤の安定にかかる繰り出し、これは税率の改定等によりまして影響を受けるというふうなこと、それについての情報提供は受けております。以上でございます。

木村委員長 田中委員。

田中委員 今、財政専門監にお伺いします。

受けていくだけで確認をしていかないのかということなんです。これからの財政は、1部門が策定し、それをある程度錯誤があったときに、資料と違うとき進路が間違うわけです。それをどの文書で当局は検査しているのでしょうか。それをお伺いしたいんです。お答えをお願いします。

木村委員長 山本総務部長。

山本総務部長 お答えいたします。

従来予算案の策定の仕方というのは、あくまでも特別会計、企業会計、それぞれ独立会計でございますので、自主性を尊重しながらそういう年の中でやってきたわけでありましてけれども、委員、初日ご指摘のとおり、いわゆるプライマリーバランスからすれば、一般会計はある程度の財政運営はできる力あるわけでございますが、繰り出しについては基準内外含めて34億円という金額になっております。したがって、今後は自由にやっているから繰り出しましょう、あるいは大変だから基準外で一般からも繰り出しましょうとかというような繰り出しはできないだろうと。そうであるならば、財政当局においてもそれぞれの会計の実態というものを十分精査しながら、いわゆる連結決算といいますか、そういったような視点に立ちながら、全会計をトータルなものとして今後見て予算編成していく必要があると思うという回答です。以上です。

木村委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

今、行政が置かれている立場というのは、私、2年間議員させていただきまして感じることは、全体をコーディネートする会計額がないからなんです。今までは縦割り社会の中でおの

のが責任を持ってやってこられたのだと思います。それは経済成長の中、あるいは仕組みの崩壊がない中では十分機能したと思います。でも、今は不確定要素、そして一番かたい行政を経済が直撃しています。なぜかと。売り上げを考えないで済んだ行政が税収を考えなければいけない時代に入ったからであります。そこまで市民経済は痛んでいます。その痛んでいる中で町の運営をどうするかというのが市当局の重い課題と思います。すべてその1点にかかわってきました。今まではお金を分配することの機能を最優先にしてきた行政だと思います。でも、これからはお金を効率的に集め、税等利用料を適正に考え、それをきちんと分配する仕組みを新しく構築することが大切な時代だと思います。それが一端がこの国保税にあると思います。そのためには皆さんで考えなければならない。

そして、もう1点聞きたいことがあります。次の213ページです。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、たしか16年度において国保税は5%弱の値上げをしました。今年度、来年度ですか、17年度。それなのにどうして998万5,000円のダウンなんですか。なぜ増加しないんでしょうか。よろしくお願いします。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

16年度当初予算計上する際に、歳入歳出1億9,000万円ほど歳入不足が生ずるという見通しのもとに、国保税におきまして9,000万円ほど努力目標ということで表現上上積みを見せて計上させていただいた経過がございます。それで、国保税にはここに記載のとおり一般被保険者分と退職被保険者分がございますけれども、退職被保険者分につきましては、医療費の部分につきましてはこの保険税と歳入4款療養給付交付金としてすべて調整をされます。残りの部分を一般の被保険者に配分をしなければならないということで、16年度に努力目標として掲げておりました9,000万円分の差がここに比較としてマイナス998万5,000円というような計上の仕方になったということでございます。よろしくお願いいたします。

木村委員長 田中委員。

田中委員 今の説明ですと、過剰の見積もりをしたということだと思います。そうすると、その過剰のさじかげんによって予算がつくられ、今まではそのような形が行われてきたということだと思います。これからはやはり、もし過剰の見積もりをした中でも、今年度決算、9月に黒字化したときにどういう説明ができるかということなんです。読みは厳しくしなければなら

ない、甘くしなければならぬ、いろいろあると思います。でも、予算と決算は1年半後に出てきます。今の予算はすべて18年9月決算委員会に出てくると思います。ということは、すべてこれからきちんとチェックされる時代が来たということです。きちんと処理をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、病院会計についてお伺いいたします。

資料 11、ことしの収入、支出について、4ページをお願いします。

病院事業の収益が25億何がし。病院事業の費用が約29億5,000万円。これがことしの予算の実施計画だそうです。それでお伺いします。この予算の中で、これから赤字をどのように縮小していくかをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長 お答えをいたします。

ただいまご指摘のありました4ページの病院の17年度収益的収入のところ、ご指摘のとおり、病院事業収益25億円の予定額となっております。これは、平成16年度に比べますと、平成16年度28億8,000万円でありましたので、十数%のマイナスということで、大変大きな収入減となっております。これは直接的には医師不足といったものがあるわけですが、その前に長期的な部分として長年赤字体質が続いてきたという部分もあって、さらにそれに医師不足といったものが加わった結果になりまして、これを何とかしなければならないということで今回お示しをしておりますのが資料番号14番の再生緊急プランというふうに呼んでいるものでございます。

この中で、前にもご説明申し上げてきましたとおり、五つの骨子というものを立てまして、何とか2年間での収支、現金ベースでの収支均衡を図ろうというふうを考えております。一つは、この塩竈医療圏の中で各病院ございますが、その中で市立病院を消化器医療センターという形で位置づけ、内科・外科に重点を置いた診療というものをしていきたいということで特化をしていきたいということを中心にしまして、これを踏まえた病院規模の適正化、縮小及び人件費の適正化といったものを踏まえて、さらには医師の確保あるいは経営体制の強化といったものをあわせて、何とかこの2年間に現金ベースでの収支均衡を図ってまいりたいというふうを考えております。以上です。

木村委員長 田中委員。

田中委員 よろしく頑張ってくださいと思います。

それで、第2点なんですけれども、今いらっしゃる医師の方の増員について対策をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長 医師不足あるいは医師の確保についてであります。やはり病院の収支改善というものにはこの医師の確保というのが一番大きな問題でございます。これも今触れました病院の再生緊急プランの中に一つの大きな項目として医師の確保及び定着に努めるということを挙げてございます。どうしても医師の数が減ってまいりますと、なかなか一つの診療科で複数の医師を確保することができないということになります。そうしまと、特に開業医に比べて勤務医の勤務実態は大変厳しいと、あるいは収入も少ないというふうに言われておりますが、その厳しさがますます加わってくるということでもあります。そのために、一つは、今回平成17年度から研修医を受け入れることとなっております。これは塩竈市立病院としては、この規模の病院としては大変珍しいことではあります。臨床研修病院の指定を受けることができまして、そのために研修医を全国に募集することができるようになります。平成17年度から1名受け入れることとなっております。また、当然、東北大学の医局の方にもなおいろいろの意味で協力をお願いをするわけではあります。それに加えてそのほかの各専門雑誌あるいはインターネット等の就職サイトなどにも募集を掲載し、大変時代的に医師確保厳しいところではあります。医師確保に努めております。また、現役を引退したドクター、あるいは女性医師の活用といったものも含めて医師確保については最大限に現在努力をしているところでございます。

木村委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。そのように頑張って医師確保をして、赤字是正していただきたい。

それで、この資料 14の3ページの5の「経営体制を強化するため地方公営企業法の全部適用について検討を進める」ということを教えていただきたい。よろしく申し上げます。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長 ただいまありました3ページの(5)、経営体制を強化するため地方公営企業法の全適用について検討を進めるということではあります。現在、市立病院につきましては地方公営企業適用ではあります。全部ではなくて財務規定の一部適用ということになっております。ですから、これは地方公営企業法の財務規定だけが当然適用されているということ

で、身分は通常の公務員、一般の公務員と変わらないということではありますが、これが地方公営企業法全部適用になりますと、組織及び身分に関する規定もすべて適用になるということでありまして、この資料の3ページ(5)にありますとおりのいろいろな面での効果が期待できるであろうということでもあります。

これはなぜやるかといいますと、なぜ検討するかといいますと、「経営体制を強化するため」とここにも書いてございます。つまり現在の病院、大変厳しい状況であります、この傾向というのはもともと長年の間続いてきたとも言える部分でありまして、なかなか恒常的な赤字体質から脱却できないこと、そのために設備投資などができない、あるいは施設も新しくできないといったところから、市民にとっても、あるいは医師にとっても魅力のない病院という部分が強くなってまいりました。そのことがまた収入不足という、いわゆる悪循環といったものからなかなか抜け出せないということが長らく続いてきたと。これは、ある意味では一つは病院を経営するという意味での経営戦略といったもの、長期的なものといったものもなかったということが言えるのではないかというふうに思います。そういう意味でもこの経営体制の強化、病院経営といったものをどうしていくのか、長期的な展望を持った運営というものが今後必要だろうという意味でもこういった検討を進める必要があるというふうに考えております。

木村委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。それで、いつごろやられるのかということをお聞きしたいんですけども。

木村委員長 小山田市立病院事務部長。

小山田市立病院事務部長 これは院内でも議論を始めているところでありますけれども、準備の期間が必要であります。そんなわけで、早くて19年かなというふうに思っております。

木村委員長 田中委員。

田中委員 この資料は17、18年度でやる資料だと聞いているんですけども、今の19年度ではちょっとおかしいのではないのでしょうか。ちょっともう一度答弁お願いしたいんですけども。

木村委員長 小山田市立病院事務部長。

小山田市立病院事務部長 これは17、18でその準備をしていこうという話であります。

木村委員長 田中委員。

田中委員 わかりました。

それで、この緊急再生プランの業務を我々議員も監視というか注視していかなければならぬと思うんですね。それで、私から提案なんですけれども、半期に1回仮決算をしてもらって10月ごろに全員協議会か何かで報告するような形をとらないと、この予算案を我々議員が審議するのが18年9月なんです。それを通常の形ですとこのプランが確実に履行される感じが見えないんですよ、今のところ。そういうのでお願いします。その答弁、ひとつよろしくお願いします。

木村委員長 小山田部長。

小山田市立病院事務部長 今、医療のいろいろな環境、相当厳しい状況になっております。そんなわけで、早い時期に進捗状況を議会の方にお示ししたいと思っております。

木村委員長 田中委員。

田中委員 市長、今の話を聞かれまして、やはり期日を明示していただきたいと思います。なぜかと言うと、これほどの大切なことを期日を明示しないで行くわけにいかないだろうと。ただ、年に2回ぐらいそういう形で、議員も先ほど申したように、当局と両輪で病院を応援したいと思っておりますので、その辺よろしくご回答お願いいたします。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 病院については、本当に経営が危機的な状況に瀕しているという私の認識であります。そういった中で、一つは先ほど部長答弁させていただきましたが、我々ではできるだけ前倒しをしながらこういった問題、課題に取り組んでまいりたいと考えておりますし、今、議員の方からご提案ありました半期ごとに進捗状況をお示するといったようなことにつきましては、これは当然我々としてこたえるべき課題だろうと思っておりますので、なお一層頑張りますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

木村委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。

次に、資料 16、18ページの繰出金一覧表についてお伺いいたします。まず、ここにある基準内28億5,400万円余、基準外7億2,820万1,000円也の説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 この表の作成につきましてご説明いたします。

この表は総務省で通知を出しております地方公営企業の繰出金についてという通知があるん

ですけれども、そこに繰り出しについての基準の考えた方が示されておりまして、その通知に従いまして基本的には作成したということでございます。その合計額が基準内が28億円、基準外が7億円ということでございますけれども、ただ、総務省の通知の中に含まれていない部分でございます。一つは交通会計なんですけれども、これについてはやはり離島航路事業の特殊性ということもあるんだと思うんですが、総務省の通知に含まれておりませんので、この表では総務省基準ということからしますと基準内、基準外分けることができませんでしたので、この表では便宜上といいますか、基準外の方に記載してございます。

それから、土地区画会計と公共用地会計につきましては、普通会計に属する会計ということで、本来、市税等で賄われるべき会計ですので、特別会計ではありますが、これは一般会計に準じたように市税等で賄われてしかるべきものですので、これはすべて基準外というふうに、これも総務省の通知にはございませんが、基準内の方に区分してございます。そういったような区分に基づきまして集計した数字でございます。

木村委員長 田中委員。

田中委員 繰出金の説明ありがとうございました。

それで、下水道についてお伺いいたします。まず、下水道の基準内が10億7,000万円強、基準外が5億7,000万円になります。下水道の担当者として、責任者としてこういう状況をどういうふうに認識されているかお尋ねします。よろしくお伺いいたします。

木村委員長 茂庭下水道事業所長。

茂庭下水道事業所長 お答えいたします。

一応、年々基準内繰出金は削減されてきておりますが、これは平準化債導入に伴います削減額がこの大半を占めていることと、それから、そもそも基準内が雨水施設の建設に要しました借金の返済に伴うものであります。基準外といいますのは、汚水は私費負担ということが原則になってございますので、汚水会計の方の借金返済額が基準外と。使用料が11億円ほど市民の皆様の直接負担をお願いしておりますので、使用料と返済している額が3分の2程度まで平準化債の活用に伴いまして3分の2程度まで行っているという状況であります。

あとそれから、どういう考え方で行くかという点ですが、やはり基準内、基準外とも繰出金には相違ないわけでありまして、これはやはり一般会計側の自由度を制限してしまっていると、そういう認識は持っております。

木村委員長 田中委員。

田中委員 それでお伺いしたいんです。今、塩竈市の財政は多分特別会計の見えない赤字体質がもろに表に出てきている状態だと思います。決算上は一般会計が補てんして黒字化されています。ある程度の魚市場、あるいは公共駐車場、あるいは病院会計等にその繰り出しが一部及ばない力があるもので赤字体質になっていますけれども、現実はいずれもすべてが本会計を覆っている厚い雲を形成しているような感じがするわけです。それはなぜかと言うと、一つ一つが独立しているために、その中での考えが重用されてきているのではないかと。それを一つ一つを先ほど資本平準化債と同じような考え方ですべてを見ていくと変わってくると。

一番大切なのは、塩竈市の財政が安定化して黒字化することだと思います。それが長期にわたる市民であり職員皆様に大変なる効果を生むことだと思います。それには今まではアクセルとブレーキを両方踏んできたような気がします。でも、これからはアクセルを踏むときは踏み、ブレーキを踏むときは踏むという概念を一つ一つの中に、あるいは職員、あるいは議員の心の壁を突き破らなければ財政は好転しないかと思えます。ただし、一つ行政にとってすばらしいことがあります。それは手つかずにある種の税金が入ってくるということであり、その恩恵をもろにこうむっているのが行政だと思います。企業であれば売上半分ぐらいまで落ちているはずであります。それがこのぐらいしか落ちないというしあわせを逆に享受しているはずなんです。それを言いたいのであります。今ここで1人1人が考え、この役所を建て直すという生きがいに燃えるときに変わってくるものだと思います。市民に負担をするということを強いることは痛みであります。でも、もし財政が破綻したらもっとすごい痛みが来るんだと思えます。その認識の上でこれから行政を行っていただきたいんです。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 おはようございます。

私の方からも特別会計についてご質問させていただきたいと思えます。ぜひ私を初めこれを見ている市民の方々にもわかりやすいお答えでお願いしたいと思えます。

では初めに、資料 10 の国民健康保険税についてお聞きいたします。

まず早速言葉の意味ですけれども、213ページにもございますが、高額医療費共同事業負担金というのは、これはどういった意味なんでしょうか。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

高額医療事業負担金と申しますのは、これは市町村のための制度でございますが、高額な医療が発生した場合、例えば費用額、保険者負担が60万円以上を超した部分を全市町村がお金を出し合って拠出しながら救済をしようという制度でございます。いわゆる保険者の保険というようなものでございます。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。もう少しマイクのそばでお話ししていただければと思います。

今、高額医療についてお聞きいたしましたのは、昨年12月の一般質問でも私受任医療払いといいますが、質問させていただいたのですが、ちょうど答弁いただいている最中に時間切れになってしまいまして、ちょっとしり切れトンボになってしまった部分もありますし、また、この受領委任払い制度について、その後保険課の方ではまた何か見直していただくとか検討していただいた件はあるのかどうか、その辺お聞きしたいんですが。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

受任委任払いにつきまして、行政指導におきまして、基本的に受任委任払いはやってはいけないという指導もございますので、基本的に高額療養費、一般的には7万2、300円を限度といたしまして自己負担限度額が設定されておりますので、その範囲の中で運営をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 今のお答えですと、行政指導があるためにできないというようなお答えだったのですが、昨年12月に私も一般質問させていただきましたが、その前段、衆議院の方で公明党の井上義久さんが厚生大臣に、自己負担の3割負担だけでもかなり厳しい状況の中で、この制度について、貸付制度も現在ございますけれども、お答えを求めたときに、3割負担でも大変だということで、厚生大臣の方も早急にこのことについては考えるというご判断があったように伺っているんですが、その後の国の方からの指導についてもやはり変化はないのでしょうか。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えをいたします。

国会での議論につきまして、委員ご指摘のとおり承知してございますけれども、その後の私

どもに国あるいは県からのいろいろな指導というのは現時点ではない状況でございます。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 私たち今、私もまだ議員にならせていただいて2年目でこういったことを申し上げるのは大変おこがましいと思うんですが、国からの制度を待っているだけでは、やはり地方の改革が火の手を上げていって、そして国の制度が変わっていくという方法もあるのではないかとと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

国保は基本的に国の制度の中で運営をされてございますので、基本的に国の制度の中で運用せざるを得ないという現状もございまして、今、ご指摘のありました貸付制度なりをご利用していただくようなことで対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 実は私もこの受領委任払い制度というのは大変すばらしい制度と思っております。というのは、やはり自己負担の限度額を払うことによって3割負担、残りの部分は国保の方から契約した病院の方に直接入っていくと。そういった意味で、患者さんといひますか被保険者の方の負担も少ないわけですね。それで、契約を結んだ病院の方にしてもしつういった意味でメリットがあるのではないかと思ひますが、その点について市立病院の方ではどのようなお考えですか。お聞きしたいと思ひます。

木村委員長 渡辺市立病院医事課長。

渡辺市立病院医事課長 お答えします。

今、塩竈市の方から貸付制度なさつていただひておひまして、病院の方には貸付額が直接入る制度にしていただひておひます。ただ、仙台の方は受任医療制度、これは社会福祉協議会を通しましてやつておひまして、病院にとっては非常に助かつておひます。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 それで、病院の方も大変助かるというお話ですが、具体的に例えはなぜ助かるのか、その辺を教へていただひたいんですが。

木村委員長 渡辺市立病院医事課長。

渡辺市立病院医事課長 お答えします。

あくまでも患者さんの負担が高額療養費を、これ一般ですと7万2,400円でしょうか、これだけ払えばあとの残った医療費については全額受領委任ということで病院に入ってきますので、あくまでも患者さんは7万2,300円ですか、それとあと食事療養費なんかを払えばいいということで、今医療費が相当高額になっていますので、病院にとっても患者さんにとってもすごいいいメリットだと思っております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 病院の方で助かるという中身に、まず窓口で3割負担をお支払いしますが、前回12月にもお聞きしたのですが、その3割負担もなかなか払えない状況の患者さんがいらっしやると思います。それで、1年間に例えばそのような未収金の部分は年間、昨年までで結構ですが、市立病院ではどのぐらいの金額になっているのでしょうか。

木村委員長 渡辺市立病院医事課長。

渡辺市立病院医事課長 昨年度では約390万円未収になっております。これ2月28日現在ですけれども、11年度からでは約1,900万円の未収になっておる状況でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 11年度から1,900万円、これはずっと、いつかは入ってくる金額なんでしょうか。

木村委員長 渡辺医事課長。

渡辺市立病院医事課長 努力をしております。催告書とか、あと個人納付のお願いとか、貸付制度を利用してもらおうとか。ただ、貸付制度は2年過ぎますと無効になってしまうということで、その間にできるだけ貸付制度を受けることをお勧めするんですけれども、社会保険の場合は、貸付制度を利用しましても自分の口座に入ってしまうんですよ。そうすると病院に納めないうで使ってしまうというケースや、あるいは塩竈市の場合ですと、貸付金額は個人負担の分を払わないと貸し付けができないという制度になっていますので、どうしても未納の対象になってしまうということになっております。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 このようにあらゆる方法を使っても毎年毎年こういった欠損と申しますか、未収金の部分があると思うんですけれども、それは先ほども聞きましたように、いつかは払っていたわけですね。やっぱり何かどこかで何年かするとこれはもう払わなくてもいいよというような形

になっていくのでしょうか。

木村委員長 渡辺医事課長。

渡辺市立病院医事課長 やはり5年間過ぎましたら、一応、不納欠損処分ということで対処させていただきます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。すみません、言葉がわかりませんで、不納欠損というわけで、払いたくても払えないという状況ですね。となってくると、やはり病院側の方でも、先ほど田中委員もいろいろご質問されましたけれども、もちろんお医者さんの問題もあると思いますが、このような状況の中で払いたくても払えないという部分も病院にとっては大変大きな痛手ではないかと思われま。

それで、国保の方に質問を切りかえさせていただきたいんですが、例えば医療費の場合、国の制度がまだ決まっていなくて、また、上の方からの指摘もないという方で、これはなかなか行政では行えないということなんですが、例えば赤ちゃんが生まれた場合、出産祝金というのは30万円出ますけれども、これについての受任医療払いというのですか、委任払いはあるのでしょうか。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

出産費につきましては基本的に30万円支給になりますけれども、ご相談があればその8割24万円をお貸しする制度がございますので、ご利用いただければと思います。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 この24万円お貸しするというのは、個人の手元に入るのでしょうか、それとも病院の方に直接入るのでしょうか。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 申請受け付ける際に、病院へ振り込むという委任状をいただければ直接病院の方に振り込ませていただく手をさせていただきます。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 今のお産祝金の方は、私も伺いましたら、お母さんの方に直接入るのではないんですね。これは病院の方の口座の方に国保の方から振り込まれると。これと同じことが受領委任払い制度だと思うんです。

それで、先ほど課長の方から行政指導があると伺ったのですが、実は、ホームページを見ましたら、受任医療払い制度ということで引きましたところ半田市それから厚木市なんかでも今年度4月からこの受領委任払い制度を行うことになっているわけですね。そうすると、半田市は、厚木市は行政指導に逆らっているのかなと私は思うんですけども、この中について対象になる、例えば条件があるんですけども、その条件の中にこういうのがあるんですね。「国民健康保険税の未納がない方」という一文があるんです。これはだれでもかれでもこの制度を利用できるというわけではなくて、本当にまじめに国民健康保険を払っているご家庭で、ご主人が災害に遭ったり、また、がんの宣告を受けて手術をしなければならないという場合に突然このような多額の3割負担が厳しい、でも毎年毎月国保には納税していると、そういった方たちに対しての大変これはメリットがあるし、また、そういう国保に納入する意識を高める意味でも大変大事な制度ではないかと思えますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

木村委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 お答えいたします。

受任医療制度、一定の行政指導があるということで課長から答弁申しあげましたけれども、診療当初から高額療養費に適用するということがわかっていて、なおかつ支払いについては心配ないということであれば、受任医療制度での対応ということも基本的には進めていってもよいのかなというふうに思いますけれども、診療時点で高額医療にかかるということがわからなくて、だんだん積み重なっていった最終的に高額医療に該当するということになりますと、例えば最終的には支払い回収が不能になる、いわゆる債権回収が不能になるという心配もあります。そういう部分については、基本的に最終的に支払いがなされませんとほかの被保険者の方にご迷惑をかける、保険給付費で払っていくということになりますので、そういう心配から国の方でもなかなか踏み込めない部分があるのではないかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、なるべく早く国の制度改正なり何なりがあれば早急に対応していきたいと思っていますし、先ほど委員の方から他市の自治体の取り組み状況などもご指導ありましたけれども、そういう部分の情報も十分収集しながら、市としてどういうふうな対応ができるのか検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

これはもちろん隣の仙台市の方でやっているということはこの間12月の一般質問でもさせていただきましたが、確かにいろいろなケースがあって、このケースではだめだとか、またはわかっていればというのはいろいろなパターンはあると思います。しかし、今、未納の世帯がふえて、本当にまた値上がりすればそれに対する市民の反発なり、そしてただ保険証が必要なためだけに払っているという考えでいる市民の方もいらっしゃるかもしれませんが、このような制度が一日も早く本市においても制度化されていけば、例えば市立病院におきましても、3割負担の部分が病院の方にも3割とりあえず入れば残り7割は自動的に振り込まれるというようなこともお聞きしておりますけれども、それで間違いないでしょうか。

木村委員長 渡辺医事課長。

渡辺市立病院医事課長 お答えします。

そのとおりでございます。個人負担3割、残りの7割については保険の方から全額入ってくる制度でございます。以上です。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 すべてにマルチなということはなかなかないかと思えますけれども、今、少なくとも病院側でもそういった制度があると助かる。これは市と病院とが契約を結んでいくことだと聞いておりますけれども、それで間違いありませんでしょうか。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えをいたします。

基本的にはそのようなことだと思います。以上でございます。

木村委員長 浅野委員。

浅野委員 そうしますと、仙台市におきましても大学病院とか厚生年金病院と大きいところはまだやっていないみたいですが、当然、仙台市立病院、また総合病院というところで市とその病院との契約によってこの受領委任払い制度があり、患者さんも助かり、また病院側も間違いなく収入があるということで、これは解決策の一つになるのではないかと本当に強く思っておりますので、一日も早くこのことをご検討願いたいと思います。これについてももし市長にご回答があればお願いいたします。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 12月議会の浅野議員のご質問の際にもこのことについては今の塩竈市の貸付制度を何とかご活用いただければというようなご回答をさせていただきました。今後の勉強課題だ

と思っておりますので、なお、他市あるいは他の病院の事例等も調べさせていただきながら、本市としてどういった回答ができるかといったようなことにつきましては、所管の委員会等でまた改めてご説明をさせていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

木村委員長 中川委員。

中川委員 市立病院の問題について、1点だけでずっと質問していきますので、質問の内容についてはきちんと答えていただきますようお願いしたいと思います。

最初に伺いたいのですが、今現在外来に来ている患者さんの数と、それから現在のベッドの稼働数、一番近いところで、数でいいんですが、きょうであれば3月1日でもいいですし、2月末でもいいですし、状況だけまず聞かせてください。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長 まず、外来の数ということでございます。16年……

木村委員長 中川委員。

中川委員 1日で結構です。3月1日とか、極端に言えばその日の数状況だけでいいです。

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長 1日でございますね。大体今1日400人前後となっております。（「3月1日だったら3月1日、1日分何人」の声あり）すみませんが、手元に1カ月分ずつの資料しかございませんので、すみません、1日分ごとというのはちょっとお答えできませんので。（「ベッド数」の声あり）

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長 入院の方でございます。現在ベッドは資料でお示したとおり基準病床は199台ありますが、実際に稼働しておりますのは、患者さんが入っているのは120前後と見ております。これもちょっと1日の固定はできない数字になっております。

木村委員長 中川委員。

中川委員 なぜ聞いたかということ、確かに市立病院の問題で、私も議員になって6年の中で、毎回、市立病院の問題取り上げられてきているというふうに思うんですね。その中で、やっぱり私いつも思っていたのですが、何でこの市立病院が赤字になって、毎回いろいろな問題を抱えてきているのにどういうふうに解決をしてきたのかなというふうに思っていたのですよ。それで、確かに6年間の中で病院の問題というのは毎回毎回出されてきているんですが、一番問題なのは、いろいろこれ計画出されてきているんですけども、その間の検証法どうだ

ったのかね。そういう中でどんなふうにまず検証してきたのか。まず一つずつ伺っていきますので教えてください。

木村委員長 伊藤次長。

伊藤市立病院事務部次長 現在の経営健全化計画についてであります、平成12年からスタートしまして16年度が最終年度になっております。実際に計画がまとまりましたのは13年6月であります、まずその時点で12年からスタートしておりました計画も実績の報告も踏まえた形で16年までの計画をつくったということですので、今回その項目全体についてどこまで達成できたのかできなかったのかという総括はいたしました、毎年どこまで達成できたかというのが院内及び本庁も含めた検討委員会、推進委員会の中では報告等していましたが、議会の方にはこれは出ていなかったかと思えます。

木村委員長 中川委員。

中川委員 達成率はどのくらいだったのですか。

木村委員長 伊藤市立病院次長。

伊藤市立病院事務部次長 今現在の達成率であります、これは今回の資料にも4ページ以降お示しをしておりますとおり、6ページのところで区分のゼロというところがまだ着手できずに残っており部分でありますので、ほぼ数的には9割の達成率ということになります。

木村委員長 中川委員。

中川委員 9割の達成で、今確かにここで全体で137項目あるというふうには思うんですね。それで、達成できなかった1割というのはどこに問題があったと思えます。

木村委員長 伊藤市立病院次長。

伊藤市立病院事務部次長 達成できなかった具体的な項目というのはここに記載のとおりであります、現実的になかなか難しい部分というのがいろいろなところでありまして、一つには計画はしたけれども制度的にできなかったという部分もありますが、もう一つは人件費等なかなかこれに着手するということが内部的にできなかったという部分がございますので、当然、この部分については現在の経営状況も踏まえまして早急に見直しというものを行っていきいたいというふうに考えております。

木村委員長 中川委員。

中川委員 では、全部聞きながら行きますから、結論は後で述べるようにします。

それで、この資料 11の14ページの中に、下から4段目に病院情報システムリースと

いうのあるんですが、病院の今コンピューターを利用している状況、極端に言えば市立病院でも電子カルテにしたとか、そういうものがあるんだとかと、もしもあればどういう状況まで利用しているのかまず伺いたいというふうに思います。

木村委員長 伊藤市立病院次長。

伊藤市立病院事務部次長 市立病院の電算の利用状況であります。これはシステムとして現在動いておりますのは、医事部門の医事請求のためのシステムでございます。その他小さい部分はございますが、大きなシステムとして動いているのはその部分でございます。

木村委員長 中川委員。

中川委員 医事と請求ということは、請求書をつくるときに打ち込むのはどんなふうにして打ち込んでいるんですか。

木村委員長 渡辺市立病院医事課長。

渡辺市立病院医事課長 請求書が出るまでの流れでございますが、外来に当てはめると、外来患者さんが病院に毎日来ますよね。そうすると、その治療行為に基づいて伝票を発行されます。その伝票をコンピューター画面に打ち込みまして、1カ月、月末に患者さん1枚としてレセプトを出して、レセプトって診療報酬明細書ですが、それを請求するようなシステムになっております。

木村委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、電子カルテではないですね。あくまでも請求をつくるためのものとしてしか利用されていないと。それで、私は今まずこの点から聞いていきますが、大体今どこの病院でもシステムを立ち上げて、外来に来たときからもう既にそういう業務に入って、すべて患者さんが診ていただいて出たときには請求書が出て、薬が出て、それで待ち時間もなく、それで会計も処理していくというだんだんシステムに変わってきているというふうに思うんですよ。それで、今の状況で市立病院できるかどうか別ですよ。ただ、そういうものというのは、やはり患者さんにとって必要なというのは、待ち時間とかかかって、せっかく来たのに時間ばかりかかってどうだとかという問題出てくるんだと思うんですよ。それがその病院のある面での評価になったり、事務的にスムーズに行ったのがよい場合も出てくるだろうし、そんなふうな状況をこれから考えていくのかどうか、まずその点伺います。

木村委員長 伊藤市立病院次長。

伊藤市立病院事務部次長 ただいまお話にありましたのは、病院のシステムの中でもいわゆる

電子カルテの部分だと思います。これは大きな病院では相当程度普及をしてきているというふうに考えますし、これは実際に医者が手書きでカルテなどをつくるのではなくて、最初からコンピューターの画面でカルテをつくるということになりますので、その後のいろいろな検査あるいは治療、最後の金額の精算まで全部電子的に行われるということでありまして、自動受付などもできますので、大変病院にとっても患者様にとっても便利なシステムでありますけれども、どうしてもこれはまだ大きな病院にしか入っていないというのは、非常に費用的に多額な部分がございますので、ですから今後恐らくその費用的なものも普及に従って下がってくると思います。現在のところなかなか病院としてはそこまでは踏み込めないという状況です。

木村委員長 中川委員。

中川委員 いいかどうかはまたいろいろな議論あると思うんですが、最後に私、最後って、今の問題で、請求して自分で領収書をいただいたときに、窓口というのは自分でお金を払ってこないと伝票が来ないという、薬から何から全部、領収書も来ないという、そこまで進んでいるところもあるんですね。だから、いいかどうかは問題は別ですよ。ただ、そういうふうに改善している部分というのはあるんですよ。

それで、改めて伺いますが、資料 14の最初の1ページなんですが、1の方に総括ということで12年度から16年度の見込みまであるんですが、不良債務の単年度で見たときで、その計画と実績の中で、毎年毎年違いがあるんですね。そのときの状況というのがあらわれていると思うんですが、12年と13年度の違いと、13年度と14年度の違いが何があって、16年度の見込みはここに書いてあるからわかりますよ。5億円前後の退職手当組合に加入するということであるんだと思うんですが、その差が何でこういうふうに出てくるのか。一定の、15年度で言えば6,400万円まで努力していますよね。そういうのを年度ごとに見たときに、実績として何かあらわれているのかどうか伺いたいというふうに思います。

木村委員長 小山田市立病院事務部長。

小山田市立病院事務部長 実は、この経営健全化計画は走りながら考えるということで、実施をしながら計画を策定したところであります。そんなわけで、12年度はある意味では実績値に近い数字を使っています。同じように13年度も上半期ぐらいまではほぼ実績に近い数字であります。14年度以降になりますと、ここは見通しと実績に乖離が出てきますが、この辺、例えば診療報酬の改定とかが読めなかった部分など、ないしは医師の減少分、そういったところが影響して予測と乖離しております。

木村委員長 中川委員。

中川委員 確かにいろいろ取り組まれて、実績も出てくるだろうし、診療報酬の改定があったり、それで下の2の表の中でお医者さんが減少して、12年から見れば18人いたのが16年度で14人、17年度1月でもう11人だということになれば、確かに今前段の議論でもあったように、医者がいなければ患者さんも減るだろうし、診療する科目も減ってくるというのは実際あると思うんですね。その中で厳しい財政再建をどういうふうに行っているのかというふうに変わるというふうだと思うんですよ。

それで、改めて次の2ページの緊急プランについて伺いますが、私、何で先ほど主にベッド数の問題とか言ったかということ、一つずつ当てはめてみたときに、やはり一番問題なのは、外来に来る患者さんをどういうふうにするかという問題と、ベッド数が199床のうち120床ですから、そうするとこれだけ動いてなければ収益が上がらないのは当然だというふうだと思うんですよ。確かにお医者さんは別ですよ。それで、199にするのにどういう努力をしていくかということにかかってくると思うんです。それで、最後にお医者さんの問題言いますから。その前段で、努力していく部分というのは病院側にあるんだと思うんですよ。

改めて伺いますが、私が6年の間に課長なり部長が随分かわっていると思うんですよ。それで、改めて市長に伺いますが、病院職員の管理職の方は平均で何年で異動しているんですか。

木村委員長 山本総務部長。

山本総務部長 手元に人事の記録がありませんので明確にはお答えできませんけれども、平均大体4年から5年というようなことがございます。ただ、今回の病院の再建案のヒアリングしている中では、どうしてもやっぱり病院という特殊性からスペシャリストを養成すべきだということで、現場の声として人事サイドの方には人材育成も含めて他の一般部局の職員とは違って少し長く置いてくれという要望は出ています。以上です。

木村委員長 中川委員。

中川委員 私も民生常任委員会に所属していたときに、大津市民病院に視察に行ったんですね。そのときにあそこの病院が赤字から15年かかって新しい市民病院をつかって、9階建てだか、今野さん、10階建てだったよね、大きな病院、大津市民病院を見せていただいたんですが、15年だかかかって黒字化したっていうんですよ。それで、新しい病院も建てたのですが、何で職員のことを聞いたかということ、15年間全然事務長はかわらなかったんですね。同じ職種にいて、市長さんのこと言って申しわけないんですが、市長さんから「あなたはそこでこの病

院建て直しなさい」というような、当時ですよ、そういうこともあって建て直したというんですよ。そうすると、今部長が言ったように、スペシャリストをどうつくるかということは大きな課題だというふうに思うんです。

それで、先ほどの質問の中で、緊急プランを、病院のこれからまた議論はするとは思いますが、地方公営企業法に基づいてやるというときに、19年のときに皆さんからいろいろブレイクが出たと思うんですが、やはりどういう人たちが病院の黒字にするためにスペシャリストをどう育てるかというのはこれから大きな課題だというふうに思うんですよ。それでなければいつまでたってもまた毎年毎年この議論というのは出てくると思うんです。それで、この議論は議論として必要だと思うんですよ。だけれども、病院の方向というのは、こういうふうに行くんだという方向性が決まれば、だれだって後押しすると思うんですよ。赤字であれば赤字なりに、病院再建するのだというのであれば5億だって6億だって議員の方だって市民だって理解すると思うんですよ。

私は、何で市立病院改めて今取り上げたかという、私は小学校6年生のときに市立病院で助けられたんですよ。私、大きな病気して、それで小学校6年生であったのですが、そういう思いもあるんですよ。だけれども、市立病院というのはやっぱり市民の病院なんですよ。そういう認識をどう持っていくかというのがやはり市立病院を再建させるときにどうするかというふうに変わってくるべきだと思うんです。

それで、また改めて何うんですが、この今回の再生緊急プランで解決していく補償というものをどんなふう考えているのか。まずそのところを伺いたと思います。

木村委員長 小山田市立病院事務部長。

小山田市立病院事務部長 再建のいわば担保みたいな話なんですが、やっぱり私は一にも二にも医師の確保であるというふうに思います。それからあとは恒常的な問題として人件費ですね。収益に占める人件費の割合が今急激に7割ぐらいになっておりますけれども、やっぱり5割ぐらい、5割を割るような線でないとなんか採算はとれない。では、その保つ手当てとしてはどういうことを考えていくかということがこれから大事になってくると思います。

木村委員長 中川委員。

中川委員 今、確かに医師の確保が大きな問題だということを言っていたので、最後にこの問題やろうというふうには思っていたのですが、ここでプランの中でまだまだ議論の余地があるのかなと思うのは、やはりこれは2年間でどういうふうにつくり上げていくかということであ

るんだというふうに思うんですが、今、2ページの にあるオープン病床ということで、他の医療機関との連携を図りながらベッドを利用していただくということだと思うんですが、これもなかなか難しい一面あると思うんですよ。それで、これをやっていく上で、ほかの病院との協議といえますか、そういうことは始められているんですか。

木村委員長 長嶋市立病院長。

長嶋市立病院長 医師会の方に私ども管理者が行きまして、会長、副会長と、あるいは理事会でも病院もこれからオープン病床をやりたいということで一定のお話をしまして理解を得られております。

木村委員長 中川委員。

中川委員 これからやっぱり院長先生も大変だと思うんですが、職員一丸となって努力していただきたいなというふうに思います。

それから、ここで整形のことが出ていると思うんですが、今、実際、整形の先生はいないと思うんですけれども、これから先生方をどういうふうに確保していくかというのは、先ほども言われたように、大きな問題だと思うんですよ。それで、今どういうふうに、何回かその問題は提起されていると思うんですが、医師の確保をしていく上で一番何からこれを、プランを実行する意味で大学に働きかけているとか、インターネットで募集していくとかというの確かにあると思うんですが、それはそのとおりだというふうに思うんですよ。そのためにもやっぱり職員ももちろんですが、役所全体もそうですし、我々も含めて確保しなければならない問題だと思うんですよ。それは市立病院に魅力があってこそ医師というのは確保できる面あるんだと思うんですね。そのところを先ほども管理職の勤続年数まで聞いたりなんかしたのですが、今一番そのところが強化されない限り魅力ある市立病院というのをどうつくるかというのは市民が理解する、市民の目線というか、市民が納得しなければなかなかならないというふうに思うんですよ。

そういう意味で、市立病院の今後のあり方も含めて市民病院としての役割といえますか、それで職員なり一丸となっていく場合に問題点もいろいろあると思います。国の医療制度もありますし、院長先生から先生の集まらないのはどういうことなんですかなんて私もたばこ飲みながら聞いたこともありますし、そのときに今の先生、医者になるそれこそ学生から最高の時点から見れば削られてお医者さんになる生徒も少ないしというのも聞いたこともあります。

それで、市長に改めて伺いますが、先ほども言ったように、医師を確保というのは何も院長

先生だけ、市立病院だけの問題ではなくて、当局も含めて我々もやっていかなければならないこととして一番我々市民病院としてのあり方が問われるわけなので、その点についてどういうふうに思うのかまず伺いたいというふうに思います。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 医師確保の問題についてお答えいたしますが、医師確保については当然のことながら病院だけの責任ではありません。これは市長としても大変大きな任務だと思っておりますので、いろいろな機会をとらえて院長ともども私も直接足を運ばせていただいたということについては、いろいろ議会の都度ご説明をさせていただいております。

1点、今の委員のご質問のお答えになるかどうかわかりませんが、我々も大きなギャップというものを感じております。これは院長の見解とはちょっと異なるかもしれませんが、市立病院、大学病院から数多くの医師の方々の派遣をいただいております。今現在も11名中9名が東北大学病院の方から医師としてお越しいただいております。こういった方々と私も四半期に1回ぐらいずついろいろな意見交換の場を持たせていただいております。いろいろドクターの方々からの要望、注文といったようなことも数多く出されております。できれば最新の医療機器類の整備、あるいは先ほど話が出ておりました技術の情報提供ができるようなシステム、オーダーリングシステムというのですか、そういうものの整備。

さらには病院の老朽化の問題等々いろいろ言われておりますが、やはり我々一番なかなかここは問題が大きいなと思いますのは、大学病院からお越しいただいている先生方は、やはり自分たちが培ってきた本当に最先端の医療技術を発揮する機会を数多く持ちたいというのが医師の方々の偽らざる気持ちだと思っておりますが、残念ながらこういう地方の公立病院、そういった患者さんだけではなくて、例えば風邪を引いた方々、あるいは足をけがされた方々も当然我々としては見ていただきたいということであります。ところが、やはりなかなかそういった患者さんだけではなくて、最先端の技術を必要とするような患者さんだけではなくて、日々の生活に支障を来すような病気の医療も当然我々やっていただきたいと思っておりますが、そういったギャップというのも実はあるかと思っております。

その最たるものが慢性期医療の問題でありますとか、訪問診療の問題というところに集約されるのかと思っております。私どももできれば訪問診療についてはそういったドクターの手を煩わせないで、囑託的な方を採用させていただいて、そういった方々に幾ばくかでも負担の軽減を図っていただくというようなことでありまして、慢性期医療の病床につきましても、い

ずれ何らかの解決策を我々考えていかなければならないというようなことを念じております。今申し上げましたように、やはり我々としては、この2市3町の塩竈医療圏の中核的な役割をいずれ果たしていただきたいという希望がありますので、さきの議会でもご答弁させていただきましたように、あらゆる経営改善策に取り組みながら引き続き市民の方々に良好な医療環境が提供できますようなことに私先頭に立って頑張ったいと思っています。以上でございます。

木村委員長 中川委員。

中川委員 市長のその決意を聞いて、まずは何とかいい方向に行けばいいなというふうに思いますが、私も市立病院はやっぱり公立病院だというふうに思いますし、市民病院という言い方をしたのは、市民に開かれた病院という意味もあったので、それは一つの市立病院は公立病院であるし、公立病院で持っている特性というのはそのとおりだというふうに思いますので、やはり市民に開かれた病院として、先ほど市長も言いましたように、地域の中にどんなふうに入っていくのかというのがこれからの課題だと思っています。

それで、さっきもう1点聞くの忘れたのですが、1点だけ聞かせていただきたいというふうに思うんですが、病院の給食が民間委託したとは思うんですね。一部分、すべてではないんですが。それで、病院で院内給食をやったのと外部に委託した場合というのは差というのはどのくらいあるんですか。その中での収益分というのはどんなふうになってくるのか、ちょっとそこだけ聞かせてください。

木村委員長 伊藤市立病院次長。

伊藤市立病院事務部次長 病院の給食業務につきましては、その調理部門について段階的に委託をいたしまして、現在はその調理部門、全体が委託化されております。このことについて、前は職員の調理師が行っておりましたが、その部分が委託になったということで、その費用効果につきましてはおよそ2,700万円ほどと見ております。

木村委員長 中川委員。

中川委員 どうもありがとうございました。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 中川委員も終わりましたので、質問させていただきます。

まず最初に、病院も聞きたいんですけども、それは時間の最後の方で聞きます。最初に水道事業を聞きたいなと思ったんですね。水道事業会計の12の2ページのところに藤倉P

C配水池築造工事、平成18年度1億8,000万円、これは限度額だから工事費なのかどうか分かりませんが、まずこの事業のことについて大体的内容。

それから、同じく説明は32ページ、建てかえについてということで、事業費、平成17年度7,000万円、18年度で1億8,000万円、合計2億5,000万円で、2年間かけてやるということになっております。それで、どうして必要なのかとか。私も現場は見せていただきました。確かにがけのところがひび入って、下の南側の方に民家が1軒ございまして、もし崩れたらその民家に水が流れる状態であることはわかります。ただし、本当に全部が崩れ落ちるという状態なのかなということも考えましたので、専門家の方も調査されたと思います。それで、この配水池の事業内容について係の方から皆様にお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

木村委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 お答えいたします。

藤倉PC配水池の一応現状と経過を説明させていただきたいと思います。藤倉PC配水池については、昭和49年に藤倉三丁目、標高30メートルのところに斜面を利用して、半分は岩盤を削って、半分は置きかえコンクリートで基礎をつくり、その上に高さ10メートル、幅21メートル、円筒形の3,500トンのタンクをつくっております。ここの容量については、新浜三丁目全体と藤倉三丁目、北浜四丁目、約1,500世帯、約4,000人、そのほかに塩竈の基幹産業であります水産加工団地の生産用水、並びに練り製品その他の給水をしている重要な施設になっております。

それで、平成15年5月26日に三陸南地震、マグニチュード7.0、震度5弱により配水池の側壁中間部に亀裂が生じました。漏水をして、その対応として速やかに配水池の水位を亀裂部まで下げまして、それから危険な状態を察知いたしましたので、全部配水池を空にして、現在は梅の宮の直送の配水管から給水をしていると、非常に厳しい給水状況にあります。

それで、平成16年9月に地質調査を行いました。配水池のコンクリートの基礎あるいは地質、土質ですね。3カ所のボーリングをした結果、その半分の岩盤を削って基礎とした置きかえコンクリートに急性の劣化があるということが判明しております。それで、配水池の表盤に2カ所ほどの亀裂も入ったということで、その亀裂の部分と回りの雨水の方からコンクリートの基礎と岩盤の間に水が浸透して行って、そこが泥濁化、泥状態になっているということが判明いたしました。

何とか補強して残りあと30年、60年の耐用年数を持つのですけれども、30年もたせないかというようなことで、何とか調査をし、検討し、さらに東北電力の原子力のコンクリート専門の調査を依頼しながら検討したのですが、昭和53年の宮城県沖地震のときの震度レベル2、地震度6弱がレベル2というふうに表現が変わってきておりますけれども、そのレベル1にまでも補強したとしてももたないだろうと。レベル2までの補強をして、平成7年1月の阪神淡路のレベル2まで強化できないかということである検討したのですが、レベル2まではもう今の土木工学の技術では到底無理だということが判断されました。

で、現在の建てかえ地から北側に15メートルほど移設をして建てかえをしたいということで、同じく平成16年12月に15メートル北部のところにボーリングを3カ所ほど行いまして、確実に建てかえる場所として適宜なのかということも調査をいたしまして、いろいろ調査の中身として一軸圧縮試験とか、N値とか、許容支持力とか、超音波によってひずみとか、いろいろな調査をした結果、十分こたえられるという判断が立ちましたので、今回、予算の中に総額で2億5,000万円、平成17年、18年度2カ年にわたって工事を行うようにご提案させていただきました。以上でございます。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 大変詳しいご説明ありがとうございます。

一応、私も協議会では聞いておるんです。だけれども何でまた聞いたかということは、別な意味で、今説明あったとおり、このタンクは今現在危ないからということで直接給水してタンクを使っていないと。そしてこれが完成するのが18年11月、12月ですか。そうすると、その間は説明聞きましたらタンクは使っていないということなんですよ、2年間も。それでは2年間使わなくても需要は下がっているわけですから、そうしたら何でこの2億5,000万円も使って新たに建てかえなければならないのかと。どうしても建てかえなくてはならないという理由が見つからないんですよ。これは全部このタンクの中に水量全部入れたときの圧力と、例えばもう今塩竈市こういう財政状況なので、当分の間、五、六年我慢して、タンクの水を3分の1しか張らないと、こういう形で使って予算をもたせるようなことをしたら、その分2億5,000万円浮くのではないかなと私は考えたので質問に取り上げたのです。そういう考えでももたないと、どうしてもこれは早急に全部工事をして、そして満杯にして使わなくてはならないという理由を私が納得できるような説明聞きましたらこの件についてはよろしいですからよろしくお願いします。

木村委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 お答えいたします。

水圧とかにつきましては、南側の直送水系の送水管に減圧バーをつけてこれまで藤倉PCの水圧を保持して給水をしているという状況です。それで、先ほどそんなの17年に2年間もそうしていたのではないかと質問なんです、これはもう正直言って綱渡りの状況でございます。毎日導水管、送水管、排水管に漏水、そういうような事故が発生した場合には、今述べました新浜町、あるいは基幹産業の水産業界が断水に陥ってしまうということで、それを何とか防ごうということで建てかえをするというふうに判断したわけですが、決してこれまで2年間ただ時間を費やしていただけではございません。そういう意味では、国、県、そういうことで起債が借りられるかどうか、それらをじっくり検討して、ことし4月に国の起債を受けられるようにする協議を重ねてきた結果でございますので、調査をし、あるいは国、県の起債の検討をさせながら、最短なる日といっても平成17年しか工事の見通しは立たなかったということでございますので、どうぞご理解をしていただきたいと思います。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 大変詳しいご説明ありがとうございます。

この質問、30分しかないんですけれども、水道の方で詳しい説明いただきましてまことにありがとうございます。質問する項目、大変です。

それで、今の説明でもわかるんですけれども、配水管をいろいろな、2本か3本の切りかえのバイパスのような、水道の本管の配水管の切りかえができるような工事をすればタンクなくても済むのではないかなと。同じ考えでしたらね。そういうことも言えると思いますよ。そういうこともいろいろ考えて対応してもらえればいいのではないかなと思います。

それから、見学に行ったとき、これは防災の方に、一般会計になるかもしれませんが、このタンクの上り口の階段のところ、防災上かどうか、フェンスにかぎかかっています。そして、もしこれ津波来たとき、あそこ高台ですぐぱっと上がって逃げるところに、いいところに津波来たときにかぎかかっておぼれ死ぬというようなこともあるのではないかなと思うので、あそこ、どうせ工事費使うんでしたら、そのフェンスを下の方でなくて上の方の施設のところ、階段上り切ったところあたりに施設に入られないようなフェンスの工事の方にどうせでしたらこういう工事費を使ってほしいなと思います。その辺のところは要望でよろしいので、あとここで答えを、私質問しただけでもこの予算がつくかどうかは皆さんのご判断ですから、水道の方

は質問はこれで終わりにして、市営汽船の方、1項目だけ聞きます。

2月定例会でも一般質問で聞いたのですけれども、策定委員会の方、なかなか結論出てこないで予算に反映されていないのではないかなという質問しました。それで、これの今回の資料の10の200ページ、それから全体を見るのは195ページでしょうかね。

200ページ見てもらうと人件費がのっています。それで、パートを含めると合計で1億5,839万円というふうに、単なる足し算ですけれども、そうすると事業収益の75%が人件費だと。もうこういうふうに人件費の問題を聞きます。

それで、それから職員1人当たりの人件費は幾らになるのかなと。これは今回の議会が始まる前に市当局から職員の人件費ということで出してもらいましたその表を私もいただいたので、退職引当金を入れて計算すると、交通事業会計の1人当たりの職員の人件費は年間882万8,000円につくのですね。もらっているとは言いませんよ。かかっているのが882万8,000円になっております。その辺の人件費の比率の考え方、それから健全化策定委員会の方、助役、委員長でやられて、いつになったら結論出して、いつになったら予算に反映されるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

木村委員長 加藤助役。

加藤助役 それでは、私の方から策定委員会の経過等についてお話をさせていただきます。

まず、昨年5月末にこの策定委員会を立ち上げまして、これから交通事業の経営健全化はどうあるべきかという内容について協議に入っております。今ご指摘いただきましたとおり、この策定委員会の経過から行きますと、2カ月ぐらい私どもちょっとおくれているかなというふうに、本来であれば少なくとも1月中旬ぐらいには内容を整理した上で新年度予算に反映をさせたいということで取り組んできたわけです。

その2カ月のおくれというのは何かと申し上げますと、これまでの骨子については、これまで議会の協議会の方に、主管の方に骨子まではつくった考え方をお出ししてきた経過がございますけれども、この2カ月間のずれについては骨子、それを具体化するための具体的な目標数値、どの辺にとらえるかということでいろいろ内部で議論をし、担当部署からの提案された内容をそのまま全体の中で協議をして、あるいは差し戻しをしながらやってきた経過がございます。

といいますのは、確かにこれまでいろいろ離島の皆さんからヒアリングというかアンケートを含めてご意見を伺ってきたその内容、それから昨年取りまとめられておりますベネチア計画

の中とかそういった内容によってやっぱり効率的な運航を目指すべきだというのがやっぱり第一義的に出てきております。そういった意味で、この指導機関である国の方、具体的には東北運輸局の輸送担当の方でございますけれども、そちらの方に担当部長も足を運んでもらって、いろいろ考え方を取り入れながら目標数値を定めたいということでかかってきておりますけれども、その部分で最終的な詰めがまだ甘く、この新年度予算に反映できませんでしたがけれども、少なくともこの5月ぐらいには取りまとめて一定の方針というか経営健全化策をお示しをしたいというふうに考えて今鋭意努力してございますので、そういった事情にありますことをご理解をいただきたいと思っております。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 よろしく申し上げます。

それで、5月ほどに取りまとめるということになりますと、そうすると来年度予算から執行ということになるのでしょうか。あるいは補正組んでも途中からでも運航体制変えるとか、そういう考えがあるのかどうか、手短でよろしいので結論だけ申し上げます。

木村委員長 加藤助役。

加藤助役 5月ということは、今現在船が3隻ございます。その1隻がことし9月で耐用年数まわりますので、そういうのを廃船とあわせて今年度途中でどうできるか、ダイヤを含めてそれも国の認可事項になってまわりますので、その辺で協議をしておりますので、できれば例えば10月からこういたしますというふうに出せばいいんですが、認可いただく関係もございまして、今改めてその期限についてお答えはできないことを大変申しわけなく思っておりますが、できるだけ認可いただけるような方法で今進めているということをご理解をいただきたいと思っております。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 あと10分しかなくなったので、市立病院の方、議案第38号ですね。それで、いろいろ聞きたいと思ったのですけれども10分なんです。

それで、資料14の再生緊急プランの方のことをお聞きしたいと思っております。そこで、結局、先ほど一番最初に田中委員も言いましたように、この再生プランそれから地方公営企業法の全部適用というのを19年度からではだめだよと。で、結局これ決めるの病院の院長先生とか部長とかきょう来ている方ではないと思うんですよね。最高の経営責任者がトップ判断しない限り、行けとかストップとか、ブレーキかアクセルか指示してもらわないと踏み違えるわけです。

よね。それが今まで1年も私からすると対策おくれたのではないかという原因は、市長がこれまで医師の確保に努めてまいりますという答弁をずっと1年間繰り返してきたのでその間1年間私は対応がおくれたのではないかなという私個人的な意見です。

それで、結局見つからないことを前提にした対処法というものも一つ考えておかなければならないと思うんですよ。2年後には必ず医者が15名とか17名とか入るという保証はないので、両方の作戦を、医者が来てくれる作戦、来なかったときにこうするという作戦を二つ立ててやらなければやっぱりうまくないと思うんですね。それはどっちの作戦をとるか、いろいろ先ほど市長もあらゆる経営改善策等を考えると言われていまして、具体的にあらゆる、本当にあらゆる経営改善策を考えなくてはならないと思うんです。その指示なんですけれども、まず一つは地方公営企業法の全部適用について、やはりこれはもう4月からやるとか6月からやるとか9月からやるとか、その辺の期日を、もう適用するのは何月からですということを一つ明確にしてもらいたいと思いますが、その辺の考え、ご指示の方をよろしく願いいたしたいと思います。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 先ほどこの病院健全化、再生プランといいますが、市立病院再生緊急プランについてはそれぞれ担当から説明をいたしましたし、部長から再生のための道筋について話をしておりますが、やはり医師の確保も一つの歯車であります。それからもう一つは、今、委員からお話しいただきましたように、そういう医師の確保ができなかった場合にも一方では病院として経営の健全化に向かうような施策が必要ではないかというようなことが人員の適正化、人件費の削減ということだと思っております。このことにつきましては、私も2年間たびたび病院の方に足を運びながら関係者の方々といろいろ意見交換をさせていただいてまいりました。なかなか実績が見えてこないというのが私もジレンマであります。

そういった中で、やはり何かということはこの再建プランをつくる時に議論しましたけれども、先ほど特別会計でもお話ししましたように、まずはそれぞれの会計で自立的にやっつけけるというような経営基盤をつくるのがすべての会計にとって大切な課題であるというふうに考えておまして、その一環として公営企業の全適というようなことの検討を命じたわけがあります。ただ、今、委員から遅いのではないのかと言われましたが、今までの1年半の検討、話し合いの結果を踏まえて、私もこの方策しかないというふうに判断して指示をしたわけでありまして。

先ほど部長の方から19年度というお話がありましたが、これは関係者の総力でそれを前倒ししていくべきだろうというようなことを先ほどご回答申し上げたわけでありますので、私もこのことにつきましてはなるべく早くというようなことで取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますが、では17年4月かと言われればそれはちょっともう物理的にできないということはお容赦いただきたいと思っています。なるべく早くやります。よろしくお願いいたします。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 なるべく早くというのがいつからか聞いたかったから質問したのです。そういうのを明確に指示しないと、なるべく早くというのは来年度予算からなのかなとも担当者が思ったとしたら、こういう経営改善はできないんです。その辺の明確な指示がないと、多分アクセル踏んでいいのか、半クラッチ状態ではないでしょうか。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 内部の検討の際には私から明確な指示をしております。ただ、これはやはり百数十人という病院関係者のすべての合意とは私は申し上げませんよ。だけれども、病院関係者にも同じ方向向いていただく努力はやっぱり私はしていかなければならない。結果としてこういったことが病院の瓦解を招く可能性もあるわけであります。それから、先ほど来申し上げておりますように、私はこの市立病院、今後とも地域医療の大切な役割を担っていく役目を果たしていきたいというふうに申し上げているわけでありますので、やはり関係者の方々の一定の理解をいただくための努力をしていかなければならないと思っておりますし、繰り返しになりますが、私からはここまでやってもらいたいという指示は担当にはしてありますので、ただ、この場では申し上げません。それは私はできるだけ早くということで頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。このくらい強い意志で市長が表明されていますので、病院関係者の方も必死に取り組んでほしいと思います。

それで、この病院の一番大切なところは医師の確保だということになって、1人の医師で1億円ぐらいの収益を上げるということですから、そうすると医師の確保をするにはやはり今の先生方の給料の待遇改善を上げなければ難しいと思うんですよ。これ、二、三年はなかなか、それで、そういうお医者さんの給料を上げる考えとか計画、その緊急再生プランに入っている

かどうかお聞きします。

木村委員長 小山田市立病院部長。

小山田市立病院事務部長 今、勤務医が開業医と比べて相当当直体制含めて過酷な労働条件に入っているということが言われます。そんなわけで、いわば勤務医になることを敬遠する、そんなところも医師不足の一つの理由になっています。そんなわけで、医師を確保し、そして定着させることがうんと大事だということで、新年度予算の中でも執務関係を改善していく。それからあとは、今言われた給与面の部分も改善していきたいと思います。具体的に言いますと、報償手当などを改善していきたいというふうに考えております。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 それから、逆なことになるかもしれませんが、看護師の person 費、これもこれでもらったのですけれども、看護師の分だけということでは計算できるかどうかわかりませんが、やっぱり病院の person 費も看護師さんのところでかかっていると、相当高いと。そして、二、三日前にハローワークの募集で市内の内科医院の看護師の募集がありました。准看護師で18万円、正看護師で23万円という状況です。それに比べて私の勤では4割ぐらいは高いのではないかと思います。その辺のところどういうふうにお考えなのか。この公営企業法を適用するとその辺のところどうなるのか、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

木村委員長 小山田部長。

小山田市立病院事務部長 person 費の大体6割ぐらいを占めるのが看護婦かなというふうに思っております。今、県内とか全国の看護師の給与比較をしておりますけれども、それを見るとほとんど同じくらいということなんです。ただ、経営実態にそれが合っているかということはこれはまた別でありまして、今言われましたように、民間との較差で見ると大体100対60と言われております。そういうことが経営を圧迫している要因になっているのかなというふうに思います。それで、そこをどう打開していくかという手法として、先ほどからご議論いただいております全適という、いわば経営に見合った給与にするというのも一つの手法というふうに考えているところです。

木村委員長 志子田委員。

志子田委員 最後に一つだけ、時間ないので。

収益に対する person 費比率、今度の17年度予算では50%を目指しているその数字は何%になるんでしょうか。それ聞いて終わりにします。

木村委員長 伊藤次長。

伊藤市立病院事務部次長 目標として50%というふうには掲げてございますが、当初の段階では、これはまだ人件費、具体的にはこれは当てがつかないと思いますので、当初の段階では7割弱という形になります。これをどこまで今年度あるいは来年度ということで締めていけるかという努力でございます。（「どうも」の声あり）

木村委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

志賀副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。東海林委員。

東海林委員 午後の1番、ご指名いただきましてありがとうございます。

私は、市立病院の緊急再生プランについて多分この質問で終わるかと思えます。時間も足りないようで、願わくば3時間ぐらいいただきたいと思うんですが、本当の入り口だけで終わってしまうかもしれませんけれどもよろしく願いいたします。

病院の再生プラン、これまでも何人かの方々からいろいろご指摘とかご意見があったと思いますけれども、私は、正直言って、この再生プランを見たときに、これは余りにも急だし、何かいきなり、唐突に感じたのです。というのは、このプランが本当に職場の中で話し合われてきたのかどうなのかというのは聞いたこともないし、それからこれまでも民生常任委員協議会に初めて出されたのだと思うんですね。そういうことで、実際に、先ほどは市長が「私が全適についても命じました」と、こんな話があって2度びっくりという感じです。私、やっぱりこのプランについて忘れているところがあるのではないかと、欠けているところがあるのではないかと、欠け過ぎているというふうに思います。というのは、まず塩竈市立病院とか何たる病院なのか。このことが、市長はたびたび言いますが、私は血が通っていないのではないかと、ハートがないのではないかとというふうにまずご指摘しておきたいと思えます。

それで、一番最初の質問は、このプランがどれほど病院の中で、現場の中で話し合われてきたのか。もちろん院長先生もお入りになってけんけんがくがくやったかどうか分かりませんが、お話をされてきたのか。どれだけ先生の意思が反映されているのか。

同時に、これ去年の黄色いパンフレットといたしますか、去年の決算委員会のときに皆さんにもお渡しされたのではないかなと思うんですけれども、ですよ、されなかった、ありますよね。たしか決算委員会、9月16日発行となっているこのパンフレットです。ここの中では院長先生は大変いいことを言っておられる。「やっぱり現在医療機関に強く求められているのは医療の質と安全の確保だ」とか「これを実践するためにはある程度のお金とマンパワーが必要不可欠である」とか「特に常勤医師の不足は最大の問題であり、地域医療を担う公立病院として当院のみならず塩竈医療圏と医師の不足している科が多くあることを強い危機感を持っている」として「病院の連携によってそういうものを克服していきたい」と。「地域住民が真に安心して健やかに暮らすことができるよう地域の病院や医師会、そして近隣自治体と協力して地域住民に望まれる公立病院を目指していきたい、構築していきたい」と、こういうふうに言っているわけですね。

それともう一つは、これも同じく実施計画、これもことし3月この議会の中で渡されたと思います。これでは基本目標の中では三つの目標にありますとおり「二次診療病院として市立病院の機能を充実していきます」と、大変いいことを言っているわけです。そして「休日の救急医療の確保を図るため救急医療体制の充実を図ります」、「2市3町の二次検診病院として市立病院の機能を充実します」とか、こういうふうに三つの具体的な基本目標があるにもかかわらず、ではこれでやれるんですかと、緊急医療体制のプランでやれるんですかと、私はそこが聞きしたいんですけれども、まず最初そのことをお聞きしたいと思います。

志賀副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 私の方から総括的なことをまずお答えさせていただきますが、唐突ではないかというようなご質問をいただきました。過去に健全化計画というものを既に取り組みを始めてきたわけでありまして、5カ年間かけまして、平成16年度が健全化計画の最終年次になっておりますが、その段階で単年度黒字を目指そうと、この健全化計画そのものがまさに病院が自立してやっていけるような体制づくりをしようということで、過去5カ年間取り組んできたわけでありまして。ですから、決して我々は唐突にということではなくて、その総括の16年度にありながら、残念ながら5億円を超える赤字を計上せざるを得ないということについて大変な危機感を持ったわけでありまして。ですから、そういった意味で緊急再生プランが必要ではないかということで、17年度、18年度を今後の病院改革のためのまず足がかりをここで何とか我々必死になって見つけ出していこうと。そういう中で、病院がこの地域の地域医療として安定的な

役割を果たせるような体制をまずつくろうということでもあります。ですから、外向けの話よりもまずは内向けの体制をもっときちんとしなければならないというのがそもそものこの緊急プランの考え方でありまして、そのために今我々何をやるべきかということでも五つぐらいの代表的な改革項目を上げさせていただきましたが、決してこれだけということではなくて、これがまず代表でありますということでもあります。病院関係者の方々と我々もいろいろ話をさせていただきましたし、病院でどういう周知徹底を図ったかということについては後ほど担当からそれぞれご説明をさせますが、これは一丸となってこういう緊急再生プランに取り組まない限りこの地域で安定的に良好な医療環境は提供できないというふうな判断をいたしております。

志賀副委員長 市立病院次長。

伊藤市立病院事務部次長 まず最初のお話で、このプランが余りに急ではないかと、市立病院の中でどのくらい話し合われたのかというお話でございました。今回のこの緊急プラン策定のきっかけといたしますが、このような経営の大変厳しい状況になったというのは、ことし、今年度に入ってからの医師の相次ぐ離職、退職でございます。これにつきましては、6月から7月にかけて、このまま行くと今年度は病院経営もう急速に大変なことになるということで、この先の経営の状況の見通しというものをつくりまして、病院の全職員対象に私が病院経営について説明をしております。その時点におきましては職員自身にとってもこれほど多くの医師が急に退職するというのはこれは意外なことでありましたし、当然、急に経営が厳しくなるということもその時点では大変な驚きといたしますが、意外な感じを持って受けられましたけれども、その後、病院内の各診療部のドクター、部長、もちろん院長、副院長、それから事務部長入った毎週開催しております管理者会議の中でこの問題をずっと議論してまいりました。特に年度途中で次々に医師が退職するという事態、それをなかなか補充できないということを受けまして、最終的にこの再生緊急プラン、これは当初もう少し今に比べれば厳しくないといいますが、そういったもので何とか乗り切れるのではないかとというふうに年度の中途では考えておりましたが、最終的には非常に厳しい医療環境、医師不足の中では、ここまでやらなければもう到底今後の市立病院の再生というものはこれは難しいということに、これは管理者会議の中でもこういった議論を重ねた上でこのような緊急プランというものの内容の大筋をまとめたわけでありまして、当然、細かいところについてはまだ院内でもかなり、議論がないわけではございませんけれども、ただ、基本的なところ、例えば消化器センターとして病院を位置づける、あるいはそれに応じて病床を縮小する、さらには人件費の適正化というものを図るといったよ

うなことは、これは院長みずから病院職員に対してこういうふうにするんだということで方針を示すということもしておりますので、今後これに基づいてぜひこれを短期間で実現していくということに努力してまいりたいと思います。以上です。

志賀副委員長 東海林委員。

東海林委員 市長が言われた健全化計画、平成12年から16年度最終の目標としてやってきた、それは経営健全化の取り組み課題とその実施状況についてということで4ページから6ページまで出ていますよね。その区分、ゼロが未着手、それから1が未達成、2が継続実施中、3が達成、4が実施済み、こういうふうにして五つに分けてやっているわけですがけれども、ここに評価みたいな区分が出ています。それを見ても、これは今回このために、この議会のプランのために書いたものなのかどうか。

それにしても余りにもちょっとお粗末だなと思ったのは、5ページの94番。3階西、4階病棟、トイレの改修並びに5階病棟屋上との水漏れ箇所の修繕を13年度中にとというようなことですね。流水箇所というふうな、これは13年度中にやったのですか、やらないんですか。達成したんですね。こういうこととか、13年度中ってやるのが今回でもやりましたというふうな、達成ですからやったのだとは思いますが、こういうことをやって、そして2とか1、私、一番この84番以降が大変大事な問題なのかなというふうな思ったんですね。

そして、ましてや区分としてゼロとか1とかなっている部分、例えば常勤医師の確保、これは一番やらなければならない、医師が足りないから、足りないからと言いつつ、その12年当時は足らなくなかったと思いますけれども、今回出てくるにしても、これは本当に一番にこれをやらなければならないものから、一番にランクづけされなければならない問題なんですから、こういうのが本当はなぜもっと早くやってくれなかったのか。これからやる問題だろうと思うんですが、そういうことで非常にここで一つずつ言っていきたいというか、質問していききたい部分がたくさんあるわけです。

その下の療養型病床を有効に活用した医療の実施とか、で、活用されてこなかったのですかとか、そういうことを一つ一つ言っていきたいわけですが、やっぱり何が一番大事なのか、そういう問題をきちんとしていかないと、はっきりしていかないと、私は何かこの計画を見たときはどこのコンサルタントに頼んだのだろうかというふうには私は最初思ったわけです。

ところが、病院の中で今言われたように話し合いをしたとか言っているわけですがけれども、本当にそうですかって聞きたいですね。院長先生はどう思っているのか分かりません

けれども、私はどろどろとした本当のところの話されてないのではないかと。だったら今ご苦労されている先生方も交えて話し合いをしたとすれば、私こんな計画出てこないのではないかと。というふうに思うんですが、その辺はいかがですか。もう少し、議会で何も言う必要ないけれども、どろどろしたところ、言いたくもないところもいっぱいあると思うんですよ。そういうところにやっぱり先生が来ないとか、来てもすぐ行ってしまおうとか、そういうところがあるんだと思うんですよ。ここのところ克服しないで医者確保すると言ってもだめだと思うんですよ。その辺はどうですか。

志賀副委員長 伊藤市立病院次長。

伊藤市立病院事務部次長 まず、現経営健全化計画の総括として今回お示したかなりの項目にわたるこの資料であります。これは今回議会にお示しするために取りまとめたものでありまして、なるべくわかりやすくと思いましたが、ちょっと欄の関係で語尾が切れたところがありまして大変申しわけございません。これは実施したということでございます。

また、この中で上がっておりますもの、最初のところに数字の説明書いてございますけれども、例えばこの4というのはこの計画を取りまとめた13年6月時点で既に12年から取り組み、ある程度の成果があったものの4番、そして3についてはそれ以後現在までの間にある程度達成できたもの、そして2番というのが、これは当然やるべきことであって現在も継続しているという意味でありまして、例えば医師の確保といったようなものも、これは一遍やればいいというものではなくて、当然現在でも継続してやらなければならないというものでございます。

また、なぜ医師が確保できないか、あるいはどうして定着できないかということについては、これはいろいろとその医師ご本人にも事情があるかと思いますが、現在の勤務、いわゆる開業医でない勤務医師の非常に厳しい勤務環境、あるいは収入といったもの、これは一般的に開業医よりも勤務医は厳しいと言われておりますが、それが特に本市の市立病院の場合には大変厳しく出てくるという部分があるのではないかと。というふうに考えております。

志賀副委員長 東海林委員。

東海林委員 この中で、これから消化器センターということで位置づけて急性期消化部門、そういうものになっていくのだというふうに言っていますけれども、市内にはたくさんのお医者さんがいて、消化器部門を受け持っているお医者さん、そういう方はたくさんいらっしゃると思うんですよ。こういうふうにしてそういうセンターとして位置づけていったら、では患者

さんがふえるのかな、決して私は変わらないと思いますね。今までと余り変わらない。むしろかえてこういうプランを出したことによって、今いる先生方がこれだけじゃねという感じで本当に出ていってしまうのではないかという心配があるんです。先ほどからも、急性期の医療を若い先生方はやりたいと、だからそういうものが慢性的な疾患だけの治療だけではどうもおもしろくないという先生方もいらっしゃると思いますよ。若い先生なんか特に、今の最先端の医療機器を使ってやっぱり勉強していきたい、治療もしていきたい、そういうふうに思っているんじゃないかなと思います。

私、そういう点では医療機器の部分は塩竈市立病院もまだまだ用意しなければならない部分もあると思いますけれども、そろっているのに今全然使えない、医師がいないから使えない状況。私はもっとカラーの出せるような何か工夫はないんですかと。今までと同じような医療をしていくのなら、私は市立病院はやっぱりこのままで、全適にしたって何だってそんなに盛り上がりはないのではないかなというふうに思うんですよね。ですから、やっぱりカラーの出せる、そういう専門的なもの、そういうものをやっていかなければならないと思うんです。

それから、やっぱり医師不足、医師不足と言いますがけれども、今のそのカラーの問題とか、それから私、ほかの公立病院に聞いても先生いないということないって。うちの方の病院には来ますよって。やっぱり来ないのは、あそこと比べて何なんだって。やっぱりそこきちんと私は総括してもらいたいと思うんですよ。うちの方は来ますよって。医師なんか不足していません。同じ自治体の病院でそう言うんですね。なして塩竈さ行かないんだべねと。私、このところをきちんと総括してもらわないと、何回改善策やったって、健全計画立てたって、こんなの再生なるはずがない。私はそのところを強く先生方、あるいは市長のところ、市長は何回も病院に行って話をしてきたと、話をして、皆さんと話し合いをしたと。市長のところには私は本音が届いていないような気がするんですけれども、もっと先生方と話をして、医療スタッフの方々と話をして本音を聞いてきてください。よろしくお願いします。

志賀副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 何度もこの議場でお答えしたかと思いますが、今、医療圏単位で医師の問題を解決しようという動きが出てきているということについてはご説明をさせていただいたはずでありますし、事実宮城県としてもそういった新たな組織を立ち上げて、この県全体の医師不足に県として対応していこうということで立ち上がったわけではありますが、同じ自治体病院でも、基本的には中核病院を中心に地域医療を運営していこうという流れになってきております。中

核病院というのは、これもご説明させていただいたかと思いますが、500名規模の病床数を持った中核病院を中心に、その周りにサテライト病院ということで、100人とか150人、200人の病院を配置しながら、中核病院で果たせない役割をサテライト病院で補完していこうと、そういうような医療体制を各医療圏で構築していこうというのが全体の流れであります。で、当然であります、大学病院でも基本的には中核病院には医師を派遣しましょうというような言い方をされております。事実同じ自治体病院であっても、いわゆる中核病院という役割を果たしている病院については依然として医師が派遣されているということについては私ももちろんお伺いしております。ただ、残念ながら、この塩竈医療圏であります、中核病院というのはないわけであります。それで、今ある公立、市立病院、六つぐらいございますが、それが全部サテライト的な機能しか果たせない病院規模であります。ただ、塩竈市立病院というのは、その中でもいわゆる中核的な役割を我々は果たしていかなければならない、今までも果たしてきたと、そういう役割を放棄することなくこの地域医療の一翼を担っていこうということを説明させていただいてきたわけであります。そういったいわゆる中核的な役割が何かというときに、ほかの議員の方のご質問にも出ましたけれども、サテライト病院に相互でそういう連携強化というものについて話し合いを始めているのかと、もう話し合いをスタートさせております。その辺については後ほど院長から説明があるかと思えます。

そういった中で、この塩竈医療圏ではやはり塩竈市立病院がいわゆる中核的な役割を今後とも果たしていくべきだろうと。そのためには今回こういう形で市立病院の役割を一たん見直しして、当然将来医師が配置されることをあきらめたというわけではないわけですよ。今、これも繰り返しになりますが、研修医制度がスタートして、18年度までは新しい医師が出てこない、ではその間を何とかこういうことでつないでいこうと、それから先、当然新たな医師がこの地域社会の中に出てくれば、我々はもう一生懸命努力しながら、今不足しております整形外科部門でありますとか、あるいは呼吸器系等についてもぜひそういった医師の確保に努力をしてみたいと。

ただ、残念ながらこの2カ年間は大変厳しい環境だろうと。ここを何とか我々は一丸となって乗り切っていこうというものがこの再生計画でありますので、ぜひご理解いただきたいと思っておりますし、私の説明で足りない専門的な分野については院長からご答弁させます。

志賀副委員長 長嶋市立病院長。

長嶋市立病院長 私からは消化器医療センター、町中にいっぱい消化器の先生方がいるのでは

ないかというお話でしたけれども、何科でも同じなんです、例えば消化器というのは口から肛門までこの中全部が臓器なんです。そうすると、例えば胃とか大腸だけが消化器ではなくて、肝臓もあれば膵臓もあればいろいろいっぱいあるわけですね。その中でも全部分科されているように、それぞれの、通常言う消化管ということで胃とか大腸のことが主になると思いますけれども、そういうものも診断から治療まですべて含めて、あるいは肝臓だったら黄疸になったり、そうしたときにどういう診断をしてどういう治療をするか、そういうものを全部ひっくるめて消化器ということになります。ですから、消化器をやるといっても1人の医者がいればできるかというとは決してできない。それを今、内科も外科も大体四、五人いますので、そのようなことを網羅して十分な治療ができるということで消化器医療センターということなんです。

例えば、循環器だったら1人の医者さんがいて何でもできるかという、例えば心筋梗塞で詰まったとか狭心症とかありますね。そういうときにもものつけ根のところから動脈にカテーテルを入れて詰まったものを外してやるとか、そういうことをやろうとした場合には、1人の医者だけでは決してできないわけです。ということは、今できるのは、この人数でできるのは何かというと、消化器をたまたま東北大学で外科も内科も支援していただいているので、仮にその中の先生が開業されても、後にきちんとそれができる先生も補充させていただいています。そういうこともありますので、消化器医療センターということでやれば直腸のところでもできるし、肝臓のものも、まして副院長は肝臓の大家でもありますし、今、うちにいる外科の福原というのも、肝臓をこれだけ切れる人はいないというぐらい、そういう状況の医師がそろっているわけですね。

ですから、そういう意味で消化器医療センターということなら十分にやれるということもあるし、医師会で例えば胃とか大腸の生検討論会というのをやっています。例えば住民健診でやったものを、写真に撮ったもの、あるいは内視鏡でやったものを対がん協会の先生なんかも来て、一緒にここの地域の消化管をやっている先生方が集まって討論して、これを手術に回しましょうとか、そういう話もあります。そのときに指導的立場をとっているのがうちの医師なんです。そのぐらいそういう消化器についてだったらこの地域で十分なことをできるのではないかと、ということでこれに絞ってやりましょうと。

先ほどちょっと市長がお話ししましたように、もちろんそこにはある程度、今老人も多いです。循環器や呼吸器科とかそういうものが十分潤沢にそろっていればよろしいんです。

ども、そういうものをコンサルト、これは手術にできる体力を持っているかどうかというものをできるぐらいのもののためにそういう先生方を非常勤でそろえていると。メーンは消化器病院にしようと、そういうことでこのプランを立てたものでございます。以上です。

志賀副委員長 東海林委員。

東海林委員 消化器センターの中身について大変詳しくご説明ありましたのでわかりました。それはやってはだめだというふうに言っているわけではないんですが、最後の究極の問題が地方公営企業法の全適に、私は目標がそこに定められているのではないかということが非常に懸念されるんです。市長は中核病院、中核病院と言っていますけれども、その行く前に、最初に私は中核病院があって、そしてそれでもだめなら公営企業法の全適になるんですよということなのか。むしろこのプランから行くと、もうとにかくこれしかない、さっきも市長が言いましたけれども、もうこの方策しかないんだと、全適を私は命じましたと、こういうふうに言っているわけですが、全適が目標ではだめだと。やっぱり医師の確保をして中核病院も目指すということだというふうに思うんです。ですから、全適のところを前面に出してこられると、何ですかと、本当にこれでいいんですか、こういうふうにやっぱり言いたくなるわけです。

それから、研修医の問題ですけれども、研修医、いろいろな方策を使って東北大学とかあるいはインターネットとかそんないろいろな使って、そして研修医を求めると、1人というふうに聞きました。これは、1人というのは塩竈市立病院は1人しか配置されないということなんですか。

志賀副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 ちょっと分けてご理解いただきたいんですが、我々はこの地域の中でこういった医療環境を整える役割を果たすべきかということで、中核病院と私申し上げておりませんので、いわゆる中核的な（「中核的ね」の声あり）というのと中核は全く違いますので、（「すみません」の声あり）ですから、中核的な、せめて中核はベッド数が500ですからこれとても届かない。そういった中で、やっぱり民間病院、公立病院の中で、我々は先ほど院長申し上げましたように、少なくとも一定水準以上のお医者さん配置させていただいて、ですからそういった中で我々も牽引者になってやっていこうと。それで地域の方々に幾らかでも今よりもさらにいい医療環境でご提供させていただくというのがまず一つであります。

それから、内なる問題として、そういった中で70%を超える人件費があると。一般会計が

らかなり大きな繰り出しをせざるを得ない。今、我々が置かれた一般会計の環境については、この場でも大変ご議論いただいたようにもう大変厳しい環境だという中で、では70%を超える人件費が果してあるべき姿かどうかということをお我々真剣に議論しています。で、全国的には公立病院としては50%強ぐらいが人件費の医療水準だろうと。民間病院ではもう40%台だそうであります。ですから、我々もそういう内なる問題もみんなで真剣になって取り組もうと、そういうことを私は命じたということでもあります。

ですから、それは先ほどもご答弁させていただきましたように、当然、職員の方々にも理解していただかなければならない問題であります。与えられた時間は少ないということでもあります。与えられた時間は極めて限られておりますので、そういう限られた時間内に全力を挙げてやっぱりこの問題にみんなで取り組むべきだということをお申し上げさせていただいたわけありますのでよろしくお願い申し上げます。

志賀副委員長 曾我委員。

曾我委員 私、介護保険事業について質疑させていただきたいというふうに思います。

予算説明書の324ページですが、17年度の介護保険事業特別会計は33億5,490万円で事業を行うというものでありますが、この予算案が1年間の市民の介護、とりわけサービスですね、そういったものに十分こたえられる予算になっているかということになるかというふうに思います。特に、今の開かれております国会の中で、介護保険制度の全般的な見直しというか、そういう動きが出ておりますが、それが盛り込まれているかどうかは別、あれば言っていただきたいのですが、とりわけ334ページ、介護給付費の中に居宅介護サービス、それから施設サービスがございますが、これが予算についてふえておりますけれども、これの具体的な内容についてお伺いしたいというふうに思います。

志賀副委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 まず18年度の介護保険制度改革の内容、具体的な内容というのは2月ぐらいになって出てきたものですから、この予算書の中には具体的には特に反映はされておられません。そして、お尋ねの334ページの給付費の内容でございますが、大変居宅サービス費が伸びております。24.5%の伸びで考えておりますが、これはかなりデイサービス、通所介護、これが伸びておまして、また、グループホーム、そしてことし10月開所しますケアハウスなんかの利用者も含めた額として24.5%の伸びを考えております。また、施設サービスの部分については1.13%の伸びということで、どうしても施設サービスというのは枠が

ございますので、そんなに施設が伸びるとも限りません。ただ、今回、利府の方に特養50床が整備されますので、その辺も増加の要因として組み込んだ額でございます。

志賀副委員長 曾我委員。

曾我委員 国の動きがまだ2月ごろには見えない段階での予算だったということですが、具体的には10月1日から実施されるものが出てくるように見受けられます。それは何かといいますと、特別養護老人ホームに入っている方々の入所に当たって、現在の1割負担のほかに食事代は今材料費だけでしょうけれども、これが全部建設費やら何かも含めた形でのホテルコストという形での新たな負担が出てくるということも聞いております。ですから、10月前後して非常に大変な負担がふえるのではないかと。そのことによって、今の年金ではとても払えないということになる方々がないように十分配慮されたいなというふうに考えているわけでありませぬ。

まず、施設の関係で言いますと、今回の資料の中に16の資料がございますが、この12ページに、塩竈市内の介護保険施設待機あるいは利用状況というのが示されております。で、清楽苑で今待機者が全体では270名、塩竈市民の中では146名待機者がいると。グリーンヒルズでは42名、ももせさんでは64名、及川内科医院は不明ですけれどもこういう形で待っている方がいるということなのだと思えます。それで、平成15年度の決算のときには、塩竈市民の方々がこういった施設に入りたいたいけれども入れないという人たちが289名いたというふうに見ておりますけれども、この示された塩竈市民の252名、この方々でいいのか、それともほかにまた別の施設を希望しながらまだ待っている方が入れるのであれば、今現在待機者全体がどれだけなっているのかお伺いしたいというふうに思います。

志賀副委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 今回、清水沢の清楽苑につきましては、昨年9月に入所規定を改正しております。そして、より重度の方が入っていただく、重度とか環境の整っていない方が入っていただくような形に入所規定を変えていまして、そのときにもう一度希望を出されていた方に再入所希望を出していただいたような形になります。それで、大分その中で精査されまして、自分はまだそんなに介護度が重くないからきっと無理だろうという方とか、あとほかの施設に入っているからいいですという方たちが大分操作されまして減っております。そして現在全体で特養を希望されている方は240名です。それは県内の22施設、そちらに散らばった総数、重複のない数でございます。ですから、昨年と比べると40名ほど減っているという状況でござ

ざいます。以上でございます。

志賀副委員長 曾我委員。

曾我委員 平成15年度と比べて、前の議会でも質疑した中で、結局特養ホームを申し込んで入れない方が相当全国的にふえたという中で、一時期重い人を優先させるというような形でやり方をしながらできるだけ対処したいというのが市長の答弁だったというふうに思うんですね。そのことが実際清楽苑でやられて、そういった流れの中で、今、当初よりは若干40名ぐらい減って今240名だと。でも240名は入れないでいるということでもありますよね。

それで、私は前も言いましたように、塩竈だけのことを考えるのではなくて、ぜひ2市3町の入れない方々も含めて、やっぱり2市3町の首長間で話し合いながら、利府はまず4月1日からオープンするという流れであります。今話して、今すぐ建設されるわけではないと思うんですね。それなりの準備が必要だと思うんです。それで、市長にはぜひ2市3町の中で次の老人特養ホームなどをどうするかということをもまず話し合っただけというふうにしてほしいんだというふうに求めてきたわけですが、その辺の話し合いはされているのかどうかお伺いします。

志賀副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 これまでは利府のオープンの時期を早めていただきたいというふうなお話し合いをさせていただきましたが、その後につきましてはまだ正式なテーブルに上げて議論してはおりません。今後ぜひそういった機会を設けまして、2市3町共通の課題といったようなことで取り上げさせていただきたいと思っています。恐縮でございます。

志賀副委員長 曾我委員。

曾我委員 ぜひよろしく申し上げます。というのは、国の方は少なからずもこのゴールドプランの中で特養ホームなど一定の施設を準備していくという流れがあったのですが、特に今年度の国会の流れ見ますと、もう施設は建てないというふうな方向になってきていると。補助金関係見てもそうですが、今全国的に34万人が施設に入れないという事態があるんですね。国は上の方で直接求めるところとかかわりございませんけれども、自治体としてはそういった協議をしていきながら、やっぱり一つでも二つでもそういう要望にこたえるという取り組みが必要だと。ぜひその辺を踏まえていただいて、積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それから、居宅サービスも今お話しされましたようにグループホームとか10月からケアハウスが建設されてオープンするということからその辺でもふえているということですが、例え

ばこの関係がわからないんです。実施計画の中に、25ページに要介護者への支援ということで、介護老人福祉施設整備資金の貸付事業ということで5,000万円ついているんですよね。これがこの予算書の中のどの部分に当たるのかお伺いしたいのですが。

志賀副委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 これは一般会計の方でも出ましたけれども……、すみません、67ページですね。貸付金5,000万円というところでケアハウスの方にふるさと融資を出しております。よろしいでしょうか、下の方なんですけれども。

志賀副委員長 曾我委員。

曾我委員 貸付金だけしか書いていなかったのもちょっとわかりにくかったのであれですが、すみません。ここに5,000万円貸し付けるといいますか。それで、こういった施設は今後ともふえる傾向にあるのかなと思いますが、できるだけ地域でそういったサービスが受けられるように努力していただきたいのと、実は居宅サービスが一番多いのがデイサービスとか通所型の施設を利用している人が最も多いわけなんですけれども、例えばこれらが先ほど言ったように政府が見直しをする方向の中で利用者の負担がふえることになったとしますと、それらの検討はどういうふうになさっていくのか、当局で考えがあるのであればお示してください。

志賀副委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 今回、政府の方で出しております見直し、特に施設サービスなんかでは低所得者については大分軽減措置をとっております。今までにないほどの軽減措置をとっております。例えば、すみません、施設の方で申し上げますけれども、所得段階1段階の方なんていうのはかえて今よりも少ない金額になるぐらいの額で設定されております。そしてまた、高額介護サービス費と、高額医療費と同じようにございまして、1段階の人は1万5,000円を超えたらその超えた分については介護保険料からお返ししますよという形になっておりますので、今回の改正ではそれほど増額になるとは、高額所得者の方については増額になりますけれども、低所得者の方についてはそんなに厳しい内容ではないようございまして。

志賀副委員長 曾我委員。

曾我委員 とにかく介護保険サービスの中で居宅と施設ではもう居宅が多いんですよね。居宅でのサービスが多いと。その中で最もその通所、デイサービスとか、あるいは病院でやっている日帰りのサービスとか受けている人が最も多いと。その中で政府が考えているのが、とりわけ食事代は1回行って食べる分は材料費ぐらいは取っているんですけども、今度は全部人件費

やら光熱水費やらを全部含んで負担をしてもらおうと、そのほかに1割負担ですよという中身になっているというふうに私は新聞で見ているわけですよ。だから、そういうふうになりますと、今でも1割負担でも大変なのに、さらにそれらが含まれるとなると、もっと負担がふえて大変になるのではないかと心配をするわけです。そういった場合に、当局として国の見直しの流れの中でそういったことがされるとすれば、そのことについてどういうふう考えているのかということをお聞きしたいわけです。

志賀副委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 私の方では、施設系サービスについての食事代、今までは介護給付費で賄われたものについて今度は自己負担になりますよという内容は来ていますけれども、在宅サービスの方での食事代とかそういったものについては特に変更の通知は来ていませんので、ちょっと何とも答えられない状況でございます。

志賀副委員長 曾我委員。

曾我委員 これが今までは家にいる人と施設でいる人とではちょっと利用の負担が差があるというふうなことを言ってきたのだけれども、ところが今度の見直し案の中身を見ると、施設であれ在宅であれ、例えば食事に限っても全部丸ごとの負担をしてもらおうというふうな流れのようであります。ですから、その辺では非常に大変になるのかなと思っていましたので、これはこの流れの中でだんだんわかってくると思いますが、その際またお聞きしたいというふうに思います。

それから、去年の介護保険料の値上げのときに、介護保険料の減免制度をやりましたよね、基金から。17年度はその辺はどういうふうな取り組みなさるのかお伺いします。

志賀副委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 介護保険料は3年に1度の見直しになっております。そして、今第2期目でございます、第2期目というのは平成15年から4月からの17年度までです。その3年間を第2期目としています。その第2期目の保険料が基準額が3,200円と決められまして、3年間保険料は変わっておりません。そして、その中で各種減免措置をしております。塩竈市で言えば、例えば基金を取り崩して、本来なら3,261円、その61円分をまず基準額を落としました。それから、4段階と5段階の境の所得が250万円から200万円にしますよという国の制度だったり、ずっと低くしますよということだったのですけれども、1期目と同じように250万円までの据え置きにしております。それからあと、特に6段階制を設けて低所

得者に対して配慮をしているということ、そしてさらには第2段階の方の中でも特に生活困窮なされている方については第1段階と同額にするといういろいろな減免措置をとっております。それで、そういったものは基金を取り崩しながらやっているということでございます。志賀副委員長 曾我委員。

曾我委員 328ページに財政調整基金の繰入金というのがございますよね。前は介護保険料の値上げのときにそういったことの措置をしたのだけれども、その減免制度というのは私は1年1年にやられるものかなというふうな認識でいたのですよ。つまり変化するでしょう。人の要するに生活の所得というのは変化するだろうと。そうすれば当然1年1年に私こういうふうに変化したよということで申し出て、そして調査も入るようですけども、そういった形での減免制度がこういった例えば財調基金の中の繰入の中からやっていただく方向なのかなというふうに思いましたけれども、そうではないということなんですか。

志賀副委員長 佐々木健康福祉部長。

佐々木健康福祉部長 これは平成14年度に見直しをいたしまして15年度から3年間の適用という形でやっておるわけです。この制度の中で、向こう3年間の給付の見込み、それからサービスの見込みを立ててそれで保険料というのを決めていくわけですね。だから基本的に市の独自あるいは2市3町の独自の制度として保険料を抑えるために基金を取り崩して、基金をそれに充てて保険料を抑えるんだという制度を適用したわけですから、これは3年間の計画の中でやっていくということでやっております。つまり3,200円に抑えたこと、それから段階レベルの200万円を250万円に維持したこと、それから6段階制度を設けたことなどなのですが、これは基金を取り崩してやるということで3年間の計画の中でやっておるわけでございます。以上でございます。

志賀副委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 個人の保険料が変化するかということのご質問だったのかなと思いますけれども、それぞれの方は毎年毎年その方の所得を調査しまして、何段階に位置するかということで保険料が課せられるような状況になっております。

志賀副委員長 曾我委員。

曾我委員 つまり去年は申し込んだけれども、そのときは貯金があってそれには当たらなかったわと、だけどそれも取り崩してもう預貯金もなくなったというふうになったときに申し込めるのかということなんですよ。それができるのかどうかということです。

志賀副委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 個人の所得というのはそれぞれ動くものでございますから、例えば天災に遭ったとか、そういうこともございますので、その都度申請していただければ受け付けるようになっておりますのでよろしくお願いたします。

志賀副委員長 曾我委員。

曾我委員 わかりました。

それから、326ページに国庫支出金がございます。去年のときにこの介護保険にかかる事務費というのはちゃんと見られていたのだけれども、税源移譲の中でこれが見られなくなってしまったと。これ、ごめんなさい、328ページでしたですね。今、事務費繰入金、ここになるのかと思いますが、これは税源移譲でこの金額はきちんと入っているのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

志賀副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

介護に関する事務費の方の交付金ですけれども、昨年度の三位一体の改革と税源移譲の中で、その対象となった補助負担金の中に含まれております。これにつきましては、16年度から税源移譲ということで所得剰余税の方の算定の際に基礎となっております国庫補助負担金の削減額の方に含まれておりますので、その一連の流れの中で交付金から剰余税の方に変わっているというふうに考えてございます。

志賀副委員長 曾我委員。

曾我委員 介護保険の事務事業が、要するに加入者がふえてサービスもふえていけば、当然事務事業もふえるというふうに思うわけですね。その辺がきちんと、ここに税源移譲された部分がきちんと反映するようになっているかどうかなかなか比較で見えないものですから、その辺がきちんと当局としては把握されておいてほしいというふうに思いますし、やっぱり何といても国に対する国庫支出金、これが25%見ると言っても、327ページ見てもわかるとおり、実際、給付費の20%しか見られないと。それから減免制度とはいっても、結局、皆さんの介護保険料の積立金から減免してあるという流れでしかないわけですね。そういう点で、国が決めた介護保険制度ですから、こういった給付費に対する国の負担、あるいは減免制度についてもきちんと国にやっぱり物を言っていく必要があるというふうに思うのですが、市長はその辺はどのように考えているかお伺いしたいと思います。

志賀副委員長 会澤介護福祉課長。

会澤介護福祉課長 すみません。失礼しました。国庫支出金、20%と上がっていますけれども、まずこの2割については確実に来るものでございます。あと5%、25%の5%枠でございますが、それは後期高齢者が多いとか、そういったもので若干調整されまして、塩竈市の場合には4.41%来ております。

また、後に委員がおっしゃられました国への要望でございますが、宮城県市町会の中に介護福祉部会というものがございます。そういった中で、県内の各保険者が集まりましていろいろ問題を提起してまして、そして宮城県市町会の方に上げています。そして、その中で宮城県市町会の首長さんたちが集まって、これを国の方に上げていくとかという形で協議していただいておりますので、そういった部分については今後また介護保険部会の方で出していきたいと思っております。

志賀副委員長 曾我委員。

曾我委員 ぜひよろしく申し上げます。特に私ども心配するのは、これからことし、来年にかけて非常に目まぐるしく介護保険制度が動くようであります。保険料でも、例えば高齢者控除がなくなって、それが丸々課税対象になってしまうと。そのことによって塩竈市で保険料上げなくともそのことによって課税部分がふえますから、当然、介護保険料が上がるとかそういった動きが出てきますので、介護保険事業については十分きちんと見ながら、その都度指摘することは指摘しながら、問題点は問題点を明らかにしながらやっていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしく申し上げます。以上で終わります。

志賀副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 それでは、私の方からも質疑をさせていただきたいと思っております。

昨日までの一般会計においても大変厳しい財政状況、経常収支比率も91%を超えて大変硬直率が高まってきている。また、午前中から審議ありましたとおり、特別会計も出る、それから企業会計含めましてそれぞれ多くの問題を抱えながら、今、その問題を先延ばしすることなく本来取り組んでいかなければならない状況の中でも、残念ながら先延ばしを選択せざるを得ない状況を理解しながら質疑をさせていただきたいと思うんですが、そういった中で、会計的にはなかなか出てきませんが、全会計的にも出てきませんが、隠れ借金と言われる土地開発公社の借金は一向に減る気配がなく、多くこれは将来の大変負担を招くような、解決策というのが全然出ていないわけですから、そういうふうな現状を残しながら今新年度予算の審議をして

いるわけですが、そういった中で、まず新しい特別会計であります議案第37号、具体的に繰り出しが始まっていくわけですので、その部分についてまずお伺いをしながら、時間の許す限り質疑をさせていただきたいと思います。

まず今年度17年度の土地区画整理事業の予算を見ますと、歳出の方では主に建物の移転補償費が約3億円、それから公有財産購入費が約1億2,300万円ですから1億3,000万円ぐらいの、ほぼこれが総事業費というか、17年度の事業予算5億1,300万円の中のほとんどの支出を占めているわけですが、まずこの中身、ちょっとご説明いただけますか。

志賀副委員長 橋元都市計画課長。

橋元都市計画課長 それではお答えいたします。

まず17節公有財産購入費でございますけれども、これにつきましては2,300平方メートルほどの減価補償分の用地買収を考えているものでございます。しかし、これからの交渉事になりますので、面積については変動が若干あるかと思っております。

次に、22節補償補てんの家屋移転補償費でございますが、これもこれからの交渉ですけれども、基本的にはこの数字が出ているということは計算して出しておりますが、件数の範囲といたしましてはおおよそ10件から13件ぐらいの間の増減の間の中で進ませていただくというような内容となっているものでございます。以上でございます。

志賀副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 この土地区画整理事業、施工面積が7万4,000平方メートル、事業期間が平成16年度から23年度、総事業費が45億6,000万円。それで、多分これの大きな目的である人口の張りつけ、計画人口640人ということを目指している事業だということは理解をしているところでございます。

そういった中で、今ご説明あったとおり、まず今回の予算、初めて具体的な事業に取りかかる予算になってくるんだと思いますが、総事業費、今説明のありました減価補償金、これは用地買収方式でやるようでございますので、そうしまとこれは多分仮換地、換地をしていったの減歩していった分、そのどうしても締めるときに价格的な不利益をこうむらないように、要は税金で負担をするということの意味だと思って私は理解しているんですが、その土地の買収費用として予定が1万2,924.89平方メートル、単価が平方メートル当たり6万7,000円前後、用地買収費が8億6,800万円、約9億円の総事業費の中に締める割合になっているんだと思います。

それ以外に建物の移転補償費が45億円の総事業費の中で約24億円という大変これは税負担が伴う事業なんです、そこでちょっと私も1点疑問に思うのは、公共減歩としてここではたしか1万9,000平方メートル、約2万平方メートルぐらいの公共減歩を出して、それで公共施設を新たにつくっていくという考え方だと思うんですが、今、道路つくったり公園つくったりということだと思うんですが、そのために出していただくのですが、そのうち1万2,000平方メートルについては税金で約8億6,000万円、9億円で買い取るというお話かと思うんですが、その辺そういう理解でいいのかどうかちょっと確認したいんですが。

志賀副委員長 橋元都市計画課長。

橋元都市計画課長 若干数値を訂正させていただきたいと思いますが、減価補償地区の面積は9,680平方メートルということで、事業計画書、これは各委員にお渡ししていると昨年思いましたけれども、その中では9,600平方メートルということの数値が出ております。

また、金額といたしましては6億円、6億86万3,000円ということで、たしか数字的に出してありますが、まずこの減価補償という金額の内容でございますが、基本的には施工する前の宅地の評価額。それから施工後の宅地の評価額。施工いたしますと、どうしても平方メートル当たりの単価が上昇します。それぞれ計算しても、どうしても施工前の面積が先ほど委員おっしゃったように非常に大きい面積でございますので、どうしても施工後の宅地の評価額というのは下がってしまいます。下がる金額は今回6億円ということでございまして、通常はその6億円の金額は、公共施工でございますと、このように土地を買って皆様の減歩率を下げていくということの手法をとっているものでございます。今回は28.19%の減歩率だったのを減価補償で賠償させていただきますと、14.48%という減歩に下がるということで、区画整理の中の方々の負担が若干軽減されるというような状況になっております。それが今回の補助金で買わせていただく減価補償金の金額ということでございます。

志賀副委員長 伊藤博章委員。

伊藤(博)委員 これはちょうど14年度に出されました事業計画案、概要版見ながらちょっとご説明を聞いているわけですが、若干、当局側も努力して一応事業費を圧縮しながらということですのでやっていかれるのだとは思いますが、そのときに、私が思うんですが、減歩した面積が9,000平方メートルということなんですか、これが必要で公共面積だということですが、あそこにはたしか土地開発公社分の1万8,000平方メートルの土地があるわけですね。

これ、私ども少なくとも先行取得を土地開発公社にやってもらう際に、確かにあの当時精査事業はもうこれを最後だよと、これで市がはっきりしないんだったらほかに売るよというふうなお話もあって、たしか県の土地開発公社を経由して買わせていただいたという経過がある。

それで、その事業目的の中には、やはりここでの再開発というものを前提に事業用地として先行したはず、土地を取得させていただいたはずなんですね。ここにこれだけのあり余る事業用地がありながら、改めてまた減価補償金という名目で用地買収費を出しながら、要は事業を進めていくということが僕いまだに理解できないんですよ。ということは、借金二十何億円先行して25億円とか27億円ぐらいのもう金利ついていますから、要はそれをいつまでもそうやってずっと何にもしないでとっておくから市民の皆さんからいろいろご指摘を受けて、市長もそのようにいろいろ答弁なさっていたかと思うんです。

であれば、その土地がせっかく区画整理ということで事業選択がされたわけですから、そうしたら一番先にやっぱりそれを土地開発公社から塩竈市が事業に供するようきちんと買い戻しを図ることが最も税金を損なわないやり方ではないかなと私は考えるものですから、どうしてもその辺まず第1点意見が合わないもので、なかなかこの事業、ちょっと賛成しかねているんですけれども、その辺当局としてはどのような整理されたのかお伺いをしたいんですが。

志賀副委員長 早坂建設部長。

早坂建設部長 それでは開発公社が取得しております土地、今委員おっしゃられますように、確かに塩竈市が港奥部再開発の事業用地として塩竈市が開発公社に事業用地として取得の依頼をしたということはそのとおりでございます。ただ、これまでも私ご説明させていただいたわけでございますけれども、港湾活性化計画の中ではFゾーンという位置づけがございまして、これは活性化に資するという部分でその取得の当時は事業手法等が決まっておりました。その中で、やはりこれを買えと、この土地の活用については当然公の公共施設用地と、それから市民に活性化なり港奥部の活性化策の事業用地としてこれを活用していくべきということで取得をされたというふうに私ども理解しております。ですから、これまでお話しさせていただきましたように、この用地の使い方については、やはり宅地としての活用の仕方と公共用地に供するという二つの使い方があるということで、それを市が市民に求めて、開発公社に依頼をして取得した経過もベースにあるのはそういうことでございます。

ただ、そういう中で、この開発公社の当地用地を含まれる7.4ヘクタールという部分につ

いては、事業手法の選択といたしまして、この開発公社に依頼をしたねらいと同じように、都市計画事業の中で行われる区画整理事業の選択ということになったわけでございます。ならばこの区画整理事業と申しますのは、当然、これまでもお話しさせていただきましたように、一地主者として公共用地充当の部分、それから換地として、宅地として活用される部分、これはこの区画整理事業の換地手法を用いる、減歩をいただくということについては、一般地主者と同じように減歩の対象の土地でもあり、換地をいただける対象の権利者でもあるということでございます。

ですから、最終的にはやはり依頼主である塩竈市がこれは取得をしていただくということで、その土地の活用の部分については区画整理事業で処理されることと、依頼をした塩竈市と開発公社の解決されるという部分と二つが出てくるということございまして、この取得依頼の目的的部分は十分承知の上でのこういう事業の選択でございますし、これからもそういう形で進めさせていただくということでございます。以上でございます。

志賀副委員長 伊藤博章委員。

伊藤（博）委員 私は、市のホームページに載っています「海辺の賑わい地区まちづくり参画事業者の募集要項への質問に対する回答」というのを見ているんですが、これを見たときに、質問の2で、応募なさった方々、この間の土曜日ですか、例の公開何とかやった方々の中の質問で、「取得や賃貸単価についてどの程度想定しているか」ということに対する市の回答なんですが、「取得や賃貸単価に関しては、希望する価格での提案で構いません。なお、市が貸し付ける場合は一般的に近隣路線価の状況をベースに年5%程度の率により賃貸単価を算定しています」と。また「開発公社の簿価単価が実勢単価の2倍程度となっている状況からは、売却協議には混乱性が予想されます。このため参画事業予定者と将来の売却を前提とした貸付等について十分協議したいと考えています」と書いてあるんですね。だから私はこれを読んだときに「市は買い戻さずに特定の事業者に貸し付けて、何年間か貸しながら将来買い取ってもらうと、売却を前提にしているんだな」という認識でいるんです、今。だから、それならそれでそのように最初からご説明いただければいいのではないかなと思うんですよ。一貫してしないと買い戻すお金がないということですから。だけど国はそれをするためにいいですよと、起債の発行認めましょうと言っているわけですね。

では、申しわけないが、この土地区画整理事業、総事業で実際市が地方債として、市費として約30億円、総事業の中で約30億円程度これから市費としてやっ払いこうしているんで

しょうけれども、これ、ここの実施計画見ると、市が単独で出せるのは1億5,000万円。これは一貫して財政課が言っていることだと思います。ということは、残りは借金であるということですよ。同じ市債を借りるのであれば、過去の借金を減らす努力をした方がいいのか、だって事業として使えるんですもの。過去の借金残して、また改めてその土地を買うための借金をつくって将来の負担として残した方がいいのか、この辺は僕議論されるべきだと思っているんですよ。それが僕わからないんです。あの土地はもう売る土地だと。市で、土地開発公社で持っている土地。だけどそれをやるためには差損が出るよと。書いてあるとおり実勢単価の2倍以上になっているというわけですから。そういったことをちゃんと、やっぱり赤字が出たら出た分については、これはなぜそうなったかということをやっぱり説明するということが必要なのではないですか。

そういったことがこの事業をやる段階の中で全くないわけですよ。バラ色ものだけではないわけですよ。だから、その辺が事業化の部分なのか、もしくは政策的な部分なのかわかりませんよ。そういう議論もうちょっとしないと、確かに区画整理としては事業するのは僕はいいんだと思います。だったら、せっかく市がそうやって先行取得している土地があるのであれば減歩要らないではないですか。それで今度は区画割りしたって土地の値段が下がっていくわけでしょう、これで辛くしていけば。評価下がっているわけですから。だったら、さっき言ったとおり、何か9,000平方メートルぐらいに今度減歩の用地が減ったわけですから、市が持っている土地もっと9,000平方メートルぐらい残るわけでしょう。そうしたらそれを余計目には地権者の人たちに、いらっしゃる方々にお金のかわりに土地として評価してつけてやってもいいのではないですか。

二重に、改めてまたないお金の中でなぜまた土地を取得しながらやらなければいけないのかというのがよくわからないんです、私。それでしょう。それで、確かに計画人口今度は650になるというわけでしょう。今現在が63戸で136人とされているわけですね、現実的には。ですから約5倍になるわけですよ。だったら今やるべきことはそういう人口をふやすということは大変必要だということは言っているわけですから、そういうところからではよしんばやるのであれば手をつけていくとか、なぜそういうことが具体的に事業の順番として出てこないのかがよく、行政としてお金を使うことが目的なのか、それともその事業をすることによって市税なり何なりの、今なかなか税収が不足して払ってこないものを補うと、そうやってそれがイコール賑わいとか何かにもつながっていくわけではないですか。

本町の4番、5番地区の再開発のときだって、やっぱり商業施設の今何とかやっていくためには背後人口が必要だという理屈があったはずですよ。だったらあそこに商業施設をつくる前にまず住む人たちをどんと張りつけてしまった方が地域のそういう既存の商店街に対しても影響力ってもっと大きいのではないですかね。塩竈市にも税収として上がってきますよ、その方が。そういう発想になぜならないのかというのがわからないのでご回答をいただければと思います。

志賀副委員長 早坂建設部長。

早坂建設部長 それでは、ただいまのご質問、大きく分ければ、まず私ども現状での土地の価格というのは、これは事業が始まるとか始まらないとか関係なく地価の下落という部分については、これは全国一律に下落傾向は歯どめがかからなかったという部分はご案内のとおりでございます。今、委員おっしゃられましたように、当初、開発公社、取得を依頼したときには10万円を超えておりました。現在その価格が7万幾らぐらいということにまで下落をしたという、ここで当然簿価との差が出てまいります。ですから、事はこの簿価との差を市民負担で今の時点でどういう形で、これは市民共有の財産でございますので、その簿価の差を市民負担にどういう形かではね返らない形を、軽減図られるような形でという部分については、これは私ども区画整理事業やる側と、開発公社、市の財産の方ともこれは協議をして、今後きちんと整理をさせていただくということで現在いろいろ話し合いも進めさせていただいております。ですから、この簿価との差の部分は今後市民の皆様にもきちんとその辺の説明責任を果たせるような形で整理をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、ではなぜここで、事業との関係でございますけれども、減価補償金というこの事業の性格を事業計画書の中でも皆様にご説明させていただいたとおりでございますけれども、この減価補償地区といいますのは、従来の、現在の状況でこの土地を生かすために必要最小限の公共用地を配置せざるを得ないと。それから公共用地といいますのは、道路とか駅前広場とか公園というものを、現状でもございますけれども、あの7.4ヘクタールの中でこの宅地が生きるように公共用地をつくる、配置をしていくと、そのための公共用地部分。これが先ほど橋元課長が答弁申しあげましたように、これは公共用地を現状のままで、公共用地だけをとっていきますと、平均で28%からの土地の提供を求めなければならないという状況、これが公共減歩と称されるものでございます。

しかしながら、現在の土地の、今度は宅地の総価格と、整備して利用は上がるわけでござい

ますけれども、宅地の面積は絶対すぐ減ってくるわけです。そうしますと、宅地の総価格の差が前と後の形で算出いたしますと、整備されて土地の利用価値は上がるんですけれども、価格的にはどうしても追いつけないという状況が出てきます。これが減価補償金として一般的には法的には金銭でお返しをします。この限られた地区の人たちにお返しをするという制度でもございますけれども、一方では、その金を使って事前に不足する部分を、土地の提供ではなくお金を交付するのではなく、土地でそれを皆さんにお返ししていくことという制度が減価補償金制度でございまして、これでもって今年度も16年度から買収らせていただいておりますけれども、その価格でもって買い取らせていただく平方メートル数が約9,600平方メートルほどありますよということでございます。（「ありがとうございます」の声あり）

志賀副委員長 伊藤博章委員。

伊藤（博）委員 私、わざわざ施政方針でこれまでの土地区画整理手法というのは残念ながら成り立たなくなってきたというふうなのが一般的なお話ですよということをわざわざ申し上げさせていただいたわけですから、余り制度の原理原則論にこだわって、木を見て森を見ないような事業手法というのはいけないものだと思うんですよ。塩竈市、マリングートの方で全部そうでしょう。そこが問題なんですよ。今やるべきことを何とかうまく説明するために、説明するためにという理屈だけなんですよ、残念ながら。だからそのところをもうちょっと柔軟に、事業課の皆さんにこれを言うのは大変酷かもしれません。でも、やっぱりそれぐらい柔軟に物事を今考えていかないと、この厳しい状況とても乗り切れませんよ。そこで一方、違う部分には全部しわ寄せが行くわけですよ。ですから、そういうところ、もうちょっと行政、コーディネート的な発想を持って考えるべきなんだと僕思うんです。

いや、わかりますよ。言っている意味はわかるんですよ。わかるんだけど、それをやっていったら塩竈市大丈夫なのと。いや、いいですよ。来年からでもそこから税収が今の結局5倍なるからと5倍分が上がってくるというんだったら僕まだ理解できるんです。そういうふうな事業でもないような気するんです、これ。だからもうそんな余裕を持って、何十年か何百年か先わかりませんけれども、そのためにもやったいるんだという塩竈市は残念ながらそういうのできるような状況ではないでしょう、今。にっちもさっちもいなくなってきたんですから。先延ばし、先延ばしはもうできない状況に来ているんです、今。だったらそういうことを前提に、もっと庁内できちんとお話し合いをしてもらいたい、僕は。

財政課だって橋渡しだと思えますよ、こんなの。本当に1億5,000万円だけでずっと大

丈夫なんですか、市からの繰出金は。だって収入を見ると、国の補助金、たしか約35%になっていますから、国からの支出金は1億5,000万円、総事業費で行くと15億5,000万円ぐらいですよ。それから市費と言われるのがこれ15億5,000万円。これ市債でしょうね。それから、市単独費が14億円。これをこの10年間で工面していかなければいけないわけですよ。これだけ一般会計でみんな苦しい苦しい言っているときに、何でこんなことができるんですか。それでやったら来年から何か特別な税収でもそこから上がってくるんですか。何年か、10年間我慢しないと、10年後にはここから5億円ずつ上がってくると、そういう話ではあるんですか。そういう議論まったく、だからこれからは事業とそれから歳入、入ってくる分、出す分と入ってくる分をちゃんと考えて事業しなければいけないと、今これからの行政はそうではないかと言われているわけですよ。そういう視点が残念ながらこの今回の区画整理の中にはないような気がするんです、私。やっぱりこれ土地開発公社の問題、後で考えるのではなくてやる前に考えなければだめですよ。これは隠れ借金ですからね。

もう、今、だって企画かなんかで連結でいろいろ出していますよね、今、いろいろな資料。そうしたら、そういうものを含めて連結して見ていかなければならないのではないですか。そうしたら塩竈市は単独で自立できるような状況にはあるんですか、それも入れたら。ないはずですよ。だからだましましもやらなければいけないんですよ。

下水道だってその当時は平準化債借りながら繰り出しをその分こういうので減らしているだけではないですか、今。それだって必死になって頑張っているでしょう、現場では。

病院なんかも本当に一生懸命頑張っているんだと思う。だからそういうことをトータルに考えてぜひ行政をやってください。お願いします。

志賀副委員長 では、伊勢委員。

伊勢委員 それでは私の方から、中川委員に続いてまず前段市立病院について何点かお尋ねをしたいと思います。

それで、先ほど東海林委員の方から質問がございまして、一緒の回答の中で四つほど整理されると思うんですね。塩竈市立病院は中核的病院として役割を果たしたい、そしてサテライト病院との連携を図る。医師の研修医制度がありますから、2年間は医師確保できないがその2年を乗り切ると、こういう旨の回答がございました。

そこで、改めてそういった答弁を踏まえながら何点か確認したいんですが、中核的病院としての役割を果たしたいという点で、これは公的な性格を帯びて、この地域医療の中でその役割

を果たす医師があるのかどうか、その点を伺いたい。

同時に、6病院は救急告知病院、6病院それぞれ指定をされております。今回の再生プランの中で資料がございますが、医師の勤務の体系、労基法の、労働基準監督のさまざまな意見もございます。こういうことを踏まえながら、しかし市民の命、安全を守る上で当然この救急医療そのものの役割の果たす側面は公的病院の市立病院としての性格を帯びさせていくのかどうか一つ伺いたい。二つ目ですね。

それから三つ目は、ではこの2年間の再生プランで医師の研修医制度が終わると、その2年後自身の医師の確保に努力はしたいというふうに言っておりますが、医師配置を含めながら、いわば2年間のこうした荒療治というか、そういうことをやりながら、いわば前段述べた公的な病院としての性格、役割を2年以降戻す意思があるのかどうか、その点についてお尋ねします。

志賀副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 一ついわゆる塩釜医療圏の中での私中核的という言い方を何度かしてまいりましたが、中核的病院、サテライト病院というものの正式な法律的な位置づけはありません。それは県の方で各医療圏でこういう取り組みをしていこうということの内容でありますので、それを踏まえて本塩釜医療圏でもいわゆる民間・公立合わせて6病院あると、それを、では、しからばどういう形で相互連携協力を図りながらこの地域医療需要におこたえしていこうかということで、位置づけとしてはあくまでも本市立病院サテライト病院の一つにすぎないわけではありますが、公立病院それから東北大学の方から高度な医療技術を持っておられる医師を派遣していただいているというような中身といったことで、ぜひ六つの病院の中では中核的な役割を果たして、全体として相互に連携強化が図れるような体制づくりをしようという意味で申し上げました。

二つ目、では、しからば救急医療等について十分こたえられるのかというようなお話でございますが、これらにつきましては昨日あるいはその他の答弁でもお答えさせていただきましたとおり、今は六つの病院で夜間救急医療に対応してきたわけではありますが、なかなか大変であると。大変な最大の理由はやはり医師不足の問題であります。本市立病院も11名という極めて限られた医師がそれぞれ当直医をなされると。当直医というのは、本来は入院患者の、ということが一義的な対応かと思っておりますが、その間当然救急患者が搬送されればそれらの医療にも当たるということで対応してきております。結果といたしまして、労働基準監督署等か

ら過重労働ではないかというようなご指摘をいただいております。我々もこういった環境を何とかしたいということで、夜間の配置するお医者さんについても東北大学の方から臨時にそういった医師を派遣していただくということで、常勤医の方々の過重にならないような工夫を今させていただいているところであります。

それから、研修医が出てくるまでの間が非常に大変だということにつきましては、全く同じ考え方ではありますが、その間は、先ほど申し上げましたように、17年度、18年度の緊急プランという中で、何とか極力地域の方々へ提供できる医療水準を低下させないで頑張ろうということと、内なる問題としては経営体質の改善ということに取り組ませていただきたいと思います。当然のことではありますが、研修医が解禁になり、また地域社会にドクターが戻ってくれば、我々今まで欠けておりました例えば整形外科部門でありますとか、先ほど申し上げました循環器系でありますとか、そういった分野についても何とか復活を目指しまして努力を重ねていきたいというのが我々の方針であります。以上でございます。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そういうことを踏まえていきたいと思います。

そこでもう一つ、たしか昨年9月決算議会のときに、病院再建について、医師不足の問題も随分議論されていましてから、あの当時いろいろ検討したいんだと。しかし、先ほどの回答の中で、言ってみれば内部で固めたというのはそれはそれでいいでしょう、素案として。しかし、あの当時の回答の中で、市民それから有識者も加えて再建プランを何とか立ててみたいと、こういうふうにお答えになったですね、小山田部長がね。しかし、先ほどの回答を聞いていると、ほとんどそういう姿が見当たらないし、先ほどの結論から言えば、公営企業全部適用というところに全部おさめさせていくという方向になっていて、これで本当に市民の納得と理解が得られるのかどうかということが、この問題の一つは再建を立てていく上でのやっぱり前提だろうと思うんですよ。再建を立てるためには、それは病院自身はその点での損を出すけれども、しかし有識者、医師会も含め、そして実際に利用者である患者さんの何人かも加えて一定のたたき上げをして、そしてその上で議会にも示す、市民にも示す、こういうやり方が本来の筋ではないんですか。そうでないと議論はすべて全部企業適用法の方にずっと流れていって、そこでやるんだと、こういうことになろうかと思うんですが、当時の答弁と今回なぜこういう方法で出したのか。この違いをちょっと明らかにしてほしい。

志賀副委員長 小山田市立病院事務部長。

小山田市立病院事務部長 私、去年の9月議会で、16年度の当初予算で病院の再生プラン、いわばことし最後に迎えます経営健全化計画が終わり、第2期経営健全化計画に入る。ですから、それについてはコンサルに頼んでいる成果が出てきたところで専門家とか市民の代表者も含めた市民的な議論をして、そして病院のありようを整理していきたいというふうに申し上げました。ところが、16年度に入って以降、医師が五月雨的にやめていって、その収支が例えば私は9月議会では「この状態で行ったら3億円の赤字になる」と申し上げました。12月議会ではさらに厳しくなって「5億円になる」というお話申し上げましたけれども、そういうことで、いわば市民的な議論をしていく、そういう時間がもうない。今とりあえずはこの1年どうするかというのが勝負だと。この1年なくして3年目は語れない。ですからここで院内の議論も本当に性急、早急でしたけれども、11月以降消化器センターに特化し、そして稼働病床も少なくし、その体制に合わせたスタッフにして、そしてスリム化してこの事態を乗り切ろうと。だからもうがけっ縁でしかないんだと、これで行くしかないのだということで院内の議論をさせていただき、そしてあとは医師会とか東北大学の医師を派遣していただいている教授とかにも説明し、理解をいただいて、まずはこれで新年をしのごうということで今日に至った次第です。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 いわばにわか急転したというふうにとらえていいんでしょうね、今の答弁ですとね。しかし、年度当初にこういうプランが出てくるからには、やはり市民の意見をよくわきまえるというか、私はこれがうんと大事だと思うんですよ。例えば、今度の市立病院についてのこういうふうな新聞報道がございましたね。過般、河北新聞に出されました。患者さんの具体的な声の中でやはり問題になっているんですよ。ある患者さんの、脳神経外科の方の脳血栓なんかでちょっと障害を持っている方、内科で月1回受けているようですが、どうするんだと、例えば消化器系統に特化して、我々一体どこに行くのですかと、こういう、さっき市長は公的病院としての役割を果たしたいと、こういうふうに言明していますね。しかし、実際の患者さんの立場で置きかえると、実際に外来で通院している患者さんにとっては、こういう記事が新聞に出されて、あら、いつの間にか市立病院は消化器系統に特化するんだと。そうすると今まで自分が月1回行って、少なからず半日かけて診断してもらって薬はもらったと、行き場はどうするのですかと。こういう問題、何一つ今度の再建計画の中では触れられていませんね。どうなんですか。そういういわば市民の利用者の声を聞いていくと、そういう声がどこでも出て

きているんですよ。その辺はどうお考えになるのかお聞きしたいです。

志賀副委員長 伊藤市立病院次長。

伊藤市立病院事務部次長 まず、現在お示ししている再生プランにつきまして、市民の意見は聞いたのかということでございますけれども、これは前に会合で部長から答弁しましたような、例えば有識者を集めてとかいう正式な形ではありませんけれども、今回のこの内容につきましては、市の方で行っております再生委員会のご意見というものをこれは十分に反映をさせていただいた形になっております。例えば、病院としての一つの特化といいますか特徴づけ、あるいは病床の見直し、あるいは人件費の見直しといったようなところはこの計画にも当然反映をしているという形になってございます。

それから、新聞報道で消化器医療センターに特化するというような報道になって、患者さん方はどう感じているのかということでございますけれども、当然、今回の緊急プランにあっても、市立病院、公的病院としての役割というものを踏まえた上で、このような方面に特徴を出していこうということでありますので、現在、外来で通われている方について特化したからもうよそへ行ってくださいということはございません。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 僕が言っているのはそういうことではないんですよ。現実こういう新聞報道がされて、やっぱり不安、動揺が広がっているんですよ、患者さんの中に。それはそうでしょう。自分が、例えば課長が患者の立場に置きかえてああいう報道が出たらどうですか。自分がどうなるかというのはだれしも思いますよ。そこの不安の解消に努めていたのかと、こういうプランが出る前に、出て恐らく新聞で報じられたからこういう形で言わざるを得ないんだけど、いずれにしても少なからず公的役割を果たすというならば、そういう声には私は患者さんに耳を傾けていくべきだし、この議会でこういう議論しているんだが、実際に市民の方々にそういう意見があるということを踏まえて、市立病院の役割、誤解がなきようそこはくれぐれも患者さんが本当に不安を持ってならないような対処を一つやっていただきたい。それはどうですか。

志賀副委員長 長嶋市立病院長。

長嶋市立病院長 伊勢委員のおっしゃるとおりです。市立病院の役割としては、全科そろっていないと僕十分なことはできないと思います。患者さんがおっしゃるのはそのとおりだと思いますけれども、現実的に今いる人数でそういう神経内科的なことまでできるのがいけませんので、そういう意味で6病院あるいは7病院含めた病院長会議でこの地域の中で住み分けをして、機

能分担してやりましょうと。うちに整形外科医がないので、例えば整形外科はある病院、多賀城にある病院で受け持ってもらいましょうと。今、新築している大きい病院がありますけれども、比較的そろっているのはあそこですので、そこでできないものもありますので、そういうものはやはり近くの仙台市内のここに近いところも少し含めて、そういう病院長も含めていろいろお願いしましょうということです。

例えば頭で脳出血ですぐ手術しなければならないような人はこの辺でできません。そういうことで、国立病院に、あそこの脳外科の先生、今、院長が脳外科の先生なんですけれども、そういう先生方と提携を結んで、連携ですね、いわゆる病病連携なんです、常に連絡してとっていただけるようなことをしたり、あるいは循環器、先ほど言った心筋梗塞とか、そういう場合には厚生年金病院とか、あるいは厚生病院と、今厚生病院はバスといいますか、ハートカーといいましたか、そういうので迎えにも来てくれますので、そういうところに連絡を密にしてやるような、もうこの医療圏だけでできないものも出てきていますので、そういう連携をしながらということやって、なおかつ夜間救急もみんな協力しながら、それぞれのところがそれぞれにやってもみんな疲労こんぱいして、亡くなってしまって何もできないような状態になったらこの医療圏困るのではないかとということで、少しずつ割り当てをやって、この日は任せましょうと、では、ほかのところ少し、1日、週に1回ぐらい休みましょうと。で、次の日にきちんとできるようにしましょうというようなことをやろうとしておるわけです。

市立病院だから、公的病院だから全部すべてやってくださいというのはもうわかりますけれども、現実的にできないということが事実だと思しますので、そこを何とか了解して、医師が十分確保できればもちろんやりますし、やりたいとは思っております。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 実情はいろいろ承知しているところであります。

そこで、やはりそういった今度の再生プランの出し方というか、そういう不安を患者さん自身抱えているわけですから、長嶋院長がそのようにおっしゃって、いろいろ連携をしないと、6病院の連携を図りたいと、これはやっぱり大事なことなんですね。そういうことで、それぞれやりながら、しかし市立病院を信頼してこの病院にかかりたいという患者さん少なからずいるわけですから、その辺はぜひそういう立場で臨んでいただきたい。

それから、ちょっと事実確認だけしておきたいのですが、公営企業全部適用というふうにしたいと書かれておりました。そこで、公営企業法全部適用はたしか水道がそのようだけれども

一般職ですね。そうすると、一つは市立病院が仮にそうなるうとしている場合は、この違いは
どういうふうに説明されるのか。水道は全部適用だけれども一般だよと。この辺が一つどうな
のかと。

それからもう一つ、公営企業法の全部適用の中で、水道料金というのはいわば水道のいろい
ろな関係で水道料金の見直しがあった時期もあります。しかし、医療制度の場合、診療報酬は
国が診療報酬の単価を決めるんですね。最近ではマイナスなのかな。そうすると、そういう点で、
報酬単価は国で決めるわけですから、全部適用となると、財務の方で一部やっているというの
はわかります。これは今までやってきたということなんだが、全部適用の中で、この矛盾につ
いてどう考えるのかお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、一定の職場の中で話し合いはしているけれども、労働組合との関係で、
この問題について再生プランの関係で今現在、今日ただいまの時点でどうなっているかお聞き
したいと思います。

志賀副委員長 内形水道部長。

内形水道部長 事実確認の分で確認させていただきます。委員、今の水道職員、一般職と言
いますが、地方公務員法一部適用除外で、地方公営企業法あるいは労働関係調整法を適用される
企業職員でございますので、よろしく願いをいたします。

志賀副委員長 伊藤市立病院次長。

伊藤市立病院事務部次長 仮に病院が全適になった場合には同じく企業職員ということになり
ます。また、診療報酬につきましては、これは水道は独自の水道料金額定められますが、病院
の場合には当然診療報酬に従っていくということになります。また、組合に関しては、この緊
急プランの中の一つという形で全適の検討ということも伝えてございます。以上です。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 わかりました。水道の方は地方公営企業職員というふうなことです。そういうこ
とでの扱いになると、いわば今回示したということです。これはどこかのをもう1回深めてい
きたいです。

それから、実際に診療報酬は国の方での基準ですから、これは事実として国の動向に左右さ
れていくと、こういうことになるわけですから、なおさら事は重大ですね。医師の確保の問題
でも2年後の関係で研修医が解かれると、医師を確保をしたいと、これはこれで妥当な話だと
思いますが、しかし診療報酬は毎年変わるわけですから、そういう点でも出し方の方向という

か、やっぱり出し方がそういうことも含めて十分検討されていったのかどうか私も疑問に思うところなんですよ、この再生プランについて。各委員からもいろいろと前段の議論もあったし、改めてそういう医療の経営の実態、医師不足の中で起きている問題というのは、我々そういうこともよく考えながらいろいろ判断していかなければならないわけだけれども、一つ一つ聞いていくと、やっぱり不十分なところ見当たりますわね。今言ったような問題についてどうクリアするのかと。診療報酬の関係でもね。だからその点でもやっぱりそういうことをクリアして、これだったら自信と確信持ってやれますと言うような再生プランを本当に示して、同時にやはり市民合意だと思うんです。公的役割を果たす、再建プランもしっかり果たす、市民が本当に納得する、患者さんが今の市立病院にいろいろ頼って治療したいと、こういう合意というか内容というか、市民のこういう声を聞いてプランを示すべきであって、再生プランが先にぱっと発表されて、この点でも市民の中に多分のいろいろな誤解を生んでいることは事実ですから、この辺も病院側の一つ今後の課題にさせていただきたいというふうに思います。

時間もありませんから、委員長、次の質問に移らせていただきます。（「はい、どうぞ」の声あり）

水道会計の方についてちょっと触れていきたいと思います。

それで、前の施政方針に対する質問の中で、福島議員が仙南・仙塩広域水道について料金の改定があると、こういうことで施政方針の中でもたしか値上げがあるんだということに触れられておったやに思います。その回答ちょっと改めてメモで起こしてみたのですが、七ヶ宿の受水料金、5年ごとの見直しだと。平成15年見直しが行われ、平成16年での受水量が決められていたと。平成17年仙南・仙塩広域水道について17市町の首長が県に行って協議をして経営努力云々と、こういうことでの回答が前段の質問でございました。回答でありました。

そこで、改めて県の動向がどういうふうになっているのかぜひ明らかにしてほしいし、それから資料16、議会当局に求めた資料の13ページのところに受水量及び仙南・仙塩広域水道の覚書水量と現行料金についてということで触れられておりますが、そこで改めてこの点について、資料として示されていますが、当局としてこれまでの経過、それから受水の新たな変更、そして同時に基本料金、受水の基本料金、使用料がどのように変わろうとしているのか。県議会の動向もあるようですので、その辺のいきさつについて触れてほしいと思います。

志賀副委員長 郷古水道部総務課長。

郷古水道部総務課長 受水料金の改定につきましては、施政方針の質問で市長がお答えしたと

おりでございます。基本料金では3.5%、使用料金では10.2%の値上げを18年度からということで、本県議会の2月議会に上程しているところでございます。こういった中で、パーセントでは3.5%、使用料金では10.2%ということなんですけれども、具体の料金といたしましては、基本料金で現行料金が1,158円でございます。これが1,199円に。使用料金では現行が59円でございますけれども、それが65円にということでの変更で今議会に上程中というところでございます。

それで、次に受水量の関係でございますけれども、これについて平成15年度に受水量の見直し、その調査がございました。それに対しまして、本市におきましては、やはり水需要が右肩下がりというような状況から、これまでどおりの受水量というようなことでは水道経営にも負担が大きいというふうなところから、こちらで出した要望の数量につきましては地震災害、そういったときに断水が市内に発生した場合、配水池というふうなものがございますけれども、そういったところで一定水量の確保はされております。そういったものはされておりますけれども、さらに導水管の事故といったものでさらに断水が長引いた場合、そういったところで約14時間ということで計算しまして、その中で希望受水量を提出している状況がございます。そういった内容で出したものが今回の覚書水量というふうなところになってございます。

志賀副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 この値上げは県議会にかかって平成18年度からということのようですが、そうすると、この表で見ますと、覚書、当時15年のときに調査を行って、17年までの関係だったのだけれども、17市町の関係で日量1,100トン見直しを図ったと、こういうことですね。そして21年までの一応覚書の関係でこういうふうなことで確認をしたということのようです。

そこで、時間もありませんから、いわば今度の予算の関係で、仙南・仙塩広域水道の関係の予算、19ページのところに触れられておりますね。資料 12、19ページで受水料金書かれています。前年度調べると、平成16年で2億7,481万5,000円というふうになっております。予算総額も前年と比べて、平成16年度と比較すると、前年と比較すると仙南のやつが713万円増となっておりますが、トータルで、つまり水道の去年の予算、これはことしの予算の関係で、いわば市民負担つまり水道料金の引き上げにかからないと確認していいかどうか。水量が減ったことと18年度から料金が引き上がるという、その辺の当局の考えだけお聞きします。

志賀副委員長 内形水道部長。

内形水道部長 今、17年度の額、委員お話しいただきました。2億8,194万4,000円。間違いなく水道料金に対してはかなり重いウエートを占めておる受水料金であります。先ほど説明しました今後5年間の予定水量より下がったと説明申し上げましたが、現実的には来年改定されればおよそ2億8,733万円ぐらいまでなります。約650万円ほどの負担増となってきます。見込みであります。固定経費が増大してくるということでございますので、本当に今の水道料金、右肩下がりでございます。こういう状況の中で固定経費がふえてくるというような水道事業会計でございますので、水道部といたしましては、今年4月1日には2名削減、さらには24時間保安体制の見直しなど業務の見直しを図りながら経営の効率化、あるいは経営の安定化を通しながら経営基盤の強化を図ってまいりたいと思っております。以上であります。

志賀副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時30分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時30分 再開

木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。今野委員。

今野委員 きとうまで一般会計、そしてきょうはまた特別会計に入って、各委員の皆さんからいろいろ問題点が指摘され、かなり財政が逼迫しているということを市民の皆さんは大変心配して憂いておるのでございます。そこで、私も若干の質問をさせていただきますので、当局の皆さんにおかれましては一つこの財政危機を乗り切るにはどうしたらということ、もちろん皆さんもう既に頭におありでしょうから、そこら辺のところを市民の方々にわかりやすくご説明をいただきたいのであります。

私は、議員になって10年間というもの、特別会計の繰入金の問題、これについてずっと申し上げてまいりました。繰入金を入れることによって一般会計の側は繰出金になってしまうわけですね。そうすると、本家の生活費から分家の生活費を面倒見るといようなぐあい、だんだんだんだん本家のすねがやせ細ってしまうと、こんなことをしていればいつか財政が破綻しますよということを申し上げてまいったところであります。そしていよいよそうした時期が

近づいてきているのだということを痛感しております。マスコミ、とりわけ新聞紙上を初めマスコミで言われておりますように、これは何も本市だけの問題ではないのではないかとということもありますけれども、特に本市としては私も議員の一員としてこうして何年も申し上げ続けておりながら何ら改善が見られないというところに問題があるのではないかとということを指摘したいのであります。

そこで、まず交通事業特別会計であります。交通事業特別会計については、今年度2億3,250万円の予算を提案されました。昨年度は2億5,000万円で、ことしは1,750万円の減となっております。これは10の195ページの歳入のところを見ますと、459万円マイナス、これは事業収入が減るということで、それから繰入金1,291万円マイナスと。合わせて1,750万円のマイナスということですが、この事業収入の459万円はどうしてマイナスになるのか理由をお聞かせ願います。

木村委員長 千葉浦戸交通課長。

千葉浦戸交通課長 お答えします。

事業収入の減の一つの要因としましては、離島航路の利用者の大半を占めます島民の人口の減少、そういったものからの事業の減少。もう1点としましては、定期券の利用者、昨年当初予算との対比でございますので、昨年との比較で定期券の利用者が結構減っております。そうした2点での減収が今回の事業収入の減として表記させていただいております。

木村委員長 今野委員。

今野委員 この交通事業特別会計におきましては、これは再三再四各議員からも指摘されておりました。市民のための足であれと、市民のためにということがないのではないかと。例えば夕方最終便は6時であります。そうしますと、市内に通っている高校生、それから仙台の高校に通っている高校生、部活動をしたくてもこの船で帰らなければならないということになれば、部活動も思う存分できません。また、市内にお勤めのご両親、あるいは仙台にお勤めの方、こうした方々はまず残業もできません。5時15分で仕事が終わる市職員の方々でさえ、この6時の船に乗ろうとすれば、残業できないのではないかと思います。このことは前にも何度か申してまいりました。夜の便を走らせてくださいと、こんな議論はしたことが何度もあるわけなので、今さらこう言ったところで仕方がないことではありますが、夜は航路標識がなくて危ないので船を走らすことはできませんと答えたときがありました、私の質問に対して。しからば夏の6時は明るいから昼間だとしても、冬の6時は昼ですか、夜ですかと言ったら立ち往生した

課長がおりました。事の最後に、だれのために、何のためにという原点を忘れて、ただ単に仕方がない、仕事だからみたいな感じでこうした事業に取り組んでこられたのではないかなと思うんです。

そして今、マリゲートから浦戸諸島まではアッシー君と名づけた、これは民間の業者さんが走らせている海上タクシーが回送しているというふうに聞いております。こんな会話もこのごろは聞かれるようになりました。浦戸の方が夕方何かの会合や会議で遅くなりそうなとき「そろそろ帰らないと6時の船に間に合わないのではないの」と、これは今までの常識的な会話でありました。そうすると、帰ってくる答えは「うん大丈夫、今ハイヤーあるから、海上タクシーあるから心配しなくていいんだ」と。こういうふうな返事が帰ってくるようになりました。そこら辺にこの売上が減った原因があるとは思われませんか、課長。

木村委員長 千葉浦戸交通課長。

千葉浦戸交通課長 離島の夜間便の話とその売上減少とイコールになるかどうかという問題に関しては、いろいろな要素かみ合ってくると思いますけれども、今の時点で直接的に今回の減少そのものに関してかかわってきてはいないのだろうと思います。ただ、住民の、島民の要望としまして、そして今現在の民間のアッシー君、運航しておることに対してかなり住民の安心感というものが広がってきており、確かにそういう、従来言われた7時とかそういう便ではなくそれ以降の便が用意されるということに対して安心して島民がいられるというようなことは私も聞いております。ただ、それ市営汽船ですずっとやっていけるかということになるとちょっといろいろ問題ありますので、その辺に関してはまた別として、民間と市営汽船と協力し合いながらやっていければなというふうに考えてございます。

木村委員長 今野委員。

今野委員 実はそんなことを言っている場合ではないと思うんです。これは今まだこの程度ですから、定期券のお客様が減っているといってもこの程度ですから、さほどのことではないというふうにお思いかもしれませんが、これが年々うわさがうわさを呼んで便利になっている。便利だよと言われるとそうだなと、定期券なんて買ってられないわなというお客さんがどんどんふえるんです。つまりお客様のための船を走らせないといけないのであって、もう既に市営汽船の時代ではないのではないかと。むしろ市営汽船も民間に転売したらどうかと、そういう時代なんです。もう市が定期便を抱えて運航している時期ではないですよと、もう時代は違いますがよということでもありますから、そここのところの認識をぜひいただいて、今後に対応し

ていただきたいというふうに思うわけであります。

さて、次に、いっぱい申し上げたいことあるんですけども、公共駐車場、これも再三再四申し上げてまいりました。公共駐車場は、これは 10の283、284のところに歳入歳出書いてあるんですが、これの288ページで歳出が8万円ほど減りました。大変喜ばしいことだと思います。たった8万円ですけども。ところが、減ったというのは何かを節約したのではなくて、借金の元金を先送りしただけではないんですか、これは。ここは第2款公債費1項1目利子であります。これが前年度15万円の予算が今年度7万円になって、マイナス8万円でありますけれども、ここの公債費で本来元金は返していないのではないかなというふうに見受けられるんですが、返しているとすればどこに書いてあるかお知らせください。

木村委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 これについては短期借入金で一時借入金になっております。その利子であります。（「元金は。それはわかっている」の声あり）運用のためです。（「元金はどうしたのか」の声あり）資金運用のためです。この会計の運転資金の運用金であります。

木村委員長 今野委員。

今野委員 そうすると、運用資金、運転資金ということが今あったのだけれども、そうすると元金はどうなっているんですか。一時借入金だから、これ元金あるんでしょう、借りたのだから。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 私から一時借入金についてお答えさせていただきます。

各会計では基本的に決算時点で歳入歳出伴うわけでございますけれども、年度中途におきましては歳入時期、歳出時期の時期のずれがございますので、一時的に収支が不足する場合がありますということで、一時借入金というのを必要になるわけでございます。それで、駐車場会計におきましてそういった収入不足のための措置として一時借入金について一定額、わずかではございますけれども予算化はしているということでございます。その金額につきまして、利率の低下傾向もございまして、前年度と比べますと金額については減額しての計上となっているということでございます。

木村委員長 今野委員。

今野委員 そうすると元金はこれどこで返しているんですか。

それから、利息が安くなっているというお話だけれども、7万円の利息つくということにな

れば結構な金額借りているのではないですか。（「もっと詳しく説明してやってください。詳しく説明ね」の声あり）

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 まず元金償還があるかどうかですけれども、これ長期の借入れではございませんので、年度内に借りて年度内に返すということで、予算上は元金の計上というのが出てこないということでございます。その間に生じた利子のみ支出として出てきますので、その分の予算措置は必要だということ、そういう仕組みでございます。

木村委員長 今野委員。

今野委員 そういうことなんですか。わかりました。借りたときには歳入で入ってきて、返すときに歳出で出ていくのかなと、家計簿でもポケットマネーでも大体普通そうするものなんだけれども、役所の会計というのはおもしろいですね。プラマイゼロになれば計上しないということなんですね。わかりました。まあいいでしょう、次に移ります。これは利息だけ払えばいいということですね。

それから、公共用地先行取得事業などもありますよね。公共用地取得事業、これも実はここにも公債費があるんですね。ここの公債費は前年度予算は1億八千何がしの予算を組んでおりました。そして利息が414万8,000円という利子を払っていたのでありますが、今年度はこれがゼロになっておりますが、今まで借りたのを全部払い終えたということなんですか。その辺ちょっとお知らせください。

木村委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 公共用地先行取得事業会計は、公共用地先行取得事業債という市債の区分あるんですけれども、その市債を活用して土地を取得した場合にこの会計を設置して借りなければならぬというふうな仕組みになっておりまして、そのために設置している会計でございます。そのほかに土地開発基金の会計処理もこの会計ですることになっておりますので、二つの要素あるんです。それで、その償還ですけれども、昨年度までにこの公共用地先行取得事業債につきましては償還を終えているということでございます。その関係でことしにつきましては元金、利子とも予算計上しないということでございます。

木村委員長 今野委員。

今野委員 ありがとうございます。

それで、時間が限られておりますので、細かい部分についてはこのぐらいにさせていただきます

まして、いろいろな事業、これは一般会計の方はもっと相当なんです、事業費が減っております。特別会計においてもかなり事業費そのものは減っているわけなんです、しかし一向に減らないのが人件費なんです。こういう逼迫した財政状況で切り盛りをしていかなければならないときに、民間の企業であれば、あるいは民間の家庭であればというふうに置きかえた場合なんです、民間の企業であれば、これはもう固定経費としてかかっていく部分の人件費、ここら辺を切り込んで身軽にしていくということがこれは常道であります。例えば光熱水費だとかなんかも固定費ではあるけれども、ここら辺は例えば電気をこまめに消して、使わないときは暗くして電気料を節約しましょうと、それから水道はぼたぼた垂らさないようにきっちり蛇口を閉めましょうというふうなことはどこの企業でもやっていることでありまして、節電・節水に心を砕いておるわけでありましたが、しかし、そのぐらいのことでは限度があります。したがって、もう相当逼迫してきますと、人件費に切り込まざるを得ないと。民間の場合であれば退職を勧奨したり、あるいは解雇というようなこともあるんでしょうが、役所はそうはいきません。公務員の皆さんですから身分は保証され、解雇ということにはいかないのですが、そしてまた給料などもこれは昨年1億円の減額をしたりしているということは市民もよく知っているわけでありましたが、しかし、そのぐらいではもう既に焼け石に水という状況だというふうに市民は心配しております。このままで行ったら財政再建団体に陥るのはもう時間の問題ではないかと。大丈夫なのか、こう言って皆さん心配しております。

そこで、仮に月々の給与については、これは生活給だという主張もあるでしょうからそれは仮に置いておいたとしても、これからやはりボーナスであるとか何かで職員の皆さんみんな協力し合って、市民がこんなに苦しんでいるときなんだから、何とか3割とか4割とか手当を削って市の財政を再建しようというふうにして協力していけないものなのかどうか。あるいはまた協力をいただきながらこの財政を立て直していこうということは考えていないのかどうかお聞かせ願います。

木村委員長 佐藤行財政改革推進専門監。

佐藤行財政改革推進専門監 昨日も申し上げましたが、今、新行財政改革の推進計画を策定中でございます。その中で、内部努力といたしまして、例えば給与費の見直し、給与費の改革、これは国の基準に見合った適正化というふうなところをまず念頭に置いて進めております。それから、市長が申し上げます100名削減というふうなものも念頭に置きながら、さらなる見直しというふうなものも進めてございます。ただ、これだけではなかなか今野委員お

っしやいますように収支差を埋め合わせるということは至難のわざということでございまして、歳入確保策といたしまして、例えば徴税努力、それから市民の一定の協力もいただかなくてはならないような収支不足、収支金額ということでございますので、受益者負担のある程度のお願いをしていかざるを得ない。それでも収支差が合わないということであれば、当然我々も組織でございますので、ある程度の痛みといたしますが、職員自身がそういう収支差解消に向けた取り組みは続けていかななくてはならないのではないのかというふうに考えてございます。以上です。

木村委員長 今野委員。

今野委員 専門監がそこまでお考えだということであれば、市民の方々も理解できるだろうと思います。やはり船が転覆してからでは体制建て直すということとはまなりません。やはり転覆しないうちがチャンスであります。したがって、塩竈丸が転覆する前にこの財政のバランス、左舷が重くてもだめ、右舷が重くてもだめでありますから、そこら辺のバランスをよくとって、いわゆる歳入と歳出のバランスですよね、これをよくとって、そして早く市民の憂いをぬぐい去っていただきたいというふうに思います。特別会計でありますけれども、やはり各会計、特別会計、企業会計、いちいち病院がどうの、あるいは何がどうのと言いますとまた時間も来ましたので、そのことだけを、一刻も早く人件費の削減を協力をお願いして、そして早く身軽になって改革を推進できますようお願いを申し上げまして私の質問を終わります。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 今野委員に続いて、私、国民健康保険税だけに限って質疑をさせていただきます。

それでは、資料を要望いたしましたけれども、16の10ページになります。この下段の方に県内9市の税率による総所得金額別世帯平均課税額の比較、これが出ております。これは本市の被保険者にかかる税率、これに対して他市の税率を当てはめたものでありますけれども、本市の場合は平成17年度、改定後の税率と、他市は16年度の税率でございますけれども、他市の場合、17年度に改定したところの自治体があるのかどうかまずお伺いしたいというふうに思います。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えをいたします。

仙台市が保険料でございますので、毎年税率を改定するというところで進んでいらっしゃるけれども、ほかの市につきましては17年度の改定の動きは私ども現段階ではつかんでおり

ません。以上です。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 現在この税率でなっていると。それを見ますと、第1位が左側の全世帯平均で見ますと石巻市で17万4,218円、2番目が本市で16万8,837円となって、あと続いて15万円台が古川、多賀城市、それから14万円台が名取市、それから13万円台が気仙沼、角田、白石、それから12万円台が岩沼市と。そういう面で、本市とのかかわりからしますと最高の石巻市の方が5,381円高いと。それからあと最低の岩沼市と本市を比べれば4万4,676円、こういう開きがあるというふうに思います。あとさらに限度額で見ますと、本市の場合、ほかのところも53万円が限度額になっておりますけれども、本市の場合は所得が500万円以上がもう限度額にかかっていると。あとさらに1ランク下がって400万円から500万円未満、これでももう52万6,197円ですから、もうほぼ限度額に近い、こういう状況になっております。あとそういう中で、石巻との比較を見ましても、確かに石巻市は平均ではトップでありますけれども、しかし、本市との比較では、所得200万円以上で見ると、もう石巻よりも本市の方が税額が高いと、そういう上回っている状況になっております。あと低所得者層で行けば、確かに本市の場合、前には応益割合が27%ということで県内では一番低く低所得者対策がされていたわけですがけれども、これがやはり今回もう46%台の応益割合になって、徐々にもう低所得者層も上がってきているという状況になっております。こういう点で相当高い額になってきているわけですがけれども、これに関して担当の方でこの表についてどのように見ているのか、見解があればお伺いしたいというふうに思います。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

資料にお示しした総所得別の世帯平均の課税額の比較表、先ほどお話あったとおり、塩竈市の被保険者に他市の税率を当てて計算したものでございます。それで、他市においては所得の状況や、あるいは世帯構成等異なる面もございますので、一概に比較するという事は難しいものもあると考えてございます。ただ、一般的に税率等については医療費と相当の関連があるというふうに考えてございます。ちなみに、1人当たりの医療費の高い順に15年で比較いたしますと、塩竈市が県内で高い方から2番目、それから石巻市が高い方から3番目というような状況になってございますので、こういう医療費の動向などもこういう傾向に反映をしているのではないかなというふうにも考えてございます。それから、もう一つの側面といたしまして

は、基本的に本市の国保税の税率向上ではなく応能割という部分が若干の比重が高いということもございますので、こういうことがこの表にもあらわれているのではないかと私どもはそういうふうに判断してございます。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 一概には比較はできないということですが、一つの基準として所得割でこういう比較をするということがベターではないかというふうに思います。そういう中で、確かに医療費が15年度では県内10市、その中では上から2番目になっていると、そういう状況がありますけれども、ただ、この16年度、17年度、2年連続にしてこういう高い国保税になっているという問題で、現在の増税路線がさらに強まる中で本当に大変な流れだというふうに思います。

あと続いて右側の滞納の表、それからグラフが出ておりますけれども、この辺を見ますと、これは15年度の滞納世帯の所得階層分布という状況でありまして、16年度、17年度の値上げがされる前の滞納状況で、この表を見ましても、世帯数が1万2,469に対して滞納世帯数が2,069と、その割合は16.6%ということで相当高い割合になっていると。そういう中で、滞納世帯、私、表出していただいた中で低所得者層の方が相当滞納割合が多いのかと、そういうふうに思っていましたけれども、しかしそうではなく、もう中堅層についてもほぼ同じぐらいの滞納になっていると。そういう面で、当局として担当の方ではどういう分析がされているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 ここでお答えいたします。

お示した部分が2,069世帯ということで、16.6%の滞納があるということでございます。これはあくまでも15年度末ということで現在滞納整理をしてございますので、16年度中は減ってきているということでご理解をしていただければと思います。

それから、滞納の理由につきましては、生活困難あるいは収入不安定だということで理由をおっしゃられる方もございますけれども、そのほかにもさまざまな理由があると考えてございます。私ども滞納整理に回って歩きますけれども、その際いろいろ滞納世帯の方からおっしゃられますけれども、例えばローンの返済とか、そういう部分で保険税にはとても回らないよと、あるいは国保を使っていないので納税する必要はないというようなご意見も多く聞かれますので、基本的に総所得ごとに低所得者だけが滞納ということではなくて、全総所得の平均的に滞

納が多いのではないかと、そういうような分析をしてございます。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 課長言われるとおり、16年度、減ってきているということで、ちょっと資料出ていませんけれども、16年度、17年度、税率改定で値上げがされているわけですから、私はもっと滞納の額からそれから件数もふえてくるのではないかと、そういうふうに思っていますけれども、その辺もしご意見があれば出していただきたいというふうに思います。

あと生活苦それから収入減、そのほかにもさまざまな理由があるということですが、しかし、この間国保関係での資料要望なんかしている中で、実態的には滞納世帯の中身を見ますと86%、約9割近くが生活苦になっているんですね。ですから、その理由はいろいろさまざまあるとは思いますが、生活苦になっているということと、あと課長言われるとおり、私も単なる低所得層だけが滞納しているということではなく、グラフ見ているとおり、中間層にも相当ほぼ同じような割合で滞納がずっと生まれているのではないかとこのように思います。これについて、特に中間層というのはこの間の値上げを見ましても額的には一番高いという国保税になっている、そういう内容ではないかというふうに思います。

あと続いて、10の予算説明書の211ページになります。

ここで、国保税の予算事項別明細書ということで出ておりますけれども、17年度の保険税19億5,142万円、これは計上されております。これは前年度比較しますと3,665万円の増とこのようになっておりますけれども、しかし、17年度の値上げ、これは5.88%で、そして調定額は1億8,544万円、こういう調定額でふえているわけですが、それで収納率を考えてみた場合、実際には収納できる、そういう増加する保険税というのは現年度分でどのぐらい、それからあと滞納分でどのぐらい見込み考えているのか、計上されているのか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えをいたします。

ここに国保税として19億5,142万4,000円ほど計上してございます。これは調定は20億6,963万円ほどと見込んでおりますので、収納率、15年度の実績は87.82%でございますので、16年度も同じように87.82%を確保したいと思っておりますし、17年度につきましても同様の収納率で収納を確保していきたいというふうに考えてございます。そういう意味でここに19億5,142万4,000円ということで計上させていた

だいてございます。

増額ということで、16年度の決算、現在予定をしてございます金額が滞納繰越分を合わせまして18億4,217万円ほどはぜひこの部分は確保したいというふうに考えてございますので、滞納繰越分については前年同様の額でございますので、現年度分については約1億円ほど増収ということで考えてございます。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 実際に単年度として増収見込める額が1億円と。これは現年度分、それとあと滞納分はまた別にしてということによろしいんですか。滞納分は大体どれぐらいあとこれで見込んでいるのかお聞かせ願いたい。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えをいたします。

滞納繰越分につきましては、16年度も1億3,000万円ほど、ぜひこの辺確保したいと思っておりますし、17年度も同様の1億3,000万円ほどで同額の滞納額を確保したいと思っておりますので、その分の税の差はございません。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 現年度分で1億円で、あと滞納分含めると1億3,000万円、その3,000万円ということによろしいんですか。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 滞納繰越分については16年度、17年度同じ水準で収納確保したいと考えてございますので、基本的に収納増になる部分が現年度分の1億円ほどということでございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 わかりました。

それで、17年度の値上げ額に対して前年度比でわずか3,665万円の収入増にしかかっていないという問題ですね、こういう問題があると。ただ、あと今課長言われたとおり、収入見込みとしては現年度分では1億円あるんだと。その差が生まれるんですよ。この問題については、2月の補正予算のときに16年度2億円ほど大幅に上がっているという問題について部長はこれは努力目標も含まれていると、そういう答弁がありました。きょうの委員会の中でも田中委員が質問されて、その答弁として9,000万円ほど16年で収入見込みというか収

入が不足すると。そういうことで、それを16年度見込んでいて、今回17年度ではその分を差し引いて、結局その差が3,665万円だということでもいいわけですね。ですから、そういう計上に当たって17年度を見ますと、実際は16年度の決算見込みとしては、ちょっと私も資料持ってきませんでしたけれども、16年度4,000万円か5,000万円ほどの当初予算からのマイナスで決算見込みが行くのではないかと、そういう中身ではなかったかというふうに思うんですよ。ですから、今回9,000万円ほどの収入不足を差し引いて3,600万円ほど計上しているという点では、実際16年度の決算見込みでは4,000万円から5,000万円ほどのそういう差が出ているわけなので、ですから9,000万円を引くということではなく4,000万円から5,000万円の範囲ではないかというふうに思うんですけれども、その辺についてどうですか。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 今、差については吉川委員ご指摘のとおりでございますので、これはあくまでも前年度当初の比較としてここに記載のとおり3,600万円という比較になってございますので、16年度の当初と17年度の当初の比較ということでこのような金額になってございますのでご理解をしていただければと思います。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 16年度も9,000万円ほどの努力目標ということで、もう実際に値上げ額よりも大幅な国保税に繰り入れて、そしてそれが結局今回は17年度はそれを大幅に修正すると、そういう面で16年度の決算見込み見ましても、国保税、これが本当に、実際は9,000万円と見ていたのが4,000万円から5,000万円の減でとどまると。一方の県の支援基金も歳入では1億円見ていたのですけれども、これも使わなくて済むと。そして16年度の財政見通しでは1,900万円の赤字、こういうふうに見ていたのが、これは私も質問しましたけれども、やっぱり予備費の3,000万円がそのまま残っていて、これが今後インフルエンザとかそういうのがなければ3,000万円残ると。そうなれば4,900万円、約5,000万円のそういう見込み違いが出てきているということですよ。ですから、そういう面で本当に慎重な、厳密な、そういう予算編成をしていただきたいというふうに思いますので、もしご意見あればお聞かせ願いたいというふうに思います。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

予算編成につきましては、その編成する時点時点で基本的には正確な情報をもとに予算編成をしておりますし、収支見通しを立ててございます。ただ、年度内にいろいろ収支の見通しの変更、あるいは保険給付費の動向の見直しなどを踏まえまして、収支改善計画の見直しなどを行いまして、今年度の17年の当初予算を編成してございますので、基本的に今年度につきましては財政見通しで計上させていただいた財政見通しに基づきまして編成させていただいたということをご理解をしていただければと思います。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 今後ともご努力よろしく申し上げます。

続いて、国保法の第44条に基づく医療費の一部負担金の減免について伺います。減免の流れとして、本市の場合は災害の申請以外は申請があれば徴収猶予、これに対応して2週間以内で審査を行って、これが徴収猶予が承認されればその後6カ月間以内で徴収猶予を受けると、そういう流れになっております。その後、結局、減免の対象になるか、それとも減免にならないか、そういう2段階になっているわけですね。ですから、そういう面で審査決定、これがなぜ初めから減免を対象としてやられないのかという、そういう点についてまず伺いたいということですね。

あともう1点は、本市のように、このように徴収猶予、これを初めからやっている自治体があるのかどうか、この2点について伺います。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

44条の適用に当たりましては、被保険者の医療給付の動向、あるいは収入動向を正しく見きわめる必要がございますので、基本的に申請がありました時点で審査をさせていただきます。その時点で該当すると思われる方につきましては徴収猶予という手続をさせていただきます。徴収猶予につきましては、基本的には医療機関で一部負担金を払わないでもいいという措置をとらせていただきますので、患者さんにつきましては窓口で一部負担を払わないで済むという、具体的に減免と同じような効果を持ちます。ただ、正式な減免の割合を決めます場合には、その方の収入の割合をきちんと把握をして減免の割合を決定する必要がございますので、若干その期間の時間差を徴収猶予で補うというか、その期間を徴収猶予の調査の時間に充てさせていただきたいということで考えてございます。そのほか仙台市なんかは申請があってその場で判断をして減免を判断されているようでございますけれども、ほかの市もこのような徴収猶予を

とっている市も結構あるというふうに私ども判断してございます。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 ほかの市で徴収猶予でやっているというところがもしわかればお聞かせ願いたいというふうに思います。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 現実、ちょっと今資料ございませんけれども、全国的には即減免ということと徴収猶予と両方2本立てでやられているというケースがございますので、具体的な市名についてはちょっと手元に調査資料ないのでご容赦願いたいと思います。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 全国で例がありますけれども、県内の中でそういうことをやっているところがあるかどうか、後でいいですからお聞かせ願いたいというふうに思います。

あと、今、課長が言いましたけれども、徴収猶予については実際は減免と同じようなものだと言われましたけれども、そのところで違いますよね。徴収猶予というのは後から納めなければならぬと。ですから、減免にその後なった人はいいんですけれども、ただ、やっぱりそうならなかった方は徴収猶予だったらまとめて結局払わなければならぬと。ですからその辺が大変な内容だというふうに思うんですよ。ですからその辺をきちんとさせていただきたいというふうに思います。

あと仙台市を初め、ほかの場合も確かに徴収猶予という内容はありますけれども、それは減免の一つの措置としてあって、本市のようにもう最初から全員に徴収猶予を行うと、そういうふうにはなってはいないんですね。しかも最大6カ月間という、そういう長い期間でしょう。ですから、それがなぜ早くして、そしてもう最初から減免で行けないのかという、そういうふうに思います。

そして、国保法の44条というのは、生活保護と違って資産調査やそれから親族調査、こういうのは委任状をとってできない、そういうことになっているというふうに思うんですよ。それについてご意見があればお願いしたいんですけれども、ですから仙台市の場合も資産調査はするけれどもこれは生活保護と異なって申告を主としていると、そういう中身なんですね。ですから今後もっと本当に実のある、そういう制度として動き出していく上ではその辺の改善、そういう考えがあるのかどうかお聞かせ願いたいというふうに思います。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えをいたします。

44条につきましては、今年4月1日から始めようということでございますので、この制度で運用してみまして、この分、若干いろいろな不備がございましたらその都度修正をさせていただきたいと思っておりますので、当面私ども取りまとめました要綱に基づきまして4月から実施をしたいというふうに考えてございますのでご理解していただければと思います。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 ひとつ今後ともよろしく申し上げます。

あと、続いて窓口での申請減免、この間も当議員団でもいろいろ要望してきて、窓口で減免の申請用紙、これ置いていた時期がありますけれども、現在はなくなっているということで、これをきちんと目のつくところに置くべきではないかということと、あともう1点は、申請減免に対する指導について、どのように進められているかお聞かせ願いたいというふうに思います。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 保険税の減免につきまして、条例なり要綱なりに減免の基準が定められてございますので、基本的にその要綱に基づきまして運用させていただきたいと思っておりますので、ご相談があったときにその要綱に照らして、減免が適切であれば保険税の減免をさせていただくという取り扱いをさせていただきたいと思っております。

それから、申請用紙につきましては、早速、窓口のカウンターの方に置かせていただきたいと思います。以上でございます。

木村委員長 吉川委員。

吉川委員 申請減免についても、相談あったという場合だけでなく、そのように当局の方でもその辺気づいたときには積極的な対応のほどひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、申請用紙についてはぜひよろしく申し上げます。

あと、最後になりますけれども、資格証明書の発行について伺います。資格証明書が発行されればもうほとんどの方が病院に行けなくなると、そういうのが実態だというふうに思います。例えば例を述べますと、国保の事業年報というのがありまして、2002年5月の新入分では静岡市の倍ですね。ここで載っているわけですがけれども、世帯の受診割合が67%になっておりますけれども、しかし、資格証明書発行された方、この方がどういう受診割合になっている

かという、0.71%なんですよ。もう1%も満たない。ですから、ほとんど病院には行けない、そういう状況になっているということなんですね。ですから、そういう面では資格証明書の発行についてはこの間も曾我委員がいろいろ取り上げていましたけれども、特別な事情以外の人を対象にしておりますけれども、私は通知を出した、それで連絡も来ないと、それから呼び出しても来ないと、だから不誠実だから資格証明書だということではなく、資格証明書を発行する際には、本当に納められないのかどうか、それを見きわめるということが大事だと思うので、その面ではぜひ面接を行って、その後に対応すべきだというふうに思いますけれども、ご意見をお願いします。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 資格証明書の交付目的は、接触の機会を多くするというのも一番大きな目的でございますので、ぜひ私どもも納税相談に来ていただいて相談に応じていただければというふうに考えております。資格書の交付に当たりまして、滞納だからすぐ資格証明書ということでは私どもも考えてございませんので、十分お話、納税相談をしながら、その世帯の状況なども十分判断をして対応したいと思っておりますのでご理解をしていただければと思います。

木村委員長 菊地委員。

菊地委員 私からも幾つか質問させていただきます。

まず初めに、10の251ページ、魚市場事業特別会計でちょっとお伺いいたします。

ニュー市民クラブで資料要求した中で、入場車両登録をしていただいたおかげで約300万円の収入があったわけです。諸収入としてふえました。これも本当に皆さんの努力があったのかなと高く評価しますし、また、関係者の協力もあったものと思っております。それで、こういったいいことがあったわけですが、その後、何か魚市場会計の運営について改善すべきさらなる努力があるのかどうか、まずお伺いします。

木村委員長 福田水産課長。

福田水産課長 まず、経費削減につきましては、正職員を1名臨職化しました。これに伴いまして300万円以上の人件費削減されております。それから、電気に関しまして、ちょっとこれは電力の方と交渉しまして、基本夜間電力というような形の契約の見直しをしております。それによっても100万円ほどの経費の節減に取り組みました。今回、この入場車両の登録状況をごらんになっていただければと思うんですけれども、トラックが100台以上減額になってございます。今まで少額だったために水揚げに期待して登録だけしておくというか、そうい

トラックがあったのかもしれませんが、実際的に水揚げが少ないとどうしてもトラックが行かないと。そうなりますと、市場については本当に水揚げ、金額もそうですが、数量ふやして、すそ野の広い作業でございますので、できるだけいろいろな方の仕事の場を提供するような形での取り組みが必要だと。これが重大ではないのかなと考えました。市長の英断で、実は2月15日から輸入の冷凍魚、これは加工の原料になりますけれども、輸入の冷凍魚の使用料を減額して読み込むようにしました。さらに鰹の1本釣り、魚種をふやしていかないといけないということで、これについても減額して何とか誘致していこうということで動いております。幸い2月18日、輸入冷凍魚、本当に平成12年から久しぶりに上場扱いになりましたので、早速効果が出てきたなということで、我々としても非常にうれしく思っております。できるだけ今後はとにかく水揚げ増、それに向けての取り組みを業界とともにしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

木村委員長 菊地委員。

菊地委員 次に質問しようかなと思う前に、別に通告もしていないのに答弁されまして、本当に熱意感じます。ありがとうございます。本当に頑張っているなど、さらなる水揚げ増、数量頑張ってください。それで、その頑張る一端として一つだけ簡単にあと答弁してください。

漁船対策費となっているけれども、この中でいわゆる漁船誘致の費用がどこに入っているのか。全然ないですよ。そんな意味で、やっぱり地元の企業とかそういった輸入冷凍魚の買いつけなんかも入れてもらえるようお願い、もとより遠く九州、四国、あと紀州あたりから来る方に、議会としても、当局としても漁船誘致するの以前していたと思うんですよ。それでそういう予算が全然入っていない。だから、ただそういうのだけでいいんだでなく、さらなる数量、水揚げの増を図るような予算を計上しないとだめですよ。それは強く要望しておきます。そして、漁船誘致に行く場合には数量をこのくらいふやしてください、回数をふやしてくださいと、そういう目的意識を持って漁船誘致をしていただければ塩竈魚市場、つまり市長が言っている基幹産業、水産業、発展するのではないかなと大いに期待しますのでよろしく願いいたします。わかったっちゃんね。質問しなくても答えるぐらいですからよろしく願いします。

次に、皆さん質問している病院に移りたいと思っています。

地方公営企業法の全部適用、先ほど田中さん、志子田さんの質問によって、最初、この重大な局面でもあるのかかわらず2年後の話だというふうな答弁あって、議長なんかもえっとびっくりしていたような感じします。そんな意味で、この市立病院の再生緊急プランに水を差す

ような答弁だったのではないかなと考えました。

まず、先日、佐藤議員が敬老祝金を例にしまして市長の決断、本当に重い決断をなされて100万円を10万円にしたと、そういう例をとってやったのに、市長が先ほど速やかにと指示しているのかかわらず、なぜできないのかなと。それが不思議なんです。市長の考えは当局の一員である執行部の方、やっぱりその方向性をして塩竈市をよくしよう、その意志が見えないんですよ。ですから、そんな意味で何ができないのか、はっきりできない理由、市長が嫌だからしないんだというのか、その辺ははっきり言っていただきたいんですよ。市長の考えと全然違うよと、市長、そういう考えではだめなんだよという考えがあるんだったらお示ししたいと思います。そして、我々議会も本当に公立病院としての役割、そういう意味を十二分に理解しているつもりで病院を本当によくなってほしいなと、そういう思いで質問しているんですが、答えが何か2年間の先延ばしとかと言われてしまうと、ではこの議会は何なのかなと、こう思ってしまうので、明快な市長の意を酌んだような答弁を願いたいと思います。お願いします。

木村委員長 長嶋市立病院長。

長嶋市立病院長 先ほど市長が前倒しでとおっしゃいましたけれども、再生期間内に何とか全適できるように努めたいと思います。

木村委員長 菊地委員。

菊地委員 今、長嶋院長から決意を示されて本当に安心しました。我々も市立病院の再生のために努力して応援したいなと思います。

それで、なぜこういう質問をするかということ、私、先日、先日といっても1月の新年会あたりのときの話なんです、ある食堂で食事というか飲食をしていましたら、私の姿を見まして看護師さんが寄ってきました。議員さんですね。そして、今病院でこういう話をしているんですが、私たち職員は大半はこの市立病院で働きたいんだと。ですから、給料を下げられてもこの場で働いていたいんだと、そのことをぜひ議員さん、わかっていてくださいと。その前段として古川市立病院の再生の時期、皆さん研修に行ったそうです。それを思い出したのか、その内容と同じように私たちも一生懸命に頑張ります、職場を失いたくない、給料下げられてもこの病院で働いて市民のために頑張りたいと、そういう多くの職員さんの声を大事にしてほしいと思うの。だから、個人的に今院長がやりますと言ったから安心したのですが、そういった意味で部長、そういうことを職員さんとの話し合い、いろいろあるかもわからないけれども、

多くの本当の本音の職員さんというのはそういうことだと思うんですよ。そういう職員さんがいる限り私は市立病院は再生して立派に地域の医療機関として役割を果たしていくと思うので、ぜひとも今言った言葉を、もしまた会議があるんだったら、そういうふうに言われているということ胸にして病院の改革をぜひとも進めてほしいと思うんです。お願いします。その決意を部長、お願いします。

木村委員長 小山田市立病院事務部長。

小山田市立病院事務部長 今、経営のこのような事態を受けて職員に私ども申し上げているのは、厳しいけれども市民の医療を守ることがまず第一義であるという話をしています。それから、財政的なことを考えれば、雇用を守るために多少の人件費の面での譲歩、これはせざるを得ないのではないかと、そういうことを申し上げながらこのプランの実現に理解を求め、そして推進していきたいというふうに考えているところであります。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 私からも一言お話をさせていただければと思っています。

初めに、長嶋院長から今そういう決意を表明いただきました。開設者としては大変じくじたる思いであります。本来やっぱり院長以下のドクターの方々には診療に全力を挙げていただいて、経営のことまでの心配ではなくて、それらについては開設者であります私初め事務方が本来取り組むべきでありまして、ドクターの方々にはいかにいい医療環境を提供していただくかということに全力を挙げていただきたいと思っておりましたときに、院長の方からたまたまそういう話をいただきまして、私も大変恐縮しております。

ただ、今回の緊急再生プラン、本当にこの議場でも皆様から大変ご心配いただきました。これはこの病院を何とかやっていきたいということでの皆さんの本当にご心配であります。私たち事務方一つ一つ胸に響いております。ぜひこの病院、2年間でまず立ち直ると。それから今の医療環境をなるべく低下させないで地域の方々の医療需要におこたえしていくというのがまずこの緊急プランの第1の柱であります。

それから、もう一つ今議論されております公営企業会計の全適というのは、今後いかにこの市立病院が健全化を図って、これから先今までどおりの市立病院であり続けられるかという分野だと思っています。当然のことながら、企業会計の全適が打ち出の小づちでは私はないと思っています。これだけですべてが解決するということではないわけでありまして。ですから、その手段の一つであります。そのほかにも改革すべきもの、改善すべきもの、あるいは逆に施

設の面でもっともっと水準を上げていくものいろいろあるかと思っております。そういったものを議会にいろいろお諮りをさせていただきながら、議員の先生方のお力もお借りしながら、何とかこの市立病院、再生に向かって全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。以上です。（拍手あり）

木村委員長 菊地委員。

菊地委員 市長からも決意が述べられました。やっぱり市長が言ったとおり、この地方公営企業法の全部適用になると、きょう、議会始まって長嶋院長先生何日来ていますか、ここに。それで今医師不足と言って大変な時期に、だからもしこれが適用になれば、先生は本当に医療活動を中心に一生懸命頑張ってもらってできるのではないかなと。そういうそれで管理者はちゃんとした管理者、先ほども何年専門的にと、そういうふうな話が進むと思いますので、長嶋院長そして市長のご決意を聞いたので、本当によかったなと思っています。本当にこれで病院の再生がなるのかなと私は思っていますし、応援したいなと思っていますので、さらなる努力をしていってほしいなと思っています。それで終わりますのでよろしくお願い致します。

あともう1点で別な方向だけお願いします。水道部長、私の顔を見るとまた嫌な顔をするのでございますが、この病院と同じなんです。先ほどいろいろな、18年、県の方の値上げ云々というのになったのですが、本当に我々議会でこういう質問しているのは、よくなってほしいと思うから質問しているのであって、それを全然改善してくれないんですよ。だから何回も何回も言う。何回も言ってもだめだったら最後は我々態度で示さなければだめだと。その態度というのはわかると思うんですが。

ですから、まず特別勤務手当、前年より143万5,000円少なくなっています。これはどうして少なくなったのかなと、職員2名の減少によるものなのか、それとも何か理由があったのか。そして、あと何回も、数十年前からあいまいに出していた特勤だというふうな部長の答弁あります。それをなぜ改善しないのか明快に答えてほしい。そして、全国的に特殊勤務手当の見直しというのが新聞紙上出ていますよ。それをどうするのか。それを全然明快に答えないうで、本当にこの塩竈市全体の行財政改革なるのでしょうか。繰出金、水道だけでないんですよ、いろいろな繰出金、繰入金もらっているところどうなんですか。私はそこを問いたい。まず今回は水道部にだけの絞っていますので、明快な答弁をお願いします。

木村委員長 内形水道部長。

内形水道部長 勤務手当についてご質問ありました。委員おっしゃるとおり今年度は特殊勤務

手当140万円ほどの前年度比で減で組ませていただいております。この内容等につきましては担当課長から説明させますが、まず基本的な勤務手当のあり方についてご答弁させていただきたいと思います。

まず、勤務手当については、委員おっしゃるとおり水道事業会計の健全化を図るために重要な課題だと思っております。それで、15年度から3割一斉削減ということで今取り組んでおります。しかし、これで抜本的な改革、見直しが整ったのかとは思っておりません。委員おっしゃるとおり全国的な問題として企業手当の全廃とか、そういった分では今問題提起されて取り組んでいるところもございますが、先ほど申しましたとおり15年度から3割削減ということで取り組んだ経過がございましたので、これらについて我々さらなる抜本的な改革というのを今取り組んでまいりたいと思っております。特に、水道料金が落ち込んでいる中、そして先ほど申しましたように県受水費の値上げ等も予定されますので、これを踏まえまして本当に抜本的に大胆なそういった諸手当の見直しに取り組んでいなければならないなと思っております。以上であります。

木村委員長 郷古水道部総務課長。

郷古水道部総務課長 特勤手当の減額の内容についてご説明させていただきたいと思います。

今も部長が答弁申し上げましたとおり、15年7月から勤務手当の見直しをしてございます。その関係でなんですけれども、勤務手当のうち事務吏員と技術吏員、一律支給してございました。以前、委員からもご指摘にもありましたように、区分して支給すべきではないのかというご指摘もありましたので、15年からは技術と事務、それを分けまして支給してございます。そういった内容で、今年度17年度につきましては技術部門で143万5,000円のうち83万円が前年度から減額になってございます。事務吏員につきましては31万7,000円の減額になってございます。143万5,000円のうち勤務手当関係では114万7,000円の減額ということでございまして、あとその他、他の特殊勤務手当の中での減額という状況でございます。

木村委員長 菊地委員。

菊地委員 ありがとうございます。ここに座っている総務部長時代にその事務方の方を下げさせていただきました。でも、もっとスピードが早まるのかなと、塩竈の行政というのはほかの他市町村に比べると進んでいると、本当にすばらしい皆さんなんです。だけれどもこの勤務手当に関しては10年くらいおくらしているのかなと思いますので、ぜひともこれは全特別・企業会計

も含めてなんですけれども、そういった見直しを早急にさせていただきたいなと思っています。それであともう一つだけ簡単にしますが、今、大坂とか東京の世田谷区でいろいろなお手盛りのものでありました。水道局では被服費というのが40万、36万、15万、11万、44万、34万円とあって、180万円出ているんですが、ちゃんとした作業関係に使われているのかどうか、それだけでいいのでそれだけお答えください。お願いします。

木村委員長 郷古水道部総務課長。

郷古水道部総務課長 水道部におきましては、水道部の職員の被服体を着て、そういったものに基づきまして作業服だったら2年とか、ズボンだったら何年、長靴だったら何年というような形で、そういった軌条を設けまして対応してございます。現在、そういった中ではかなり支出もふえてきておりますので、そういったものに対応するため選択制というようなものを採用してございます。それは何かと申しますと、今年度私だったら作業服、ズボンが当たっていますけれども、私の場合は作業服は十分間に合っているというようなことであればそれを断るというようなことで、選択制を用いながらできるだけ支出の抑制というようなものに努めてございます。

木村委員長 菊地委員。

菊地委員 どうもありがとうございました。

最後に、市長の施政方針の中で一陽来復という言葉が示されました。これと似たような言葉で、晩冬の時代の奴僕の捲土重来という言葉があります。詩人の言葉です。それは何を意味するかというと、簡単に言うと再起でございます。いろいろな当局と議会、今回いろいろけんけんがくがくやり合いました。そして皆さんは議員からいろいろなことを言われて、違うんじゃないのとか、くやしい思い、そうだとか、いろいろなそういうやりとりをして、皆さんは皆さんでその中においてくやしい思い、そして幾ら努力しても何しても全然実現に向かない、でもじっと我慢して勉強して、そして再起を願って、そしてあるとき本当に市民のためにこの行政があつてよかったと言えるような皆さんの行政を願いまして私の質問を終わります。

終わります。

木村委員長 小野委員。

小野委員 それでは、私の方からも質問させていただきます。

私は、区画整理事業についてお伺いしたいと思います。先ほど来、伊藤博章委員からこの区画整理事業について質疑がありました。その中でも、開発公社の所有地の土地の問題について、

20年間貸与した後にその事業者が希望であれば売却する、そういった公募を含めた、公募のときに質問のやりとりの中でそういうふうなことが出ていたということでお話がありました。それで当局にお伺いするんですが、20年間貸与した後に、これは開発公社そのものの状態でその事業者が希望があれば売却するという意向を持っているのでしょうか、お伺いします。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 お答えします。

平成12年度に出されました国の方からの通知によりまして、開発公社の土地については、本来は買い戻していただいて、その計画どおりの事業推進に当たるとというのが基本なんですけれども、長期所有地についてはただいたずらに放置することなく積極的な利用を図りなさいというような通知が出ております。その中で、将来の処分も含めて開発公社での処分も含めた形での検討も差し支えないというような形が出ております。そして、それを受けまして平成13年度に適正化検討委員会の中では、現在、開発公社で抱えている土地についてA、B、Cというようなランクづけをしまして、Cランクについては開発公社での処分も一応可能としようというような形でのランクづけをしまして、そういった適正化の方針を打ち立てております。ですので、本来は市が取得して事業を行ってもらおうというのが基本なんですけれども、市との協議の中でそういった処分も可能だというような形になっております。

木村委員長 小野委員。

小野委員 それでは、市の方でそういう取得について開発公社、市独自のそういう方針を立てているということなんだろうと思うんですが、開発公社に対してきちんと市の方からそういう申し出をしたのでしょうか。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 現在、事業担当部の方といろいろと協議させていただいております。その中で、そういった部分も含めて協議させていただいているというような形であります。

木村委員長 小野委員。

小野委員 開発公社の決算審査意見書というの、これは15年度決算で出されたものですが、この時点で開発公社の監事の議員では曾我ミヨ議員、そして監事では橋内行雄監事の方から、保有地についてはその本来の用途に供する場合に支障のない範囲内において市民の利用に供するのと有効な活用を図られるよう努力されたいということとあわせて、長期保有地について今後も対応策を市と協議し、土地開発公社の財政負担の軽減を図るように努められたいと。これは

16年5月27日に出された資料であります。先ほどそういう話が出ているのであれば、こういう形でのってくるはずはないのではないかというふうに思うんですが、それはどういうことなんでしょうね。その時点ではわからなかったのかどうか、開発公社として。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 16年5月の公社内部の監査からの意見書なんですけれども、本来、当市の地を処分というか、そういったあり方は、市の方から買い戻していただきまして事業に役立てていただくというのが基本でございますけれども、簿価等のいろいろな問題もありまして、なかなかそういった部分に踏み切れないというようなことで、ただ単に土地を寝かせておくというようなことではなくて、有効活用を図ってはどうかと。具体的にはそういった平成12年の通知を受けまして、賃貸等といった部分で賃借料を上げるような形で簿価の軽減なり図るような有効活用を図ってはというような形での指導でありますので、そういった指導につきましては昨年の監査意見書の前からいろいろ行っていますけれども、改めてそういった有効活用の意見をいただいたというような形になっております。

木村委員長 小野委員。

小野委員 なお、市の方から開発公社にそういうことで利用の仕方について一定の正式な協議なりがあるべきではないかというふうに思うんです。

ちょっと古い話になりますが、平成10年7月28日には例の港奥部の再開発事業用地の暫定活用がありました。その時点では、当時の三升正直市長の方から、当時の土地開発公社の理事長高橋 茂殿に活用についてのお願いという文書を交わしているんですね。こういうことが、暫定整備ですらこういうことをきちんとやっているのに、なぜ今回今の時点でただ報告だけになっているのか。実際に開発公社の方に正式にそういうことの要請が行っているのかどうか、もう一度確認します。

木村委員長 加藤助役。

加藤助役 私の方からご説明をさせていただきます。

まず公社と市との関係もご存じのとおりでありますけれども、私も公社の理事長、そして市の立場からいくと、助役という立場でこの問題に両名をもって対応しておるわけですが、この公社の土地についての監査意見書を受けながらも、もちろんですけども、この前から内部協議をしております。その協議の中には、当然に職員も公社の理事という立場の職員も入った中で、これを公社の立場で利用してもらったらどういふふうにあつたらいいのか、

市の立場だったらどうあったらいいのかというような議論をこれまで重ねてきております。それでその中で、どうしても公社あるいは市の立場でなかなか難しい法的な部分、解釈できないものについてはすぐ、市の立場あるいは公社の立場もありますけれども、担当部局から県の方にご紹介を申し上げ、時には文書で紹介をしながらいろいろ一定の見解を求めてきているということでもあります。

ただ、前段お話ありました平成10年の暫定のときは、中心になってあのときは募集するのが第三セクターが中心になってやるということもございましたものですから、当時は当時の市長から開発公社の理事長あてにそういった書類の取り交わしをしたという経過は確かにあったと思います。今回はまず市と公社が一体の中でやりとりしておりますものですから、まだ書類のやりとりはしない中で今日まで進めてきているというような状況でございます。

木村委員長 小野委員。

小野委員 前段のわかりました。

それで、同じ市内だから、市役所になったり、片方は開発公社になったりというようでありますけれども、開発公社の委員の中には議会からも出ているわけでしょう。ですから、それはそれできちんと開発公社の委員会を開いて、会議を開いてやるべきではないかというふうに思います。それについて後でご意見をお伺いしたいと思います。

あわせて先ほどの公有地の拡大関係、17条1項の問題で、12年からそういうお話があって、それに沿ってやってきたということで、実は吉川議員が施政方針に対する質問をした際にも、市長の見解とどうも助役の見解が違っていたのではないかという今感触があったのです。といいますのは、開発公社の土地の所有の仕方に2号とか1号と違ってあるんですね。これ、ちょっと最初わかりやすく説明してくれませんか。そして、塩竈市は一体どっちなのかというのをきちんと説明してください。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 わかりやすく説明しますと、1号用地というのは市の依頼を受けて事業に当たって先行取得をするというような形のたぐいの用地であります。2号用地につきましては、特に開発公社でも住宅整備等含めて事業ができるというような用地になっております。以上であります。

木村委員長 小野委員。

小野委員 ということは、塩竈の開発公社は1号だということですね。塩竈市の開発公社は1

号で取得をしたということですね。ヤード跡地のところは。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 今回の貨物ヤード含めて、市の依頼を受けての取得ということで、1号用地になっております。

木村委員長 小野委員。

小野委員 実はこの17条1項第2号、解釈の仕方があるのかどうか分かりませんが、実は去年12月17日に政府は閣議決定で、これは吉川議員には前に紹介したと思いますけれども、要するに地方自治体の土地開発公社が保有する造成地を工場や事務所、駐車場などに賃貸できるようにするという公有地拡大推進法の政令の改正案を決定したわけですね。決定したと出ております。対象になるのは公社が保有する土地のうち民間への売却を目的に取得した造成地、つまり2号ということですね。そうしますと、1号についてはこれは該当しないのではないかと懸念を私どもは持っているということです。ここでいろいろ、そこで決着つけるわけにはいかないでしょうから、そういう点については、助役が答弁の中で、これについては何か時間を借りて後から答弁するようなお話があったのではないかと思います。それについて変化があればお聞きしておきたいと思います。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 お答えします。

まず、平成12年度に出されています通知でもって開発公社の土地の賃貸というのが運用上行われております。そういった中で、全国いろいろと塩竈と同じような事例を抱えている団体があって、そういった運用の事例が多くなっているということで、国としてもそういった状況を受けまして、政令の改正の動きを、改正を一応予定しているというようなことで、2号用地に限らず今後どのような形で出てくるのかわかりませんが、そういった政令の動きと、あとは今平成12年度に出された通知の中での運用というような形での賃貸については両方の動きがありますので、国の制度改正、政令改正等の動きを見ながら今後いろいろ検討していきたいというような形であります。

木村委員長 小野委員。

小野委員 それで、実はいよいよ貸すということになりますと、市の方には公共用地には財産の管理及び処分というのがあられるわけですね。これは自治法でも出ていますし、塩竈の財産関係のところでは23条で出ていますね。これでは普通地方公共団体の財産は条例または議

会の議決による場合でなければこれを交換し、出資の目的として、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないということで、議会の議決のかかわりとか、それから適正な対価ということを明記しているわけですね。

それから、時間の関係でもありますので、貸付期間についても、塩竈の条例ではきちんと第22条で普通財産の貸し付けは次の期間を超えることができないと。一つ、土地及び土地の定着物、建物を除く、これは10年。それから建物は5年とか、前2号以外の普通財産が1年とか出ています。その次が大事なんですね。前項の貸付期間はこれを更新することができる。この場合においては更新のときから起算して同項の期間を超えることができないというふうに出ているわけでありますが、今回応募された状況の中には期間が20年ということで貸与期間について明記されております。さらには貸付金については1,854円でしたか、平方メートル当たり。それから二千何ぼですね、2,800円だったかと思いますが、その値段まで出ていますけれども、これは適正な価格と思うのかどうか。公共団体の場合にはそうですが、こういう開発公社のときは適用しないのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

木村委員長 山本総務部長。

山本総務部長 議会の議決事件に該当するか否かのご質問でございますが、基本的には地方公共団体の所有する土地を貸し付ける場合についての議会の議決をいただくということですから、今回の事例は当たらないということです。

それから、借地権の問題でございますけれども、これは多分委員ご承知かと思いますが、いわゆる借地借家法による借地権が過剰に保護されることによって土地自体が流動化しないというようなことを解消する意味、また、現在ある資産を有効に市場に流そうというふうな背景から借地借家法の一部改正がありまして、いわゆる定期借地法ができたわけです。これについては期間定められておりまして、10年ないし20年という形でもって、今回の場合は20年。事業用定期借地権ですから、10年以上の20年以下ということになっています。以上です。

木村委員長 小野委員。

小野委員 それでは、先ほどの借地料ですが、応募した中では安くて1,824円、高くて2,540円、平方メートル当たりです、年間ですね。これが適切な対価というふうに考えておられるということでしょうか。それについてだけ一言お願いしましょう。

木村委員長 加藤助役。

加藤助役 私の方からお答えさせていただきます。

あくまでも今回は提案という形で今出されておまして、それが適正な価格かどうか、一般的には土地の賃貸する場合、公有財産は特にそうですが、例えば路線価を基準としてその何%というのが通常決められたというか、不動産の賃貸のときの率だろうと思いますが、多分そういった率で計算をされて、今回ああいったプレゼンテーション、先日行いましたけれども、提案なったんだらうと思いますので、その辺も適正かどうかにつきましては今後の審査会の中で議論していく問題でありまして、今現時点でこれは適正ですよ、適正でないですよというような判断はいかなものかというふうに思っております。

木村委員長 小野委員。

小野委員 そういう問題があるというふうに私どもとらえていますので、一つそれはそれなりに受けとめていただきたいというふうに思います。

それで、実は今お話がありましたけれども、上物のグランドデザインの関係、いよいよ土地区画整理をすれば、当然そこに上物が出てくるというふうになります。先ほど来ありましたように、73億円のお金をかけて市民の血税をそこに注ぎ込んで整備をするということの中で、何としてもあそこは開発を、塩竈の中心部で核になるところだということ、活性化の起爆剤になってほしいという願いからそういうことになってきたわけでありまして。

実は、私も土曜日の4事業のプレゼンテーションを聞きに行きました。やはり聞いてみましたら、もう私どもが何回もここで言っていますように、真新しいのはないんですね。スーパーを核とした取り組みで、地元のテナントを入れるというわけですよ。これはこれからいろいろ話をしていく。商工会議所の会員だからそういう意味では話し合いができるとか、いろいろな話がありました。その中で、一番心配されているテナント料はどうなんだということについては、原価を割らないようには対応していきたいと、値段は決まっていないと。しかし、この整備をするのに4,000万円から16億円までの幅があるわけですね、整備をする事業者については。ですから、私がここで言いたいのは、やはりどうしても地元がテナントとして入らざるを得ないと、本当に地元が入れるのかという心配は依然としてあるし、それからその説明の中で、ある業者の方は初期売上を38億円を目指すということを述べているんですね。これはやっぱり大変な金額ですね。

そういう点では、では塩竈のこの地域の状況が一体どうなっているのかということで見ました。前に12月議会に伊勢議員もこの問題は取り上げていますけれども、1999年から

2002年の状況を見ましても、塩竈市のこの3カ年間の商業統計では落ち込みが大変なんです。事業者数が136も減って9.8%減少だそうです。年間の商品売上額は472億円も減っているわけですよ。これも減少率22%です。ところが、皆さんご存じのとおり、利府のジャスコができたのは2000年、平成12年です。99年から2000年ですから、ジャスコができたその時点の統計なんです。で、利府ではどうかといいますと、32事業所がふえております。16.7%の増だそうです。そして年間販売売上高は145億円もふえていると。それは33.3%の増だということを出ております。

このように、やっぱり大手が出る、あるいは大型スーパーが出るということは、それだけ塩竈の地盤は落ち込んでしまうんですよ。これが私はプレゼンテーションを聞きにいった何ら変わらないと、このままでは大変だなということを感じてきたわけではありますが、感じだけ述べさせていただきました。

それで、お聞きしたいのは、市長はそういうプレゼンテーションをお聞きになりながら、依然として大手といいますか、そういう意味では大型商業所の塩竈市に与える影響についてどのように考えているのかお聞きしておきたいと思えます。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 まず、商業圏についての考え方がありますが、平成11年に塩竈商業圏というのが消滅いたしております。で、それが大きく商業売上が低下していった原因になっているわけがありますね。そのきっかけとなったものについては私もいろいろあるかと思いますが、小野委員言ったようなことも一因だと思っております。今現在でも塩竈から市内で買い物しないでほかの地域で買い物する方々恐らくおられるでしょう。そういった方々を一つはやっぱりこの地域にもう1回引きとめるということが大切ではないかということをお聞きしてきております。それから、できれば地域外からもこの塩竈、海辺のすばらしい都市だと私は思っております。この塩竈に足を運んでいただけるような、そういった何かきっかけというものがこの塩竈の街に必要なんだろうということでもあります。

先ほど伊藤委員の質問の中にもいろいろございました。考え方としては住居を先行するというのも、これも一つの形式だと思っておりますが、我々今この地域に求められておりますのは活気ではないかと思っておりますので、そういったきっかけとしてこの地域をぜひ有効活用していきたいということで今まで進めてまいりました。

プレゼンテーション、私も初めから終わりまでいろいろ聞きました。決して今小野委員が言

ったような形でない部分も私はあったかと思っておりますが、まじめにきちんと対応されていたと私は思っております。それぞれの提案者がそれぞれの思いを一生懸命言っておられた。確かに規模が大小はございました。小さい方も大きい方も一生懸命この都市空間で我々こういうことをやりたいと、それは当然自分の商売あるでしょう、これは商いですから。ただ、それだけではなくて、この塩竈の商店街の商店主の方々にもこういう形で一緒になってまちづくりに参画してもらいたいという思いは私伝わったと思っておりますし、足りない部分については委員長からも直接聞き取りがあったかと思えます。

あの席でも申し上げましたように、これは第1回目であります。第1回目でありまして、これから先いろいろまた不足する部分があればその提案者の方々をお呼びして、また改めて聞きましょうと。それから、今出されている提案についても、こういう部分を直せばもっとよくなるのではないかということについては修正されることも可能ですかというようなご質問。あるいはある方については、今ある店舗はどうされるんでしょうかといったような、かなり突っ込んだお話をしていただいたと私は思っておりますから、こういった今始まったものを今結論出すのではなくて、もう少し推移を見守っていただきたいと。思いは一緒でありますので、ぜひよろしく願いを申し上げたいと思えます。

木村委員長 小野委員。

小野委員 時間もなくなってきました。市長のそういうことをお聞きしたかったわけではないんですが、そういう点では、聞いているのは、あそこがランドデザインと本当に合致した整合性のあったものだったかという点では私はそうは余り思わないで来たというのもあります。それはなぜかということ、塩竈の神社の関係とか、やっぱり海をもっと生かしたのとか、いろいろそういう思いはあります。それはそれとして、とにかくあそこのところに、塩竈市にそういう大型店が来ると、大型な開発をすると。塩竈の人たちがテナントにして入るということが、そうなったときに本当に入れるのかどうか。そしてまた塩竈の地盤が、既存の商店がどうなるのかということに対して市長はどういうふうにお考えになっているかということをお聞きしたわけで、それについては最後にお答えいただきたいというふうに思えます。

時間の関係もありますので、そういう点では今度の区画整備は73億円かけてやると。これは6万800人の人口ですか、それで割ってもやっぱり9万何がしですね。約10万円近い、赤ちゃんから子供までの負担。そして、とにかく今回募集した地域については、これは吉川委員も言いましたけれども、要するに1.23ヘクタールのところ、貨物ヤードが持っている

1.9ヘクタールと総合的な7.4ヘクタールの面積ですね。7.4ヘクタールを73億円かけて整備するのであれば、簡単にはいかないけれども1.9ヘクタールであるとすればそれは18億円かかると。少なくとも私は、市が、自治体が地盤整備をして、そこにどうぞ置いてくださいと、誘致しているような自治体というのがありますか。私は市長にその二つのことをお聞きしておきたいと思います。

木村委員長 佐藤市長。

佐藤市長 投資する額は、この間もお話ししましたけれども、すべてこのためということではないということをご説明いたしましたよね。7.4ヘクタール全体の基盤整備のためにこの事業のはかかるのでありますということを申し上げたのですけれども、委員はそれは言いかえていますよ。そうではなくて、私たちはちゃんと説明したではないですか。道路をつくる、あるいは公園もつくりますと、プロムナードもつくりますと。そういうものが全体として45億6,000万円であり27億円であります。我々ちゃんと条件はきちんと明示させていただいております。

それから先ほどの四つの提案についても、委員も本当に一生懸命聞いていただきましたありがとうございます。ただ、その中で、例えばリース会社の場合は箱物だって建てますと、地元の方々、あるいは中央の方々もそこに一緒に入っていて、新しい店舗をつくっていくという提案の方もございました。あるいはテントをつくってそこに安く入れるようなというご提案もされた方もおられました。もちろん大手の流通業者の方々もおられました。ただ、今我々どれだと決めたわけではないわけですから、それを委員の方々にこの塩竈の街に一番ふさわしいものが何かいうことを議論していただいて、今から絞り込もうということ、作業始まったばかりなのに、それ予見性、先見性を持ってお話しいただくのはいかがかということで私考えております。ぜひ見守っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

木村委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 すみません、ちょっと今菊地委員の方の質問の中で確認したいなと思ったのは、水道部の被服費の問題で、確かに努力されて、2年間に1着選択肢してやるなんていう答えでしたよね。その辺ちょっともう一度確認したいんですけれども、お願いいたします。

木村委員長 郷古水道部総務課長。

郷古水道部総務課長 本予算に計上しておりますのは、各1人1人の被服貸与規定に基づく被服費が計上してございます。それで、先ほど菊地委員の質問にお答えした内容につきましては、

職員発議で選択制度というようなものを導入しまして、幾らかでも経費の節減に資したらどうかというような職員の意見がありました。これはどういったものかと申しますと、やはりきちんと2年だったら2年、3年だったら3年というような形でこの作業服なりが回ってきても、個人によってはさほど使用頻度が多くなかったり、そういったもので、貸与されても使わなくしまっておいたりするものが随分あるようです。そういったものを避けるために選択制というようなものを導入いたしまして経費の節減に資しているというようなところでございます。

木村委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。では、それでお聞きします。

私、ちょっと計算したのですよ、実は。それで、営業費用にかかる人数が13人で40万円、1人3万769円の予算ですね。それから排水給水費の方は7人で36万円、5万1,428円。それで漏水の方が4人で15万円、3万7,500円。給水工事費3人で11万円、3万6,666円。それから、業務費12人で44万円、同じく3万6,666円。それから総務係ですか、17人で34万円、これが2万円であると。56人で180万円、1人平均が3万2,142円と。この人数から割っていくと、なぜこういった予算を出すのにはばらつきがあるのか。まずここをちょっと説明していただきたい。

木村委員長 郷古水道部総務課長。

郷古水道部総務課長 一番わかりやすい内容で、事務の部分と技術の部分、特に1款1項2目排水管理費といったところの予算ですと、現場と直結してございますので、そういった中では同じ作業服でも事務の部分で3年のものがその科目では1年。あとズボンにつきましては2年のものが半年に1本と、そういった形で事務と技術、現場と事務という形で違いがあるというような内容でございます。

木村委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 そうすると、去年とちょっと比べたんですよ。そうすると、相当ちょっと、例えば営業費用ですと11人で40万4,000円ですね、去年のは。平均が3万6,727円というふうになって、それから極端に違うのが排水給水費の方の関係で、16年度は9人で27万5,000円で1人平均が3万555円だと。それがなぜことしになって5万1,000円なんだと。こんな変な、ことしのがね。去年のが3万何ぼですよ。ことしは1人平均何で5万何ぼなんだと。

そうすると、今、課長がおっしゃったのは、2年間で選択肢して、使わないものもあるし使っているものもあるということで、ちょっとつじつまが合わないなと。去年の決算をちょっと見たのです。決算がばらばらなんですよ。この辺の購入する金額とか、この辺はどういうふうな形になっているのか。あるいは随契にしているのか、あるいは入札制度を持っているのか、その辺がどうも見えないと思ったものですから、ちょっとお聞きしたいなと思います。

木村委員長 郷古水道部総務課長。

郷古水道部総務課長 後段の方のご質問ですけれども、随契なのかということなんですけれども、随契ではなくて、指名競争入札にさせていただきます。

あと、年度によって違うのではないかと、ばらつきがあるというようなお話でしたけれども、物によっては3年のもの、あと1度配られたらしばらく貸与されないもの、そういったものがいろいろございまして、年度年度でその職員に当たるものが変わってまいります。そういった中での積算でございますので、毎年毎年が同じような形での金額というようなものにはならないというようなことでございます。例えば防寒着ですと今5年だったですかね。そういった形で、職員によってはことは貸与になりますけれども来年には貸与にならないというようなものがありまして、その個人個人によつての貸与品の違いによつての積み上げでございますので、それが年度年度の違いというような形になってございます。

木村委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 そうすると、ずっと私調べたのをきょうはちょっと質問することがないと思ってやめたのですけれども、実はずっと平均的にこの金額なんです。2年間に一遍で選択肢でやるといったら必ずばらつきが出るし2割以上の差が出てくるはずなんですよ。なぜこういうふうに平均的に、1人平均3万3,000円から3万5,000円になるのかなと。全然合わなくなるわけですよ。何も悪いというのではないですよ。

予算の出し方というのは、やっぱりこういったものが入札だったらこのぐらいの金額だろうと、大体平均でどのくらいだと、一つ例えば内勤の方、それから外勤の方、全然もう仕事の関係で違いますから、例えば内勤の方が3年に一遍で間に合うのが外勤であれば1年に2着が必要だというのはわかりますよ。だから、そういうふうな形でなってくるのであればわかるんですけれども、計算すると、例えば5万円台のこともあるし2万円台のこともあると。こういった状況だと納得できないんですよね。その辺については今お話しされて納得してくださいといったってちょっと厳しいなと思いますのですね。

それで、例えば今入札しますよと言いましたよね。入札するのだったらばらつきもあるし、当然、市長は経費の削減を1割したいと言いながらやっているのにかかわらず、この部分については1割も削減されてこないと。では、ほかの作業服というかユニホーム着ている、例えば交通会計、この辺についてはこういった経費で今おろしているんですか。交通会計はユニホームはありますか、ありませんか。ちょっとその辺から。

木村委員長 千葉浦戸交通課長。

千葉浦戸交通課長 交通会計はユニホームございます。作業服として夏、冬、そういったものを支給してございます。

木村委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 そうすると、1着平均幾らぐらいのを購入されているんですか。

木村委員長 千葉浦戸交通課長。

千葉浦戸交通課長 今回、予算上に計上させていただいている部分に関しまして……、ちょっとお待ちください。

失礼しました。今回、款項目で言いますと、総務管理費需用費の中に計上させていただいておりますけれども、作業服、夏服の上着、ズボン、雨がっぱ、そういった形で計上させております。そして、例えばの例ですと、上着の場合、約4,000着、ズボンも4,000内外、雨がっぱ2,000円ちょっとという形で計上させていただいております。

木村委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。

それでは、病院関係では看護師が白衣を着ますよね。この辺の関係はどうなっているんでしょうか。支給ですか、自腹というか……

木村委員長 伊藤市立病院事務部次長。

伊藤市立病院事務部次長 病院の方でもドクター、看護婦と看護師など白衣を着ておりますが、やはり同様の支給、貸与規定を持っておりまして、今年度でありますと80万円ほどの予算を組んであります。

木村委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 では、似たような感じで下水道の方はこういった計上されているんですか、金額的には。

木村委員長 茂庭下水道事業所長。

茂庭下水道事業所長 下水道の場合は、作業服にくっついてしまうものがしまうものなので、貸与という形はとっておりませんで、消耗品費でもって一応購入させていただいております。これは1年1着ということでやっておりますが、ここのところ五、六年はずっと職員が破けたりした分だけの補充ということで、上下で8,000円台弱だったと思います。

木村委員長 嶺岸委員。

嶺岸委員 わかりました。では、水道にちょっと戻ります。そうすると、この考え方が皆ばらばらなんですね、今聞いたらば。並ぶということ自体が、数字的に並ぶということがちょっとおかしいなと思いましたが、これからも多分決算の何かできちんとした数字が出てくると思いますので、改めて決算委員会の中でお聞きしていきたいと思っておりますのでよろしく願います。以上です。

木村委員長 福島委員。

福島委員 それでは、何点かお尋ねしていきたいと思えます。

今までずっと説明を聞いておって、全部に賛成をしようかと思ったのですが、一部頭をひねりながら、選別をしなければならぬそれぞれの科目が出てきてしまったなど、こんなふうになっておるところです。

それで、一つは、先ほどの土地開発公社の関係の、いろいろ小野委員の方から質問がありました。それで、私も前にいろいろ注文をつけてみました。階段を上がって真正面のところにいい看板があったのだけれどもいつの間にかなくなった。そして、あそこにおられた方がいつの間にかおられなくなった。それで、あの方のやっておった仕事と、そして行政がそこにお手伝いする分はどうなんだと、異常もありませんということで、余りにもどっちの仕事がだれがどうやっているのかわからない部分が多々あったのではないかなと、こんなふうに指摘したこともございます。それで、先ほど渡辺課長の方から説明のあった部分では、実際に定款その他の関係、手続上の問題はないのかどうか。そして、もし手続があるとすれば、その改正なりいろいろ含めて議会に諮らなければならない部分がないものかどうか、その辺についてちょっと不安の部分があったものですからお尋ねしたいと思えます。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 開発公社の土地の賃貸について、定款の改正等必要ないのかというようなご質問かと思われまます。説明の繰り返しになりますけれども、まず、今の土地の賃貸につきましては、平成12年度に出されております国の通知で運用しているというような状況にあります。

それで、県の方の見解につきましても、実際賃貸については通知による運用というようなことで、定款については法を受けての部分ですので、定款の改正までには至らないだろうと。それで、実際開発公社で行う土地の管理という言葉がございます。その中に、定款上、土地の管理という言葉がございます。その中に賃貸も含めた形で内容が入っているというような県の見解であります。

しかし、先ほどもちょっと話、説明しましたけれども、こういった事例等相当多いというようなことで、今、国の方では政令改正も含めた動きがございます。あと、うちの方、開発公社としましては、全体簿価35億円のうちヤード分23億円と、全体に占める約65%、こういった部分で賃貸事業を行うというような形になれば、開発公社の主な事業として賃貸の部分もそういった部分になってきますので、国のそういった改正の動き、あるいは場合によっては定款を受けて要綱というのを定めています。そういった要綱での定めと、必要な改正がといった部分、対応できるのか、そういった部分を含めまして、改正が必要であればそういった検討をしていきたいと考えております。

木村委員長 福島委員。

福島委員 何かまだ少しあいまいさがあるのではないかと、こんなふうに思うんです。

では、実際に、開発公社の理事会なりそういう手続、あるいはそういう会議は今まで何回もなさっていますか。そして、同じ建物の中で、通路を挟んで右左で声がけするだけでそれが済まされているように私はとれるんですが、その辺はきちんとなさっていますか。役員体制と含めて今までの理事会なり何なり。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 今まで開発公社で行っております賃貸等につきましては、定款を受けた要綱というのがございまして、その要綱の中に一時貸与を含めて賃貸の規定がございます。その中で一応対応していたというような部分でございます。こういった部分で、今回、予算委員会でのこういった話等出ておりますので、改正に向けては県の指導も受けながら、必要であれば改正を行ってきたいというような形で考えております。

木村委員長 福島委員。

福島委員 助役にちょっとお尋ねしたいんですが、先ほど両方の立場でと、こういうふうにおっしゃっていただきました。それで、開発公社の方は理事会、最近のところではいつなさっています。そして、そのとき当局と開発公社の方の理事がどのような比率で双方でお話し合いをさ

れたのか。事務的な手続はいつ、どのようになさったのか、その辺もあわせてお尋ねいたします。

木村委員長 渡辺政策課長。

渡辺政策課長 昨年、理事会3月、あとたしか5月だったと思いますけれども、2回開かせていただいております。今回も17年度の予算編成に向けて今月下旬に理事会を予定しております。その理事会の中でこういった議題も含めて審議していただくかなというように考えております。

木村委員長 福島委員。

福島委員 今の説明ですと、昨年3月と5月ですね。そして、17年に入っては今月末に期末だからやらなければならない、残さなければならない。そうすると、去年5月からことし、今までは何もやっていないんですね。やっていなくてこの大きな課題を議会の方に提案しながら、そしてこれを了解を求めようとするんですか。その辺、助役、どちら、先ほどは両方の立場ということだったのですから、その辺は複雑に絡み合う部分があるのではないかなと、このように思うわけですがどうですか。

木村委員長 加藤助役。

加藤助役 私の方から説明をさせていただきます。

まず、公社の理事会は、今担当課長が申し上げましたとおりの理事会を開いています。それで、この土地の利用につきましては、先ほど担当課長申し上げましたとおり、定款の中で土地の管理という部分がございます。そのほかに土地の一時利用というのが定款を受けた業務方法書というものが公社の中にはございまして、その条項を受けて、一時利用ということでこれまで開発公社では土地の利用というか、そういったものをしてまいりました。そういった一時利用をするに当たっての今後ある一定の期間貸し出すような形になるわけでございますから、そういった意味では、関係する部署の担当者が集まり、そのメンバーは言ってみれば公社の理事にもなっておりますけれども、一応集まっていたいて、先ほどお話し申し上げましたとおりの今後定期借地で貸し出しする場合はどのような問題なり提出には必要なのか。あるいは公社としての立場ではどうなのかということとその会議の中で議論し、その中で問題となったものについては県の方に紹介をする。あるいは今お話し申し上げましたとおりの定款変更の問題等もどうなのかということで県の方に紹介をした中で、県の方では一定の考えを、先ほど担当課長申し上げた内容を出していただいておりますので、そういった意味で正式の公社の理事

会は開いて、このための理事会は開いてございません。ただ、この土地の利用に当たってのそれぞれの立場での職員集まって協議を重ねてきたというのは事実でございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 大変残念なことなんです。これは簡単に言えば担当者の打ち合わせ会議そのまま通過しているような流れでないですか。それは、ちょっと疑問になったところは県の方に問い合わせたりいろいろしたというけれども、実際には土地開発公社の方の理事会で正式なやつを、先ほど説明あったように、今年の3月と5月、そしてこの期末に、今月にやろうと。この間全くその担当者、市役所の職員の皆さんのだけでそいつは事を済ませようとして、不審な部分はそれぞれ関係省庁に問い合わせをして、打診をしてみて、これだったらいいと。この関係で、では土地の使用の部分がこのように催行、このように運営した方が理想だという形、これは、全く今の答弁ですと担当者の打ち合わせ会議としか私はとれませんよ。やっぱり正式な理事会なら理事会、土地開発公社の理事会、正式なところに招集をしながら、そしてそのところでまとめた部分についてはこのようなことがあったと、これは議事録なり何なりできちんと精査されて、整理されて、それ残らなければならなのではないですか。そして、私どもにそいつはこういうことで問題提起してもらったり、あるいはその経過について報告をいただくとか、そういう部分は流れとしてはいいですか。

木村委員長 加藤助役。

加藤助役 今までの、確かに言われれば内部での、もちろん問題点を整理するための協議を内部では重ねてきたと。その結果を一定の報告は今月予定されております理事会の方にももちろん時間をかけて報告しながらその中で一定の結論を出していくわけでございます。そういった手続はもちろんその都度今後踏んでいきたいと思いますが、今までは理事会に諮る前段としての問題点がどこにあるのかの整理をまずしておかないと理事会にかけられませんので、そういった整理に当たっての協議を重ねてきたということでご理解をいただければと思います。

木村委員長 福島委員。

福島委員 正直残念です。こういうあれは、例えば12月議会終わった後にそのまま何らかのアクションを起こして、そしてそれぞれの担当会で会議を持ちながらそれぞれの所管の委員会に、あるいは協議会の方に報告するなり、こういうところで今段取りをしているとか、そういうこともなくてやっぱりここにどんと出してしまう部分については、これは当局の余りにも同じ館の中において、そしてなれ合い。私は担当者の打ち合わせ会議としか評価しませんよ、そん

なことでは。ぜひそういうところを襟を正していただきながら、この大きな事業をするには、みんなの理解を得るために、まず皆さんのお知恵を出し合っってそのような協議なされるのはわかります。協議は、形はいいんですが、私は打ち合わせ会としか評価しません。そして、皆さんにオープンにしながら、そして今ここまで進んでいますよ、そしてこれからこういうふうにしていきたいと、所管の委員会あたりにこういうこと相談したことがありますか。出したことありますか。どうですか、委員長、受けたことありますか。そういうあれで、どうですか、そういう事の運び方、順序間違っていないか。

木村委員長 加藤助役。

加藤助役 今後、事務処理のあり方について再点検をしながら、今、ご指摘いただいた部分もよく反省をしながら物事の処理に当たっていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

木村委員長 福島委員。

福島委員 ちょっと今動悸が激しくなったので、今度は国民健康保険の方に。

資料10番の214ページで、ここの一般被保険者の関係でお伺いいたしますが、医療給付費分としてここに数字がのせられております。収納率の関係、今までこんな低い収納率をのせてあったでしょうか。ここの予算で収納率を低くしておいて、決算のときに形よくなった方がいいということでこの数字になっているのか、この辺お尋ねをいたします。

木村委員長 木下保険年金課長。

木下保険年金課長 お答えいたします。

収納につきましては、確かに前年度16年度につきましてかなり高い努力目標ということで計上させていただいておりますけれども、基本的に実質、これ全部合わせますと87.82ぐらいの収納率ということで、それぞれ医療給付、一般被保険者、それから退職被保険者の収納率を勘案してここに記載したものでございます。以上でございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 過去にはたしか91%かそのぐらいの数字で努力なさって、皆さんの成果が出てあったと思うんですが、今、課長の説明あったように、数字的には若干下がっているけれども、先ほども答弁の中にもありましたが、一生懸命頑張っていくということで理解をしていきたいと思えます。

それで、立ったついででそのままお願いをいたします。市立病院関係で何点かお尋ねいたし

ます。

実際にMRIの関係で、導入後、それぞれ大変いい機械が入ったということで、2市3町に、あるいはそれぞれ関係出先にもPRなさせて、大変好評を得てあったと思うんですが、この辺の実績がどのようになっておったのか。そしてあと、あわせて透析の関係、これはたしか9台になったと思うんですが、今回、あそこの部分を閉所したい、そして患者さんをよその方にお願いをしたということで、この機械の取り扱いと、リースで残っていたのか、あるいは今その機械、残存の価値をどのように生かそうとなさっているのかお尋ねをいたします。

木村委員長 伊藤市立病院次長。

伊藤市立病院事務部次長 まず、MRI検査であります、平成12年度から導入いたしまして13年度から実績が出ておりますが、15年度の実績についてこれは決算にもご報告申し上げた数字ですが、1日平均件数にして7件の利用となっております。患者人数にして26名でございます。また、透析の機械につきましては、これは残念ながら透析の専門のドクターが不在となるということで、透析の機械が残るわけではありますが、これは大分機種9台ありますが、その中には古いもの、あるいは新しいものいろいろございますけれども、その扱い方というものについてはこれまた最終決定していない、現在取り扱いを検討中ということでございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 伊藤次長、これは市立病院の財産としてとらまえてよろしいんですね。それで、今まで午前の方と午後の方とこの台数もまんべんなく稼働しておったかと思うんですが、これも例えばこれから別な部分でセンター構想を描いておられるようですので、この機械はではどこかに引き取ってもらう考えなり、あるいはそういうところをどのように考えていらっしゃいましたか。

木村委員長 長嶋市立病院長。

長嶋市立病院長 9台ありますけれども、ほとんどが大体透析機械の下の方がどんどん壊れてきまして、それで大体3年ぐらいずつ3台か4台ぐらいずつ繰り返しかえていっているんですね。この間調べまして、今使えるような状態のものがもう3台ぐらいしかないんです。ほかはほとんどもうさびてしまって全然だめなような状態で、どこかにお譲りして使えるようなものではないんです。それと、MO、専門的な言葉になりますけれども、水を使うのが後ろの方の透析の部屋の陰の部屋にでかいそれつくる機械があるんですけれども、それがもうかなり磨耗

してしまって、それで実は去年の暮れ壊れてしまって買わなければだめなような状態で、大体1,000万円くらいするんですが、それを結局だましだまし使ってやっと今の2月までにそれを使えたということなので、それは全くもう使えないものだと思います。ですから、使えるとすれば先ほど言った3台分がどうやら何とか使えるかなというような感じで、僕はこの間点検したときそう思いました。

木村委員長 福島委員。

福島委員 それで、病院関係は多くの方々からそれぞれ指摘もありましたし、お褒めの言葉などもあったようです。それで、一つ本当に私も先日の施設方針に対しての質問の中で申し上げましたが、お医者さんの技量によってそれぞれもっと報酬を出すべきだと、こういうふうに申し上げたところ、それなりにいいことは出なかったのですが、きょう、たしか志子田委員の質問に対してもっと先生方を優遇すべきだと、待遇改善を図るべきだということで、非常に励みになるのではないかなと、こんなふうに思って感じておったところです。そして、その中で、例えば全適の取り扱いを進めていく場合、先ほどは副議長の菊地委員の方からお話ありましたように、ぜひここで自分の体の続く限り働きたいという職員の方いらっしゃると、そういうことも聞かさせていただいて、本当に心にじんときて来ものがございました。それで、もしその手法を取り入れた場合、身分変更の選択など迫られた場合、本人の意思十分そこに組み入れられるのかどうか、その辺小山田部長、どんなふうに考えていらっしゃいますか。

木村委員長 小山田市立病院部長。

小山田市立病院事務部長 身分につきましては基本的に公務員であることには変わりありません。（「職種変更……」の声あり）職種変更でございますか。失礼しました。職種変更につきましては、本人の同意を得ることなども必要になってくるかなと思います。ただ、管理者というのは人事権とか予算編成権とか基本的には権限を持ちますので、そこはある面では非常に強い面があるというふうに思います。

木村委員長 福島委員。

福島委員 先月の協議会のときにも私注文つけましたが、実は昨年からのそれぞれお働きになっている職員の方々との文書交換、その他の関係で申し入れなりあるいは回答なりいろいろあったやに聞いておるんですが、その辺まだ答えの出ないうちに新年早々この部分の一文が働く者の耳に伝わってきたと。そんなことで、実際にはその辺は労使の関係も含めてなんですが、やっぱり今までの慣例はきちんと守りながら、そして何日まで回答欲しいということの申し入

れ、その他のあった部分についてはやっぱり期日まで出しながら、そしておくれる場合はこのような事情でと、そんな部分もこれから欠かすことのないようにしていかなければならないだろうと私は思うんですが、どうですか、交渉当事者として。

木村委員長 小山田市立病院部長。

小山田市立病院事務部長 今、私ども病院職員の間では、現在置かれている状況が大変なものですから、まず私どもとすれば大胆な提案をし、しかしそして丁寧な議論をしながら合意形成を図っていきたいと思っております。（発言者あり）

木村委員長 福島委員。

福島委員 黙って聞くのですよ。私がこちらで委員長とあれしているんですから。

それでは、次に仙南・仙塩広域水道の関係で1点お尋ねをしたいと思います。

水系が二つございまして、一つの部分については、あそこの白石川からの取水の部分で、これも私どもの方に入ってくる関係はなかったでしょうか。南部浄水場の絡みと含めて。

木村委員長 郷古水道部総務課長。

郷古水道部総務課長 七ヶ宿ダムの関係でございます。その関係で、最終計画ではこれまで55万3,300立方メートルという形で動いてございました。そのうちこれまで取水しているのが七ヶ宿ダム水系の27万9,000立方メートルというところなんですけれども、今委員ご指摘の第2期分として予定されております白石川可動取水池、これは27万4,300立方メートルなんですけれども、これは最終的な第2期工事として予定されていた内容でございました。ただ、これまでの水需要といったものの関係で、また包括外部監査といったもの等の指摘、そういったものの関係で、現在のところ27万9,000立方メートルの七ヶ宿水系だけで、白石川可動水系については休止というような形になってございます。

木村委員長 福島委員。

福島委員 今の部分では、白石川からの取水しますね。それで、南部の浄水場まで持って行って、あそこで混ぜ合わせる形も含めて、これはこちらの我々の仙塩の方にはその部分としては入ってきていませんか。

木村委員長 内形水道部長。

内形水道部長 お答え申し上げます。

南部山浄水場の方から今県の受水、取水ということで受水をしております。白石川にダムを築きまして、そこから南部山に揚水いたしまして、そこで浄水をいたしまして今梅の宮浄水場

の方に県の広域受水ということで受けております。

木村委員長 福島委員。

福島委員 白石川からの取水をして南部浄水場に入って、そして大倉のやつとのミックスはな
いんですね、部分的に。

木村委員長 郷古水道部総務課長。

郷古水道部総務課長 ちょっと今情報錯綜してしましておしわけございませんでした。白石川
の取水というものはしておりません。よろしく願いいたします。

木村委員長 福島委員。

福島委員 幾らかでも我々の方に安くておいしくて安全な水を供給をしてもらうために、どこ
からでもいい形で私どもの台所に入ってくる水が安価で来てほしいなと、そんな願いもあって、
当初あそこの白石川からの取水の関係も一時あったものですから、どのような動きになってお
ったのかなと、こんなふうに思っていたところです。大変ありがとうございました。

木村委員長 ちょっと長くなったので、暫時休憩いたします。

再開は18時10分。

午後6時00分 休憩

午後6時10分 再開

木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐藤委員。

佐藤委員 相当時間が経過をしまいいりまして、それでもこの特別会計、企業会計、各委員か
らいろいろな形で指摘がありました。そういう意味では適切な指摘だったと思いますし、また、
答弁もばらついて非常に締まりがないなと。非常に不満の多い答弁がありました。

そこで、非常に問題になっております市立病院事業会計、特にここには市立病院の再生緊急
プランが示されております。これは病院に立ち直ってほしい、よくなってほしい、そして具体
的に言うならば経営体質の改善の問題が主だったろうと思うんです。そういう意味では市長か
らも、あるいは病院長からもこの緊急再生プランについてかたい決意表明がありました。私は、
そういう意味ではもう1回改めて病院長からこれについて具体的に再答弁を求めながら対応を
決めてまいりたい、こう思っておりますので、その辺まずもう1回お尋ねしたい。緊急再生プ
ランについて具体的に、本当にやる気があるのかどうか、その辺をまずお伺いしたいと思

います。

木村委員長 長嶋市立病院長。

長嶋市立病院長 消化器病センター構想でやって、今の人数でやれるところは数をそのまま、191床ではかなり厳しい状態でありますので、162床にして、消化器病センターという構想のもとに、あと人件費が七十何%というふうにかなり人件費率が高いので、これはとてもやっけていけませんので、もちろん収入上げるように努力はいたしますけれども、それでも費用がこんなにかかるのではだめなので、そういうことで人員削減、それから給料のことにしてもそういうことで、何か手はないかということで地方公営企業全適の方に向けてやっていきたいというふうに思っております。以上です。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 院長、この緊急プランはどうしてもやり遂げなければ市立病院の再生はないと我々も認識をし、当局も責任を持ってそういう答弁をしたわけであります。そういう面では、この骨子を速やかにそして確実に実施をする。その体制は院長が、あるいは事務部長が握っていると思いますから、きょうの議会の意思を体して十分コミュニケーションを図って、そしていろいろな角度から検討していただいて、ぜひ実行していただきたい。このことを強く要望しておきたいと思います。

それから、開発公社の取り扱いをめぐるいろいろな意見がありました。開発公社の定款というのは、これは議会の議決事項なんですよ。そういう面では、県当局のいろいろご指導仰いだと言っていますが、これは口頭だけの問い合わせであり、そしてご指導だと。私はそういう面では県がそういう指導をするはずはないなと実際思っている。こういう大事業については、本来であれば文書をもって県に要請をして文書でもって回答をもらう、これが原則なんですよ。それを口頭でやった、提案しました、そして3月と5月に理事会を開いた。本来であればこれだけのことやっていますよと、これだけの議事録を残していますと、それでこれだけ業務やってこういうふうに県に要請しましたと、そういう事実も口頭だけなんです。それではこの事業を認めてくださいといっても非常に難しさがあるし問題がある。しかし、私どもはこの間の審査意見に私は賛成をしました。何としても塩竈市の活性化を願う立場で市長が責任を持ってやろうということですから、私どもも賛成をしました。反対の方もいらっしゃいます。そのためには事務員ももう少ししっかりして、そしてこの事業をどこから見ても手続はきちんと万全を期する、そしてまたこれだけの事業計画もしっかりしている、そういうきちんと事務的にも、

そしていろいろな問題をきちんと責任を持って答弁できるようにしてほしいなど。そのためには開発公社のあり方についてもこれまでとあるいは反省していただいて、再検討していただいて、きちんとした体制を市長なりあるいは開発公社の理事長から答弁を求めたいと思っています。

木村委員長 加藤助役。

加藤助役 ただいまご指摘いただきました公社の定款の関係、この辺につきまして、正式に文書でということ、県と市との公社との関係につきましては、当然に定款にかかわる問題は事前協議を前段しなくてははいけません。そういった意味で、まずは口頭でやったものでございませぬけれども、今後、そういった意味で、最終的に定款変更に当たるのかどうかは別にしても文書にてなお確認をしていきたいというふうに考えております。よろしくご指導のほどお願いいたします。

木村委員長 佐藤委員。

佐藤委員 議決に当たって何も問題がないんだという我々に安心感を与えてほしいと、こう思っているわけなんです。なるほど、これだけの手続やったんだと、そして事務手続は万全でしたと、そして責任体制も明確になっていると、こういうことがあれば私たちも安心して議決に参加できる、そういう体制をこれからつくっていただかなければなかなか信頼関係生まれません。各議員も当局と議会の関係は信頼関係だと言う方もいらっしゃる。私はそのとおりだと思っているんです。ですから、そういう面では、事務的にも万全を期すようなきちんとした、しっかりした体制をもって事務手続を進めてほしい。それが当局と議会の信頼関係が深まるし、きずなも深まるし、さらにはきちんとした安心して議決に参加できるような体制をつくってほしい、このことを申し上げて質問を終わります。

木村委員長 暫時休憩いたします。

再開は18時35分といたします。

午後6時17分 休憩

午後6時35分 再開

木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2、企業・特別会計についてはこれで一応の質疑を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。上程中の全議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、上程中の全議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第16号についてお諮りいたします。議案第16号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

木村委員長 起立多数であります。よって、議案第16号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号ないし第26号、第28号、第30号ないし第36号、第39号について採決いたします。

議案第17号ないし第26号、第28号、第30号ないし第36号、第39号については、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

木村委員長 起立全員であります。よって、議案第17号ないし第26号、第28号、第30号ないし第36号、第39号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号について採決いたします。議案第27号については、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

木村委員長 起立多数であります。よって、第27号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号について採決いたします。議案第29号については、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

木村委員長 起立多数であります。よって、第29号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号について採決いたします。議案第37号については、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

木村委員長 起立多数であります。よって、議案第37号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号について採決いたします。議案第38号については、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

木村委員長 起立多数であります。よって、議案第38号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上ですべての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。また、当局参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木村委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成17年度予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後6時41分 閉会